**科学技術関係予算の判定結果一覧（平成30年度当初予算案、行政事業レビューシート対象事業）**

原則として平成29年度レビューシート（平成30年度概算要求時のもの）の記載内容に基づいて分類されています。

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当：〇 非該当：-） | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当：〇 非該当：-) | 競争的資金(該当：〇 非該当：-) | 独立行政法人向け財政支出（該当：〇 非該当：-） | SBIR対象（該当：〇 非該当：-） | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1601 | 厚生労働省 | 14 | | 90 | | 国立研究開発法人国立がん研究センター運営費 | | 国立研究開発法人国立がん研究センターが行う業務（がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等）にかかる経費の一部に充てることにより、同センターの業務の円滑な実施及び同業務の推進に | 我が国のがん対策の中核的機関として、がんその他の悪性新生物に関し、研究・開発、医療提供、医療従事者の研修、情報発信、政策提言等を行う。 | 6,239,060 | 0 | 1 | 一般 | － | 7 | 3 | － | － | － | － | 7_a_2 | | | | | | | | 該当 | |
| 1602 | 厚生労働省 | 14 | | 90 | | 国立研究開発法人国立がん研究センター運営費 | | 国立研究開発法人国立がん研究センターが行う業務（がんその他の悪性新生物に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等）にかかる経費の一部に充てることにより、同センターの業務の円滑な実施及び同業務の推進に | 我が国のがん対策の中核的機関として、がんその他の悪性新生物に関し、研究・開発、医療提供、医療従事者の研修、情報発信、政策提言等を行う。 | 237,969 | 237,969 | 1 | 一般 | － | 7 | 3 | － | － | － | － | 7_a_2 | | | | | | | | 該当 | |
| 1603 | 厚生労働省 | 14 | | 91 | | 国立研究開発法人国立循環器病研究センター運営費 | | 国立研究開発法人国立循環器病研究センターが行う業務（循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等）にかかる経費の一部に充てることにより、同センターの業務の円滑な実施及び同業務の推進に資すること。 | 我が国における脳卒中、心臓病等の循環器病対策の中核的機関として、循環器病に関し、研究・開発、医療提供、医療従事者の研修、情報発信、政策提言等を行う。 | 3,997,082 | 0 | 1 | 一般 | － | 7 | 3 | － | － | － | － | 7_a_2 | | | | | | | | 該当 | |
| 1604 | 厚生労働省 | 14 | | 92 | | 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター運営費 | | 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う業務（精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害に係る医療並びに精神保健に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等）にかかる経費の一部に充てることにより、同センターの業務の円滑な実施及び同業務の | 我が国の精神・神経疾患対策の中核的機関として、精神、神経、筋疾患及び知的障害その他の発達障害に関し、研究・開発、医療提供、医療従事者の研修、情報発信、政策提言等を行う。 | 3,810,252 | 0 | 1 | 一般 | － | 7 | 3 | － | － | － | － | 7_a_2 | | | | | | | | 該当 | |
| 1605 | 厚生労働省 | 14 | | 93 | | 国立研究開発法人国立国際医療研究センター運営費 | | 国立研究開発法人国立国際医療研究センターが行う業務（感染症その他の疾患であって、その適切な医療の確保のために海外における症例の収集その他国際的な調査及び研究を特に必要とするものに係る医療並びに医療に係る国際協力に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等）にかかる経費の一部に充てることにより、同センターの業務の円滑な実施及び同業務の推進に資すること。 | 我が国の国際保健医療協力の中核的機関として、感染症等国際的な調査研究が必要な疾病に関し、研究・開発、医療提供、医療従事者の研修、情報発信、政策提言等を行う。 | 5,822,900 | 0 | 1 | 一般 | － | 7 | 3 | － | － | － | － | 7_a_2 | | | | | | | | 該当 | |
| 1606 | 厚生労働省 | 14 | | 94 | | 国立研究開発法人国立成育医療研究センター運営費 | | 国立研究開発法人国立成育医療研究センターが行う業務（母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするものに係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等）にかかる経費の一部に充てることにより、同センターの業務の円滑な実施及び同業務の推進に資すること。 | 我が国の成育医療の中核的機関として、小児医療、母性医療、父性医療及び関連・境界領域を包括する成育医療に関し、研究・開発、医療提供、医療従事者の研修、情報発信、政策提言等を行う。 | 3,395,266 | 0 | 1 | 一般 | － | 7 | 3 | － | － | － | － | 7_a_2 | | | | | | | | 該当 | |
| 1607 | 厚生労働省 | 14 | | 95 | | 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター運営費 | | 国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが行う業務（加齢に伴って生ずる心身の変化及びそれに起因する疾患であって高齢者が自立した日常生活を営むために特に治療を必要とするものに係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等）にかかる経費の一部に充てることにより、同センターの業務の円滑な実施及び同業務の推進に資す | 我が国の長寿医療の中核的機関として、加齢に伴う疾患に関し、研究・開発、医療提供、医療従事者の研修、情報発信、政策提言等を行う。 | 2,823,669 | 0 | 1 | 一般 | － | 7 | 3 | － | － | － | － | 7_a_2 | | | | | | | | 該当 | |
| 1608 | 厚生労働省 | 14 | | 96 | | 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費 | | 独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの施設の整備のために要する経費を補助することにより、同センターの業務（精神疾患、神経疾患、筋疾患及び知的障害その他の発達の障害に係る医療並びに精神保健に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等）の円滑な実施及び同業務の推進に資すること。 | 独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが施工する施設の整備費。平成22年度からの整備内容は次のとおり。<br>・研究所本館老朽配管更新整備（平成22年度～平成23年度）<br>・小型実験動物棟新築整備（平成22年度～平成24年度）<br>・教育研修棟新築等整備（平成24年度～平成26年度）<br>・ヒートポンプチラー更新整備（平成26年度）<br>・排ガス処理装置整備（平成26年度）<br>・屋上防水等整備（平成26年度）<br>・リハビリ棟整備（平成28年度(予定)） | 504,915 | 0 | 1 | 一般 | － | 7 | 2 | － | － | － | － | 4_a1_2 | | | | | | | | 該当 | |
| 1609 | 厚生労働省 | 14 | | 105 | | 国立研究開発法人国立循環器病研究センター施設整備費 | | 国立研究開発法人国立循環器病研究センターの施設の整備のために要する経費を補助することにより、同センターの業務（循環器病に係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等）の円滑な実施及び同業務の推進に資するこ | 国立研究開発法人国立循環器病研究センターが施工する施設の整備費。平成27年度からの整備予定は次のとおり。<br>・独立行政法人国立循環器病研究センター新築移転整備（平成27年度～平成30年度） | 1,000,500 | 0 | 1 | 一般 | － | 7 | 2 | － | － | － | － | 4_a1_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 1610 | 厚生労働省 | 14 | | 106 | | 国立研究開発法人国立成育医療研究センター施設整備費 | | 国立研究開発法人国立成育医療研究センターの施設の整備のために要する経費を補助することにより、同センターの業務（母性及び父性並びに乳児及び幼児の難治疾患、生殖器疾患その他の疾患であって、児童が健やかに生まれ、かつ、成育するために特に治療を必要とするものに係る医療に関し、調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供、技術者の研修等）の円滑な実施及び同業務の推進に資すること。 | 国立研究開発法人国立成育医療研究センター施設整備費補助金が施行する施設の整備 | 119,340 | 0 | 1 | 一般 | － | 7 | 2 | － | － | － | － | 4_a1_2 | | | | | | | | 該当 | |
| 1611 | 厚生労働省 | 14 | | 107 | | 感染症対策特別促進事業費 | | 感染症予防のための体制整備や正しい知識の普及等を推進することにより、感染症の発生の予防及びまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。 | ・都道府県等が医師等を派遣して行う性感染症に関する講習会の実施、性感染症及びインフルエンザの正しい予防知識の普及啓発を行うために必要な経費の補助を行う。<br>【補助率】1／2<br>・結核対策として都道府県等が行う健康診断、直接服薬確認事業等に要する経費を補助する。<br>【補助率】10／10<br>・都道府県等が動物由来感染症に関する研修、普及啓発、情報収集・分析及び提供体制の整備、対応計画の策定及び連携体制の整備の事業を選択して実施することにより、動物由来感染症に対する予防体制の整備を行う事業に要する経費の一部を補助する。<br>【補助率】1／2<br>・新型インフルエンザ等の発生時に備えた地域における対策を推進し、総合的な取組を実施するために必要な経費に補助を行う。<br>【補助率】1／2 | 345,093 | 0 | 5 | 一般 | － | 7 | 4 | － | － | － | － | 3_b_1_2 | | | | | | | | 該当 | |
| 1612 | 厚生労働省 | 14 | | 108 | | 特定感染症検査等事業費 | | 「性感染症に関する特定感染症予防指針」に定められる性感染症（性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒、淋菌感染症の5疾患）及びHTLV－1に関する検査・相談事業を推進する事により、これらの感染症の発生の予防・まん延防止及び治療対策の推進を図る。<br>また、早期に先天性風しん症候群の発生をなくすとともに、平成32年度までに風しんの排除を達成することを目標に掲げている「風しんに関する特定感染症予防指針」を踏まえ、 | 「性感染症に関する特定感染症予防指針」に定められる性感染症（性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒、淋菌感染症の5疾患）に関する検査及び相談事業、HTLV－1（ヒトT細胞白血病ウイルス1型）に関する検査・相談事業及び風しん抗体検査事業を行い、それに対して補助を行っている。<br>【補助率】1／2 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1613 | 厚生労働省 | 14 | | 109 | | 保健所等におけるHIV検査・相談事業 | | HIV感染の早期発見・早期治療と感染拡大の抑制に努めるため、保健所等において、無料・匿名でHIV抗体検査を実施するとともに、利用者の利便性に配慮した検査・相談体制の構築を図る。 | ・保健所等において、HIV・エイズに関する検査及び相談を希望する者に対して、夜間・休日等の　利便性に配慮した個別相談及び無料匿名のHIV抗体検査を実施<br>・エイズ治療拠点病院において、個別相談及び有料のHIV抗体スクリーニング検査を実施<br>・地域の特性やHIV・エイズの動向等を踏まえ、特に効果的・効率的であると認められるHIV検査・ 相談体制を整備<br>【補助率1/2】<br>・職域での健康診断の機会を利用したHIV・性感染症検査モデル事業を実施<br>【補助率10/10】 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1614 | 厚生労働省 | 14 | | 110 | | 感染症予防事業費等負担金(感染症発生動向調査事業を除く) | | ①感染症予防事業費（感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するための消毒や健康診断）<br>②感染症患者入院医療費（感染症患者（結核患者を除く。）の医療等に要する経費の一部を負担することにより感染症患者に良質かつ適切な医療の提供）<br>③密入国検疫等事業費（密入国検疫の実施） | 【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第61条第3項に規定する事業】<br>①感染症予防事業費（都道府県等が感染症の発生を予防し、そのまん延を防止するために必要な措置を講じる事業に要する経費の一部を負担することにより、公衆衛生上の向上及び増進を図ること）[補助率]1／2　※事業開始年度：平成11年度<br>【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第61条第2項に規定する事業】<br>②感染症患者入院医療費（都道府県等が負担した感染症患者（結核除く）の医療に要する経費の一部を負担することにより、感染症患者に対し良質かつ適切な医療提供を行うこと）[補助率]3／4　※事業開始年度：平成11年度<br>【検疫法第22条に規定する事業】<br>③密入国検疫等事業費（密入国者検疫及び検疫港以外の港等において、保健所長が検疫措置を行うために必要な経費を負担すること）[補助率]定額（10／10）　※事業開始年 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当：〇 非該当：－） | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当：〇 非該当：－) | 競争的資金(該当：〇 非該当：－) | 独立行政法人向け財政支出(該当：〇 非該当：－) | SBIR対象(該当：〇 非該当：－) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1615 | 厚生労働省 | 14 | | 111 | | 感染症予防事業費等負担金（感染症発生動向調査事業） | | 感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための調査を行い、感染症に対する有効かつ的確な予防対策を図り、多様な感染症の発生・拡大を防止する。 | 感染症法の規定に基づき、①感染症に関する医師等からの情報の収集、②専門家による解析（必要に応じ、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための調査（積極的疫学調査））、③国民・医療関係者への情報の提供及び公開を行うことにより、感染症に対する有効かつ的確な予防対策を図り、多様な感染症の発生・拡大を防止する。<br>・実施主体　　都道府県、政令市、特別区<br>・補助率　　1/2 | 756,816 | 0 | 5 | 一般 | － | 7 | 4 | － | － | － | － | 1_c_3_2 | 3_b_1_2 | | | | | | | 該当 | |
| 1616 | 厚生労働省 | 14 | | 112 | | 予防接種対策費 | | ①予防接種事故発生調査費：予防接種による健康被害発生時における実態の調査・検証を実施すること。<br>②予防接種センター機能推進事業費：予防接種を受けやすい体制の充実を図ること。<br>③ポリオ生ワクチン2次感染対策事業費：ポリオワクチンにおける2次感染者（間接接触感染者）の健康被害を救済すること。 | ①予防接種事故発生調査費：予防接種による健康被害発生時に、市区町村で事故調査委員会を設置し、被害発生に関する実態調査を検証するもの。<br>②予防接種センター機能推進事業費：予防接種の専門医を配置した医療機関の接種体制を充実させることにより、接種体制の整備を図るもの。<br>③ポリオ生ワクチン2次感染対策事業費：ポリオワクチンによる2次感染者（間接接触感染者）の健康被害を救済するもの。 | 69,652 | 21,142 | 5 | 一般 | － | 5 | 3 | 〇 | － | － | － | 1_c_2_2 | 8_6 | | | | | | | 該当 | |
| 1617 | 厚生労働省 | 14 | | 113 | | 予防接種事故救済給付費 | | 予防接種法第15条に基づき、健康被害者に対する迅速な救済のため、救済給付金を支給する。 | 予防接種法第15条に基づき、定期の予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、医療費・医療手当、障害児養育年金、障害年金、遺族年金、遺族一時金、死亡一時金、葬祭料の給付を行う。<br><br>（負担率　2／3） | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1618 | 厚生労働省 | 14 | | 114 | | 感染症指定医療機関運営費 | | 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第62条に基づき、都道府県及び医療機関の開設者に対し、感染症指定医療機関の運営費を補助することにより、感染症患者に良質かつ適切な医療の提供を行う。 | 感染症指定医療機関の運営に必要な光熱水料、燃料費、備品購入費等に対する補助である。<br>感染症指定医療機関は、感染症の患者の入院を担当させる病院であり、国は、感染症法第62条第2項の規定に基づき、都道府県が第一種及び第二種感染症指定医療機関の運営について補助した経費の一部を補助するとともに、特定感染症指定医療機関の運営に係る経費の一部を補助しているものである。<br>[補助率]<br>特定感染症指定医療機関・・・定額（10／10相当） | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_d4_1_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1619 | 厚生労働省 | 14 | | 115 | | 結核患者療養諸費・結核医療費補助金・結核医療費負担金 | | 都道府県、政令市及び特別区が行う結核の患者に対する医療に要する費用の一部を補助（負担）することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図る。 | ・結核医療費補助金<br>感染症法第37条の2に基づく都道府県、政令市及び特別区が行う結核の一般患者（通院患者）に対する医療に要する費用の一部を負担する。（補助率1／2）<br>・結核医療費負担金<br>感染症法第19条及び第20条に基づく都道府県、政令市及び特別区が行う入院勧告・措置に係る結核患者に対する医療に要する費用の一部を負担する。（補助率3／4）<br>・結核患者療養諸費<br>沖縄県の県外委託治療患者に要する渡航費、日用品等について補助を行う。（補助率10／10） | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1620 | 厚生労働省 | 14 | | 116 | | 予防接種健康被害者保健福祉相談事業費 | | 予防接種法第22条に基づき、予防接種法第15条による、医療費・医療手当、障害児養育年金、障害年金の給付の支給に係る者であって居宅において介護を受けるものの医療、介護等に関し、その家庭からの相談に応ずる事業その他の保健福祉事業の推進を図る。また、予防接種法第23条に基づき国民が正しい理解の下に予防接種を受けるよう、予防接種に関する知識の普及を図る。さらに、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業による予防接種を受けた健康被害者の健康の管理に必要な費用負担を軽減するため、その一部を給付し、もって当該予防接種による健康被害者等の保健福祉の向上を図る。 | 健康被害者及びその家族に対し、保健福祉に関する相談指導を行うことにより、生活上の負担軽減を図るとともに、相談指導に当たる者の技能向上のため、研修を実施するものである。また、自治体等からの予防接種の問い合わせに対応するべく、電話相談を行うとともに、予防接種業務に従事する者及び予防接種を受ける者又はその保護者向けにガイドラインを作成し、正確な情報の普及に努めるもの。さらに、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業により予防接種を受け、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法によりワクチン接種と健康被害の因果関係が認められた者のための健康管理支援を行うもの。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | 3_b_4 | | | | | | | 非該当 | |
| 1621 | 厚生労働省 | 14 | | 117 | | 新型インフルエンザ対策費 | | 「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を進めている。<br>また、パンデミック発生に備え、プレパンデミックワクチン原液の購入、及び国が備蓄しているプレパンデミックワクチン原液について、特に必要と認められる水際対策の従事者等に、速やかにワクチン接種が行えるようその一部製剤化したワクチンの備蓄対策を講じる。 | 【医薬品等保管料】<br>・国が備蓄している抗インフルエンザウイルス薬及びプレパンデミックワクチンの保管に関する経費。<br><br>【医薬品買上費】<br>・最新の医学的知見、諸外国における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄状況を踏まえて、備蓄を進めている。<br>・新型インフルエンザ発生に備え、最低限の社会機能を維持するために必要なプレパンデミックワクチンの備蓄を進めている。<br><br>【医薬品製剤化等業務庁費】<br>・パンデミック発生に備え、国が備蓄しているプレパンデミックワクチン原液について、特に必要と認められる水際対策の従事者等に、速やかにワクチン接種が行えるようその一部製剤化したワクチンの備蓄対策等を講じる。<br>・有効期限の切れとなったプレパンデミックワクチンを廃棄 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_d4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1622 | 厚生労働省 | 14 | | 118 | | 肝炎患者等支援対策事業費 | | 我が国の肝炎ウイルスキャリアはB型、C型合わせて300万人から370万人程度存在すると推定されており、長期間の経過の後に肝硬変や肝がんを引き起こす危険が指摘されていることから、医療提供体制の確保や患者等への情報提供を行い、地域における肝炎診療の充実及び向上を図る。また、シンポジウム等を開催し、B型・C型肝炎に関する普及啓発を行うことにより、国民に対して、感染予防、早期発見及び早期治療の推進を図るとともに、地域の実情に応じた肝炎患者・家族等に対する支援対策を実施し、肝炎患者の生活の安定に資することを目的とする。 | 都道府県等において実施される肝炎対策については、肝炎対策基本法第4条で規定されている地方公共団体の責務に基づくものであることから、地域の特性に応じた各種の施策が着実に策定・実施されるために補助を行うものである。<br>①肝炎対策協議会の開催<br>⑧シンポジウム等の開催<br><br>②肝炎診療従事者研修の実施<br>⑨専門医療機関相談等事業<br>③肝炎患者等に対する支援の実施<br>⑩肝炎患者支援手帳の作成<br>④肝炎診療支援リーフレットの作成及び配布 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1623 | 厚生労働省 | 14 | | 119 | | 肝炎治療特別促進事業費 | | 国内最大級の感染症であるウイルス性肝炎は、インターフェロン治療あるいは核酸アナログ製剤治療の投与、インターフェロンフリー治療により、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患であるが、このインターフェロン治療については月額の医療費が高額となること、また、核酸アナログ製剤治療については長期間に及ぶ治療によって累積の医療費が高額となることから、医療費の助成を実施。これにより、患者の医療機関へのアクセスを改善し、将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては国民の健康の保持、増進を図る。 | 各都道府県において、インターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤の投与が必要なB型肝炎患者及びC型肝炎患者に対し、医療費の助成を行う。<br>【肝炎対策基本法第15条】<br>国及び地方公共団体は、肝炎患者が必要に応じ適切な肝炎治療を受けることができるよう、肝炎患者に係る経済的負担を軽減するために必要な施策を講ずるものとする。<br>補助率：都道府県　1／2 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1624 | 厚生労働省 | 14 | | 120 | | 肝炎ウイルス検査等事業費（肝炎患者の重症化予防推進事業） | | 肝炎治療については早期発見が重要であるが、B型肝炎・C型肝炎合わせて300万人を超えると推計されている、我が国の肝炎の持続感染者数の大部分は、自分が感染していることを知らないという現状がある。このため、保健所や委託医療機関等において、受診者の利便性に配慮した肝炎ウイルス検査を実施することにより、感染の早期発見を促進する。 | 都道府県等が、保健所や委託医療機関において、B型肝炎ウイルス検査、C型肝炎ウイルス検査を実施し、陽性者を早期に発見する。更に、検査時に行われる肝炎ウイルスに関する相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げ、重症化予防を図る。<br><br>補助率：都道府県、保健所設置市、特別区　1／2 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_5_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1625 | 厚生労働省 | 14 | | 121 | | 結核研究所補助 | | 公益財団法人結核予防会結核研究所が行う結核に関する医学的研究等及び結核対策指導者の養成研修並びに国際協力の推進に要する経費を補助することにより、結核予防事業の向上を図る。 | ①結核研究所補助金：結核研究所の人件費、結核研究所運営事業費（光熱水料、施設管理の業務委託等）及び研究費（結核対策のための研究（基礎、臨床、疫学等））　並びに結核に関する情報の収集や分析等。<br>②政府開発援助結核研究所補助金：国際協力に関わる日本人の派遣専門家研修事業、開発途上国における結核国際移動セミナー事業等。<br>【補助率】10／10 | 420,717 | 0 | 5 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 7_b_1 | | | | | | | | 該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額(千円) | 左記うち要望額うち科技予算額(千円) | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:〇 非該当:－) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:〇 非該当:－) | 競争的資金(該当:〇 非該当:－) | 独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－) | SBIR対象(該当:〇 非該当:－) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1626 | 厚生労働省 | 14 | | 122 | | 感染症予防対策費 | | 新型インフルエンザ等対策特別措置法において、特定接種の対象となる医療従事者や社会機能維持者が従事する事業者は、厚生労働大臣の登録を受ける必要があり、そのための事業者の登録や情報の管理を行うことや感染症予防に係る検討会や研修を実施し、感染症予防対策を推進するとともに、特定感染症予防指針に基づく予防対策等を検討する検討会等を実施することにより感染症の発生を予防し、まん延の防止を図ることが目的である。 | ①感染症予防事業(事業開始年度:平成元年度)<br>感染症予防に係る検討会・研修会の開催及び感染症発生時等における情報収集・分析等を実施<br>②特定感染症予防対策推進事業(事業事業開始年度:平成11年度)<br>特定感染症予防指針に基づく予防対策などの検討を行う検討会の開催<br>③動物由来感染症対策事業(事業事業開始年度:平成11年度)<br>動物由来感染症対策技術研修会や地域対策推進会議等の開催<br>④新型インフルエンザ対策事業(事業事業開始年度:平成20年度)<br>特定接種の対象者が従事する事業者の登録や情報管理のためのシステム構築・運用及び全国の地衛研等が適切に | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_1_6 | 8_6 | 4_b4_2 | | | | | | 非該当 | |
| 1627 | 厚生労働省 | 14 | | 123 | | 予防接種対策推進費 | | 予防接種に係る訴訟事務の強化を図るとともに、予防接種による副反応の検討等を行うものである。 | 予防接種に係る訴訟事務を行うとともに、予防接種に関する各種調査・検討会を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1628 | 厚生労働省 | 14 | | 124 | | 予防接種従事者研修事業費 | | 【予防接種従事者研修事業費】<br>予防接種業務に関わる者を対象として、予防接種を実施するに当たっての医学的・制度的な基礎知識及び最新知識の伝達等に関する研<br>修を行い、予防接種にかかる事故等を未然に防止し、有効かつ安全な予防接種の実施を図るための人材育成等を行う。<br><br>【ワクチン価格調査経費】<br>ワクチン価格については、卸売販売業者から医療機関への実販売価格にかかる情報について、各市町村間において、共有がなされておらず、<br>現時点のデータはない。一方、定期接種化されるワクチンについては、平成25年の予防接種法改正以降増え続けており、今後も定期接種制度を<br>安定的に持続させていくためには、ワクチン価格の透明性 | 【予防接種従事者研修事業費】<br>自治体等において、予防接種に従事する医師、保健師等を対象に予防接種における専門家等や行政の担当者から最新の知識や情報を<br>伝達することを目的とした研修を実施する。<br><br>補助率:10／10 補助先:公益財団法人予防接種リサーチセンター<br><br>【ワクチン価格調査経費】<br>地方自治体、医療機関、卸売販売業者等の関係者の協力を得て、ワクチン価格の接種費用の実態調査を行う。<br><br>補助先:公募により選定 | 3,134 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 3 | 〇 | － | － | － | 5_a4_1_2 | 1_c_3_2 | | | | | | | 該当 | |
| 1629 | 厚生労働省 | 14 | | 125 | | 感染症危機管理費 | | 国民への適切な情報提供を行うこと、感染症発生時に迅速な対応を可能とするための関係機関の連携体制を整備すること及び感染症に対する専門家の医師の養成等、危機管理体制の整備を推進することにより、感染症の発生を予防し、そのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的としている。 | 感染症危機管理体制の整備と強化を図るための検討会の開催、海外において発生した感染症等について迅速かつ適切な情報収集等を行うための担当官の現地派遣、感染症に関する相談窓口の設置及び国際的に脅威となっている感染症に関する情報提供を実施している。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1630 | 厚生労働省 | 14 | | 126 | | 予防接種後副反応報告制度事業費<br>(旧予防接種後副反応・健康状況調査事業費) | | 予防接種後の副反応報告が平成25年4月に法定化され、薬事法上の副作用等報告と一元的に取扱うための新たな副反応報告制度を構築されたところであり、この制度により、安全性・有効性の高い予防接種体制の確立を図るとともに、予防接種後の副反応に関する情報を収集・分析し、その結果を広く公表することにより予防接種に対する国民の理解を促すことを目的とする。 | ①予防接種副反応報告整理・調査事業費<br>予防接種後の副反応報告が法定化され、薬事制度上の副反応等報告と一元的に取扱うともに、個々の副反応の評価を実施<br>しており、独立行政法人医薬品医療機器総合機構で副反応情報の整理・調査を実施する。<br>②予防接種副反応報告システム導入・運用経費<br>予防接種副反応報告整理・調査を実施するためのシステム導入・運用経費。<br>③予防接種後副反応・健康状況調査事業費<br>予防接種後の副反応の発生状況を正確に把握し今後の適切な予防接種行政の遂行に資するため、予防接種後副反応に関す<br>る健康状況調査を実施し、その集計結果を市町村及び医療機関等に提供することにより、より安全な予防接種の実施を図る。<br>④予防接種副反応分析事業<br>予防接種後の重篤な事例や異常な副反応をリアルタイムに解析し、異常な集積を速やかに検出する体制を整備することにより、<br>信頼度の高いワクチン接種の推進を図る。 | 98,348 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 3 | 〇 | － | 〇 | － | 1_b_2_5 | 4_c_1_2 | 8_6 | | | | | | 該当 | |
| 1631 | 厚生労働省 | 14 | | 127 | | 肝炎研究基盤整備事業 | | 肝炎についての研究は、各地の研究施設等において行われているが、それぞれ独自に行われ、研究の重複や必要な研究への取組不足などの問題が生じていることから、国立感染症研究所において、研究の方向性の調整、研究成果の情報収集・解析・公開、研究者の育成を行う。 | 国立感染症研究所において、研究成果の情報収集・解析・公開、研究者の育成等を行う。<br>・ウイルス肝炎データベースの構築<br>・若手研究者育成研修の実施<br>・肝炎に関する研究情報収集及び研究者や専門医を対象として情報の発信 | 29,081 | 0 | 1 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | 〇 | － | 4_c_1_2 | 5_a1_1 | 3_b_1_2 | | | | | | 該当 | |
| 1632 | 厚生労働省 | 14 | | 128 | | 肝炎総合対策費 | | 我が国の肝炎ウイルスキャリアは、B型が110万人～140万人、C型が190万人～230万人存在すると推定され、この中から肝硬変や肝がんへの重篤化が問題となっている状況に鑑み、「肝炎対策基本法」が施行(平成22年1月)され、同法に基づき「肝炎対策基本指針」が策定(平成23年5月)された。<br>基本指針に掲げられる各施策を実現し、肝炎対策の更な | ①肝炎対策ブロック別担当者会議の開催 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_d4_1_2 | 3_b_4 | | | | | | | 非該当 | |
| 1633 | 厚生労働省 | 14 | | 129 | | 病原体等管理体制整備事業 | | 特定病原体等の管理規制については、病原体によるテロを防止する観点を主目的として導入されたものであり、それまで病原体等の管理が研究者等の自主性に委ねられており、適正な管理体制が必ずしも確立されていない状況にあった。生物テロに使用されるおそれのある病原体等の管理の強化が重要な課題であることから、所持、輸入等の禁止、許可、届出、基準の遵守等の規制を設け、生物テロを含む人為的な感染症の発生及びまん延を防止する対策の強化を | ・一種病原体等指定業務、二種病原体等許可申請業務、三種病原体等届出業務<br>・特定病原体等取扱施設に対する定期的な立入検査業務及び特別な立入検査業務<br>・特定病原体等の盗取等又は感染事故等に対する対応<br>・運搬業者を対象とした、病原体等管理についての知識を有する者を養成するための講習会の開催 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_5_2 | 5_a4_1_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 1634 | 厚生労働省 | 14 | | 130 | | 感染症発生動向等調査費 | | 感染症の発生状況等を全国規模で調査するとともに、個々の疾病について集団免疫の現況把握及び病原体の検索等の調査・評価解析を実施して感染症の流行を予測し、さらには感染症を媒介させるおそれのある動物等の輸入の状況を把握するなどして、これらの情報を全国規模のオンラインシステムにより迅速に収集・分析・還元することにより、有効かつ的確な感染予防対策の構築を図ること | ・感染症に関する情報を全国規模で迅速に収集し、専門家による解析、国民・医療関係者等に対する還元を行い、疾病に対する有効かつ的確な予防対策を図り、多様な感染症の発生・拡大を防止する。<br>・集団免疫の現況把握および病原体の検索等の調査を行い、各種疫学資料と合わせて検討し、予防接種事業の効果的な運用を図る。<br>・動物に由来する人の感染症が海外から侵入することを防ぐ。<br>・新型ウイルス系統調査・保存を実施することにより、新型インフルエンザの大流行等に備え、ワクチンを緊急に製造するための体制整備をする<br>・抗インフルエンザ薬に対する耐性株監視を行い 疾病に対する有効かつ的確な治療対策の構築を図る。<br>・感染症情報や通知について、医療現場などに直接届けるための専用のメール配信システムを運用する。<br>・必要な標準試薬を作製・提供すること等により、都道府県等における病原体検査の精度確保・標準化及び危機管 | 317,609 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 1_b_4_5 | 1_c_1 | 4_c_1_2 | 1_a_1 | 2_c_7 | 1_c_2_2 | | | 該当 | |
| 1635 | 厚生労働省 | 14 | | 131 | | ワクチン対策事業 | | 保健衛生上必要不可欠なワクチン・抗毒素の国家買上げを行い、備蓄し、その需給調整を行う。また緊急時等のワクチン供給体制を確保する。 | 保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備を進めるため、抗毒素やワクチン等の買上げ、ワクチンの開発・製造・安定供給のために必要な検討及び需要予測調査、並びに新型インフルエンザの予防に資するワクチンの開発や備蓄 | 507,721 | 0 | 5 | 一般 | － | 7 | 4 | － | － | － | － | 8_6 | 2_a_1 | | | | | | | 該当 | |
| 1636 | 厚生労働省 | 14 | | 131 | | ワクチン対策事業 | | 保健衛生上必要不可欠なワクチン・抗毒素の国家買上げを行い、備蓄し、その需給調整を行う。また緊急時等のワクチン供給体制を確保する。 | 保健衛生上必要不可欠なワクチン等の安定供給を確保するとともに、緊急時等の供給体制についても準備を進めるため、抗毒素やワクチン等の買上げ、ワクチンの開発・製造・安定供給のために必要な検討及び需要予測調査、並びに新型インフルエンザの予防に資するワクチンの開発や備蓄 | 38,453 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 8_6 | 2_a_1 | | | | | | | 該当 | |
| 1637 | 厚生労働省 | 14 | | 132 | | 新型インフルエンザ予防接種事故救済給付費 | | 新型インフルエンザに係る予防接種による健康被害者に対する救済措置。 | 新型インフルエンザに係る予防接種による健康被害者に対する救済措置として、国が支給する医療費・医療手当、障害児養育年金、障害年金、遺族年金、遺族一時金及び葬祭料に必要な経費。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1638 | 厚生労働省 | 14 | | 133 | | 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給業務費交付金 | | 集団予防接種等の際の注射器の連続使用により、多数の者にB型肝炎ウイルスの感染被害が生じ、かつ、その感染被害が未曾有のものであることに鑑み、特定B型肝炎ウイルス感染者及びその相続人に対し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給するための措置を講ずることにより、この感染被害の迅速かつ全体的な解決を図る。 | 本事業は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(以下「特措法」という。)に基づき、特定B型肝炎ウイルス感染者等に給付金等を支給するための社会保険診療報酬支払基金に造成する基金及び特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の事務の執行に必要な経費に充てるための資金を交付するものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1639 | 厚生労働省 | 14 | | 134 | | HTLV-1対策推進費 | | ・ATL(成人T細胞白血病)やHAM(HTLV－1関連脊髄症)といった重篤な疾病を発症する原因となるHTLV－1(ヒトT細胞白血病ウイルス1型)の対策を推進するために、「HTLV－1特命チーム」により取りまとめられた「HTLV－1総合対策」を、国、地方公共団体、医療機関及び患者団体等が連携を図りつつ推進する。 | ・「HTLV-1総合対策」に基づく重点施策を推進するにあたり、患者団体、学識経験者その他の関係者から意見を求めるため、HTLV-1対策推進協議会を開催するための経費。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_d4_1_2 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:○ 非該当:-) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:○ 非該当:-) | 競争的資金(該当:○ 非該当:-) | 独立行政法人向け財政支出(該当:○ 非該当:-) | SBIR対象(該当:○ 非該当:-) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1640 | 厚生労働省 | 14 | | 135 | | 検疫業務等に必要な事業 | | 国内に常在しない感染症の病原体が、船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止するとともに、船舶又は航空機に関してその他の感染症の予防に必要な措置を講ずることを目的とする。 | 我が国に常在しない感染症の病原体が、船舶又は航空機を介して国内に侵入することを防止するため、検疫法に基づき外国から来港した船舶、航空機及びその乗組員、乗客に対して、病原体の有無に関する調査や診察などを行うとともに、患者を発見した場合には、隔離、停留及び消毒等の措置を講じるといった、一連の業務並びに港湾区域の衛生 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1641 | 厚生労働省 | 14 | | 136 | | 風しん排除対策推進費 | | 「風しんに関する特定感染症予防指針」(大臣告示)において、国は、関係機関との連携を強化し、国民に対し、風しんとその予防等に関する適切な情報提供を行うよう努めるものとするなどとしている。このため、風しん発生時対応の更なる強化を行い、風しんとその予防に関する普及啓発を実施し、早期に先天性風しん症候群の発生をなくすとともに風しんの排除に向けた取り組みを推進することを目的とする。 | 予防の普及啓発や自治体に対する風しん対策の技術支援(発生手順の手引き作成等)を行うことにより風しん排除を達成する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c4_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1642 | 厚生労働省 | 14 | | 138 | | エイズ予防対策事業委託費 | | 広く国民がHIVやエイズに理解と関心を理解を深め、またHIV感染者・エイズ患者の社会生活を支援し、生活の質を高めるとともに、医療従事者への研修を通じた人材育成、個別施策層である同性愛者等に対するエイズに関する正しい知識の普及等を推進することにより国民の保健福祉の向上に寄与する。 | ・HIV感染やエイズの発症予防のため、広く国民にエイズ予防の啓発を行うと同時に同性愛者等に焦点を絞った普及啓発や、HIV感染者・エイズ患者等の生活の質を高めるため、電話相談やカウンセリング等保健福祉相談を行う。<br>・地方ブロック拠点病院に患者等が集中する事態の解消及び適切な医療の確保のため、中核拠点病院の看護師等を養成し、HIV診療に必要なチーム医療の調整等の能力の習得を図る。<br>・HIV治療の進歩により長期存命が可能となった感染者・患者の在宅医療・介護の環境を整備するため、実地研修や医 | 297,901 | 0 | 5 | 一般 | － | 7 | 4 | － | － | － | － | 3_b_1_2 | 5_a4_1_2 | | | | | | | 該当 | |
| 1643 | 厚生労働省 | 14 | | 139 | | エイズ対策促進事業 | | エイズ対策を総合的に促進するため都道府県等が行うエイズ対策推進協議会等の設置・運営事業等に要する経費に対して補助を行い、エイズ予防対策の促進を図る。 | ・(補助率:1／2)<br>感染症法に基づくエイズ予防指針に基づき、都道府県等において地域の実情に応じたきめ細かなエイズ予防対策を総合的に促進するため、エイズ対策推進協議会等の設置や啓発活動等に対して補助を行う。<br>・(補助率:10／10)<br>地方ブロック治療拠点病院においてブロック内のエイズ治療拠点病院の医療従事者に対し、研修・講習を行うとともに調査研究等を実施し、エイズの総合的診療を行う体制を整 | 346,409 | 0 | 5 | 一般 | － | 7 | 4 | － | － | － | － | 3_b_4 | 5_b4_1_2 | 1_a_1 | | | | | | 該当 | |
| 1644 | 厚生労働省 | 14 | | 140 | | エイズ対策費 | | 「エイズ予防指針」に基づき、エイズの発生の予防及びまん延の防止のための相談・検査体制の維持強化、適切な医療提供体制の確保などのエイズ総合対策の各施策を推進する。 | ・医療提供体制確保経費:各地区ごとにブロック会議(連絡会議)の開催<br>・エイズ対策評価検討経費:エイズ予防指針進捗状況評価事業、関係省庁間連絡会議の開催 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_d4_1_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1645 | 厚生労働省 | 14 | | 141 | | エイズ発生動向調査経費 | | 我が国のエイズ患者・HIV感染者の情報を的確かつ迅速に把握することにより、エイズの流行阻止の施策に資する。 | 都道府県からのHIV感染者、エイズ患者の報告をとりまとめ、状況を分析することで、今後のHIV感染、エイズの流行を阻止するための施策へ役立てる。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_2_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1646 | 厚生労働省 | 14 | | 142 | | 退所者等対策経費 | | ①ハンセン病療養所退所者給与金<br>ハンセン病療養所退所者の福祉の増進を目的とし、地域での生活に要する経費を支給。<br>②ハンセン病療養所非入所者給与金<br>裁判上の和解が成立したハンセン病療養所に入所歴のない患者・元患者(非入所者)の福祉の増進を目的とし、平穏で安定した平均的水準の生活ができるための経費を支給。<br>③特定配偶者等支援金<br>ハンセン病療養所退所者給与金受給者の配偶者等の生活の安定等を図ることを目的とし、生活に要する経費を支 | ①ハンセン病療養所退所者に対して、退所者給与金を支給。<br>②裁判上の和解が成立したハンセン病療養所非入所者に対して非入所者給与金を支給。<br>③ハンセン病療養所退所者給与金の受給者の遺族に対して支援金を支給。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1647 | 厚生労働省 | 14 | | 143 | | 名誉回復事業 | | ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第18条に基づき、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発及び名誉回復に必要な措置を行う。 | ①名誉回復事業<br>中学生を対象としたパンフレットに加え、指導者向けのパンフレットを作成し、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発を実施する。<br>また、「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」の式典を開催する。<br>②改葬費<br>各療養所の納骨堂に眠る遺骨について、親族等の墓に改葬するための費用の支給を行う。<br>③ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復を図り、正しい知識の普及啓発等を行うため、ハンセン病療養所における歴史的建造物の補修等を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | 3_c4_5 | | | | | | | 非該当 | |
| 1648 | 厚生労働省 | 14 | | 144 | | 国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護委託費 | | 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条」の規定に基づき、療養所入所者の親族で生活困難な者に対して、都道府県が生活保護法の基準に準じて行う援護に要する経費(生活扶助、教育扶助等)を同法第22条に基づき、国庫負担するものである。 | 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条」の規定に基づき、療養所入所者の親族で生活困難な者に対して、都道府県が生活保護法の基準に準じて援護を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1649 | 厚生労働省 | 14 | | 145 | | ハンセン病対策事業委託費 | | ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に基づき、ハンセン病の患者であった者等の福祉の増進を図ることを基本とし、入所者対策、普及啓発対策、社会復帰支援対策等の施策を推進することを目的とする。 | ①ハンセン病に関する討論会、ハンセン病講座の開催、地域啓発の促進、国立ハンセン病資料館の運営。<br>②ハンセン病療養所入所者の社会復帰者の支援。<br>③沖縄県におけるハンセン病の外来診療所への財政支援、社会復帰者への自立助長、ハンセン病に関する知識の啓発普及。<br>④ハンセン病問題に関する検証会議最終報告書の提言を検討し、その検討結果を活用するための施策の実施状況等 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | 3_c4_5 | | | | | | | 非該当 | |
| 1650 | 厚生労働省 | 14 | | 146 | | 私立ハンセン病療養所補助金 | | ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第9条に基づき、国内1カ所の私立ハンセン病療養所(神山復生病院(静岡県))で行われている入所者に対する必要な療養の確保を図るため運営費等の補助を行う。 | 私立ハンセン病療養所の入所者に対して必要な療養を行う。<br>【補助率　10/10】 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1651 | 厚生労働省 | 14 | | 147 | | 難病情報センター事業費補助金 | | 難病患者や家族の療養上の悩みや不安に的確に対応するため、難病に関する普及啓発等を行うことにより、その療養生活の一層の支援を図る。 | 以下の事業を行う難病情報センター((公財)難病医学研究財団)に対して補助する。<br>難治性疾患政策研究事業等の成果、専門医・専門医療機関の所在や公的サービス、最新の認定基準、治療指針及び症例等の情報を収集、整理し、難病患者、家族及び医療関係者等に対して情報の提供を行う。(補助率:定額) | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_b_4 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1652 | 厚生労働省 | 14 | | 148 | | アレルギー相談センター事業費補助金等 | | アレルギー性疾患(花粉症、アトピー性皮膚炎等)については、民間療法を含め膨大な情報が氾濫しており、正しい情報の取捨選択が困難な状況であるため、正しい知識と情報提供等を行うとともに、各自治体の相談員を対象に全国ブロックごとに研修会を開催し、相談員の質の向上を図ることにより、患者や家族ついては国民一般からの悩みや不安の解消を図る。 | ①アレルギー専門医、専門医療機関の所在に関する情報提供。<br>②薬や症状、自己管理・日常生活の注意点などアレルギー性疾患全般(喘息、アレルギー性鼻炎、アトピー性皮膚炎、食物アレルギーなど)に関する専門スタッフの電話相談。<br>【補助率】10/10<br>上記①及び②によりアレルギーの予防・治療を推進し、目標 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1653 | 厚生労働省 | 14 | | 149 | | リウマチ・アレルギー特別対策事業 | | リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症等のリウマチ・アレルギー性疾患患者は国民の2人に1人に上ると言われており、患者数や国民の関心も高い重要な問題となっていることから、都道府県の実情に応じた各種事業を実施し、患者や家族ひいては国民一般からの悩みや不安の解消を図る。 | ①医療従事者向けの研修を実施し、専門医等の人材育成を行う。<br>②一般国民向けに自己管理(セルフケア)の観点からのシンポジウム開催等リウマチ・アレルギー性疾患に関する正しい知識の啓発活動を実施し重症化防止を図る。<br>【補助率】1/2 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | 3_b_4 | | | | | | | 非該当 | |
| 1654 | 厚生労働省 | 14 | | 150 | | 難病特別対策推進事業 | | 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第28条に基づき、難病の患者及びその家族等に対する相談支援や、難病の患者に対する医療等に係る人材育成、在宅療養患者に対する訪問看護を行うことにより、難病の患者の療養生活の質の維持向上を図る。<br>難病の患者に対する受入病院の確保を図るとともに、在宅療養支援、難病指定医等の研修及び指定難病審査会の運営等を行うことにより、難病の患者及びその家族の生活の質の向上に資する。 | ①難病相談支援センター事業　(補助率1/2)<br>②難病患者等ホームヘルパー養成研修事業　(補助率1/2)<br>③在宅人工呼吸器使用患者支援事業　(補助率1/2)<br>④難病医療提供体制整備事業　(補助率1/2)<br>⑤在宅難病患者一次入院事業　(補助率1/2)<br>⑥難病患者地域支援対策推進事業　(補助率1/2)<br>⑦神経難病患者在宅医療支援事業(補助率 都道府県1/2 独立行政法人等10/10)<br>⑧難病指定医等研修事業　(補助率1/2)<br>⑨指定難病審査会事業　(補助率1/2)<br>⑩指定難病患者情報提供事業　(補助率1/2) | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | 5_a4_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 1655 | 厚生労働省 | 14 | | 151 | | 慢性腎臓病(CKD)特別対策事業 | | 慢性腎臓病(CKD)は、患者の生命や生活の質に重大な影響を与えうる重篤な疾患であるが、適切な対応を行うことで予防・治療や進行の遅延が可能な疾患であることから、国民や医療従事者等に慢性腎臓病(CKD)に関する正しい知識の普及啓発や研修を行い、慢性腎臓病予防に向けた意識を高めることを目的とする。 | ①患者等一般向けの講演会等の開催<br>②病院や診療所等の医療関係者を対象とした研修の実施<br>③CKD診療に関わる医療機関情報の収集と提供<br>④事業実施の評価<br>【補助率】1/2 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_b_4 | 5_a4_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 1656 | 厚生労働省 | 14 | | 152 | | 特定疾患治療研究費補助金 | | 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」という。)に基づく医療費助成制度が平成27年1月1日から施行されたことに伴い、難病法の施行前に特定疾患治療研究事業で対象とされてきた特定疾患のうち、難病法に基づく特定医療費の支給対象となる指定難病(難病法第5条第1項に規定する指定難病をいう。)以外の疾患については、治療がきわめて困難であり、かつ、その医療費も高額であるため、特定疾患治療研究事業を推進することにより引き続き当該患者の医療費の負担軽減を図 | ①特定疾患治療研究事業 【補助率　1/2、10/10】<br>②スモン患者に対するはり等の治療研究事業【補助率 10/10】<br>③先天性血液凝固因子障害治療研究事業 【補助率　1/2】 | 724,605 | 0 | 5 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:〇 非該当:－) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:〇 非該当:－) | 競争的資金(該当:〇 非該当:－) | 独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－) | SBIR対象(該当:〇 非該当:－) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1657 | 厚生労働省 | 14 | | | | 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 | | 本事業は、肝がんが再発を繰り返し予後が悪いこと、また、重度肝硬変も肝がん同様に予後が悪いこと、更に、ウイルス感染が原因により慢性肝炎から肝硬変を経て末期状態の重度肝硬変・肝がんへと進行することから長期に渡り療養を要するという特徴を踏まえて、肝がん・重度肝硬変患者に対し、医療費の負担軽減を図りつつ、治療効果、生命予後や生活の質を考慮し、最適な肝がん・重度肝硬変の治療を選択できるようにするためのガイドラインの作成などの研究を促進するための仕組みを構築することを目的とする。 | 臨床データを提供する肝炎ウイルスの肝がん・重度肝硬変患者の入院にかかる医療費について、社会保険各法の規定に基づく自己負担額の一部を公費負担する。<br><br>補助先：都道府県<br>補助率：1／2 | 1,015,960 | 0 | 5 | 一般 | － | 7 | 4 | － | － | － | － | 8_1_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 1658 | 厚生労働省 | 14 | | 153 | | 特定疾患等対策費 | | 特定疾患等対策、難病対策、ハンセン病対策、腎疾患対策の各施策が円滑に実施されることを目的に行う会議、情報収集・調査及び都道府県への指導・助言などを実施する。 | ①特定疾患に係る情報の収集、会議の開催及び都道府県への指導・助言。医療費適正化に関する調査・解析。クロイツフェルト・ヤコブ病（CJD）2次感染対策に係る会議の開催及び調査・指導。<br>②難病対策に係る各施策を実施するための検討会の開催及び調査等。<br>③ハンセン病対策に係る各施策を実施するための検討会・研修会の開催及び調査。<br>④腎疾患対策に係る各施策を実施するための検討会・研修会の開催及び調査。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_2_6 | 5_d4_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 1659 | 厚生労働省 | 14 | | 154 | | リウマチ・アレルギー対策費 | | リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症等のリウマチ・アレルギー性疾患患者は国民の2人に1人に上ると言われており、患者数や国民の関心も高い重要な問題となっていることから、リウマチ及びアレルギー対策を総合的・体系的に実施するための検討会を開催するとともに、地域における相談体制の整備をするために、リウマチ・アレルギー相談員養成研修会を開催し、患者・家族ひいては国民一般からの悩みや不安の解消を図る。ただし、リウマチ・アレルギー相談員養成研修会については、平成26年度よりアレルギー相談センター事業において実施することとした。<br>また、第186回通常国会において、自民党・公明党提出の「アレルギー疾患対策基本法」が成立し、同法施行に向けアレルギー疾患対策推進協議会を設置し、基本指針を策定し | ①リウマチ及びアレルギー対策を総合的・体系的に実施するための検討会を開催<br>②アレルギー疾患対策基本指針の変更に当たって意見を述べる機関として、アレルギー疾患対策推進協議会を設置 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_d4_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 1660 | 厚生労働省 | 14 | | 156 | | ハンセン病療養所入所者等補償金 | | 国外ハンセン病療養所元入所者がこれまで被った精神的苦痛を慰謝するため、対象者に支給。 | 国外ハンセン病療養所元入所者がこれまで被った精神的苦痛を慰謝するため、「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、対象者に補償金を支給する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 1661 | 厚生労働省 | 14 | | 157 | | 国立ハンセン病療養所施設費 | | ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）の趣旨を踏まえ、国立ハンセン病療養所における入所者の療養の質の向上を図り、入所者が地域社会と共生しつつ、良好かつ平穏な療養生活を営むことができるようにすることを目的とする。 | ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）の趣旨を踏まえ、国立ハンセン病療養所における入所者の療養の質の向上を図り、入所者が地域社会と共生しつつ、良好かつ平穏な療養生活を営むことができるよう、国立ハンセン病療養所の建物、その他の施設の整備を | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_1_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 1662 | 厚生労働省 | 14 | | 158 | | 国立ハンセン病療養所運営費 | | ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）の趣旨を踏まえ、国立ハンセン病療養所における入所者の療養の質の向上を図り、入所者が地域社会と共生しつつ、良好かつ平穏な療養生活を営むことができるようにすることを目的とする。 | ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）の趣旨を踏まえ、国立ハンセン病療養所における入所者の療養の質の向上を図り、入所者が地域社会と共生しつつ、良好かつ平穏な療養生活を営むことができるよう、国立ハンセン病療養所の運営を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 1663 | 厚生労働省 | 14 | | 159 | | 難病患者サポート事業 | | 患者の不安やストレスを解消するための精神的、心理的サポートを行う様々な事業を実施する。自立した患者団体の育成を目的に経営マネジメントや運営管理の研修等を実施し、患者の支援を図る。 | ①患者（相談）支援事業　患者（相談）支援ネットワークの構築、患者相談事業、管理研修等を通じて支援。<br>②患者活動支援事業　国内研究会の開催支援、一般向けフォーラム等の開催支援、患者団体等との交流に対する支援。<br>③調査・記録事業　患者・患者家族の体験談・療養経験をデータベース・テキスト化<br>④ピアサポート事業　ピアサポーターの養成 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | 4_c_1_9 | | | | | | | 非該当 | |
| 1664 | 厚生労働省 | 14 | | 160 | | からだの痛み相談支援事業 | | 疼痛患者・患者家族が症状や窮状を訴えても医療機関や行政機関から的確な診断や助言が得られず、複数の機関にたらい回しにされている現状を改善する。 | 患者の症状や境遇に合わせた適確な相談や助言ができる信頼性の高い相談窓口等患者の受け皿的機関を設け、次の事業を行う。<br>①痛みに関する電話相談<br>②痛みに関する普及啓発活動<br>③医療従事者への研修事業<br>（補助先：公募　補助率：定額） | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | 3_c4_5 | 5_a4_2 | | | | | | 非該当 | |
| 1665 | 厚生労働省 | 14 | | 161 | | 難病対策の推進のための患者データ登録整備事業経費 | | 難病患者のデータを収集・登録することで、症例が比較的少なく、全国規模で研究を行わなければ対策が進まない難病について、一定の症例数を確保し、患者の症状、治療方法、転帰などを把握することにより研究の推進や医療の質の向上に結びつける。 | 医療費助成の対象疾患に罹患した患者であれば医療費助成の有無にかかわらず全員が登録可能なシステムの整備を行う。 | 178,053 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_2 | | | | | | | 該当 | |
| 1666 | 厚生労働省 | 14 | | 162 | | 難病医療費等負担金 | | 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下、「難病法」という。）に基づく特定医療費の支給対象となる指定難病（難病法第5条第1項に規定する指定難病をいう。）について、治療方法の確立等に資するため、難病患者データの収集を効率的に行い治療研究を推進することに加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的な負担が大きい患者を | 難病患者の医療費負担を軽減するため、難病の特性を踏まえて、負担割合を3割から2割に軽減し、所得に応じて負担限度額を設定することとし、医療費助成を実施する。<br>（補助率：1/2） | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 1667 | 厚生労働省 | 14 | | 163 | | 小児慢性特定疾病対策等総合支援事業 | | 特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、小児慢性特定疾病児童等の日常生活の便宜を図るとともに、小児慢性特定疾病児童等の自立を促進するため協議会を開催すること等により、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進を図る。 | 当補助金では次の事業を実施している。<br>①小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業（実施主体：市町村　補助率：1/2）<br>②慢性疾病児童等地域支援協議会運営事業（実施主体：都道府県、政令指定都市、中核市　補助率：1/2）<br>③小児慢性特定疾病医療事務費（実施主体：都道府県、政令指定都市、中核市　補助率：1/2）<br>④小児慢性特定疾病指定医育成事業（実施主体：都道府県、政令指定都市、中核市　補助率：1/2） | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 1668 | 厚生労働省 | 14 | | 164 | | 小児慢性特定疾病データベース登録システム整備事業経費 | | 小児慢性特定疾病に係るデータベースを構築し、研究者等に当該データを提供することにより、小児慢性特定疾病の治療研究の推進を図る。 | 小児慢性特定疾病の治療研究に資するデータについて、その登録内容の精度を向上させるためのシステム開発及び運用を行う。 | 79,266 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_2 | | | | | | | 該当 | |
| 1669 | 厚生労働省 | 14 | | 165 | | 小児慢性特定疾病登録管理データ運用事業 | | 小児慢性特定疾病児童等の治療・療養生活の改善や小児慢性特定疾病に係る理解促進等に資する情報の入口となるポータルサイトを構築し、適切な運用を図る。 | ○小児慢性特定疾病の患者の治療・療養生活の改善等に役立つさまざまな情報の一元化を図り、患者や家族、患者団体等の支援団体及び関係学会等小児慢性特定疾病に関わる関係者に、わかりやすく情報提供することを目的としたポータルサイト「小児慢性特定疾病情報センター」の運営等を行う。<br>○実施主体 ：国立研究開発法人国立成育医療研究セン | 23,661 | 0 | 5 | 一般 | － | 4 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_2 | | | | | | | 該当 | |
| 1670 | 厚生労働省 | 14 | | 166 | | 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業費負担金 | | 幼少期から慢性疾病に罹患しているため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ、自立を阻害している児童等について、地域による支援の充実により自立促進を図る。 | ○対象者：小児慢性特定疾病児童等<br>○給付内容：小児慢性特定疾病児童等の地域の実情に応じたサービスにかかる費用の一部を負担する。<br>○実施主体：都道府県、政令指定都市、中核市<br>○補助率：1/2 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 1671 | 厚生労働省 | 14 | | 167 | | 小児慢性特定疾病医療費負担金 | | 長期にわたり療養を必要とし、及びその生命に危険がおよぶおそれがあるものであって、療養のために多額の費用を要するものに対し、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図る。 | ○対象者：18歳未満（引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満）で厚生労働大臣が定める疾病に罹患した児童等<br>○給付内容：小児慢性特定疾病の治療にかかる医療費の自己負担の一部を負担する<br>○実施主体：都道府県、政令指定都市、中核市 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 1672 | 厚生労働省 | 14 | | 169 | | 臓器移植対策事業 | | 臓器移植を公平・公正に実施するための臓器提供のあっせん体制の確保、移植医療の理解を深め、臓器提供に関する意思表示をしていただける環境を整えるための普及啓発及び臓器移植に関する研修を行うことで臓器移植の公平かつ効果的な実施を図る。 | ①臓器移植のあっせんに関する事業【補助率】定額<br>臓器移植法第12条に基づくあっせん機関として臓器移植に係る連絡調整等を行う。<br>②臓器移植あっせん事業体制の整備に関する事業【補助率】定額<br>臓器提供医療機関の体制整備を支援するとともに、あっせん事業の従事者に対する研修を行う。<br>③臓器移植に係る普及啓発に関する事業【補助率】定額（1／2）<br>広く国民に移植医療を啓発し、臓器提供に関する意思表示が行われる環境を整える。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | 5_a4_1_2 | 3_c2_3 | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額(千円) | 左記うち要望額うち科技予算額(千円) | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:〇 非該当:－) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:〇 非該当:－) | 競争的資金(該当:〇 非該当:－) | 独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－) | SBIR対象(該当:〇 非該当:－) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1673 | 厚生労働省 | 14 | | 170 | | 移植対策(造血幹細胞)事業 | | 白血病等の治療に有効な造血幹細胞移植を推進するため。 | 1. 骨髄等のあっせんに関する事業<br>白血病等の治療に有効な骨髄移植や末梢血幹細胞移植を公平に実施するため、法に基づく骨髄・末梢血幹細胞あっせん提供事業者である(公財)日本骨髄バンクが骨髄移植等に係る連絡調整を行う(国際的なあっせんを含む)。また、骨髄等提供登録者(ドナー)の登録内容の定期的更新等を行う。<br><br>2. 骨髄移植等に係る普及啓発に関する事業<br>一人でも多くの患者に骨髄移植等の機会を提供できるよう、骨髄等提供希望者を確保するための普及啓発事業、骨髄等提供希望者への説明を行うボランティアに対する研修事業、ドナー登録会の開催及び低所得者の患者負担金免除事業を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_5_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1674 | 厚生労働省 | 14 | | 171 | | 移植対策費 | | 臓器移植及び造血幹細胞移植関係等の円滑な運営のため、移植体制等について協議、検討等を行うとともに、学校教育の場における普及啓発を推進する。 | ・適正な臓器移植の実施に必要なガイドライン等の改正に向けた検討を実施するため、各種作業班を開催<br>・脳死下での臓器提供事例が発生した際、手続きが適正に行われたかの検証を実施<br>・臓器等を提供したドナーに対し臓器提供者等感謝状を送付<br>・臓器移植の普及啓発を目的として全国の中学校へ教育用 | 21,755 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 1_b_1 | 8_6 | 3_b_1_2 | | | | | | 該当 | |
| 1675 | 厚生労働省 | 14 | | 172 | | 造血幹細胞移植医療体制整備事業 | | 3種類の移植術(骨髄移植、末梢血幹細胞移植及び臍帯血移植)のうち、患者の疾病の種類やステージに応じて最適な移植術を選択し実施できる体制<br>を整備する。 | 白血病等に対する造血幹細胞を用いた早期治療(採取の積極的実施、緊急の移植受入)の実践を行うとともに、造血幹細胞移植に関する人材育成、治<br>療成績の向上及び研究を促進させるための基盤整備を図る。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_1_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1676 | 厚生労働省 | 14 | | 173 | | 老人保健事業推進費等補助金(原爆分) | | 当補助金は、被爆者の方々が多数居住している地方自治体に対して、被爆者に係る後期高齢者医療(一般疾病)の自治体負担分の増加の軽減を図ることを目的とする。また、被爆者の高齢化を踏まえ地域の実状に応じた保健、医療、福祉に関する施策(事業)に対し補助を行い、被爆者の疾病予防、健康の維持向上を図ることを目的とする。 | 広島・長崎県市及び広島市、長崎市周辺の市町村のうち、被爆者老人の割合が広島市、長崎市と同等以上である市町村に対し、後期高齢者医療費(一般疾病)の自治体負担分の増加の軽減を図る。また、広島・長崎県市及び広島市、長崎市周辺で両市より被爆者割合の高い市町村において、被爆者特有の健康上の不安を払拭するため、原爆被爆者のための放射線関連疾病予防事業、こころの健康づくり事業、生きがいづくり事業、健康増進等に関する調査研究事業等に対し補助する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1677 | 厚生労働省 | 14 | | 174 | | 原爆被爆者医療費 | | 当医療費は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第10条、第17条、第18条に基づき、被爆者に対し必要な医療の給付(支給)を行うことにより、被爆者の健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。 | 国は、原子爆弾被爆者に対する援護の法律第10条、第17条、第18条に基づき、被爆者に対し医療費を支給する。<br>認定疾病医療費:原子爆弾の傷害作用に起因する疾病について、医療費を全額国費で支給<br>一般疾病医療費:認定疾病以外について、医療保険等の自己負担分を国費で支給 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1678 | 厚生労働省 | 14 | | 175 | | 原爆症調査研究委託費(原爆被爆者の生物試料の保管及び活用に関する研究) | | 当委託費は、原爆放射能の健康影響に関する調査研究を行うことにより、原爆被爆者の健康の保持・増進及び福祉の向上を図ることを目的とする。 | 平成29年度研究課題<br>今後の科学技術の発展によって、原爆放射線が原爆被爆者に及ぼした影響について更なる解明が期待されることから、原爆被爆者の生物試料を収集し、長期間保管するための体制の在り方について研究を行う。更に、生物試料の分析結果については遺伝子に関する情報も含まれる可能性もあることから、その活用に際して倫理的な問題等に関する | 1,874 | 0 | 5 | 一般 | － | 5 | 4 | － | － | － | － | 1_b_2_1 | 1_c_1 | | | | | | | 該当 | |
| 1679 | 厚生労働省 | 14 | | 176 | | 原爆症調査研究委託費(原爆被爆者の臨床情報の保管及び活用に関する研究) | | 当委託費は、原爆放射能の健康影響に関する調査研究を行うことにより、原爆被爆者の健康の保持・増進及び福祉の向上を図ることを目的とする。 | 平成29年度研究課題<br>今後の科学技術の発展によって、保管された生物試料を活用して放射線による健康影響の研究を行う際には、原爆被爆者の疾病の罹患状況や治療内容等に関する臨床情報は不可欠である。そのため、原爆被爆者の臨床情報を長期間保管するための体制の在り方等に関する研究を行う。 | 10,000 | 0 | 5 | 一般 | － | 5 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 1680 | 厚生労働省 | 14 | | 177 | | 国際交流調査研究事業 | | 当事業は、世界唯一の被爆国として我が国のこれまでの調査研究によって得られた経験と知識を広く世界に還元するとともに、放射線被曝医療等に関する専門医の育成等に寄与することを目的とする。 | 当事業は、外国における放射線被曝医療等に関する指導、技術支援、医療情報の提供等の援助協力を行うため、日本の専門家の派遣及び外国からの研修医師等の受け入れ等を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_1_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1681 | 厚生労働省 | 14 | | 178 | | 被爆二世健康診断調査委託費 | | 被爆二世の中には、健康面での不安を訴え、健康診断を希望する者が多い現状にかんがみ、希望者に対し健康診断を実施し健康管理に資することを目的とする。 | 被爆二世健康診断調査委託費<br>委託先:都道府県、広島市及び長崎市(健康診断は医療機関等へ委託し実施)<br>対象者:被爆二世であって健康診断を希望される方 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1682 | 厚生労働省 | 14 | | 179 | | 被爆体験者精神影響等調査研究委託費 | | 被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患を有する方を対象に、精神疾患(合併症含む)の治療等に係る医療費の支給を行うこと等により、その症状の改善、寛解及び治癒を図ることを目的とする。 | 被爆体験者精神影響等調査研究委託費<br>委託費:長崎県、長崎市<br>対象者:第二種健康診断受診者証の交付を受けた方で、現在、長崎県内に居住されている方<br>事業:健康教育の実施、精神疾患に関する診断、精神疾患の合併症に関する診断、被爆体験者精神医療受給者証の交付に関する事務、医療費の支給 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1683 | 厚生労働省 | 14 | | 180 | | 在外被爆者渡日支援等事業委託費 | | 当委託費は、在外被爆者に対して、居住する国の医療機関で適切な医療を受けることができるよう、保健医療費等の助成事業等を行うことにより、在外被爆者の健康保持及び増進を図ることを目的とする。 | 在外被爆者渡日支援事業等委託費<br>委託先 : 都道府県、広島市、長崎市<br>対象者 : 在外被爆者<br>事　業 : ① 治療のための渡日を支援する事業(手帳交付渡日支援事業、渡日治療支援事業)<br>② 居住国における保健医療面の支援を行う事業<br>(保健医療助成事業、医師等派遣事業(健康相談等事業、現地研修事業)、受入医師研修事業)<br>③ 情報提供により支援を行う事業等 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1684 | 厚生労働省 | 14 | | 181 | | 原爆被爆者保健福祉施設運営費等補助金 | | 当補助金は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条第3項の規定に基づく原爆被爆者保健福祉施設運営費、老人福祉施設入所等被爆者助成費、訪問介護利用被爆者助成事業及び原爆被爆者相談事業に対する補助を行い、高齢化する被爆者の保健福祉の向上を図ることを目的とする。また、広島市、長崎市が開催する原爆死没者慰霊式典及び都道府県(広島市、長崎市を含む)が補助する慰霊式典への助成等を行う。 | 原爆被爆者保健福祉施設運営費等補助金<br>① 原爆被爆者保健福祉施設運営費(補助率:8／10、1／2)<br>広島・長崎両県市が行う原爆被爆者養護ホームの運営事業等及び、都道府県・広島市・長崎市が行う原爆被爆者の介護保険利用料自己負担分等の<br>助成事業に必要な経費<br>② 訪問介護利用被爆者助成事業(補助率:1／2)<br>原爆被爆者のうち低所得の方が利用する訪問介護利用料自己負担分等の助成事業に必要な経費<br>③ 原爆被爆者相談事業(補助率:1／2)<br>高齢化する原爆被爆者の健康指導及び医療、福祉等に関する各種相談事業に必要な経費<br>④ 原爆死没者慰霊式等開催費(補助率:定額)<br>広島市・長崎市で開催される平和祈念式典の実施に必要な経費<br>⑤ 原爆死没者慰霊等事業(補助率:2／3)<br>全国各地の地域・職域単位で開催される慰霊式典等の実施に必要な経費<br>⑥ 原爆被爆者動態調査等事業費(補助率:1／2)<br>広島・長崎両市の原爆被災直前の全町(3km以遠)におけ | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | 1_c_3_9 | | | | | | | 非該当 | |
| 1685 | 厚生労働省 | 14 | | 182 | | 原爆被爆者介護手当等負担金 | | 当負担金は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第31条に規定する介護手当について、同法第43条第2項の規定に基づき、都道府県、広島市及<br>び長崎市が行う同手当及び同手当の支給事業に要する経費の一部を負担することにより、原子爆弾被爆者の福祉の向上を図ることを目的とする。 | 原爆被爆者介護手当等負担金<br>負担先 : 都道府県、広島市、長崎市<br>対象者 : 原爆被爆者であって、精神上又は身体上の障害により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けている方<br>手当額 : 介護手当　重度　104，950円以内／月額、中度　69，960円以内／月額、　家族介護手当　21，900 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1686 | 厚生労働省 | 14 | | 183 | | 原爆被爆者健康診断費交付金 | | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条第1項の規定に基づき都道府県、広島市及び長崎市が行う健康診断に要する経費を全額交付することにより、原爆被爆者の健康の保持及び増進を図ること目的とする。 | 原爆被爆者健康診断費交付金<br>交付先:都道府県、広島市、長崎市<br>交付率:10／10<br>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第7条、第8条、附則第17条に基づき、被爆者の方(被爆者健康手帳所持者、第一種健康診断受診者証所持者)に対し年間、定期2回、希望2回の健康診断を行う。第二種健康診断受診者証の交付を受けた方については、年1回の健康診断を行 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1687 | 厚生労働省 | 14 | | 184 | | 原爆被爆者手当交付金 | | 当交付金は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第24条～28条に規定する医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当について、同法第43条第1項の規定に基づき都道府県、広島市及び長崎市が行う同手当及び同手当の支給事業に要する経費の全額を交付することにより、原爆被爆者の健康の保持及び増 | 原爆被爆者手当交付金<br>交付先 : 都道府県、広島市、長崎市<br>交付率 : 10／10 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:〇 非該当:-) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:〇 非該当:-) | 競争的資金(該当:〇 非該当:-) | 独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:-) | SBIR対象(該当:〇 非該当:-) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1688 | 厚生労働省 | 14 | | 185 | | 原爆被爆者葬祭料交付金 | | 当交付金は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第32条に規定する葬祭料について、同法第43条第1項の規定に基づき都道府県、広島市及び長崎市が行う葬祭料及び同支給事業に要する経費の全額を交付する。 | 原爆被爆者葬祭料交付金<br>交付先 ： 都道府県、広島市、長崎市<br>交付率 ： 10／10 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1689 | 厚生労働省 | 14 | | 186 | | 土地借料 | | 国立広島原爆死没者追悼平和祈念館及び国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館を、広島市の所有する平和記念公園及び長崎市の所有する平和公園内にそれぞれ設置しているため、都市公園法、広島市公園条例及び長崎市都市公園条例に基づき、広島市及び長崎市に対し土地借料(使用料)を支払うものである。 | 国(厚生労働省)は、広島市及び長崎市の請求に基づき、国立原爆死没者追悼平和祈念館に係る土地借料(使用料)を支払う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1690 | 厚生労働省 | 14 | | 187 | | 原爆死没者追悼平和祈念館運営委託費 | | 当委託費は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第41条の規定に基づき、国が設置した国立広島原爆死没者追悼平和祈念館及び国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館の管理運営に資することを目的とする。 | 委託先は、被爆地である広島、長崎に設置した国立原爆死没者追悼平和祈念館の管理運営を行うとともに、被爆者が記した手記や体験記、その他の被曝関連資料や被曝医療及び平和に関する情報等の存在を調査・収集・整理し、祈念館において、これらを入館者等へ広く情報発信する事業 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1691 | 厚生労働省 | 14 | | 188 | | 放射線影響研究所補助金 | | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第40条第2項及び日米交換公文に基づき、平和目的の下に、放射線の人体に及ぼす医学的影響及びこれによる疾病を調査研究するため、公益財団法人放射線影響研究所に対し補助し、原爆被爆者の健康保持及び福祉に貢献するとともに、人類の保健福祉の向上に寄与することを目的とする。 | 放射線影響研究所補助金<br>補助先：公益財団法人放射線影響研究所<br>補助額：1,896百万円(28年度実績)<br>補助率：定額<br>(参考)日米交換公文に基づき、米国からも公益財団法人放射線影響研究所に対し財政負担が行われている。 | 1,862,570 | 0 | 5 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 1692 | 厚生労働省 | 14 | | 189 | | 原爆被爆者対策費 | | 当経費は原爆被爆者対策の行政事務に必要な経費である。<br>また、平成28年度においては、被爆者等の生活、健康等の現状などを把握し、被爆者援護対策の円滑な事業の推進を図る原子爆弾被爆者実態調査を実施している。<br>本調査は10年に1回実施し、平成27年度において調査票の送付・回収を行っており、平成28年度において集計・分析を | 原爆被爆者対策関係の行政事務経費<br>・原爆訴訟関係費<br>・在外被爆者対策費<br>・戦没者追悼式参列費<br>・原爆死没者追悼平和記念館運営企画検討会費<br>・原子爆弾被爆者実態調査　　等 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1693 | 厚生労働省 | 14 | | 190 | | 毒ガス障害者対策費 | | 旧陸軍造兵廠忠海製造所、旧陸軍造兵廠曾根製造所又は旧相模海軍工廠に従業員として従事していた者、旧陸軍広島兵器補給廠忠海分廠に従業員として従事していた者等であって、毒ガスの影響により今なお健康上特別の状態にある者が行う健康管理手当等の申請について、支給の認定に係る事項を審査することを目的とする。 | 昭和59年4月10日衛発第266号厚生省公衆衛生局長通知「毒ガス障害者に対する救済措置要綱」に基づき、健康管理手帳及び医療手帳の交付並びに特別手当、医療手当、健康管理手当及び保健手当の支給の認定に係る事項を審査するため、「毒ガス障害者認定検討会」を設置し、これを運営する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1694 | 厚生労働省 | 14 | | 191 | | 特定疾患調査委託費 | | 第二次大戦中、広島県大久野島にあった旧陸軍造兵廠忠海製造所、福岡県北九州市にあった同曾根製造所及び神奈川県寒川町にあった旧相模海軍工廠に従事していた方の中に、当時製造していた毒ガスによる健康被害が多く見られることから、これらの方に対し、健康診断及び相談指導の実施、医療費(医療保険自己負担分)の支給、各種手当の支給等を行い、毒ガス障害者の健康の保持及び増進を | 特定疾患調査委託費<br>　　委託先 ： 広島県、福岡県、神奈川県<br>　　実施事業 ： 毒ガス障害者として認定された者に対し健康診断、各種手当の支給、相談事業等の実施及び毒ガスの後遺症等に関する<br>　　研究事業の実施 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1695 | 厚生労働省 | 14 | | 192 | | 広島原爆体験者に対する相談支援事業 | | 広島原爆による黒い雨を体験したと訴える方々に対する相談支援事業を実施し、不安軽減を図ることにより、その症状の改善等の向上を図ることを目的とする。 | 広島原爆体験者に対する不安軽減事業<br>対象者：広島原爆により黒い雨を体験したと訴える方<br>事業：(1)保健所、市町村保健センター等で、保健師等による個別面談を通じた継続的な保健指導と健康教育等を実施<br>　　(2)相談のために必要となる健康診断を受診した際の自己負担や、相談事業に参加した際の交通費の一部を助成<br>　　(3)健康不安を訴える方に対して専門医によるケア | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1696 | 厚生労働省 | 14 | | 193 | | 日本薬局方調査事業 | | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第41条に規定する日本薬局方は、医療上重要な医薬品を収載し、その品質規格を定めることにより、医薬品の性状及び品質の適正を図るものである。急速な医学、薬学の進歩に対応させるべく、法律の規定及び薬事・食品衛生審議会の意見を踏まえ、5年ごとに全面改正するとともに、随時追補版を作成するために必要な事業である。 | 第十七改正日本薬局方作成基本方針(平成23年7月22日薬事・食品衛生審議会答申)に基づき、平成24年度は、第十六改正日本薬局方の第一追補版作成及び第十七改正日本薬局方に向けた調査研究を実施。平成25年度は、第十六改正日本薬局方の第二追補版、第十六改正日本薬局方(英訳)電子媒体版を作成し、引き続き、第十七改正日本薬局方に向けた調査研究を実施。平成26年度は、薬局方の普及のため第十六改正日本薬局方の英文版を作成し、引き続き、第十七改正日本薬局方に向けた調査研究を実施。平成27年度は、第十七改正日本薬局方の英文版作成及び第十八改正日本薬局方に向けた調査研究及び第十七改正日本薬局方の作成を行った。平成28年度は、第十七改正日本薬局方の英文版作成及び第十八改正日本薬局方に向けた調査研究を行った。平成29年度は、第十七改正日本薬局方第一追補日本薬局方の英文版作成及び第十八改正日本薬局方に向けた調査研究を行う。 | 19,763 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 1697 | 厚生労働省 | 14 | | 194 | | 申請・審査システム電子化経費 | | ①医薬品等の許認可に係る各種申請・届出の受付及び審査等の事務を効率的に実施するために開発した医薬品等新申請・審査システムの運用管理を行う。<br>②医薬品等の承認に際しての原議(承認原議)の保管管理等を行う。 | ①医薬品等の許認可に係る申請手続・審査事務を迅速に行うため、平成15～16年度に厚生労働省、地方厚生局、都道府県及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構を専用回線でつないだ「医薬品等申請・審査システム」を構築し、当該システムに係る運用及び保守管理を行う。<br>②承認原議の委託倉庫における保管・管理、出入庫、配送及び保存期間が満了した承認原議の廃棄を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_b4_2 | 6_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 1698 | 厚生労働省 | 14 | | 195 | | 医薬品等承認審査費 | | 医薬品等の製造販売承認事務の円滑化等を図るため、専門分野の学識経験者により医薬品等の承認基準等の作成、新薬等情報収集等に必要な経費。 | 一般用医薬品の承認基準作成、スイッチOTC化の推進、血液製剤・ワクチン類等について承認前実地検査を実施する。また、国内未承認薬・適応外医薬品の解消のため、「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」を開催、運営するとともに、新医薬品の迅速な開発のため、必要な海外情報を収集、検討を進め、開発に必要なガイドラインを作成する。<br>日本発シーズの実用化に向け、大学・ベンチャー等を対象に、治験に至るまでに必要な試験や有効性・安全性の評価法等に関する相談に応じるほか、産学官からなる懇談会を | 297,058 | 19,287 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 1699 | 厚生労働省 | 14 | | 195 | | 実臨床での各種データの活用による革新的医薬品の早期実用化事業(医薬品等承認審査費、独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等勘定運営費交付金の一部) | | 難病や希少疾病の医薬品開発は、被験者の数が限られているため、比較対照試験などの多くの患者の参加が必要となる臨床試験を実施することが難しく、それが開発の妨げの一因となっている。欧米においては、難病等患者のこれまでの臨床成績など、実臨床における各種データ(リアルワールドデータ)を活用した効率的な臨床試験を行うことにより、医薬品の有効性等を評価し始めている。我が国においてもNC(国立高度専門医療研究センター)の疾患登録システムやPMDA(独立行政法人医薬品医療機器総合機構)の医療情報のデータベース(MID－NET)の整備等が進んできたことから、これらを活用した効率的な医薬品開発に資する開発者向けガイドラインを策定し、革新的な医薬品の早期実用化を図る。 | 難病や希少疾病の医薬品開発において、特に問題となる治験の際の長期間・高コストの比較対照試験に代わり、少数の被験者による短期間・低コストの臨床試験で医薬品の有効性等の評価を可能とするため、NC(国立高度専門医療研究センター)の疾患登録システムやPMDA(医薬品医療機器総合機構)の医療情報データベース(MID－NET)等のリアルワールドデータを活用した、臨床評価に関する医薬品開発者向けガイドラインを策定する。 | 4,500 | 4,500 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | ○ | － | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 1700 | 厚生労働省 | 14 | | 195 | | 実臨床での各種データの活用による革新的医薬品の早期実用化事業(医薬品等承認審査費、独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等勘定運営費交付金の一部) | | 難病や希少疾病の医薬品開発は、被験者の数が限られているため、比較対照試験などの多くの患者の参加が必要となる臨床試験を実施することが難しく、それが開発の妨げの一因となっている。欧米においては、難病等患者のこれまでの臨床成績など、実臨床における各種データ(リアルワールドデータ)を活用した効率的な臨床試験を行うことにより、医薬品の有効性等を評価し始めている。我が国においてもNC(国立高度専門医療研究センター)の疾患登録システムやPMDA(独立行政法人医薬品医療機器総合機構)の医療情報のデータベース(MID－NET)の整備等が進んできたことから、これらを活用した効率的な医薬品開発に資する開発者向けガイドラインを策定し、革新的な医薬品の早期実用化を図る。 | 難病や希少疾病の医薬品開発において、特に問題となる治験の際の長期間・高コストの比較対照試験に代わり、少数の被験者による短期間・低コストの臨床試験で医薬品の有効性等の評価を可能とするため、NC(国立高度専門医療研究センター)の疾患登録システムやPMDA(医薬品医療機器総合機構)の医療情報データベース(MID－NET)等のリアルワールドデータを活用した、臨床評価に関する医薬品開発者向けガイドラインを策定する。 | 47,804 | 47,804 | 1 | 一般 | － | 95 | 3 | － | － | ○ | － | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 1701 | 厚生労働省 | 14 | | 195 | | 医薬品等承認審査費 | | 医薬品等の製造販売承認事務の円滑化等を図るため、専門分野の学識経験者による医薬品等の承認基準の作成、新薬等情報収集等に必要な経費。 | 一般用医薬品の承認基準作成、スイッチOTC化の推進、血液製剤・ワクチン類等について承認前実地検査を実施する。また、国内未承認薬・適応外医薬品の解消のため、「医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議」を開催、運営するとともに、新医薬品の迅速な開発のため、必要な海外情報を収集、検討を進め、開発に必要なガイドラインを作成する。日本初シーズの実用化に向け、大学・ベンチャー等を対象に、治験に至るまでに必要な試験や有効性・安全性の評価法等に関する相談に応じるほか、産学官からなる懇談会を設置する。革新的な医薬品について、有効性及び安全性の確保に十分な注意をしつつ最適な使用を進めるため、当該医薬品を真に必要とする患者や当該医薬品を使用する医師・医療機関の要件等に関するガイドラ | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c3_2 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:○非該当:－) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:○非該当:－) | 競争的資金(該当:○非該当:－) | 独立行政法人向け財政支出(該当:○非該当:－) | SBIR対象(該当:○非該当:－) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1702 | 厚生労働省 | 14 | | 196 | | 医薬品等国際化対策事業 | | 医薬品等の承認審査にかかる国際整合化の動き及び規制緩和に対応するとともに、より有効で安全な医薬品を欧米先進国に遅れることなく使えるようにするため、海外の実情等の調査、基準等の整合化、国際会議への参加、国際会議の開催等を実施する。 | 欧米規制当局における治験相談体制についての実情調査を行うとともに、日米欧の三極で同時に治験に関する相談が実施できる体制の構築に向けた意見交換を実施する。また、国内製薬企業の国際共同治験に対する動向や問題点に関する調査を実施するとともに、専門家を交えた国内委員会を開催し、国際共同治験の円滑な実施のための諸条件について検討を行い、三極共同治験相談の試行に向けた準備を行う。そのほか、国際会議(ICH)等への出席や日中韓薬事関係局長会合ワーキンググループの開催・出席のほか、コンビネーションプロダクト(医薬品と医療機器がセットになった製品)等の規制上の問題点を調査し、必要な改善策について検討する。 | 202,067 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 1_b_2_2 | 2_c_5 | 2_c_1 | | | | | | 該当 | |
| 1703 | 厚生労働省 | 14 | | 197 | | 再審査・再評価調査事業 | | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下、医薬品医療機器等法とする)に基づく医薬品の再審査及び再評価を着実に推進するために必要な事業。<br>・再審査品目、再評価指定品目について、審議会で調査審議を行うとともに、GLP査察を実施。<br>・医薬品の再評価について、医療の実態と医薬品医療機器等法上の承認との整合性を図るための情報収集及び評価を実施。<br>・GPSPの遵守状況調査及び再審査・再評価申請資料等の信頼性確保のためのGPSP査察を実施。<br>・後発医薬品に関する試験検査を実施し、品質の確認を行い、結果を公表することで後発医薬品の品質に対する懸念 | ・再審査に関するGLP査察、申請品目について審議会で調査審議するための資料の整備、結果の公示、申請企業への通知等。<br>・再評価のための関連情報(最新知見)の追加的収集及び専門的評価(事前評価)。<br>・GPSP基準の遵守状況の調査及び再審査・再評価申請資料等の信頼性を確保するため、GPSP査察を実施。<br>・後発医薬品に関して、(独)医薬品医療機器総合機構の相談窓口に寄せられた意見等について、国立医薬品食品衛生研究所において検討会を開催し検討を行う。また、国立医薬品食品衛生研究所において、後発医薬品に関する試験検査を実施し、試験結果について検討会において検討し、その結果を公表する。 | 103,584 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_c_6 | 1_b_1 | | | | | | | 該当 | |
| 1704 | 厚生労働省 | 14 | | 198 | | 第三者認証制度等適正推進費 | | 本事業は、第三者認証機関の認証行為レベルを一定水準以上に維持させ、認証機関間で認証行為の質に格差が生じないようにすることを目的としている。 | 第三者認証制度を適正に運用するためには、認証機関の認証行為レベルを一定水準以上に維持させるとともに、各認証機関との間で認証行為の質に格<br>差が生じない環境を整備する必要がある。そのため、下記のような事業を行う。<br>・認証行為を行うために必要な制度等に関する研修及び説明会を実施することにより、適正な認証の実施を推進する。<br>・医療機器製造施設への訪問調査及び第三者認証制度に関する意見交換を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_1_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1705 | 厚生労働省 | 14 | | 199 | | 医療機器審査体制基盤強化費 | | 医療機器の特性に応じた適切な審査を迅速に行うことができるよう、医療ニーズの高い医療機器の選定、医療機器の規制に関する国際的調和の推進等を実施。こうした医療機器審査体制の基盤を強化することを通じて、有効で安全な医療機器をより早く医療現場に提供し、国民保健の向上を図ることを目的とする。 | 有効で安全な医療機器をより早く医療の現場に提供するため、以下の事業を実施する。<br>・医療機器規制のあり方に関する検討及び調査。<br>・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第42条基準及び承認基準の作成・見直し。承認不要範囲の拡大、承認手続きの簡素化、臨床試験データのあり方等の検討。JIS規格の見直し。<br>・体外診断薬の承認手続き等の検討、診断の誤りが生命及び健康に影響を及ぼす恐れのある感染症についての標準血清パネルの作成等。<br>・再審査の実施基準及び試験方法等のガイドラインの作成及び再評価の審議調整。<br>・独立行政法人医薬品医療機器総合機構職員による、規格審議国際会議等への積極的参加。(補助率10／10) | 217,416 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | 2_b_2_2 | 5_b2_1 | 2_c_1 | | | | | 該当 | |
| 1706 | 厚生労働省 | 14 | | 200 | | 医療機器審査体制基盤強化費(審査事業) | | 医療機器の特性に応じた適切な審査を迅速に行うことができるよう、医療ニーズの高い医療機器の選定、医療機器の規制に関する国際的調和の推進等を実施。こうした医療機器審査体制の基盤を強化することを通じて、有効で安全な医療機器をより早く医療現場に提供し、国民保健の向上を図ることを目的とする。 | 医療機器審査体制の基盤を強化するため、以下の事業を実施する。・最先端の技術を用いた医療機器の製品開発効率化・審査迅速化のため、審査時に用いる技術評価指標を作成。・学会等の要望に基づき、医療ニーズの高い医療機器等について企業への開発要請など早期承認に向けて多面的に検討。・使用に当たり医師や施設の要件が必要となる革新的な医療機器については、承認前に関係学会へ使用要件等の作成を依頼。・薬事申請準備が迅速に進むよう、申請に携わる企業担当者に対して申請資料や治験計画を的確に作成するための教育研修プログラムを実施。・ニーズの高い在宅医療機器を把握し、これらの機器の早期導入に向けた取組を検討。・医療機器の規制に関する国際的調和推進に向けた取組や、日米間の協力による医療機器の同時開発・同時承認等に向けた取組を検討。・中小・ベンチャー企業等が行う革新的医療機器等に係る相談・申請手 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1707 | 厚生労働省 | 14 | | 201 | | 革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品実用化促進事業費 | | 革新的技術を応用した医薬品や医療機器については、開発時に必要な試験や審査方針がないため、開発段階から必要な試験やガイドラインを作成し、世界に先駆けた日本発の技術の実用化に向けた取り組みを行う必要がある。そこで、本事業においては、ガイドラインを早期に作成するとともに、人材交流による人材育成によって革新的医薬品・医療機器の早期実用化を目指す。 | 実用化の道筋がついている分野については、公募により研究等機関を選定し、研究の支援を行い、有効性・安全性の評価法を確立し、革新的医薬品・医療機器の実用化、国際標準化による海外展開に寄与するとともに、開発時に必要な試験やガイドラインを策定する。また、選定先の研究機関へ審査実務に精通したPMDAの審査員等を一定期間派遣し、ガイドライン研究に参加させることにより、実務的なガイドラインを早期に策定する。 | 6,750 | 0 | 1 | 一般 | － | 95 | 3 | － | － | ○ | － | 2_c_5 | 2_c_6 | | | | | | | 該当 | |
| 1708 | 厚生労働省 | 14 | | 202 | | 医薬品事故障害者対策事業 | | 国と和解が成立したスモン患者のうち、介護を必要とする重症者について、介護事業を実施することによりスモン患者の福祉の向上に資する。 | 国と和解が成立したスモン患者のうち、介護を必要とする重症者について、介護費用の支給を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1709 | 厚生労働省 | 14 | | 203 | | 一般用医薬品販売制度実態把握調査事業 | | 薬機法の趣旨を踏まえ、新たな一般用医薬品販売制度の実効性を確保するため、国民の立場から改正法の遵守状況を点検・調査することにより、医薬品販売の適正化を図ることを目的とする。 | 新たな一般用医薬品販売制度の定着状況を把握するため、一般消費者としての調査員を選定し、全国の薬局、店舗販売業者等を訪問の上、その店頭等において覆面で調査を実施する。 | 18,252 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_c_6 | | | | | | | | 該当 | |
| 1710 | 厚生労働省 | 14 | | 204 | | 医薬品副作用等被害救済事務費等補助 | | ①② 医薬品の副作用又は生物由来製品を介した感染等による健康被害の迅速な救済を図り、国民保健の向上に資すること。<br><br>③ 先天性の血液凝固異常症の治療のため、健康被害を受けた方に対して調査を実施し、その日常生活を把握することにより健康被害を受けた方のQOLの向上策及び必要なサービス提供のあり方を検討する。 | ① 医薬品副作用被害救済事業(補助率1／2)<br>昭和55年5月1日以降に医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病、障害及び死亡に対して、医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料の給付を行う。<br>② 生物由来製品感染等被害救済事業(補助率1／2)<br>平成16年4月1日以降に生物由来製品を適正に使用したにもかかわらず発生した感染等による疾病、障害及び死亡に対して、医療費、医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料の給付を行う。<br>③ 保健福祉事業(補助率10／10)<br>先天性の血液凝固異常症であり、その治療のため、血液凝固因子製剤の投与を受けたことによりC型肝炎ウイルスに感染した者で、慢性C型肝炎が進行して肝硬変又は肝がんに疾患している者を対象として、調査研究を実施してい | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1711 | 厚生労働省 | 14 | | 205 | | 医薬品等事故対策事業 | | 医薬品等による健康被害に係る訴訟事務等に対応する。 | ① 医薬品等による健康被害に関して係争中の損害賠償請求事件の事実調査、出廷等の訴訟関連業務<br>② 医薬品副作用被害救済制度給付審査申立検討会等の運営業務<br>③薬害に係る普及・啓発業務 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | 3_c4_5 | | | | | | | 非該当 | |
| 1712 | 厚生労働省 | 14 | | 206 | | エイズ患者遺族等相談事業 | | ①エイズ患者遺族等相談事業<br>血液製剤によるHIV感染により家族を亡くした遺族等への相談等事業を行うことにより、遺族等の精神的な苦痛の緩和を図る。<br>②ヤコブ病サポートネットワーク事業<br>ヒト乾燥硬膜の移植によりクロイツフェルト・ヤコブ病を発症し家族を亡くした遺族等への相談等事業を行うことにより、遺族等の精神的な苦痛の緩和を図る。<br>③サリドマイド被害者生活支援等事業<br>サリドマイド被害者やその介護者の高齢化による健康面、精神面及び介護上の問題に対応するため、医療・介護等に専門的知識を有する相談員を配置し訪問調査等を実施することにより生活支援を図る。 | ①エイズ患者遺族等相談事業(補助率10／10)<br>血液製剤によるHIV感染により家族を亡くした遺族等のための相談や相談員を対象とした研修会等を行う。<br>②ヤコブ病サポートネットワーク事業(補助率10／10)<br>ヒト乾燥硬膜の移植によりクロイツフェルト・ヤコブ病を発症し家族を亡くした遺族等のための相談や相談員を対象とした研修会等を行う。<br>③サリドマイド被害者生活支援等事業(補助率10／10)<br>医療・介護等に専門的な知識を有する相談員がサリドマイド被害者に対する訪問調査等を行い、日常生活上の問題点へのアドバイスなどを実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1713 | 厚生労働省 | 14 | | 207 | | 医薬品等医療安全対策事業 | | 医薬品・医療機器等に起因した事故事例等に関して独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する分析・評価結果や他省庁等からの情報をもとに具体的な改善策を検討し、必要に応じて有識者等の意見を聞いた上で、ガイドラインの策定、製品の基準化、関係団体への要請を行うなどの改善策の具体化を図り、医療安全の向上を図る。 | 医薬品・医療機器等の名称類似、外観類似、仕様などの「もの」に起因する医療事故やヒヤリ・ハット事例が報告されていることから、これらを幅広く収集・分析することによって「もの」に起因する事例に対して、改善策を検討・実施している。具体的にはフェルセーフ(故障・誤操作時に安全な方に作動)やフールプルーフ(誤操作をしても危険にさらされない)の考えを基に表示やデザインを変更することで、医療事故やヒヤリ・ハット事例の防止に繋がるような製品を医療の場に提供することを目的として、その対策に取り組んでい | 1,721 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 8_2_2 | | | | | | | | 該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:〇 非該当:－) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:〇 非該当:－) | 競争的資金(該当:〇 非該当:－) | 独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－) | SBIR対象(該当:〇 非該当:－) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1714 | 厚生労働省 | 14 | | 208 | | 医薬品等安全性調査事業 | | 医薬品等の安全性を確保するためには、国内外の副作用等に関する情報を幅広く、迅速に、かつ的確に収集した上で、分析評価し、適切な安全対策を講じて重篤な副作用等による健康被害の発生を未然に防止することが極めて重要である。このため、国内外の情報収集体制の強化を行っていくとともに、国民・患者等への情報提供体制について強化を図る。 | 医師、歯科医師、薬剤師等の医療関係者から医薬品・医療機器の副作用等について報告をすることが義務付けられたことから、啓発ポスターを送付し制度周知を図る。また、報告された副作用報告等については、システム入力し、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に企業が医療機関から収集した医薬品・医療機器等の副作用情報等と合わせてデータの集積を行う。また、分析評価した結果を医療機関等へ「緊急安全性情報」や「医薬品・医療機器等安全性情報」 | 19,054 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 3_b_1_2 | 4_c_1_2 | | | | | | | 該当 | |
| 1715 | 厚生労働省 | 14 | | 209 | | 安全対策推進事業費 | | 医薬品等の安全対策について、従来より実施する製薬企業等からの個々の副作用症例報告に基づく対応に加えて、サリドマイドのように催奇形性が知られており服用に特別な注意が必要な製剤や、治験の実施が難しい妊婦への医薬品の投与等に関して、ナショナルセンターや関係学会等と連携して積極的な情報収集・分析を行うこと等により、より充実した副作用対策を推進し、国民が安心して医薬品等を使用するための環境を整備する。 | 副作用症例報告に基づく安全対策の評価・検討を行うほか、医療機器の市販直後一定期間の不具合発生状況等に関する調査(定点観測事業)、重篤副作用の遺伝子マーカの解析、重篤副作用疾患別対応マニュアルの改定、服薬情報と出生児への医薬品の影響の有無に関する情報収集及び検討、催奇形性が問題とされるが一部疾病に有効とされるサリドマイド製剤の個人輸入登録・管理システムの運用など、市販後安全対策に必要な事業を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1716 | 厚生労働省 | 14 | | 210 | | 医薬品等GVP(製造販売後安全管理基準)対策事業 | | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第１２条の２に規定されている製造販売業の許可要件として、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の製造販売後安全管理の基準に関する省令が定められているが、この省令は、安全管理情報の収集・検討、安全確保措置の実施などソフト面の基準であること、また、法定受託事務として都道府県において実施されていることから、基準の適合性評価を各都道府県で一律か | 製造販売業許可に際してのGVP適合性調査及び指導業務を円滑に実施するため、また、都道府県間の指導内容の平準化を図るために、製造販売業者における実際の事例を使用した複数の都道府県薬事監視員合同による模擬査察研修を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_1_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1717 | 厚生労働省 | 14 | | 211 | | 医薬品副作用被害等判定調査事業 | | 独立行政法人医薬品医療機器総合機構は、医薬品の副作用や生物由来製品を介した感染等による健康被害者に対して救済給付を行っているが、その支給の可否の決定に際し、医学的薬学的判定を要する事項を調査・審議する判定部会の運営に関連する業務を行う。 | 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づき、医学的薬学的事項について厚生労働大臣に対して判定の申出が行われる事例の、申請資料等の整理、検討等を行うとともに、副作用・感染等被害判定部会の判定結果を独立行政法人医薬品医療機器総合機構に対して通知すること等を行 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_1_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1718 | 厚生労働省 | 14 | | 212 | | 医薬品等監視指導対策費 | | 医薬品等の監視指導を実施し、医薬品等の品質確保の徹底を図ることを目的とする。 | 1．地方厚生局及び都道府県の薬事監視行政の指導及び不良医薬品等の監視業務を行う。また、安易な個人輸入の危険性について啓発を図る。<br>2．健康食品と称して販売されている製品の試買・検査、医薬品成分を含有する製品を販売する業者への指導・取締りを行う。また、不正広告の監視や薬局等への立入検査等を行う。<br>3．登録試験検査機関における試験検査の信頼性を確保するため、登録試験検査機関のレベルアップとともに、精度管理の適正化を図る。<br>4．偽造医薬品、健康食品と称して販売されている無承認無許可医薬品及び指定薬物等に関する情報を収集し、ホームページ等による注意啓発を行う。<br>5．偽造医薬品及び危険ドラッグに係るインターネット監視を実施し、販売サイト運営者への警告、プロバイダーへの情 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | 3_c4_5 | | | | | | | 非該当 | |
| 1719 | 厚生労働省 | 14 | | 213 | | 医薬品迅速分析法等作成事業 | | 都道府県における監視・取締りの効率化を図るため、都道府県の地方衛生研究所で実施している医薬品の収去試験において迅速かつ再現性よく定性・定量できる分析法を作成する。 | 都道府県の地方衛生研究所が無承認無許可医薬品の検査を行うために必要な分析法を作成している。平成25年度はアセチルバルデナフィル、ホンデナフィル、ジメチルアセチルデナフィル、平成26年度はジオキソホンデナフィル，クロロデナフィル，ヒドロキシクロロデナフィル，N-ジメチルアミノエチルスルフォシルデナフィル、平成27年度はホモダラフィル、N-ブチルノルタダラフィル、2-ヒドロキシプロピルノルタダラフィル、アセトアミノタダラフィル、平成28年度はジエチルアミノプレタダラフィル、プロポキシフェニルチオホモシルデナフィル、プロポキシフェニルチオアイルデナフィルの分析法 | 628 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_c_7 | | | | | | | | 該当 | |
| 1720 | 厚生労働省 | 14 | | 214 | | 医薬品等GMP対策事業 | | 都道府県が行う製造管理及び品質管理に関する基準(GMP／QMS)の査察等について、統一的かつ適正な実施を確保するとともに、国際的に流通する医薬品等の品質の確保及び国際取引の円滑化を図る。 | ・都道府県が行うGMP／QMS査察の全国的な整合性を確保するための国及び都道府県による合同模擬査察を実施。<br>・国際的に流通する医薬品等の品質を確保するとともに、これらの国際取引の円滑化を推進するため、医薬品等GMPの国家間における査察技術の同等性を確認し、日EU相互承認協定の履行及び拡大協議を実施。<br>・輸出用医薬品の証明書を発給するための適合性調査等の実地調査を実施。<br>・GMP査察に関する国際的な枠組み(PIC／S)への加盟に伴い、GMP調査の質の向上を推進するとともに、加盟当局としての対応を実施。 | 101,244 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_c_6 | | | | | | | | 該当 | |
| 1721 | 厚生労働省 | 14 | | 215 | | 後発医薬品品質確保対策事業 | | 後発医薬品の使用促進の新たな目標として、平成32年度までにその使用割合を80%に引き上げることとされ、これまで、後発医薬品の使用促進を図るために安定供給や品質に対する信頼性の確保、情報提供の充実等に取り組んできているが、新たな目標が示されたことを踏まえ、後発医薬品のより一層の品質確保を図り、信頼性を高める。 | 後発医薬品の品質を確保するため、都道府県の薬事監視員が後発医薬品を製造販売又は製造する業者へ立入検査を行い、GMPバリデーションの実施状況等の指導及び国・都道府県が選定した品目について、流通する製品についての品質の確認検査を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1722 | 厚生労働省 | 14 | | 216 | | 医薬品国家検定事業 | | 国家検定(医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律第４３条)、国家検査(医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律第７１条)及び医薬品等一斉監視指導(医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律第６９条)の実施。 | 1．医薬品製造販売業者より国家検定の申請があった際、都道府県の薬事監視員にその事務の一部(①試験品の採取、包装、封印、②試験品の国立感染症研究所等への送付、③検定合格証紙による製品の施封など(平成25年７月１日に施行された改正政令により、一部実施内容に変更有り。))を委託する。<br>2．不良品を製造するおそれがあると認められる医薬品等製造業者に対して、一定期間、当該品目について、国立医薬品食品衛生研究所等における検査を受けることを命じ、都道府県の薬事監視員にその事務の一部(試験品の採取、包装、封印)を委託する。<br>3．不良医薬品等の発生傾向等を勘案して取締対象品目を定め、全国一斉に当該品目の収去及び品質検査を、都道府県の薬事監視員に委託する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | 5_b4_1_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 1723 | 厚生労働省 | 14 | | 217 | | 医療情報データベースを活用した医薬品等安全対策総合推進事業 | | 「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」の最終提言に基づき、医療機関の所有する電子カルテ情報など電子的医療情報を医薬品等の安全対策に活用するべく、大学病院等全国10カ所の拠点病院に医療情報データベースを構築し、(独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)に分析用システムを構築するとともに、集積されたデータを薬剤疫学手法を用いて分析し、医薬品の市販後安全対策に役立てることを目的とする。 | 本事業は、拠点病院の全患者の情報を網羅的に収集するデータベースを構築し、収集されたデータを分析することにより医薬品等の副作用の発生確率等の定量的情報を迅速に得て、より的確な医薬品等の安全対策を推進することを目的に実施している。平成23年度から3カ年で全国10カ所の拠点に医療情報データベースを設置するとともに、1000万人規模の診療記録データを収集するための基盤整備を目標としている。【補助金(医療情報データベース基盤整備事業費)：補助率１／２】【補助金(医療情報データベース利活用体制整備事業費)：補助率10／10】 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1724 | 厚生労働省 | 14 | | 217 | | 医療情報データベース推進事業(医療情報データベースを活用した医薬品等安全対策総合推進事業の一部) | | 「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」の最終提言に基づき、医療機関の所有する電子カルテ情報など電子的医療情報を医薬品等の安全対策に活用するべく、大学病院等全国10カ所の拠点病院に医療情報データベースを構築し、(独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)に分析用システムを構築するとともに、集積されたデータを薬剤疫学手法を用いて分析し、医薬品の市販後安全対策に役立てることを目的とする。 | 平成29年度までは、医薬品医療機器総合機構が構築してきた医療情報データベースについては、行政(同機構)のみにおいて試行的な使用を行ってきたが、平成30年度より、医薬品等の安全対策の高度化等に医療ビッグデータを利用できるよう機能向上を図るとともに、製薬企業や研究者等のより幅広いユーザーが使用することが可能な基盤として整備。<br>(先進技術導入部分のみが転換対象)<br><br>※医療情報データベース推進事業分 | 456,320 | 456,320 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_2 | | | | | | | | 該当 | |
| 1725 | 厚生労働省 | 14 | | 218 | | 国際的な安全性情報の収集・提供体制の整備事業 | | 我が国においては、ドラッグ・ラグも改善され、世界同時承認、世界初の承認も増えてきている。海外安全性情報が十分にない状況で、国民皆保険の下、我が国では新薬が海外よりも短い期間に広く使用される可能性があり、海外からの安全性情報の速やかな収集並びに我が国の情報を世界に提供する体制の整備が必要となっている。特に、新医薬品の添付文書は海外規制当局にとっても貴重な情報である。我が国の安全性情報として迅速・的確に添付文書の英訳が行われ、最新の情報が海外規制当局に提供されることにより、我が国の安全対策の国際展開を図ることにつながる。そのため、医薬品等の国際規制情報を評価し、海外規制当局との間の情報の収集・提供を行うとともに、「添付文書英訳 | ①海外規制情報の評価(医薬品、医療機器ともほぼ毎日更新)<br>②海外規制当局との調整<br>　EMA及びFDAとの月例電話会議<br>　EMA及びFDAとの対面での意見交換(年１回予定)<br>③国内安全性情報、関連通知等の英訳と海外規制当局への提供、照会対応<br>④「添付文書英訳ガイドライン」の検討・作成 | 4,915 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 3_b_1_2 | 2_c_6 | | | | | | | 該当 | |
| 1726 | 厚生労働省 | 14 | | 219 | | 医薬品適正使用推進事業 | | 医薬分業の推進及び医学・薬学の変化に伴う薬剤師が具備すべき知識技能の養成について検討する。 | 1．毎年10月17日からの一週間を「薬と健康の週間」として、医薬品及び薬剤師の役割に関する正しい知識の普及啓発を実施<br>2．地方自治体及び各都道府県薬剤師会の医薬分業担当者に対する「医薬分業指導者協議会」の開催 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_b_4 | 5_d4_2 | 8_6 | | | | | | 非該当 | |
| 1727 | 厚生労働省 | 14 | | 220 | | 薬局医療安全対策推進事業 | | 薬局におけるヒヤリ・ハット事例を収集し、分析・評価を行うことにより、医療安全の確保を目的とする。 | 薬局におけるヒヤリ・ハット事例を収集し、その発生原因等を分析して再発防止に役立てる。【補助率：10／10】 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c4_5 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額(千円) | 左記うち要望額うち科技予算額(千円) | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:○ 非該当:－) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:○ 非該当:－) | 競争的資金(該当:○ 非該当:－) | 独立行政法人向け財政支出(該当:○ 非該当:－) | SBIR対象(該当:○ 非該当:－) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1728 | 厚生労働省 | 14 | | 221 | | 薬剤師生涯教育推進事業 | | 医療技術の高度化・専門分化が進展する中、より良い医療を患者に提供していくために、病院や地域におけるチーム医療に貢献する薬剤師を養成することを目的とする。 | 病院や薬局等に勤務している薬剤師を対象として、病院や地域におけるチーム医療に貢献するために必要な知識及び技能を習得させるため、医療現場等において医師や看護師等と協働した高度な医療に関する実務研修等を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_1_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1729 | 厚生労働省 | 14 | | 222 | | 患者のための薬局ビジョン推進事業費 | | かかりつけ薬局の機能を明確化し、将来に向けた薬局再編の姿を示す「患者のための薬局ビジョン」の実現に向けて、24時間対応や在宅対応等における地域の薬局間での連携体制の構築のための取組や健康サポート機能の更なる強化に向けた先進的な取組など、薬局のかかりつけ機能の強化のためのモデル事業を実施する。 | （1）患者のための薬局ビジョンの実現に資するテーマ別モデル事業【補助率：10/10】<br>①地域の薬局全体のかかりつけ薬局機能強化のための連携推進事業、②多職種連携による薬局の在宅医療サービスの推進事業、<br>③電子版お薬手帳を活用した先進的な地域の健康づくり推進事業、④薬局・薬剤師によるアウトリーチ型健康づくり推進事業<br>（2）患者のための薬局ビジョン実現のための調査・検討事業<br>現在の薬局の実態（立地条件、設備、人員体制、在宅医療等の取組状況などを調査・分析し、当該結果を踏まえて、 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c2_3 | 1_b_3_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 1730 | 厚生労働省 | 14 | | 223 | | エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究等事業 | | 平成8年3月29日の国とHIV訴訟原告団との和解に伴う恒久対策として以下の事業を実施している。<br>①エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究事業<br>血液製剤によるHIV感染者等のエイズの発症予防に資する。<br>②血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業<br>エイズ発症に伴い健康管理に必要な費用の負担を軽減 | ①エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究事業（補助率10／10）<br>血液製剤によりHIVに感染し、エイズ未発症の者に対し、健康管理費用として月額51,600円又は35,600円を支給。<br><br>②血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業（補助率4／10、6／10は企業負担）<br>裁判上の和解が成立した者であって、エイズが発症している者に対し、「発症者健康管理手当」として月額150,000円 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1731 | 厚生労働省 | 14 | | 224 | | 血液安全・安定供給等推進事業 | | 血液製剤の安全性向上、血液製剤の安定供給の確保、献血によって得られた血液による国内自給の確保及び適正使用の推進を図る。 | ・血液製剤の安全性向上を図るため、新興感染症など新たなリスクに対する血液のスクリーニング手法の確立や、血液の安全性を確保するための核酸増幅検査（NAT）が適切に実施されているか、精度管理等を国立感染症研究所において実施する。<br>・将来にわたる血液の安定供給のため、都道府県等との協議会や献血運動推進全国大会の開催、献血推進の教育・啓発資料の作成、啓発活動を行う。<br>・血漿分画製剤の国内自給体制の整備を図るため、我が国における製造・供給体制の検討や、外国メーカーの状況など海外事業の調査を行う。<br>・全国の医療機関における血液製剤の使用実態や適正使用に向けた体制整備を状況調査し、各医療機関に対して適 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1732 | 厚生労働省 | 14 | | 226 | | 医薬品等価格調査費 | | 健康保険法第76条第2項の規定に基づく診療報酬中の薬剤料の算定基準である「使用薬剤の薬価」（薬価基準）の改正等の基礎資料を得ること。（医薬品等の市場実勢価を把握することで、診療報酬改定時に薬価等を適正な水準に見直しすることが可能となる。） | ＜医薬品価格調査関係＞<br>【医薬品価格本調査】薬価改定のための基礎資料を得ることを目的として実施する調査。<br>【信頼性調査】医薬品価格調査データ補完のため、立入検査方式により実施する調査。<br>【客体精密化調査】医療用医薬品価格調査の調査客体を的確に把握するために実施する調査。<br>【価格妥結状況調査】医薬品に係る取引価格の未妥結・仮納入の状況を把握するために実施する調査。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_1_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1733 | 厚生労働省 | 14 | | 227 | | 医薬品等産業振興費 | | 後発医薬品を使用促進すること及び、医薬品産業・医療機器産業に関する諸情報の収集・分析及び総合的な調査研究を行い、積極的に産業政策の企画立案に取り入れていくことを目的とする。 | ① 各都道府県において、医療関係者等を構成員とする協議会を設置し、国民・医療関係者が安心して後発医薬品を使用できるよう、地域の実情に応じた<br>使用促進のための具体的な事業を検討し、実施する。<br>② 「医薬品産業実態調査報告書」及び「医療機器産業実態調査報告書」を作成するにあたって、調査票・報告書の印刷用経費、調査対象に対する調査票<br>の発送用経費、報告書作成のための集計用経費。<br>③ 「薬事工業生産動態統計」を作成するにあたっての都道府県事務委託費、年報・月報冊子の印刷配布用経費、調査用資材の印刷・購入経費。（システム<br>にかかる経費を除く）<br>④ 後発医薬品使用促進のため、一般国民向けリーフレットの作成配布等を行う。<br>⑤ 不適切な取引慣行を改善するために、懇談会を開催し検討を行うとともに、医薬品卸売業者が出席する全国地区会議に出席し流通改善に向けた取組<br>状況の把握・指導を行うことにより、流通の適正化を図る。<br>⑥ 医薬品及び医療機器のコード化に向けた取組は、厚生労働省通知に基づき業界の協力を得ながら推進しているところであり、取組の進捗状況を把握<br>することにより、表示状況を踏まえた普及促進を図る。<br>⑦ 医薬品・医療機器産業の海外展開の促進を図るため、各EPA等の国際交渉に必要となる医薬品・医療機器に係る制度やデータ等の状況の調査を行う。 | 287,682 | 211,735 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_2 | 1_c_2_2 | 1_b_3_2 | | | | | | 該当 | |
| 1734 | 厚生労働省 | 14 | | 227 | | 医薬品等産業振興費 | | 医薬品産業・医療機器産業に関する諸情報の収集・分析及び総合的な調査研究を行い、積極的に産業政策の企画立案に取り入れていく。 | ① 不適切な取引慣行を改善するために、懇談会を開催し検討を行うとともに、医薬品卸売業者が出席する全国地区会議に出席し流通改善に向けた<br>取組状況の把握・指導を行うことにより、流通の適正化を図る。<br>② 「薬事工業生産動態統計」を作成するにあたっての都道府県事務委託費、年報・月報冊子の印刷配布用経費、調査用資材の印刷・購入経費。（シ<br>ステムにかかる経費を除く）<br>③ 「医薬品産業実態調査報告書」及び「医療機器産業実態調査報告書」を作成するにあたって、調査票・報告書の印刷用経費、調査対象に対する調<br>査票の発送用経費、報告書作成のための集計用経費。<br>④ 後発医薬品使用促進のため、一般国民向けリーフレットの作成配布及び医療関係者向けのセミナーの開催等を行う。<br>⑤ 各都道府県において、医療関係者等を構成員とする協議会を設置し、国民・医療関係者が安心して後発医薬品を使用できるよう、地域の実情に<br>応じた使用促進のための具体的な事業を検討し、実施する。<br>⑥ 医薬品及び医療機器のコード化に向けた取組は、厚生労働省通知に基づき業界の協力を得ながら推進しているところであり、取組の進捗状況を<br>把握することにより、表示状況を踏まえた普及促進を図る。<br>⑦ 国際展開や市場の拡大が必要であるが、医療機器開発にあたって必要となるシーズの情報や既存の医療機器の潜在的な現場ニーズ・現地の<br>市場状況等の情報を収集する。<br>⑧ 医薬品・医療機器産業の海外展開の促進を図るため | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_2_6 | 3_b_4 | 8_6 | 3_c2_3 | 3_a_2 | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:〇 非該当:－) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:〇 非該当:－) | 競争的資金(該当:〇 非該当:－) | 独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－) | SBIR対象(該当:〇 非該当:－) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1735 | 厚生労働省 | 14 | | 227 | | 医薬品等産業振興費 | | 後発医薬品を使用促進すること及び、医薬品産業・医療機器産業に関する諸情報の収集・分析及び総合的な調査研究を行い、積極的に産業政策の企画立案に取り入れていくことを目的とする。 | ① 各都道府県において、医療関係者等を構成員とする協議会を設置し、国民・医療関係者が安心して後発医薬品を使用できるよう、地域の実情に応じた<br>使用促進のための具体的な事業を検討し、実施する。<br>② 「医薬品産業実態調査報告書」及び「医療機器産業実態調査報告書」を作成するにあたって、調査票・報告書の印刷用経費、調査対象に対する調査票<br>の発送用経費、報告書作成のための集計用経費。<br>③ 「薬事工業生産動態統計」を作成するにあたっての都道府県事務委託費、年報・月報冊子の印刷配布用経費、調査用資材の印刷・購入経費。(システム<br>にかかる経費を除く)<br>④ 後発医薬品使用促進のため、一般国民向けリーフレットの作成配布等を行う。<br>⑤ 不適切な取引慣行を改善するために、懇談会を開催し検討を行うとともに、医薬品卸売業者が出席する全国地区会議に出席し流通改善に向けた取組<br>状況の把握・指導を行うことにより、流通の適正化を図る。<br>⑥ 医薬品及び医療機器のコード化に向けた取組は、厚生労働省通知に基づき業界の協力を得ながら推進しているところであり、取組の進捗状況を把握<br>することにより、表示状況を踏まえた普及促進を図る。<br>⑦ 医薬品・医療機器産業の海外展開の促進を図るため、各EPA等の国際交渉に必要となる医薬品・医療機器に係る制度やデータ等の状況の調査を行う。 | 33,874 | 33,874 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 5_a1_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 1736 | 厚生労働省 | 14 | | 228 | | 薬事工業生産動態統計システム経費 | | 統計法に基づく基幹統計調査として、医薬品、医薬部外品、衛生材料、医療機器及び再生医療等製品に関する毎月の生産(輸入)等の実態を明らかにする「薬事工業生産動態統計」を作成している。統計を効率的に作成するため、「薬事工業生産動態統計システム」を整備・運用することにより、迅速に統計表を公表することを目的とする。 | 「薬事工業生産動態統計システム」に係る主に以下①～③の業務を実施する。<br>①システムのヘルプデスク及び運用支援業務<br>②システムを使用したデータ集計及び統計表作成業務<br>③平成30年度のシステム改修に係る調達支援業務 | 143,632 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_4 | | | | | | | | 該当 | |
| 1737 | 厚生労働省 | 14 | | 229 | | 医薬品研究開発推進費 | | 医薬品等の研究開発を促進するためには先進的な研究開発の動向を把握し、今後の施策の方向性を検討するほか、振興策が必要な各分野別の状況に応じて施策を実施する必要がある。 | 先進的な研究開発の動向を文献、学会等との意見交換の場、視察等の機会を利用して把握し、振興策や必要な規制等の検討を行う. 日本古来の漢方の原料となる薬用植物の栽培研究への支援、日本への導入が望まれながらも患者数が少ない等の理由により開発が進まない希少疾病医薬品等の開発を支援するために必要な情報の収集等を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 1_b_2_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1738 | 厚生労働省 | 14 | | 231 | | ES細胞・iPS細胞臨床研究指針対策費 | | 再生医療等を実施する機関における研究の実施状況、海外における再生医療等に係る指針等の整備状況等について調査を行い、調査結果を再生医療推進のための企画・立案に役立てることを目的とする。 | 再生医療等を実施する全国の大学医学部、研究機関等における研究の実施状況、海外における再生医療等に係る指針等の整備状況等について委託調査を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 1_b_2_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1739 | 厚生労働省 | 14 | | 232 | | 先進医療制度対策費 | | 医薬品医療機器等法上の承認等を得ていない医薬品・医療機器を用いた医療技術等を、一定の要件の下に「先進医療B」として認め、保険診療と併用できることとし、医薬品医療機器等法上の承認申請等につながる科学的評価可能なデータ収集の迅速化を図ることを目的としている。 | 有効性、安全性の確保の観点から、制度の対象となる医療技術毎に実施医療機関の要件を設定し、当該要件に適合する医療機関において、その医療機関に所属する医師の主導により適切に実施される医療技術について、先進医療Bとしてその実施を認める。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_5_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1740 | 厚生労働省 | 14 | | 235 | | 先進医療評価の迅速・効率化推進事業 | | 先進医療に対する規制緩和を図り、患者保護、最新医療の知見保持の観点で選定した医療機関において、先進医療の評価・確認手続きを簡素化する | 先進医療の評価・確認手続きの簡素化を図るため、一定の要件を満たす医療機関が医療上必要性の高い抗がん剤に関する先進医療を実施する場合の安全性・有効性について、外部機関による実施計画書の評価体制を整備する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_5_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1741 | 厚生労働省 | 14 | | 236 | | 臨床研究・治験活性化5か年計画2012推進事業費 | | 近年、臨床研究が高度かつ複雑なものとなってきており、「臨床研究・治験活性化5か年計画2012」を踏まえ、倫理審査委員会の審査の質を担保することを目指すとともに、臨床研究・治験の情報提供について、国民・患者が求めている情報を調査・検討し、利用しやすいものとなるよう臨床研究・治験ポータルサイトを運用する。 | 〇倫理審査委員会認定制度構築事業<br>一定の基準を満たす質の高い倫理審査委員会を審査・認定するために必要な事務作業等を外部機関に委託する。<br>〇臨床研究登録情報の検索ポータルサイト運営事業<br>国民・患者が利用しやすい臨床研究情報の検索ポータルサイトのシステムの構築・管理・運営を行う。<br>〇「臨床研究・治験活性化5か年計画2012」評価会議運営事業<br>「臨床研究・治験活性化5か年計画2012」の評価会議を運 | 51,809 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 8_3 | 4_b3_7 | 6_3 | | | | | | 該当 | |
| 1742 | 厚生労働省 | 14 | | 237 | | 再生医療促進事業費 | | 再生医療については、患者(国民)の期待が高い一方、実用化に際しての安全性に課題があった事を受け、平成25年度に再生医療等の安全性の確保等に関する法律が公布され、平成26年度に施行された。本法の施行に伴い、各医療機関等には再生医療等提供計画等の書類の提出が義務づけられることとなったため、当該書類等の作成支援を行う<br>ポータルサイトの構築・運営及び提出された提供計画等の情報を長期的・多角的に把握し、広く国民へ正確な知識を普及させるとともに、施行状況等を確認し、法律の規定を検討する際の資料とすることを目的とする。 | 〇細胞培養加工施設許可調査事業<br>細胞培養加工施設の構造設備等が基準に適合するかどうかについて調査するための体制整備を行う。<br>〇再生医療等提供情報管理委託事業<br>再生医療等の提供計画が厚生労働省に届け出された後の提供計画等の台帳管理、また長期的に再生医療等の提供状況を把握できるよう提供前に届け出された提供計画と再生医療等の提供後の定期報告とを連結する仕組みの構築とともに、ヒト幹細胞情報を集約しているヒト幹細胞データベースと連携させ、広く国民へ再生医療の正確な知識を普及させるための方策を整備する。また、施行状況等を確認し、法律の規定を検討する際の資料を作成する。<br>※補助率 100% | 57,591 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_c_6 | | | | | | | | 該当 | |
| 1743 | 厚生労働省 | 14 | | 237 | | 再生医療促進事業費 | | 再生医療については、患者(国民)の期待が高い一方、実用化に際しての安全性に課題があった事を受け、平成25年度に再生医療等の安全性の確保等に関する法律が公布され、平成26年度に施行された。本法の施行に伴い、各医療機関等には再生医療等提供計画等の書類の提出が義務づけられることとなったため、当該書類等の作成支援を行う<br>ポータルサイトの構築・運営及び提出された提供計画等の情報を長期的・多角的に把握し、広く国民へ正確な知識を普及させるとともに、施行状況等を確認し、法律の規定を検討する際の資料とすることを目的とする。 | 〇細胞培養加工施設許可調査事業<br>細胞培養加工施設の構造設備等が基準に適合するかどうかについて調査するための体制整備を行う。<br>〇再生医療等提供情報管理委託事業<br>再生医療等の提供計画が厚生労働省に届け出された後の提供計画等の台帳管理、また長期的に再生医療等の提供状況を把握できるよう提供前に届け出された提供計画と再生医療等の提供後の定期報告とを連結する仕組みの構築とともに、ヒト幹細胞情報を集約しているヒト幹細胞データベースと連携させ、広く国民へ再生医療の正確な知識を普及させるための方策を整備する。また、施行状況等を確認し、法律の規定を検討する際の資料を作成する。<br>※補助率 100% | 49,239 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_2 | | | | | | | | 該当 | |
| 1744 | 厚生労働省 | 14 | | 238 | | 保険適用申請相談事業 | | 革新的な医薬品・医療機器の価格に関する制度の改善として、新たな医薬品・医療機器の開発に当たり、既存の価格算定ルールの内容や注意事項、価格の見通し等について、治験前、薬事承認審査前、保険収載前の各段階に応じて、随時、厚生労働省に相談可能な仕組みを整備する。 | 〇保険適用希望書提出の窓口となる職員を地方に定期的に派遣し、医薬品・医療機器開発企業や研究機関を対象として保険適用に関する相談会を現地で開催する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 5_a4_1_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1745 | 厚生労働省 | 14 | | 239 | | 医療機器に係る安全管理の促進事業 | | 平成25年8月、「医療安全対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」の内容(特定機能病院以外の医療機関においても、特に安全使用に際して技術の習熟が必要と考えられる医療機器について、各医療機器の設置状況や使用頻度等を考慮した上で、定期的な研修を行うよう措置すること)を実行することを目的とする。 | 医療機関等の職員の個々の能力の向上とともに、医療現場における医療機器の安全性をより高めるための知識の習得及び普及を図ること等を目的に、特定機能病院以外の医療機関(特に、中小規模の医療機関)のスタッフを対象に、講師として医政局職員を全国8カ所に派遣し、安全管理が強く求められる医療機器(人工呼吸器及び呼吸モニタ、輸液ポンプ等)に関して、全国8カ所(地方厚生(支)局所在地等)において年1回程度の研修を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 5_a4_1_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1746 | 厚生労働省 | 14 | | 240 | | 臨床研究実施体制確保対策費 | | 医療法(昭和23年法律第205号)第25条第3項の規定に基づく立入検査により、臨床研究中核病院がその有する人員若しくは医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査することにより、臨床研究中核病院を科学的で、かつ、適正な臨床研究を行う場にふさわしいものとする | 医療法第25条第3項に基づく立入検査については、厚生労働大臣の承認を得た臨床研究中核病院の各施設に赴き、法令により定められている人員及び構造設備等を有し、適正な管理が行われているかを検査し、不適切な場合は指導等を通じ改善を図る。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1747 | 厚生労働省 | 14 | | 241 | | 臨床研究適正化等推進事業 | | 認定臨床研究審査委員会の認定・管理、臨床研究の実施状況の管理及び有害事象報告の収集により、被験者の保護と我が国での臨床研究の質と信頼性の確保を図る。 | ①臨床研究審査委員会認定・管理事業; 臨床研究の研究計画、実施体制の確認を行う臨床研究審査委員会を認定し、審査状況の把握、必要に応じた実地調査等により、適切な審査体制の確保を図る。<br>②臨床研究安全性確保事業; 臨床研究において生じた有害事象について報告を受けし、管理するためのシステムを構築し、安全性の確保を図る。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_1_6 | 8_2_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 1748 | 厚生労働省 | 14 | | 242 | | 医療保険給付費国庫負担金等 | | 全国健康保険協会管掌健康保険(以下、「協会けんぽ」という。)、国民健康保険及び後期高齢者医療の医療費等に要する費用に対し、健康保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき一部を負担することにより、各制度の健全な事業運営に資すること。 | 健康保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律等に基づき、各医療保険者に対し医療費等に要する費用の一部を負担する。(主な国庫負担割合 協会けんぽ:164/1000、市町村国保:32/100及び9/100、後期高齢者医療:3/12及び1/12 等) | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:〇 非該当:-) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:〇 非該当:-) | 競争的資金(該当:〇 非該当:-) | 独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:-) | SBIR対象(該当:〇 非該当:-) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1749 | 厚生労働省 | 14 | | 243 | | 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 | | 高齢者医療の円滑かつ健全な運営に資するため、保険者等が行う事業を推進すること。 | ①被用者保険の保険者が、特定保健指導の対象とならない糖尿病性腎症患者の重症化予防のため、医療機関と連携して保健指導を実施する事業に対する補助(定額補助)<br>②自治体・保険者で予防・健康づくりの取組に差がある中で、都道府県単位で各保険者が共通認識を持ち、行政や医療関係者等の協力を得ながら、保健事業の効果的な実施推進事業等を行うことを目的として組織される保険者協議会の運営等に関する事業に対する補助(定額補助)③日本健康会議の開催事業及び公募事業(データヘルス・予防サービス見本市開催事業、保険者全数調査の実施事業及び地域におけるインセンティブネットワークモデル構築事業)に対する補助(定額補助)④国保データベースシステムを構成するサーバ等が保守期限を迎えることに伴う機器更改等事業に対する補助(後期高齢者分)(定額補助)⑤地方税法 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | 4_b4_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 1750 | 厚生労働省 | 14 | | 243 | | レセプト・健診情報等を活用したデータヘルスの推進事業(平成29年度は「高齢者医療運営円滑化等補助金」の一部事業として実施) | | 平成30年度からの第2期データヘルス計画の本格稼働に向けて、国が医療保険者等に対して、データヘルス計画の標準化やデータ分析・保健事業の質の向上のための取組、人材育成事業等を推進する。 | 平成29年度において、健保組合が行う保健事業に係る事業経費を補助してきた事業を、平成30年度より、新たにレセプト・健康情報を活用したデータヘルスを推進するため、大学・民間事業者等が行うレセプト等のビッグデータ分析に基づいた保健事業等の先進的な取組に係る実証を実施。(当該新規実証部分が転換対象) | 50,000 | 50,000 | 5 | 一般 | － | 2 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_4 | | | | | | | | 該当 | |
| 1751 | 厚生労働省 | 14 | | 243 | | レセプトデータ等を活用したデータヘルスに関する事業 | | 医療保険者は、健康・医療情報を活用し、より効果的かつ効率的に保健事業(データヘルス)を実施することとされており、データヘルスをより効果的かつ効率的なものとするために、各保険者の加入者の健康状態等を見える化し、事業主との連携(コラボヘルス)強化のきっかけづくりを支援す | 保険者と事業主が共有する加入者の健康状態や医療費、健康への投資状況等について、全国平均と比較したスコアリングレポートの作成機能について、保険者において導入するための仕様について検討する。その際、保険者が使用してきた分析システムの内容について、改善できる項目も含 | 50,000 | 50,000 | 5 | 一般 | － | 2 | 4 | － | － | － | － | 2_b_1_2 | | | | | | | | 該当 | |
| 1752 | 厚生労働省 | 14 | | 244 | | 後期高齢者医療制度事業費補助金 | | 後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)に対して、後期高齢者医療に係る事業を円滑に実施するために、広域連合が実施する、健康診査事業、医療費適正化等推進事業及び特別高額医療費共同事業に要する経費の一部について補助するものである。 | ①健康診査事業 (補助率1／3)<br>・生活習慣病の早期発見等により、疾病の重症化等を防ぐために実施する事業<br>・歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックし、口腔機能低下や誤嚥性肺炎等の疾病を予防するため実施する事業<br>②医療費適正化等推進事業 (補助率1／2・定額補助)<br>後期高齢者の医療費の適正化及び保険料収納対策等の医療費適正化等に取り組むために実施する事業<br>③特別高額医療費共同事業 (定額補助)<br>著しく高額な医療給付費の発生による後期高齢者医療制度の財政に与える影響を緩和するために実施する事業 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1753 | 厚生労働省 | 14 | | 245 | | 後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金 | | 後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)及び市町村が行う後期高齢者医療に関する事務を効率的かつ円滑に実施するために、国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)及び国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)が行う事業に要する経費の一部について、補助するものである。 | ①国保連合会が実施する事業<br>1. 第三者求償事業<br>2. 特別徴収情報経由事務関連事業<br>3. レセプト電算処理システム推進事業<br>②国保中央会が実施する事業<br>1. レセプト電算処理システム推進事業<br>2. 後期高齢者医療事業の効率化に関する事業 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1754 | 厚生労働省 | 14 | | 246 | | 高齢者医療運営円滑化等補助金 | | 高齢者医療制度の基盤の安定化を図るため、被用者保険の保険者の後期高齢者支援金等の負担を緩和するための助成及び特定保健指導等の実施に対する助成を行う。 | ①高齢者支援金等負担金助成事業／保険者の高齢者医療支援金等の負担に対し行う助成事業(補助率:毎年度設定)<br>後期高齢者支援金等の拠出金負担が重い被用者保険の保険者(健保組合・共済組合)に対する助成事業<br>②高齢者支援金等負担金助成事業／指定組合の保険給付等に要する費用に対して行う助成事業(補助率:毎年度設定)<br>③高齢者支援金等負担金助成事業／短時間労働者の適用拡大の影響により財政が逼迫する健康保険組合に対する財政支援事業(補助率:毎年度設定)<br>④被用者保険運営円滑化推進事業／共同助成事業(補助率:定額)<br>健康保険組合連合会等が保険者と共同して行う事業(保健師等による特定保健指導等推進に資する事業)に対する助成事業<br>⑤被用者保険運営円滑化推進事業／レセプト・健診情報等を活用したデータヘルス推進事業(補助率:定額)<br>健康保険組合等におけるデータヘルス計画の作成や事業の立ち上げ等を支援する事業<br>⑥高齢者医療支援金等負担金助成事業／高齢者医療制度関係業務システム改修事業／平成27年度からの繰越分(補助率:定額)<br>社会保険診療報酬支払基金における被用者保険対象者拡大に対するシステム改修を支援する事業<br>⑦高齢者医療支援金等負担金助成事業／退職者医療制度関係業務システム改修事業／平成27年度からの繰越分 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1755 | 厚生労働省 | 14 | | 247 | | 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金 | | 平成20年度4月より施行された後期高齢者医療制度において、円滑な施行と激変緩和を図るため、低所得者である被保険者の保険料軽減等の特例措置に要する費用を交付するものである。 | ①後期高齢者医療制度の被保険者のうち低所得者であるものについて、保険料を軽減する。<br>②70歳～74歳の医療費の窓口負担額を2割から1割に軽減する。ただし、平成26年4月以降に70歳に達したものから本則通りの2割負担とし、特例措置を段階的に廃止する。<br>なお、平成26年度までは基金事業として実施していたが、平成27年度からは必要な経費を単年度限りの補助金として交付する事業へと転換した。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1756 | 厚生労働省 | 14 | | 248 | | 国民健康保険団体連合会等補助金 | | 診療報酬の適正な審査と迅速な支払い及び国保保険者の共同の目的を達成するための事業を効率的に行い、また、国保保険者の事業の運営の安定化を推進することにより、国民健康保険事業の円滑かつ健全な運営を期すことを目 | 補助対象となっている事業(定額補助) 1. レセプト審査体制の向上のための事業 2. 医療費適正化関連事業<br>3. 超高額医療費に対する共同事業 4. 保険運営安定化対策事業 5. 国保事業の効率化のための事業 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1757 | 厚生労働省 | 14 | | 248 | | KDB機能改善のためのシステム改修(平成29年度は「高齢者医療制度円滑運営事業費補助金」及び「国民健康保険団体連合会等補助金」の一部事業として | | データヘルス計画の作成等については、これまで、保険者等が個々に保有していた健康・医療・介護のレセプト情報や健診データを個別に活用して実施していたが、KDBシステムにより当該データを1つに集約するための利活用基盤を構築し、効率的なデータ分析により予防・健康管理等の取組を推進。 | 国民健康保険の保険者におけるデータヘルス計画の作成や実施を支援するため、国民健康保険団体連合会が保有する「健康診査・保険指導」「医療」「介護」の各種データを利活用して、「個人の健康に関する情報」や「統計情報」を作成するシステムに対する補助を実施する。 | 839,864 | 839,864 | 5 | 一般 | － | 4 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_2 | | | | | | | | 該当 | |
| 1758 | 厚生労働省 | 14 | | 248 | | KDB機能改善のためのシステム改修(平成29年度は「高齢者医療制度円滑運営事業費補助金」及び「国民健康保険団体連合会等補助金」の一部事業として | | データヘルス計画の作成等については、これまで、保険者等が個々に保有していた健康・医療・介護のレセプト情報や健診データを個別に活用して実施していたが、KDBシステムにより当該データを1つに集約するための利活用基盤を構築し、効率的なデータ分析により予防・健康管理等の取組を推進。 | 後期高齢者医療広域連合におけるデータヘルス計画の作成や実施を支援するため、国民健康保険団体連合会が保有する「健康診査・保険指導」「医療」「介護」の各種データを利活用して、「個人の健康に関する情報」や「統計情報」を作成するシステムに対する補助を実施する。 | 351,062 | 351,062 | 5 | 一般 | － | 4 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_2 | | | | | | | | 該当 | |
| 1759 | 厚生労働省 | 14 | | 249 | | 全国健康保険協会事務費負担金 | | 健康保険事業及び船員保険事業の事務の執行に要する費用を負担することにより、全国健康保険協会の円滑な事業運営を図る。 | ①全国健康保険協会の健康保険事業の事務の執行に要する費用の負担金<br>・全国健康保険協会の認可予算額(健康保険勘定)のうち、一般管理費(人件費・一般事務経費)に要する費用を負担<br>②全国健康保険協会の船員保険事業の事務の執行に要する費用の負担金<br>・全国健康保険協会の認可予算額(船員保険勘定)のうち、一般管理費(人件費・一般事務経費)に要する費用を負担<br>③退職手当引当金 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | 6_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 1760 | 厚生労働省 | 14 | | 250 | | 健康保険組合事務費負担金 | | 健康保険組合が行う健康保険事業の事務の執行に要する費用を負担することにより、健康保険組合の事業の円滑な運営を図ることを目的とする。 | 健康保険組合の事務所の運営及び組合会の運営に関する業務の執行に係る事業(一般事業)に要する費用を負担する。(補助率:定額) | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1761 | 厚生労働省 | 14 | | 251 | | 行政指導費 | | 保険局職員が使用する医療保険制度資料を作成等することで、保険局事業の効率的かつ円滑な運営を図る事を目的とする。 | 保険局職員が使用する医療保険制度関係資料等を印刷業者あて発注する。<br>保険局職員が参加する行政研修等の旅費を賄う。<br>保険局内で使用する消耗品を購入する。<br>保険局所管の行政文書を保管する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1762 | 厚生労働省 | 14 | | 252 | | 医療保険制度企画調査費 | | 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を図るために、期間業務職員の雇用を行い、保険局全体の業務を円滑に推 | 保険局全体の業務を円滑に推進するために行う期間業務職員の雇用。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1763 | 厚生労働省 | 14 | | 253 | | 健康保険組合指導等に必要な経費 | | ・健康保険組合及び社会保険診療報酬支払基金の医療保険事業功績者に対して大臣表彰を実施し、医療保険制度の事業運営の発展に寄与することを目的とする。<br>・健康保険法等に関する各種改正についての周知を図り、適正な制度運営を図ることを目的とする。 | ・毎年度開催する健康保険組合及び社会保険診療報酬支払基金関係功績者大臣表彰に係る大臣表彰状の印刷・舞台設営等を実施。<br>・健康保険組合等へ各種通知を印刷・発送する事業を実施。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:○非該当:-) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:○非該当:-) | 競争的資金(該当:○非該当:-) | 独立行政法人向け財政支出(該当:○非該当:-) | SBIR対象(該当:○非該当:-) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1764 | 厚生労働省 | 14 | | 254 | | 国民健康保険保険者等指導費 | | 国民健康保険事業の運営にあたって正確な知識・スキルの普及を図ると共に、国民健康保険功績者への表彰を行い現場の士気の高揚を図る事業を併せて行うことで、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。 | ① 国民健康保険功績者大臣表彰の開催(国民健康保険事業に対する功績が顕著な国民健康保険関係役職員に対して表彰を行い、その功績を讃えるとともに国民健康保険事業の発展に寄与する。)<br>② 全国国民健康保険主管課(部)長会議の開催(国民健康保険主管課(部)長に対し、国民健康保険事業に関して説明し、周知を図る。)<br>③ その他(国民健康保険制度資料集印刷、職員旅費、諸謝金、委員等旅費等) | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c4_5 | 5_d4_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 1765 | 厚生労働省 | 14 | | 255 | | 医療担当者指導費 | | 診療報酬改定を円滑に行うとともに、医療指導を行う者に対し、その業務を支障なく行わせることに資する事を目的とする。 | ・中央社会医療保険協議会に必要とする診療報酬改定関係等資料の印刷<br>・診療報酬改定関係業務に必要な書籍等を購入するための経費<br>・診療報酬改定に際し、改定内容の周知徹底等の業務を行うことによる職員への旅費等 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 1766 | 厚生労働省 | 14 | | 256 | | 診療内容及び薬剤使用状況調査費 | | 「経済財政運営と改革の基本方針について」(平成27年6月30日閣議決定)において、「後発医薬品に係る数量シェアについては、平成29年央に70%以上とするとともに、平成30年度から平成32年度末までのなるべく早い時期に80%以上とする。」とされており、中央社会保険医療協議会においても、後発医薬品の使用促進や、長期収載品及び後発医薬品の薬価の在り方について度々議論されていることから、これらについて検討・考察するための基礎資料を収集するため、欧米諸国における医薬品の価格システムや後発医薬品の使用促進策、調剤に係る制度改革の実態・取組み等について把握・調査研究を行う。また、持続可能な医療提供体制を確保するため、安価で且つ安全性・有効性プロファイルが明らかな医薬品の使用について、諸外国の状況を調査を | 医薬品の価格決定システムや後発医薬品の使用促進策等、我が国の薬剤給付のあり方の検討に必要な調査項目について、欧米諸国の文献調査を行うとともに、調査団を派遣し、各国の薬局、薬剤師会、保険担当部門、医療機関、製薬団体等を訪問し、実地調査を行う。また、欧米のフォーミュラリーの状況を調査し、それらを我が国に導入する際の問題点、課題等を整理する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_2_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 1767 | 厚生労働省 | 14 | | 257 | | 医療保険統計分析等経費 | | 事業月報・年報等の作成・公表のため。 | 医療保険制度を円滑に運営するため、各制度の事業状況等を把握し、月報・年報等についてとりまとめ公表する。 | 2,139 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 1_c_3_2 | | | | | | | 該当 | |
| 1768 | 厚生労働省 | 14 | | 258 | | 医療保険実態調査費 | | 各制度の実態調査報告書を作成・公表し、もって医療保険制度を円滑に運営する。 | 医療保険制度を円滑に運営するため、各制度の年齢構成や保険料賦課状況等を把握し、実態調査報告書についてとりまとめ公表する。 | 2,631 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 1_c_3_4 | | | | | | | 該当 | |
| 1769 | 厚生労働省 | 14 | | 259 | | 後期高齢者医療企画指導費 | | 都道府県ブロック会議を開催等し、後期高齢者医療制度に関わる都道府県及び後期高齢者医療広域連合への指導等を行うことで、後期高齢者医療制度の円滑かつ適正な運営を図る。また、後期高齢者の特性を踏まえた保健事業のあり方について、学識経験者等の参集を得て、会議等を実施の上、議論をすすめる。 | 各都道府県の後期高齢者医療主幹課(部)、後期高齢者医療広域連合等より出席を得て、都道府県ブロック会議を開催、または、広域連合が開催したブロック会議等に出席し指導等を行う。また、後期高齢者の保健事業について、高齢化の進展に伴い医療費が増加している中、医療費適正化対策として重要性が増していることに鑑み、「高齢者の保健事業のあり方検討ワーキンググループ」を開催し、平成29年度中に高齢者の特性を踏まえた効果的な保健事業のガイド | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_d4_2 | 8_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 1770 | 厚生労働省 | 14 | | 260 | | 国民健康保険の財政対策に必要な経費 | | 補助金等執行事務の効率化を図り、国民健康保険保険者への各種補助金等の適正かつ効率的な執行を確保のうえ、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする。 | ① 各種補助金等の適正かつ効率的な交付決定を行うための「国保データベースシステム」にかかるシステム改修<br>② 国民健康保険事業運営安定化基準超過費用額共同負担金算出(平成24年度まで)<br>③ 国民健康保険安定化計画の指定市町村地域差指数等算出<br>④ 国民健康保険基準給付基礎調査票入力集計 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_c_1_9 | 8_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 1771 | 厚生労働省 | 14 | | 261 | | 薬価基準改正経費 | | 「診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)」の規定に基づき定める「使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成20年厚生労働省告示第60号)」の改正を行うに際し、薬価は「市場実勢価格加重平均値調整幅方式」により算定することを基本としているが、このほか特例として各種の加算や引き下げを行っており、これらの算定を正確かつ精密に行うために必要なデータの集計・整理等を行う。 | 既収載医薬品(約1万6千品目)の薬価算定の基礎資料とするため、過去の薬価調査結果等を用いて、品目ごと、薬効群ごと等の薬価ベース取引金額、使用量の推移等が解析できるデータなど、必要なデータの集計・整理等を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_c_1_9 | | | | | | | 非該当 | |
| 1772 | 厚生労働省 | 14 | | 262 | | 顧問医師等の雇上げに要する経費 | | 保険医療機関等の指導監査等に際し、医療技術の進歩が著しい中、診療内容の当・不当の判断等について、医学的に高度かつ専門的な判断を求められる事例に対し、医療技術参与(顧問医師団)により専門的見地から助言をうけ保険診療の適正化を図る。また、年1回顧問医師団会議を行うことで、指導監査等に関し共通認識を図る。 | 医療技術参与の旅費、会議における会議費の支出。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_1_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 1773 | 厚生労働省 | 14 | | 263 | | 保険医療材料等の価格情報収集費 | | 毎年度、外国における保険医療材料に関する保険償還価格や市場実勢価格等に関する情報及び医療材料の流通形態等に関する情報を収集し、日本との比較・分析を行う。改定年度については、国内における千技毎の医療材料の費用についての調査も実施する。これらの調査結果をもって、診療報酬改定の議論に資することを目的としている。さらに、保険医療材料の保険適用についてのデータ作成を実施し、厚生(支)局、関係団体等へ通知する。 | 海外調査については、英、米、独、仏、豪等における医療材料価格、これらの国の流通システム、薬事審査体制及び附帯的サービスの提供状況等について調査を実施し、質問票を各国政府及び調査対象機関に送付し、さらに、実地調査において、調査対象機関を訪問し、ヒアリングを通して問題点を掘り下げるとともに、関係施設への実態調査等を行う。国内調査については、保険材料を購入している保険医療機関に対して、購入費用に関するアンケート調査を実施し、材料購入の状況に関する調査を実施する。保険医療材料の保険適用について、厚生(支)局や関係団体に通知する上で、膨大な量である保険適用希望書のデータ入力業務を実 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_2_5 | | | | | | | 非該当 | |
| 1774 | 厚生労働省 | 14 | | 264 | | 医療経済実態等調査費 | | 医療機関等における医業経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備する。 | 医療機関等に関する以下の調査を実施する。<br>・病院、一般診療所、歯科診療所、保険薬局に対する施設全体の収支状況を把握するための調査(医療機関等調査)<br>・医療保険の保険者の財政状況の実態を把握するための調査(保険者調査)<br>・病院に対する各診療科ごとの収支状況を把握するための調査(事例調査)<br>・訪問看護ステーションの訪問看護療養費の実態を把握するための調査(訪問看護療養費実態調査)<br>・柔道整復、はり・きゅう、あん摩マッサージ、治療用装具等の療養費の実態を把握するための調査(療養費実態調査) | 137,233 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 1_c_3_4 | | | | | | | 該当 | |
| 1775 | 厚生労働省 | 14 | | 265 | | 医療指導監査官の活動に要する経費 | | 保険医療機関等に対して医療指導監査官による指導監査等の実施に係る旅費及び指導監査等に関する必要なマニュアル作成及び配布等を行うことで、保険診療の適正化 | 医療指導監査官の指導監査等に係る旅費、医療指導監査部門の職員が使用するマニュアル作成経費等。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 1776 | 厚生労働省 | 14 | | 266 | | 歯科技工料調査費 | | 歯冠修復及び欠損補綴に際して用いられる各種歯科技工物の歯科技工料を調査し、歯科保険医療について検討するための基礎資料を得ることを目的とする。 | 歯科医療機関と歯科技工所を対象とし、歯科医療機関については、歯科技工所から納入された歯科技工物の歯科技工料を調査し、歯科技工所については当該歯科技工料を納入面から調査する。<br>歯科医療機関については、1,300カ所(母集団約68,000カ所)、歯科技工所については、1,120カ所(母集団約4,900カ所)を無作為に抽出し、これらの調査客体に7月中に出納された歯科技工物についての歯科技工料を調査する。 | 8,482 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 1_c_2_4 | | | | | | | 該当 | |
| 1777 | 厚生労働省 | 14 | | 267 | | 衛生検査所検査料金調査費 | | 衛生検査所が実施する臨床検査料等について、実態を調査し、診療報酬点数の評価を行い、もって診療報酬の適正化を図るための基礎資料を得ることを目的とする。 | 「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」に基づき登録している全国の全ての衛生検査所を対象とし、保険診療に関する検査の有無、取り扱い検対数などについて、調査票によるアンケート調査を実施する。 | 2,124 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 1_c_2_4 | | | | | | | 該当 | |
| 1778 | 厚生労働省 | 14 | | 268 | | 保険診療の効率化に関する調査検討費 | | 保険医療機関が毎年地方厚生(支)局に対して実施する7月1日時点の施設基準等の届出状況についての報告の集計を実施し、中央社会保険医療協議会等に報告を行い、診療報酬改定の議論に資するだけでなく、施設基準の届出医療機関に対する調査を実施する際の情報を得ることを目的とする。<br>また、医療機関から提出される先進医療を実施した実績報告の集計を行い、新規保険導入、既存診療報酬点数の適用の可否及び存続の可否に係る検討等を行うことを目的と | 保険医療機関が毎年地方厚生(支)局に対して実施する7月1日時点の施設基準等の届出状況の報告について、各地方厚生(支)局の事務所ごとに報告内容についての提出を受け、記載された入院基本料に関連した事項についての集計を行い、診療報酬改定を実施するに当たっての基礎資料とするために必要な情報についての出力を実施する。<br>また、医療機関から提出される先進医療を実施した実績報告の集計を行い、新規保険導入、既存診療報酬点数の適用の可否及び存続の可否に係る検討等を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_2_5 | | | | | | | 非該当 | |
| 1779 | 厚生労働省 | 14 | | 269 | | 医療保険制度改正経費 | | 法律・制令等の法案の印刷及び制度改正資料を作成し、国民への制度改正内容等の周知の徹底、その他、保険局職員の円滑な業務遂行に資する事を目的とする。 | ・制度改正に伴う法律改正にかかる法律案を作成し、印刷会社へ製本発注し、国会へ提出する。<br>・保険局が主催・主体となる検討会、有識者会議を開催し、制度の見直しにかかる議論を深める。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 1780 | 厚生労働省 | 14 | | 270 | | 医療費供給面統計システム | | 医療費の動向を把握し、制度改正や診療報酬改定等の医療保険行政の政策決定の際の基礎資料とする。 | 医療費供給サイドからの医療費データを収集し、体系的に管理することにより、医療機関の種類、規模、性別や制度別、被保険者・被扶養者別等に医療費の動向を分析する。制度改正や診療報酬改定等の医療保険行政の政策決定の際の基礎資料を得る。 | 112,195 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_4 | | | | | | | 該当 | |
| 1781 | 厚生労働省 | 14 | | 271 | | 全国健康保険協会業績評価関係経費 | | 健康保険法第7条の30の規定に基づき、全国健康保険協会の行う健康保険事業等の事業年度ごとの業績についての評価を行い、今後の健康保険事業等の更なる発展を目 | 健康保険法第7条の30の規定に基づき、全国健康保険協会の行う健康保険事業等の事業年度ごとの業績についての評価を行うもの。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額(千円) | 左記うち要望額うち科技予算額(千円) | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:〇 非該当:－) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:〇 非該当:－) | 競争的資金(該当:〇 非該当:－) | 独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－) | SBIR対象(該当:〇 非該当:－) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1782 | 厚生労働省 | 14 | | 272 | | 診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費(診療報酬の見直しに係る意見募集に必要な経費、見直し後の診療報酬体系についての評価に係る調査及び先進医療に関する調査研究) | | 前回の診療報酬改定において改定を行った事項についての結果検証の実施、関係団体から提出される医療技術や先進医療について、新規医療技術の評価及び既存医療技術の再評価の実施、改定の骨子に対するパブリックコメントの実施により、診療報酬改定を行う上での資料を得て、診療報酬改定の議論に資することを目的としている。 | 1 5～6項目の調査項目について調査票により調査を実施し、提出された調査票の集計、分析を行い、その分析結果について内容の検証、評価を行う、<br>2 関係学会等から提出された医療技術の評価・再評価希望書について評価を行う(診療報酬改定年度のみ)、<br>3 厚生労働省ホームページを利用してパブリックコメントを実施し、広く国民の意見を募集する(診療報酬改定年度のみ)、<br>という事業を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_1_5 | 3_c4_5 | | | | | | | 非該当 | |
| 1783 | 厚生労働省 | 14 | | 273 | | 診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費(「急性期の包括評価に係る調査に要する経費」及び「DPC制度の見直しに係る調査経費」) | | 本事業は、DPC制度の導入の影響評価及び今後のDPC制度の継続的な見直し、急性期医療を担う医療機関等の機能や役割の適切な分析・評価などに必要なデータを得るための調査を行うこと、また、診療報酬改定に向けた検討に際し、中央社会保険医療協議会やDPC評価分科会等の要請による資料作成などの調査関連補助業務を行うことを目的としたものである。 | DPC対象病院、DPC準備病院及びその他DPCデータを提出する病院に対して以下を実施しているものである。<br>・通常調査:診療している患者の病態や実施した医療行為の内容等について毎年実施する調査<br>・特別調査:中央社会保険医療協議会等の要請に基づき、通常調査を補完することを目的として、必要に応じ実施する調査<br>・調査関連補助業務:診断群分類や包括範囲の妥当性を検証するためのMDC(診断群分類を疾患分野別に大別した主要診断群分類)毎作業班及び関連委員会の運営、DPC | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_4_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1784 | 厚生労働省 | 14 | | 274 | | 診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費(入院医療等の評価に関する調査研究) | | 本調査は、一般病棟入院基本料・総合入院体制加算・有床診療所入院基本料等の見直し、地域包括ケア病棟入院料の創設、医療資源の少ない地域に配慮した評価等による影響の調査・検証及び長期入院も含めた慢性期入院医療のあり方等について検討を行うため、患者の状態像及び医療費を把握し、中央社会保険医療協議会等における議論や次期診療報酬改定の検討に資するデータを収集・分析することを目的とする。 | 平成28年度においては以下の項目について、「入院医療等における実態調査」、「重症度、医療・看護必要度に係る調査」、「電子レセプトデータ等に係る集計・分析業務」及び「入院・在宅医療に関する調査・分析業務」を実施するとともに、必要な分析を行った。<br>・入院医療の機能分化・連携の推進のあり方(一般病棟入院基本料等における重症度、医療・看護必要度等の施設基準の見直し、地域包括ケア病棟入院料の包括範囲の見直し、療養病棟入院基本料等の慢性期医療における評価の見直し、夜間看護要員配置における要件等の見直しの影響)<br>・重症度、医療・看護必要度の項目、評価日、基準等のあり方<br>・個別の診療報酬項目の算定、又は特定の算定パターンの出現についての分析<br>・慢性期病棟入院患者及び在宅療養患者の医療提供状 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_4_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1785 | 厚生労働省 | 14 | | 275 | | 国民健康保険組合出産育児一時金等補助金 | | 国保組合に対し、①「出産育児一時金補助金」、②「高額医療費共同事業補助金」を交付することにより、国民健康保険事業の適正な運営を確保するとともに、国保組合財政の安定化に資することを目的とする。 | ① 出産育児一時金(42万円)の1/4相当分を補助(昭和37年度開始)<br>② 一件当たり100万円を超える高額レセプトについて、全国国民健康保険組合協会において共同事業を実施しているが、同事業に対する各国保<br>組合が負担する拠出金の1/4相当分を補助(平成15年度開始) | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1786 | 厚生労働省 | 14 | | 276 | | 国民健康保険組合事務費負担金 | | 国民健康保険組合に対し、国民健康保険事業の事務の執行に要する費用を負担することにより、国民健康保険組合の円滑な事業運営に資すること。 | 国民健康保険事業の事務の執行に要する費用を国民健康保険組合の被保険者数を基準として、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」及び「国民健康保険事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令」に基づき算定し、都道府県を通じて国民健康保険組合に交付する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1787 | 厚生労働省 | 14 | | 277 | | 医療費情報総合管理分析システムに要する経費 | | 医療保険各分野の統一的なデータ管理を行い、制度改正、診療報酬改定等の企画、立案のための実態把握等を迅速かつ的確に行う。 | 医療保険制度の医療費データを制度別、地域別、保険者別、月別等に総合的、体系的に管理することにより、医療費分析を迅速かつ的確に行う。医療保険制度の円滑な運営のため、健康保険、船員保険、国民健康保険及び後期高齢者医療に係る事業状況並びに実態調査等を集計・分析す | 1,134,382 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_2 | | | | | | | | 該当 | |
| 1788 | 厚生労働省 | 14 | | 278 | | レセプト電算処理システムの推進に必要な経費 | | レセプトの電子化により、医療保険事務全体の効率化を図るとともに、レセプトデータ等の収集、分析、調査を行い、その分析・調査結果に基づいた計画を策<br>定することで、医療費適正化、医療サービスの質の向上を図る。 | ・「高齢者の医療の確保に関する法律」により、レセプト情報・特定健診等情報を収集し、医療費適正化計画の作成、実施及び評価のための調査及び分析を進める。また、正確なエビデンスに基づく施策の推進のために利用する行政機関や、医療サービスの質の向上等を目指した研究又は学術の発展に資する目的で行う研究に対して、当該情報の提供 | 869,833 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 3_c3_1 | 4_c_1_2 | | | | | | | 該当 | |
| 1789 | 厚生労働省 | 14 | | 278 | | レセプト情報・特定健診等データベースシステムのアプリケーション機能追加 | | レセプト情報・特定健診等データベースシステムより、必要なデータを抽出・集計して提供可能とするアプリケーション機能を追加することにより、必要なデータの調査・分析の効率化を図るとともに、各都道府県が医療費適正化計画に基づき、調査・分析したデータを活用し、加入者の健康の保持増進のための事業を効果的かつ効率的に行うことにより、 | レセプト情報・特定健診等のデータを活用し、疾病別医療費の地域差等のデータを調査・分析できるよう、レセプト情報・特定健診等データベースシステムより、必要なデータを抽出・集計して提供可能とするアプリケーション機能の追加 | 113,504 | 113,504 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_2 | | | | | | | | 該当 | |
| 1790 | 厚生労働省 | 14 | | 279 | | 保険医療機関等管理システム | | 保険医療機関等からの施設基準等の届出及び申請情報を効率的に管理し有効に利活用することにより、適正かつ安定的・効率的な医療保険制度の運営に寄与するものであ | 当該システムを有効に活用することにより、保険医療機関等からの施設基準等の届出及び申請情報について、地方厚生(支)局等において効率的に管理する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1791 | 厚生労働省 | 14 | | 280 | | 再審査事件等処理システムに要する経費 | | 社会保険審査会は、社会保険各法(健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法等)に関する処分の再審査請求等に係る裁決機関であり、その事務局である社会保険審査調整室は、すべての事件のデータ管理のため「再審査請求等事件管理システム」を構築するなど、事務処理の効率的、効果的な遂行を図っている。 | 再審査請求事件等の処理経過等のデータ管理、統計資料の作成、裁決例の活用等 | 85,563 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_4 | | | | | | | | 該当 | |
| 1792 | 厚生労働省 | 14 | | 281 | | 保険医療機関等管理システム | | 保険医療機関等からの施設基準等の届出及び申請情報を効率的に管理し有効に利活用することにより、適正かつ安定的・効率的な医療保険制度の運営に寄与するものであ | 当該システムを有効に活用することにより、保険医療機関等からの施設基準等の届出及び申請情報について、地方厚生(支)局等において効率的に管理する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1793 | 厚生労働省 | 14 | | 282 | | 保険料等交付金に必要な経費(年金特別会計健康勘定) | | 全国健康保険協会(以下「協会」という。)が行う健康保険事業及び船員保険事業の実施に必要な費用として国において徴収した保険料等を協会に対し交付する。 | ・国において徴収した保険料の額から、適用・徴収等に係る経費に相当する額を控除し、その都度、遅滞なく協会へ保険料等交付金として交付する。<br>・国の決算上の剰余金が繰り入れられたときは、遅滞なく協会へ保険料等交付金として交付する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1794 | 厚生労働省 | 14 | | 283 | | 過誤納保険料の払戻し等に必要な経費(年金特別会計健康勘定) | | 健康保険事業及び船員保険事業に要する費用に充てるために徴収する保険料は、納付義務者に適切な負担を求める必要があり、保険料の過誤納があった場合は速やかに払戻しを行う。 | 国において徴収した保険料について、被保険者資格及び標準報酬月額等に関する手続きが遡及して行われた場合等に、結果として徴収すべき保険料の過不足が生じることがある。納付義務者ごとに適切な保険料負担を求める観点から、徴収不足が生じた場合にはあらためて納入の告知を行い、また、過徴収が生じた場合には、納付義務者へ保険料の還付を行うこととなるが、本事業における経費は、納付義務者への保険料の還付に使用されており、その財源は主に | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1795 | 厚生労働省 | 14 | | 284 | | 診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費(薬剤師等病棟業務実態調査費) | | 中央社会保険医療協議会の平成28年度診療報酬改定に係る答申書附帯意見において、「医療従事者の負担軽減にも資するチーム医療の推進等について、引き続き検討すること。」とされているところであり、薬剤師や関係職種の病棟配置やチーム医療への貢献に関する評価方法について検討・検証するために、薬剤師や関係職種の病棟業務に係る | 全病院から抽出した保険医療機関を対象に、勤務医の薬物療法関連についての負担意識や薬剤師の病棟における業務の状況等についてアンケート調査を行い、提出された調査票の集計、分析を行い、その分析結果について内容の検証、評価を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_4_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1796 | 厚生労働省 | 14 | | 285 | | 診療報酬体系見直し後の評価等に係る調査に必要な経費(薬局のかかりつけ機能に係る実態調査費) | | 在宅医療の推進の観点から、地域医療における薬局のかかりつけ機能をさらに強化するため、これまで行ってきた調剤報酬改定を踏まえた薬局における患者への指導等の実態等を調査し、課題等を明らかにするとともに、訪問薬剤管理指導の実態やあるべき姿、現場での新たなニーズなどを調査し、次回診療報酬改定に向けて、評価体系を整理す | 全保険薬局から抽出した施設を対象として、在宅患者に対する訪問薬剤管理指導その他の薬剤師の関わり方等、薬局のかかりつけ機能、医療提供体制に関してアンケート調査を行い、提出された調査票の集計、分析を行い、その分析結果について内容の検証、評価を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_4_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1797 | 厚生労働省 | 14 | | 287 | | 医療技術の費用対効果を評価するために必要な経費 | | 今後先進医療の実施数が大幅に増加することが予想されることに鑑み、先進医療として実施した医療技術(医薬品、医療機器、再生医療、医療者等の手技を含む)の保険適用について迅速・適切に実施する必要があるが、医療技術の効率性(費用対効果)についても評価を行うことが重要であり、その実施体制等の充実を行う必要がある。 | 医療技術の効果評価の体制を整備するため、医療技術の効果を評価する指標の開発に係る調査・研究等を行う。(既存のデータベースの利活用等を含む。) | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_4_5 | 8_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 1798 | 厚生労働省 | 14 | | 288 | | 特定健診・保健指導における医療費適正化効果検証事業 | | 特定健診・特定保健指導データ及びレセプトデータを活用して、特定健診・特定保健指導の医療費適正化効果等について学術的に検証する。 | 「レセプト情報・特定健診等データベースシステムのアプリケーション機能追加」事業により、平成30年度に実現されるレセプト情報・特定健診データに係るビッグデータ処理の機能を用いた分析を新たに実施。 | 55,851 | 55,851 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_2 | | | | | | | | 該当 | |
| 1799 | 厚生労働省 | 14 | | 289 | | 医療介護総合確保促進会議に要する事業 | | 地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを実現することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を促進することを | 医療介護総合確保促進会議に要する事業を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_d4_1_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1800 | 厚生労働省 | 14 | | 290 | | 地域における医療・介護の連携強化の調査研究事業 | | 今後、高齢化が急速に進む大都市部や人口が減少する過疎地など、地域の高齢化等の実情に応じた医療・介護サービスの基盤整備や連携強化を推進することを目的とする。 | 地域における医療と介護の連携を強化するための調査研究事業を実施する。<br>調査研究結果については、報告書を厚生労働省ホームページに掲載するとともに、都道府県担当部局を通じて市町村へと周知することで、医療・介護サービスの基盤整備や連携強化を推進する。 | 33,623 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | 〇 | 〇 | － | － | 1_c_2_2 | | | | | | | | 該当 | |
| 1801 | 厚生労働省 | 14 | | 293 | | 患者申出療養に関する経費 | | 患者申出療養に係る患者の申出に対応するため、困難な病気と闘う患者のニーズに応えることができるよう、国内未承認医薬品等に関する情報収集調査や、患者申出の窓口の体制整備を行うことを目的とする。 | 患者申出療養評価会議等における審査運営業務等を支援するとともに、患者申出療養として認められた医療技術について、厚生労働省ホームページを通じた広報等に用いるデータベース等の作成等を行う。 | 30,000 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 8_5_2 | 4_c_1_2 | | | | | | | 該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当：〇 非該当：-) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当：〇 非該当：-) | 競争的資金(該当：〇 非該当：-) | 独立行政法人向け財政支出(該当：〇 非該当：-) | SBIR対象(該当：〇 非該当：-) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1802 | 厚生労働省 | 14 | | 296 | | DPCデータベース管理運用システム等に要する経費 | | 「日本再興戦略」2016（平成28年6月2日閣議決定）の中短期工程表において、平成29年度より、DPCデータの一元管理及び利活用を可能とするデータベースのシステム運用を開始し、DPCデータの第三者提供を行う体制を整備するもの。 | 「日本再興戦略」2016（平成28年6月2日閣議決定）の中短期工程表において、今年度より、DPCデータ（※1）一元管理及び利活用を可能とするデータベースのシステム運用を開始し、DPCデータの第三者提供を実施することとしているため、当該データベースに係る運用・保守業務やDPCデータの第三者提供業務を行うもの。 | 197,539 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_2 | | | | | | | | 該当 | |
| 1803 | 厚生労働省 | 14 | | 297 | | 特定健康診査・保健指導に必要な経費 | | 特定健康診査・特定保健指導は、運動・食事・喫煙などに関する不適切な生活習慣が引き金となり、肥満、脂質異常、血糖高値、血圧高値から起こる虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の発症・重症化を予防し、医療費を適正化するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険者が共通に取り組む保健事業である。本事業では、特定健診・保健指導の実施による糖尿病等の発症・重症化の予防 | 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が実施する特定健康診査・特定保健指導に要する費用の一部を補助し、円滑な実施を支援することにより生活習慣病の予防を推進し、もって医療費の適正化を図る。（国庫負担割合1/3） | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1804 | 厚生労働省 | 14 | | 298 | | 療養病床転換助成に必要な経費 | | 国及び都道府県は、医療費の適正化を総合的・計画的に推進するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医療費適正化計画を定め、国民の健康増進に関する施策を推進することとされている。この中で、平均在院日数の短縮が医療費の適正化の取組に位置づけられている。 | 都道府県は医療療養病床を有する医療機関等から介護老人保健施設等への転換が進むよう、転換に必要な整備費用の一部を助成するとともに、国は都道府県に対し、負担割合に応じた交付金を交付する仕組みとしている。（国庫負担割合 10/27） | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1805 | 厚生労働省 | 14 | | 299 | | 地域保健従事者現任教育推進事業 | | 自治体において、医療制度改革を踏まえた生活習慣病対策の充実・強化や、新たな健康課題に適切に取り組むため、保健師活動や研修等の実態調査に基づいた研修事業を企画・立案・実施し、その研修結果等について評価・検証を行い、保健師の人材育成を担当する者の人材育成能力を向上させ、現任教育体制を構築することにより、保健指導従事者の効果的かつ高度な保健指導技術と知識の向上を図ることを目的とする。 | 地域保健従事者現任教育推進事業は、保健指導従事者の高度な保健指導技術等の向上を図るために地方自治体が実施する研修事業の企画・立案及び評価・検証に対して支援を行うほか、保健師の人材育成ガイドラインの作成や、新任保健師の育成事業を支援する。<br>【補助率1／2】<br><br>【地域保健法第3条…国の責務として、保健師等の地域保健対策に係る人材の資質の向上を規定】<br>①市町村は、当該市町村が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上等に努めなければならない。<br>②都道府県は、当該都道府県が行う地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上、調査及び研究等に努めるとともに、市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるように、その求めに応じ、必要な技術的援助を与えることに努めなければならない。<br>③国は、地域保健に関する情報の収集、整理及び活用並びに調査及び研究並びに地域保健対策に係る人材の養成及び資質の向上に努めるとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_1_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1806 | 厚生労働省 | 14 | | 300 | | 地域・職域連携推進事業費 | | 地域保健と職域保健の連携により、健康づくりのための健康情報の共有や、保健事業を共同実施するとともに、保健事業の実施に要する社会資源を相互に有効活用し、生涯を通じた継続的な保健サービスの提供体制を整備することを目的とする。 | 広域的な地域・職域連携を図り、地域の実情に応じた協力体制を構築することによって生涯を通じ継続的な保健サービスを提供するため、都道府県単位または二次医療圏単位で地域・職域連携推進協議会を設け、管内の地域保健と職域保健が連携して実施する保健事業等について企画・立案・実施、評価等を行う。<br>【補助率：1／2】 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_b4_1_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1807 | 厚生労働省 | 14 | | 301 | | 地域保健総合推進事業費 | | 全国衛生部長会、全国保健所長会等の全国組織を活用した調査研究事業等を行い、全国規模での地域保健サービスの客観的なニーズの把握や妥当性の検証、地域保健活動の成果の普及等により、地域保健活動を総合的かつ効果的に推進する。 | 以下の事業を行う（一財）日本公衆衛生協会に対し補助する。【補助率：10／10】<br><br>・各種事業の企画、妥当性の確保、進行管理、評価等を行うために、委員会等を設置する。<br>・全国衛生部長会、全国保健所長会等の全国組織を活用し、地域の特性を踏まえた地域保健活動の現状把握を行い、地域保健対策に関する調査研究事業を実施する。<br>・地域保健に従事する専門技術職員の資質向上を図る。<br>・地域住民のニーズに応じた市町村活動等を推進するため、成功している実践事例を分析評価して、全国各地に情報を提供する。<br>・国外の地域保健に関する諸施策や状況等の把握、情報の収集及び交換を行う。 | 148,882 | 0 | 5 | 一般 | － | 5 | 4 | 〇 | － | － | － | 6_5_2 | 1_b_3_6 | 5_a4_1_2 | 3_b_1_2 | 1_c_2_7 | | | | 該当 | |
| 1808 | 厚生労働省 | 14 | | 302 | | 地域保健活動検討経費 | | 地域保健活動の効果的な推進を図るため、公衆衛生に従事する医師の育成・確保、並びに生涯を通じた継続的な健康づくり体制を構築するため、地域・職域連携推進協議会の設置等を支援し、地域保健と職域保健の連携を図る。 | ・地域保健活動の効果的な推進<br>地域保健活動の効果的な推進を図るため、保健所及び地方衛生研究所への運営指導を行うとともに、公衆衛生医師の育成及び確保を推進する。<br>・地域保健と職域保健の連携の支援<br>生活習慣病予防のため、個々人の主体的な健康づくりへの取組や生涯を通じた継続的な健康づくり体制を構築することとしていることから、都道府県等における地域・職域連携推進協議会の設置・運営を支援し、地域保健と職域保健の連携の全国的な展開を推進する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_1_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1809 | 厚生労働省 | 14 | | 303 | | 地域保健活動普及等経費 | | 地域保健を担う機関の役割分担と連携を推進し、サービスの受け手である生活者個人の立場に立った地域保健対策の推進を図るため、地域保健対策の啓発普及、保健活動に関する事業の実施等、地域保健活動の充実強化を図る。 | 個々人の主体的な健康づくりへの取組を支援するための医療保険者との連携や、新たな健康課題に的確に対応できる保健活動の体制強化、特定保健指導機関における評価制度の実施に向けて検討等を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_3_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1810 | 厚生労働省 | 14 | | 304 | | 地域保健活動普及等委託費 | | ・先駆的保健活動交流推進事業<br>地域における保健活動の多様化に対応するため、新たな地域保健活動の手法等の開発・普及等により、地域保健活動の質の向上に資する。<br><br>・保健指導支援事業<br>効果的かつ効率的な保健指導の実施を推進するため、保健指導技術の向上に関する研究や学習教材の開発、困難事例に対する助言・指導等により、保健指導の技術・技能の向上に資する。 | ・先駆的保健活動交流推進事業<br>地域における保健活動の需要の多様化に対応するため、新たな保健活動に関する調査研究や活動方法等を開発するとともに、研修及びシンポジウムの開催等を行うことにより、地域保健サービスの向上や地域保健活動の充実強化を図る。<br><br>・保健指導支援事業<br>特定保健指導の実施にあたり、対象者の生活状況を把握した上で、対象者自らが実行可能な行動目標をたて、きめ細かい支援を行うことが重要であることから、保健指導実施者の質を担保し、効果的かつ効率的な保健指導を実施するため、保健指導技術の向上に関する研究や学習教材の開 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_2_6 | 5_c4_1_2 | 1_b_3_6 | | | | | | 非該当 | |
| 1811 | 厚生労働省 | 14 | | 305 | | 医療社会事業従事者（医療ソーシャルワーカー）指導強化費 | | 医療技術の高度化、専門分野及び福祉政策の拡充等に伴う社会保障制度全般の複雑化、多様化に対応できるように、地域における指導者を養成し、医療社会従事者全体の資質向上を図る。 | 医療ソーシャルワーク部門のリーダーが病院内外のソーシャルワーク活動を戦略的にマネジメントするために必要な知識・技術を習得するための研修を国立保健医療科学院において実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_1_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1812 | 厚生労働省 | 14 | | 306 | | 保健衛生施設等施設・設備整備費補助金（保健衛生施設等災害復旧費補助金含む） | | 地域住民の健康増進及び疾病予防・治療等に必要な施設及び設備整備の補助を行い、公衆衛生の向上に寄与することを目的としている。 | 地方公共団体等が設置する感染症指定医療機関、エイズ治療拠点病院、精神科病院等の保健衛生施設等の施設及び設備整備に要する経費を補助する。また、当該保健衛生施設等について、災害により発生した被害を復旧するために必要な経費を補助する。<br>【補助先】都道府県、市町村、認可法人、医療法人等<br>【補助率】定額、10／10、3／4、2／3、1／2、1／3 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_1_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1813 | 厚生労働省 | 14 | | 307 | | 保健師管理者能力育成研修事業 | | 市町村では地域住民のニーズに応じた各種保健事業を実施しており、その提供に係る能力の向上を常に期待されている。管理的な立場にある保健師は、中堅期保健師や新人保健師の育成についても影響を与えることが考えられ、人材育成能力を含めた様々な能力の向上が求められている。一方、当該市町村や周辺自治体等において適切な指導者が得られず、その育成が重要な課題となっている。<br>このため、市町村における保健師の管理者として効果的な活動を展開するために求められる資質の向上を図ることを目的とする。 | 市町村の管理的立場にある保健師に対して、全国をブロック毎に分け、保健師の管理者として効果的な活動を実施するために求められる資質の向上を図る上で、必要な知識を付与する研修を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_1_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1814 | 厚生労働省 | 14 | | 308 | | 健康増進事業（健康相談等） | | 国民の壮年期からの健康づくりと、脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療を図るとともに、住民の健康増進に資することを目的とする。 | 市町村は健康増進法17条の規定に基づく事業を実施しており、国は健康増進法第8条第3項の規定に基づき、都道府県が市町村に補助した経費及び指定都市が実施した事業に要する経費の一部を補助しているものである。<br><br>【健康増進法第17条に規定する事業】<br>①健康手帳の交付②健康教育③健康相談④訪問指導⑤機能訓練（平成29年度から廃止）<br>【負担割合】国1／3、都道府県1／3、市町村1／3<br>国1／3、政令指定都市2／3 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:〇 非該当:−) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:〇 非該当:−) | 競争的資金(該当:〇 非該当:−) | 独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:−) | SBIR対象(該当:〇 非該当:−) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1815 | 厚生労働省 | 14 | | 309 | | 健康増進事業(健康診査等) | | 国民の壮年期からの健康づくりと、脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防、早期発見、早期治療をはかるともに、住民の健康増進に資することを目的とする。 | 市町村は健康増進法第19条の2の規定に基づく事業を実施しており、国は健康増進法第8条第3項の規定に基づき、都道府県が市町村に補助した経費及び指定都市が実施した事業に要する経費の一部を補助しているものである。<br><br>【健康増進法第19の2条に規定する事業】<br>①歯周疾患検診<br>高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防する。<br>②骨粗鬆症検診<br>早期に骨量減少者を発見し、骨粗鬆症を予防する。<br>③肝炎ウイルス検診<br>肝炎ウイルス検診及び検診結果に基づく指導を行う。<br>④健康診査・保健指導<br>生活習慣病予防に着目した健康診査及び健康審査結果に基づき、必要な指導を行う。<br><br>【負担割合】国1/3、都道府県1/3、市町村1/3<br>国1/3、政令指定都市2/3 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_5_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1816 | 厚生労働省 | 14 | | 310 | | 健康的な生活習慣づくり重点化事業 | | ①喫煙や食習慣等の生活習慣の改善による糖尿病予防や疾病の重症化を予防するため。<br>②健康づくりにおけるボランティア等の活動の重要性に鑑み、地域において健康づくりに取り組むボランティアの実践的かつ主体な活動に対する支援を行うため。 | ①たばこ対策促進事業として、地域での連携を図り、未成年者の喫煙防止対策、受動喫煙防止対策及び禁煙・節煙を希望する者に対する支援体制の整備を図る等、地域の実情にあわせた施策を実施。<br>②糖尿病予防戦略事業として、運動施設等を活用した肥満予防・改善のための体験機会の提供や民間産業と連携したメニュー改善に向けた取組の推進。また、親子ワークショップ、講演会等の開催並びに民間産業、商店街等と連携した糖尿病予防対策等の実施。<br>【補助率】1/2(都道府県、保健所設置市、特別区)<br>③地域におけるボランティア活動を通じた実践的な予防活動を支援し、事例収集及びその効果検証を行う。<br>【補助率】10/10(民間団体) | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1817 | 厚生労働省 | 14 | | 311 | | 国民健康・栄養調査委託費 | | 健康増進法第10条に基づき、健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ること。 | 国民健康・栄養調査は、国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするために、国民生活基礎調査から無作為に抽出された300単位区内の約6,000世帯、約15,000人を対象に、毎年11月に実施されているものであり、国は、健康増進法第13条に基づき、調査の実施にかかる費用を負担する。※補助率:10/10 | 124,922 | 0 | 5 | 一般 | − | 5 | 4 | − | − | − | − | 4_c_1_2 | | | | | | | | 該当 | |
| 1818 | 厚生労働省 | 14 | | 312 | | 管理栄養士専門分野別人材育成事業費 | | 複雑で解決困難な栄養の問題を有する個人や集団等の対象特性に応じた栄養管理の実施及び食事指導の拠点となる栄養ケア・ステーションの機能強化に向け、高度な専門性を発揮できる管理栄養士を育成するため、各専門領域におけるリーダーを対象とした研修プログラムを作成することを目的とする。 | 平成28年度では公益社団法人日本栄養士会に事業の実施を委託する。<br>治療効果をあげるために必要とされる高度な専門性を有する管理栄養士を育成するに当たり、当該年度は在宅訪問栄養専門管理栄養士(仮称)のための専門研修プログラムを作成する。また、平成27年度行った摂食嚥下リハ専門管理栄養士の研修プログラムの試案を踏まえ、認定システムの検証を行う。<br>(1)専門領域で活動する管理栄養士の認定の在り方の検討<br>(2)専門領域の管理栄養士に求められるニーズや課題の分析<br>(3)実践プログラムの思案開発、検証及び作成<br>(4)上記(3)の成果をもとに在宅訪問栄養について、高度な専門性を有する「在宅訪問栄養専門管理栄養士(仮称)」の認定の在り方について検討<br>(5)認定を開始している専門分野(がん病態栄養専門管理栄養士・腎臓病病態栄養専門管理栄養士)に係るシステム | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_1_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1819 | 厚生労働省 | 14 | | 313 | | 健康増進総合システム(保守・運用) | | 科学的知見に基づく正しい情報の国民への発信を行い、国民の糖尿病や合併症などの生活習慣病を予防する。 | 生活習慣の改善のための最新の科学的知見に基づいた情報提供を行うためのプログラム等の運用を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_b4_1_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1820 | 厚生労働省 | 14 | | 314 | | 健康増進総合システム(情報提供) | | 科学的知見に基づく正しい情報の国民への発信を行い、国民の糖尿病や合併症などの生活習慣病を予防する。 | 生活習慣の改善のための最新の科学的知見に基づいた情報提供を行うためのプログラム等の運用を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_b4_1_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1821 | 厚生労働省 | 14 | | 315 | | 管理栄養士国家試験費 | | 栄養士法に基づき管理栄養士の資質を確保するため、適正に管理栄養士国家試験の実施及び管理栄養士免許証の交付・登録等を行う。 | 1. 管理栄養士国家試験の実施及び管理栄養士国家試験委員会の運営<br>2. 管理栄養士国家試験合格者に対し管理栄養士免許を交付し管理栄養士名簿に登録する<br>3. 試験問題を管理し、試験問題の質的向上を図る<br>4. 管理栄養士名簿登録事項の管理<br>【栄養士法に規定する事業】<br>①管理栄養士の免許は、管理栄養士国家試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が与える。(第2条第3項)<br>②厚生労働省に管理栄養士名簿を備え、管理栄養士の免許に関する事項を登録する。(第3条の2第2項)<br>③管理栄養士の免許は、厚生労働大臣が管理栄養士名簿に登録することによって行う。(第4条第3項)<br>④厚生労働大臣は、管理栄養士の免許を与えたときは、管理栄養士免許証を交付する。(第4条第4項)<br>⑤厚生労働大臣は、毎年少なくとも1回、管理栄養士として必要な知識及び技能について、管理栄養士国家試験を行う。(第5条の2) | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | 6_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 1822 | 厚生労働省 | 14 | | 316 | | 生活習慣病対策推進費 | | 生活習慣病予防の取組を国民一人ひとりに浸透させ、国民の生活習慣改善に向けた行動変容の動機付けを促進する。<br>また、その為の生活習慣の改善に向けた取組を総合的に支援する体制の整備を行う。 | 生活習慣病予防対策全般に関し、慢性疾患対策のあり方に関する検討会等の開催により各種施策の検討、科学的根拠に基づいた健康づくりを支援する。スマート・ライフ・プロジェクトにより、健康づくりに関する正しい知識の啓発を実施する。 | 447,626 | 121,291 | 5 | 一般 | − | 95 | 4 | − | − | − | − | 3_b_1_2 | | | | | | | | 該当 | |
| 1823 | 厚生労働省 | 14 | | 317 | | 栄養ケア活動支援整備事業 | | 現在、平成23年から平成37年在宅療養者が17万人から29万人、居宅要介護者が335万人から510万人に増加すると推計されており、現状の医療施設等に勤務する管理栄養士等では対応することが困難なため、栄養ケアを担う人材の確保が急務である。このため、潜在管理栄養士等を発掘し、その人材を医療施設等において効率的に活用する必要があ | 増大する在宅療養者に対する食事・栄養支援を行う人材が圧倒的に不足していることから、潜在管理栄養士等の人材確保、関係機関・関係職種と連携した栄養ケアの先駆的活動を行う公益法人等の取組の促進・整備を行う。<br>※補助率 10/10 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_1_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1824 | 厚生労働省 | 14 | | 319 | | 糖尿病の重症化・合併症の発症予防のための地域における診療連携体制推進に資する事業 | | 健康増進法を基本として、都道府県が策定する都道府県健康増進計画に基づき、地域の実情等を反映させた施策を実施することで、健康増進対策の推進を図ることを目的とする。 | 都道府県が、当該都道府県健康増進計画の各種目標等の実現・達成のための事業に要する経費の一部を補助するものである。<br><br>①糖尿病の重症化・合併症の発症予防のための地域における診療連携体制の推進に資する事業<br>【負担割合】国1/2、都道府県1/2 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1825 | 厚生労働省 | 14 | | 320 | | がん診療連携拠点病院機能強化事業費等 | | がん対策基本法及びがん対策推進基本計画に基づき、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療が受けることができるよう、専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図り、がん医療水準の均てん化(全国どこでもがんの標準的な専門医療を受けられるよう、医療技術等の格差を是正する。)ことを目的とする。 | 厚生労働大臣が指定した、がん診療連携拠点病院等が実施する、以下の事業に対して財政支援を行う。<br>がん診療連携拠点病院機能強化事業【補助率:1/2, 10/10】<br>がん専門医等の育成、がん診療ネットワークの構築、がんの普及啓発、緩和ケアの提供体制の構築、がん患者やその家族に対する相談支援等の事業を行うために必要な経 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1826 | 厚生労働省 | 14 | | 320 | | がん診療連携拠点病院機能強化事業費等 | | がん対策基本法及びがん対策推進基本計画に基づき、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療が受けることができるよう、専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図り、がん医療水準の均てん化(全国どこでもがんの標準的な専門医療を受けられるよう、医療技術等の格差を是正する。)ことを目的とする。 | 厚生労働大臣が指定した、がん診療連携拠点病院等が実施する、以下の事業に対して財政支援を行う。<br>がん診療連携拠点病院機能強化事業【補助率:1/2, 10/10】<br>がん専門医等の育成、がん診療ネットワークの構築、がんの普及啓発、緩和ケアの提供体制の構築、がん患者やその家族に対する相談支援等の事業を行うために必要な経 | 1,436,240 | 1,436,240 | 5 | 一般 | − | 7 | 4 | − | − | − | − | 4_c_1_2 | | | | | | | | 該当 | |
| 1827 | 厚生労働省 | 14 | | 321 | | がん検診総合支援事業費等 | | がん対策基本法及びがん対策推進基本計画に基づき、がんによる死亡者を減少させることを目標に、がん検診の受診率を向上させるなど、がん対策推進基本計画に掲げる各種目標を達成することを目的とする。 | 別添のとおり | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_4_6 | 5_c4_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 1828 | 厚生労働省 | 14 | | 322 | | 都道府県がん対策推進事業 | | がん対策基本法及びがん対策推進基本計画を基本として、都道府県が、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ策定する都道府県におけるがん対策の推進に関する計画(以下「都道府県がん対策推進計画」という。)に基づき、地域の実情等を反映させた各種施策を実施することで、がん対策の推進を図ることを目的とする。 | 都道府県が、当該都道府県がん対策推進計画の各種目標等の実現・達成のために重点的に実施すべき事業に要する経費の一部を補助するものである。<br><br>【重点的に実施すべき事業】<br>①がん診療に携わる医師に対する緩和ケア研修事業②がん検診実施体制・医療提供体制等の強化に資する事業③効果的ながん情報の提供に資する事業④がんに関する総合的な相談体制の整備に資する事業⑤がん登録の推進に資する事業⑥がん検診の受診促進や受診率向上等に資する事業 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額(千円) | 左記うち要望額うち科技予算額(千円) | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:〇 非該当:－) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:〇 非該当:－) | 競争的資金(該当:〇 非該当:－) | 独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－) | SBIR対象(該当:〇 非該当:－) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1829 | 厚生労働省 | 14 | | 324 | | がん医療に携わる医師等に対する研修事業等 | | がん対策基本法及びがん対策推進基本計画に基づき、がんと診断された時からの緩和ケアを実施するための医療従事者の育成等を図るとともに、がん医療に従事する医療従事者への研修をより効果的かつ計画的に実施することにより、各種がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目 | 別添のとおり | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | 4_c_1_9 | | | | | | | 非該当 | |
| 1830 | 厚生労働省 | 14 | | 325 | | 地域健康危機管理対策事業 | | 平時から保健所を中核とする危機管理体制を構築することで、健康危機事例の未然防止を図るとともに、健康危機事例が発生した際における保健師による健康相談の実施や被災地に対する保健師の派遣による支援を行うこと等によって、拡大抑制を図る。 | 以下の事業を行う都道府県、保健所設置市、特別区に対し補助する。【補助率：1／2、10／10】<br><br>①地域健康危機管理体制推進事業【補助率：1／2】<br>・関係機関等により構成する協議組織を設置し、総合的な健康危機管理対策を講じる。<br>・健康危機事例が発生した際には、健康相談やこころのケアなどの保健活動を行うために、保健関係者で構成する派遣体制を整備する。<br><br>②地域健康危機管理対策特別事業【補助率：10／10】<br>・健康危機発生時において、健康相談等の保健活動を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1831 | 厚生労働省 | 14 | | 326 | | 健康危機管理体制の整備 | | 公衆衛生上の緊急事態やテロリズム等国民の生命、健康の安全を脅かす事態及び自然災害に対して迅速かつ適切に対処することを目的として、厚生労働省及び地域における健康危機管理体制等を整備する。 | 医薬品、食中毒、感染症、飲料水等により生じる国民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関する業務等を行うため、健康危機等が疑われる各種情報の収集・分析、並びに省内各部局間の横断的かつ緊密な連携及び短時間での的確な政策調整を行う。また、世界健康安全保障行動グループ（GHSAG）等の国際会議等に出席し、健康危機管理の向上及びテロ行為に対する準備と対処に係る各国との連携を図る。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_b4_1_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1832 | 厚生労働省 | 14 | | 327 | | 健康危機管理体制整備推進費 | | 多様化する健康危機事例に対応するため、健康危機管理に関する研修の実施などにより、地域における健康危機管理対策の基盤の整備を図る。 | 多様化する健康危機事例に的確に対応するため、保健所長及び保健所の管理職員等を対象として、実際の健康危機事例発生時の対応に関する演習、健康危機発生時の情報収集や組織の管理・調整の手法等必要な知識の取得を内容とした研修等を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1833 | 厚生労働省 | 14 | | 328 | | 健康危機管理情報収集事業費 | | 地域における健康危機管理情報の収集や解析等を行うことにより、地域における健康危機事例発生時の迅速かつ適切な解決に向けた対応を支援する。 | 地域における原因不明の健康危機や、感染症、食品安全、医療安全、飲料水安全、生活環境安全等、多様化する健康危機管理情報を収集、分析すると共に、健康危機発生前、発生後の各時期において必要とされる様々な情報を地方自治体等に提供する。<br>また、収集した健康危機管理情報の解析や評価を行うため、専門家等により構成される検討会を開催する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_2_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1834 | 厚生労働省 | 14 | | 329 | | 災害時公衆衛生従事者緊急派遣事業 | | 震災後の保健師等を中心とした保健活動は、被災者の健康状態の悪化などの防止に大きな役割を果たしている。保健師等の派遣にあたって、被災地の保健ニーズを的確に把握し、適切な地域に迅速に派遣する支援体制の整備を図 | 保健師等を中心とした公衆衛生従事者を被災地に派遣し、迅速かつ的確な支援体制を確立するため、災害時における派遣ガイドラインの作成や派遣者の養成研修を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_1_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1835 | 厚生労働省 | 14 | | 330 | | 輸入食品の監視体制強化等事業 | | 日本へ食品を輸出する輸出国に対し現地査察等を行い輸入食品の安全性を確保するほか、全国で発生する食中毒事件に関する情報の関係機関との共有や食品の微生物に係る規格基準を整備することなどにより、我が国の食品の安全・安心を確保する。 | 我が国における食品輸入時検査等での違反事例等に関する調査を実施し、調査結果に基づき輸出国政府に改善要請を行うことなどにより、輸入食品の監視体制の強化を行う。また、全国で発生する食中毒事件に関する情報を地方自治体等関係機関と共有するほか、国内食品関係事業者の衛生管理水準を高めるための事業などを実施する。そして、FAO／WHO合同食品規格計画（コーデックス委員会）への参画のために必要な情報の整理や検討会の開催及び微生物に由来する食品汚染実態調査等についても実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | 3_c4_5 | | | | | | | 非該当 | |
| 1836 | 厚生労働省 | 14 | | 331 | | BSE対策など食肉の安全確保対策推進事業 | | 食鳥肉・食肉等の安全確保、監視指導体制を強化するため、米国、カナダ等からの牛肉輸入における対日輸出条件の現地査察、都道府県等が行うBSEスクリーニング検査に対する外部精度管理、都道府県等の食品衛生監視員、食鳥検査員、と畜検査員の検査技術等の向上を図るための講習会、研修会を開催し、食の安全を確保する。 | 米国及びカナダ等の牛肉の対日輸出施設等に対して定期的に査察を行うとともに、BSEスクリーニング検査の外部精度管理、食品衛生監視員に対する疫学調査、監視指導等に関する講習会の実施、食鳥検査員及びと畜検査員に対する検査技術や衛生管理、疾病診断法等に関する研修会の実施 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1837 | 厚生労働省 | 14 | | 332 | | 農薬等ポジティブリスト制度推進事業 | | 食品中に残留する農薬等（農薬、動物用医薬品及び飼料添加物）については、平成18年度より施行されたポジティブリスト制度（残留基準が設定されていない農薬等が一定量を超えて残留する食品の流通を原則禁止する制度）を円滑に運用し、全国において効率的な監視を行うことにより、食品の安全性を確保する。 | ポジティブリスト制度に基づき、国際的な基準や科学的な根拠を踏まえて食品中の農薬等の残留基準を設定し、効率的な監視を行うことができるよう試験法の開発・改良を行うとともに、食品を介した農薬一日摂取量実態調査（平均的な食事による国民1人あたりの農薬の摂取量を調査）等の結果を踏まえ、適宜基準値の見直しを行う。 | 498,959 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 1838 | 厚生労働省 | 14 | | 333 | | 食品添加物、食品用器具・容器包装等の安全性確認の計画的推進事業 | | 最新の科学的知見により、食品添加物等の規格を整備するとともに、食品及び食品用器具・容器包装等への化学物質の使用基準を設定・検証することにより、食品の安全性を確保する。 | 食品添加物等の規格基準の設定・再評価のため、バイオテクノロジーの進歩を踏まえた化学物質の分析試験を実施し、使用及び流通実態の調査結果と併せ暴露量を推定し、制度設計を検討する。 | 684,003 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 1839 | 厚生労働省 | 14 | | 334 | | 食品汚染物質の安全性検証推進事業 | | 食品中の汚染物質（ヒ素、カドミウム等）における精密な暴露状況を把握し、個人によって摂取頻度の異なることに着目した安全性を検証し、今後のリスク低減のための方策（摂食指導、基準値の設定及び見直し）を講じる際の基礎データを得ることにより食品の安全性を確保する。 | 個人によって摂取頻度の異なる食品について、一定期間内の摂取実態調査を実施し、精密な汚染物質のばく露量を推定する。また、食品中の汚染物質（ヒ素、カドミウム等）は通常の環境中に広く存在していることから、広範囲の食品について、汚染物質の含有濃度実態調査を実施する。 | 39,970 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 1840 | 厚生労働省 | 14 | | 335 | | 健康食品の安全性の確保等事業 | | 多様化する健康食品による健康被害事例に対し、必要に応じ流通を禁止する等、迅速・適切に対応するとともに、市場に流通している健康食品において安全性が疑われる成分について安全性試験を実施し、健康被害を未然に防止することにより食品の安全性を確保する。 | 健康食品による健康被害事例が発生した際、臨床医等の専門家を緊急に招集し、対応を検討するとともに、市場に流通している健康食品において安全性が疑われる成分について、安全性試験及び分析調査を実施する。 | 24,832 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 1841 | 厚生労働省 | 14 | | 336 | | 食品安全に関するリスクコミュニケーション事業 | | リスク分析の全過程において、リスク管理機関（厚生労働省、農林水産省）、リスク評価機関（食品安全委員会）、消費者等の関係者が、それぞれの立場から相互に情報や意見を交換することにより、検討すべきリスクの特性やその影響に関する知識を深め、リスク管理やリスク評価を有効に機能させることを目的とする。 | 食品安全委員会、農林水産省、消費者庁及び地方自治体等と連携しつつ、全国で幅広いテーマでの意見交換会を開催するとともに、ホームページやパンフレット等さまざまな媒体を活用して積極的に情報提供し、リスクコミュニケーション事業の評価を行うなど、法律による実施することが国の責務とされているリスクコミュニケーションの充実を図り、その結果を食品安全行政に反映させる。 | 8,609 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 3_b_1_2 | | | | | | | | 該当 | |
| 1842 | 厚生労働省 | 14 | | 337 | | 輸入食品の検査に必要な事業 | | 我が国に輸入される食品等は、年間の輸入届出件数が約226万件、輸入重量が約3,190万トン（平成27年度実績）であり、熱量ベースで約6割を国外に依存する状況となっている。輸入食品等のモニタリング検査は、食品衛生の状況を幅広く監視することを目的としており、年間計画に基づき、これを重点的、効果的かつ効率的に実施することによって、輸入食品等の一層の安全性を図ることを目的とする。 | 食品の種類ごとに輸入量、違反率等を勘案し、統計的な考え方に基づき策定された「輸入食品監視指導計画」に基づく輸入食品のモニタリング検査や違反事案に対応するための検査強化を、横浜及び神戸の輸入食品・検疫検査センター並びに全国の検疫所の検査課（東京、成田空港、名古屋、大阪、関西空港、福岡）において実施している。なお、モニタリング検査については、一部の検査項目を民間の登録検査機関に業務委託（アウトソーシング）している。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1843 | 厚生労働省 | 14 | | 338 | | カネミ油症患者の健康実態調査事業 | | カネミ油症のダイオキシン類の直接の経口摂取による健康被害という特殊性を考慮し、油症研究の加速的推進に資するため、当面毎年、健康実態調査の実施・健康調査支援金の支給等を行うことにより、油症治療研究班が実施している検診結果と併せて患者の症状の推移、治療の状況やその予後の影響などの情報を収集・分析することによって今後の研究の充実・強化を図り、油症患者の負担を軽減してい | 各都道府県を通じて油症患者の健康実態調査を、当面、毎年実施し、対象者に「健康調査支援金」（一人当たり19万円）を支給する。<br>調査前後の健康相談等を含めた相談支援体制の整備を図る。<br>調査結果を集計・分析し、今後の研究につなげていく。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1844 | 厚生労働省 | 14 | | 339 | | 水道行政強化拡充費 | | 安全で質が高い水道を確保するため、全国水道関係担当者会議及び水道技術管理者研修会を通じて水道関係者の資質向上を図るとともに、水道に関する国民への普及啓発 | ①全国水道関係担当者会議、水道技術管理者研修会の開催<br>②水道の現状等についての国民への普及啓発 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | 3_c4_5 | 8_6 | | | | | | 非該当 | |
| 1845 | 厚生労働省 | 14 | | 340 | | 水質管理等強化対策費 | | 水道原水管理の強化のため、水道原水の水質汚濁の原因となっている農薬や溶剤等の新しい化学物質について水質検査方法等の検討、水質検査の精度管理、水道用薬品等について、水道水質に影響を及ぼさないような基準の策定を行う。 | 外部精度管理調査計画の策定・実施、水質検査機関担当者を対象とした研修会の実施、一部の登録水質検査機関を対象とした精度の取組（検査機器・薬品等の管理）に関する実地調査の実施水道水中の物質の濃度を測定するための水質検査方法の設定<br>浄水過程における除去方法等の検討<br>水道用薬品に関する検討・調査 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | 8_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 1846 | 厚生労働省 | 14 | | 341 | | 水道水源水質対策費 | | 厚生労働省が水質基準を補完する項目として設定した水質管理目標設定項目に係る全国的な測定結果を把握及び整理し、水質基準への移行を検討するための基礎調査を実施する。また、水質基準項目等の中で優先的に存在状況の把握と毒性に関する情報収集を実施すべき項目について存在状況のモニタリングを実施し、最新の科学的知見に照らした水質基準改正の検討を行う際の基礎情報の収集を行う。 | ・水道事業者による水質管理目標設定項目等の測定結果の収集・整理を行い、水質基準への移行の検討に資する解析を実施する<br>・水質項目の毒性に関する情報収集・整理を行う<br>・原水・浄水の存在状況の調査及び基準設定の必要性を検討する | 9,810 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 1847 | 厚生労働省 | 14 | | 342 | | 給水装置等対策費 | | 安全な給水を確保するために、給水装置の構造材質基準を適宜評価し、必要に応じて見直しの検討を行う。本事業では、基準の見直しの検討に資するため、新技術や新材料等に対応するための施工技術調査や給水用具の基準項目に関する調査を実施し、また我が国の基準や規制方法等について整理・把握を行う。 | 我が国の給水装置の構造材質及び指定給水装置工事事業者制度に係る調査検討及び我が国の市場にある給水用具に対する構造材質基準への適合性に関する調査の実施 | 8,452 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額(千円) | 左記うち要望額うち科技予算額(千円) | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当：○ 非該当：-) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当：○ 非該当：-) | 競争的資金(該当：○ 非該当：-) | 独立行政法人向け財政支出(該当：○ 非該当：-) | SBIR対象(該当：○ 非該当：-) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1848 | 厚生労働省 | 14 | | 344 | | 給水装置データベース事業促進費 | | 国がすべての給水器具についての情報を集積・管理し、給水装置が満たすべき構造及び材質の基準(以下、「基準」という。)に適合している給水器具の情報(データベース)を的確・迅速に活用できるようにする。水道事業者、給水装置工事事業者、水道利用者等がこのデータベースを活用することにより、基準を満たす給水装置による安全な給水を確保し | 請負者は給水装置データベースの運用・保守管理を行い、適切な情報提供を確保する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 4_c_1_9 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1849 | 厚生労働省 | 14 | | 345 | | 給水装置工事主任技術者国家試験費 | | 規制緩和の方針に沿った平成8年の水道法改正により給水装置工事における指定給水装置工事事業者制度と給水装置工事主任技術者(国家資格者)制度<br>が創設され、給水装置工事主任技術者の国家試験が実施されることとなった。本事業は、給水装置工事主任技術者の国家試験の合格者への免状の交付及<br>び免状交付者に係る情報の記録等を適切に実施することを目的とする。 | 給水装置工事主任技術者免状の交付及び免状交付者情報の記録 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1850 | 厚生労働省 | 14 | | 346 | | 水道施設整備事業調査費(水道施設整備事業調査諸費含む) | | 水道施設についての危機管理体制、耐震化状況、施工技術の動向の実態把握、水道施設の資産管理に関する調査等を行い、今後の水道事業のあり方についての検討に必要なデータを得る。 | 水道施設設置状況、耐震化基礎調査、水道施設整備施工技術動向調査、水道におけるアセットマネジメント導入等に関する調査、長期的な水需給を考慮した広域的な水道施設の再構築ガイドライン策定調査費、水資源開発施設の有効利用等に関する調査、浄水処理施設等の最適化に関する | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 1_b_2_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1851 | 厚生労働省 | 14 | | 347 | | 水道施設等整備費(水道施設災害復旧費補助含む) | | 水道事業又は水道用水供給事業を経営する地方公共団体に対し、その事業に要する費用のうち一部を補助することにより、安全で質が高く災害に強い水<br>道を確保する。 | 1．地方公共団体が施行する水道施設の整備に必要な事業費の一部補助<br>①簡易水道等施設整備費補助(補助率：4/10,1/3,1/4)…布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の整備事業<br>②水道水源開発等施設整備費補助(補助率：1/2,1/3,1/4,定額)…ダム等の水道水源施設整備事業、水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整<br>備事業など<br>2．都道府県が取りまとめた耐震化等に関する事業計画に | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1852 | 厚生労働省 | 14 | | 347 | | IoTを活用するスマート水道促進事業<br>(「水道施設等整備費(水道施設災害復旧費補助含む)」の一部事業として実施を予定) | | 水道事業において、これまで個別に運用されてきた浄水場の運転管理、施設台帳、会計等の各種システム機器を統合し、データの相互利用を図ることで、効率的な水道事業の運営を可能とするとともに、水道スマートメータの導入により得られるデータを含めたビッグデータの解析により、施設の故障予知診断の実施、最適な施設計画・配水計画立案、漏水の早期検知のほか、見守りサービスの提供等も可能となるなど、単なる既存技術による水道事業を科学技術イノベーションの創出を促進することを目的とする。 | 浄水場の運転管理、施設台帳、会計等の各種システム機器を統合する共通プラットフォームのデータサーバや水道スマートメータの導入により、ビッグデータを活用した事業運営、自動検針、漏水の早期検知等が可能となる、効率的で災害に強く、付加価値の高い水道サービス実現のための支援を行う。 | 2,500,000 | 1,000,000 | 5 | 一般 | － | 45 | 4 | － | － | － | － | 3_c2_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 1853 | 厚生労働省 | 14 | | 349 | | 官民連携等基盤強化支援事業 | | 水道事業においては、管路等の施設の老朽化の進行、人口減少による料金収入の減少や職員数の減少など、これまでにない厳しい社会環境の下で水道事業を継続していかなければならない。このためには、民間企業の技術・人材の活用が重要であることから、各水道事業体における官民連携の導入に向けた具体的な検討を進めて、官民連携方策導入の促進を図ることが重要であるため、PFI事業導入に向けた事業実施方針(案)の作成を支援し、今後の水道事業の運営方法について、幅広く検討するもの。 | PFI事業に対して検討意欲のある支援事業体の選定を行った上で、事業体の現状把握及び官民連携の有効性を確認する。現状把握後、水道法による第三委託、従来型PFI事業、コンセッション方式を活用したPFI事業などの比較検討する事業スキームを選定し、課題に対して適した事業形態を検討する。また各事業スキーム毎に、導入に向けた課題・リスク分担・要求水準の検討・運営期間の検討・運営権対価の支払い方法の検討等を行う。水道事業における導入事例がないコンセッション方式を必ず検討対象に含め、事業実施 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 1_b_2_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1854 | 厚生労働省 | 14 | | 352 | | あへん供給確保事業 | | 医療及び学術研究の用に供する「あへん」の供給の適正を図るために必要な事業を行う。<br>(注)1961年の麻薬に関する単一条約は、あへんの海外からの購入・輸入等は国が独占するよう求めている。 | 1　医療上必要不可欠な医薬品の原料である「あへん」を、国内の需要・供給量を踏まえ、インド政府及び国内のけし耕作者より購入し保管する。<br>2　あへんの国内価格決定を行うため、インド政府から購入した「あへん」のモルヒネ含有率試験を実施する。<br>3　国内産あへんの収納業務及び災害補償業務を実施す | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1855 | 厚生労働省 | 14 | | 353 | | 麻薬中毒者収容保護事業 | | 麻薬及び向精神薬取締法に基づき、都道府県が支弁する麻薬中毒者の入院措置費等を補助することを目的とする。 | 麻薬及び向精神薬取締法第59条の2の規定に基づき、都道府県において麻薬中毒者の入院等に要する経費の3／4を支弁する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1856 | 厚生労働省 | 14 | | 354 | | 麻薬・覚せい剤等対策費 | | 麻薬・覚醒剤等の危害を国民に周知するとともに、その撲滅を図る。 | 1．地方厚生局麻薬取締部及び都道府県における麻薬取締行政職員に対する研修<br>2．野生大麻・けしの除去<br>3．国民運動として開催する麻薬・覚醒剤乱用防止運動の地区大会開催<br>4．再乱用防止対策講習会の開催等 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 5_a4_1_2 | 3_b_4 | | | | | | | 非該当 | |
| 1857 | 厚生労働省 | 14 | | 355 | | 危険ドラッグ対策費 | | 危険ドラッグの撲滅を図るため、新たな成分の指定薬物への指定に必要な分析等を行うことや、職員を香港に派遣し、海外の捜査機関と歩調を合わせながら連携して薬物犯罪壊滅に向けた情報収集活動を図る。 | 1．危険ドラッグの分析、乱用薬物の鑑定法整備等<br>2．薬物対策国際情報収集 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1858 | 厚生労働省 | 14 | | 356 | | 向精神薬対策費 | | 向精神薬の乱用及び不正取引を防止し適正な管理を行うための基盤整備を図ることを目的とする。 | ・捜査機関において規制品目の鑑定を迅速に行えるようにするため、我が国で現在流通していない向精神薬の標準品を作成する。<br>・不正取引される向精神薬の迅速かつ効果的な分析法を確立するため、向精神薬の試験法及び標準的分析マニュアルを作成する。<br>・「麻薬及び向精神薬不正取引条約」において新たに麻薬及び向精神薬原料として指定される可能性がある物質について、流通実態を把握する。 | 1,404 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_c_7 | 1_c_3_2 | | | | | | | 該当 | |
| 1859 | 厚生労働省 | 14 | | 357 | | 医療用麻薬適正使用推進事業 | | 医療用麻薬の適正管理と適正使用の推進を図る。 | ・医療関係者等向けに、医療用麻薬の適正使用推進のための講習会を開催。<br>・都道府県の薬務担当職員を対象に、医療用麻薬等指導監督業務研修を実施し、全国的に統一した管理・指導監督を実施。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 5_a4_1_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1860 | 厚生労働省 | 14 | | 358 | | 麻薬等対策推進費(広報経費) | | 【覚醒剤等撲滅啓発等委託費】<br>麻薬・覚醒剤等の薬物乱用による危害を広く国民に周知させ、国民一人一人の認識を高めることにより、麻薬・覚醒剤等の薬物乱用の根絶を図る<br>【覚醒剤防止特別対策費】<br>国連決議による「6．26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図るとともに、薬物乱用による健康被害等の危害について広く国民に周知、その認識を高めることにより薬物乱用の根絶を図る<br>【薬物乱用防止普及啓発推進事業費】<br>小学校6年生の保護者、高校卒業予定者及び有職・無職の未成年者等のそれぞれの成長段階を対象とした薬物乱用防止についての啓発資材を提供することにより、若年化する薬物乱用傾向を阻止する<br>【再乱用防止対策事業費】<br>薬物依存症についての正しい知識や、中毒者の家族が頼れる相談窓口、支援施設等を広く周知することにより、薬物中毒者とその家族の負担を軽減する。また、薬物中毒者に対する偏見・誤解等を解消することにより、社会全体で受け入れ、支えることができる環境を作り上げることを目的とする。 | ①覚醒剤等撲滅啓発等委託費(昭和63年度開始)<br>1．薬物乱用防止啓発訪問事業<br>訪問要請のあった教育機関等へ専門の講師を派遣し、専門の教材を基に薬物乱用防止に関する正しい知識の普及を図る。<br>2．薬物乱用防止指導員養成事業<br>小学校等における広報活動の一環として薬物乱用防止教室の講師等を行える薬物乱用防止指導員を養成するための効果的な研修を開催する。<br>②覚醒剤防止特別対策費(昭和37年度開始)<br>毎年6月20日から1箇月間、全国各地で実施している「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び毎年10・11月に各ブロック単位で地区大会を開催している麻薬・覚醒剤乱用防止運動に必要なポスター等の啓発資材を作成して配布する。<br>③薬物乱用防止普及啓発推進事業費(昭和62年度開始)<br>以下の薬物乱用防止啓発読本を作成し、学校等に直接送付する。<br>・小学6年生の保護者を対象とした薬物乱用防止啓発読本を作成・配布<br>・高校卒業予定者を対象とした薬物乱用防止啓発読本を作成・配布<br>・有職・無職の未成年者を対象とした薬物乱用防止啓発読本を作成し、関係団体等を通じて配布<br>④再乱用防止対策事業費(平成18年度開始)<br>薬物依存症についての正しい知識や、薬物中毒者の家族による自助活動及び中毒者の家族が頼れる相談窓口や、中毒者の治療・支援施設等を網羅的に紹介されたパンフ | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 3_c4_5 | 5_a4_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 1861 | 厚生労働省 | 14 | | 359 | | 麻薬・覚せい剤等対策事業 | | 麻薬・覚醒剤等(以下「薬物」という。)の乱用を防止するため、薬物乱用防止啓発活動を行いつつ、国内外の関係機関と協力して複雑かつ巧妙化している薬物密売組織や末端乱用者に対する取締りを徹底し、薬物乱用の撲滅を目指すとともに、立入検査を実施するなどして医療機関・薬局等における医療用麻薬の適正使用を推進する。 | ・暴力団や外国人による薬物密売組織及び、これらから薬物を買い受ける末端乱用者等による薬物事犯に対する取締り<br>・急速に蔓延しつつある大麻事犯等の取締り<br>・医療用麻薬の不正流通防止を目的として、医療機関・薬局等に対する立入検査を実施し、適正使用・管理を行うよう監視・指導<br>・国内の捜査機関等から持ち込まれる薬物と疑われる検体の鑑定<br>・薬物乱用防止に係る普及・啓発活動 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:○ 非該当:－) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:○ 非該当:－) | 競争的資金(該当:○ 非該当:－) | 独立行政法人向け財政支出(該当:○ 非該当:－) | SBIR対象(該当:○ 非該当:－) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1862 | 厚生労働省 | 14 | | 360 | | 毒物劇物取締法施行費 | | 1. 毒物及び劇物取締法の施行に伴う毒物劇物の使用取扱基準の作成。<br>2. 毒物及び劇物の指定。<br>3. 毒物劇物営業者登録等審査事務の迅速・効率化、地方厚生局及び都道府県との情報の共有化を図るための登録システムの運用。 | 1. 毒物劇物の使用取扱基準作成<br>毒物及び劇物の貯蔵等について、法の規定に基づいた基準の作成又は作成準備<br>2. 毒物劇物指定調査<br>本邦で毒物劇物に指定されていない化学物質についての毒性評価<br>毒物及び劇物への新規指定又は解除<br>3. 毒物劇物営業者登録システム<br>毒劇物営業者登録事務の迅速化等のためのシステム運用・改修等 | 8,469 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | 4_b2_3 | 2_c_6 | | | | | | 該当 | |
| 1863 | 厚生労働省 | 14 | | 361 | | 家庭用品規制法施行事務費 | | 化学物質の各種毒性試験検査により、有害性があると評価されたものについて、家庭用品の規制基準等の設定を検討するとともに、違反製品の流通を防止するための監視指導などを強化するほか、有害な化学物質の人体への曝露を最小化するための取組を実施することによって、国民の健康の保護に資することを目的としている。 | 1. 家庭用品規制法の施行に伴う指導監督等のため地方自治体を対象とした地区別打合会議等を開催<br>2. 家庭用品規制基準設定のための試験検査及び検討<br>3. 家庭用品安全対策推進指導、健康被害情報の調査及び安全確保マニュアル作成<br>4. 家庭用品、建材等から発散する化学物質による室内空気汚染対策のための室内濃度指針値等の策定に資する検 | 55,919 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | 2_c_7 | | | | | | | 該当 | |
| 1864 | 厚生労働省 | 14 | | 362 | | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行費 | | ○化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保するため、規制等を適切に行うとともに、環境への排出量の把握等及び管理の改善を図る。<br>○内分泌かく乱化学物質、ナノマテリアルなどの新素材についても、ヒトの健康への影響評価を行い、総合的な化学物質の安全対策を推進する。 | 1. 新規化学物質等の審査、既存化学物質毒性試験の実施。<br>2. 電子申請システム及び3省(厚生労働省・経済産業省・環境省)共管情報基盤システムの管理。<br>3. PRTR法に基づき化学物質の排出量を所管する事業所のデータ受入及びシステム管理。<br>4. OECD試験ガイドラインに基づく内分泌かく乱化学物質実証試験の実施。<br>5. 海外の規制当局との化学物質に対する規制と我が国の規制との整合、リスク管理方策及び毒性試験評価基準等の国際協調。 | 162,758 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 8_6 | 4_c_1_2 | 1_b_2_5 | | | | | | 該当 | |
| 1865 | 厚生労働省 | 14 | | 363 | | 生活衛生金融対策費 | | 日本政策金融公庫(国民一般向け業務)が行う、「生活衛生改善貸付」、「新創業融資制度」、「災害貸付」、「特定の政策目的に沿って設けられている特別利率」、「無担保融資特例制度」、「経営者保証免除特例制度」、「創業者支援貸付利率特例制度」及び「まち・ひと・しごと創生貸付利率特例制度」を円滑に実施する。 | ○補給金<br>生活衛生関係営業者に対して、無担保・無保証人で融資する「生活衛生改善貸付」や耐震化などの特定の目的のために設けられている「特例貸付」等により、日本政策金融公庫が貸付利率を低減するため、利ざやの減少分を補給するもの。<br><br>○出資金<br>平成28年度補正予算においては、生活衛生関係営業者について、熊本地震からの復旧やEU離脱に伴う不安定性などのリスクへの万全の対応を支援するうえで、日本政策 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1866 | 厚生労働省 | 14 | | 364 | | 生活衛生等関係費 | | 国民生活に密着した生活衛生営業の振興策の推進及び新型インフルエンザやノロウイルス等の新たな感染症に対する対策など、公衆衛生の向上と増進を図ることで利用者または消費者の利益の擁護をし、国民生活の安定に寄与することを目的としている。建築物の衛生的環境の確保等を施策の検討や情報提供、並びに行政機関担当者に対する研修会を実施することも目的としている。 | ①生活衛生関係営業衛生確保等対策事業:生営業の衛生水準の維持向上や新たな感染症等の感染拡大防止対策等の総合的な衛生対策を検討する。<br>②生活衛生営業実態調査:生営業の年次的な経営実態を把握し、衛生業の健全な育成、経営の指導等を行う。<br>③生活衛生等指導費:生営業の経営の安定と健全な発展を図るため、都道府県、経営指導員等が適正な指導を行うための指導監督及び生活衛生同業組合に対する指導及び連絡調整を行う。<br>④生活衛生等功労者表彰:生活衛生等の普及向上等の功労があった者に対し、他の模範とするため厚生労働大臣表彰等を行う。<br>⑤建築物環境衛生管理対策推進事業:建築物の空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について検討を行う。<br>⑥保健所等担当者研修会等経費:一般の人々へ建築物環境衛生に関する適切な情報提供を行うとともに、保健所等行政機関において建築物衛生行政に携わる者に対する研修会を実施し、相談体制の整備等を図る。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_1_4 | 5_c4_2 | 3_b_4 | 8_1_6 | | | | | | 非該当 | |
| 1867 | 厚生労働省 | 14 | | 365 | | 建築物環境衛生管理技術者国家試験費 | | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく建築物環境衛生管理技術者国家試験実施及び国家試験合格者・講習会課程修了者に対する免状交付等に必要な経費 | 建築物環境衛生管理技術者国家試験の実施指導、免状の交付、書き換え交付及び再交付の実施。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1868 | 厚生労働省 | 14 | | 366 | | 生活衛生関係営業対策費補助金 | | 公衆衛生の見地から国民の日常生活に極めて深い関係にある生活衛生関係営業(生衛業)について、衛生施設の改善向上、経営の健全化及び営業者の組織の自主的活動等を通じて、その衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者及び消費者の利益の擁護に資するため、全国的及び各都道府県の区域内における指導体制の整備並びに生衛業の振興を図るものである。 | (公財)全国生活衛生営業指導センターは、生衛業全般にかかる情報収集・提供、調査研究、都道府県生活衛生営業指導センター及び生衛業の連合会に対する指導等、生衛法第57条の10に規定する事業を行っており、国は、生衛法の規定に基づき、全国センターの行う事業について補助しているものである。<br>また、都道府県生活衛生営業指導センターは、生衛業者やその組合に対する指導、経営・融資の相談等生衛法第57条の4第1項に規定する事業を行っており、国は、生衛法の規定に基づき、都道府県が都道府県指導センターの行う事業について補助した経費の一部を補助しているものである。<br>さらに、生衛法の規定に基づき、生衛業の連合会及び組合に対して必要な助成を行うものである。<br>【補助先】①(公財)全国生活衛生営業指導センター、②都道府県、③全国生活衛生同業組合連合会、都道府県生活衛生同業組合 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 7_b_7 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1869 | 厚生労働省 | 14 | | 367 | | 労働条件の確保・改善に必要な経費 | | 労働契約法・最低賃金法等の労働関係法令の周知・啓発、賃金や労働時間等の法定労働条件の履行確保のための事業場に対する監督指導等を行うことにより、労働条件の確保・改善を図る。 | ①最低賃金制度推進費(最低賃金制度及び改定された最低賃金額に係る周知啓発活動等)、②最低賃金調査等経費(中小零細企業又は事業所の賃金実態等の把握のための最低賃金に関する実態調査(一般的調査))、③多様な正社員制度の導入を検討している企業への支援の実施、④労働基準監督官が行う臨検監督等の業務や労働基準行政の円滑、適正な運営と斉一性を確保するための監察事務等に | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c4_5 | 1_b_4_6 | 8_6 | | | | | | 非該当 | |
| 1870 | 厚生労働省 | 14 | | 368 | | 労働条件・労働安全衛生関係相談業務の外部委託化経費 | | 労働条件・労働安全衛生に係る電話相談業務の外部委託化(コールセンターの設置)を行うことにより、限られた人員のなかで事業場に対する監督指導等を効率的に行う体制整備を図る。 | コールセンターを1か所設置し、特に電話相談件数の多い東京労働局及び大阪労働局の全ての労働基準監督署へ入電した電話について、コールセンターで以下の内容を一元的に対応する。<br>①労働基準監督署の業務内容、所在地、開閉庁時間等に係る一般的な問合せ<br>②法令の一般的な解釈、各種届出の様式及び記入方法等に係る問合せ<br>③労働基準監督署に対する苦情や意見<br>④特定の職員に対する電話や指導を受けた事業場からの問合せ等個別事案について該当の労働基準監督署への取 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1871 | 厚生労働省 | 14 | | 369 | | 最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業 | | 中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援を行うことにより、最低賃金引上げに向けた環境整備を図る。 | ①専門家派遣・相談等支援事業<br>中小企業事業者からの賃金引上げに向けた経営・労務管理に関する相談や専門家派遣の要望に応じるため、すべての都道府県に「最低賃金総合相談支援センター」を設置し、経営・労務管理の専門家によるアドバイスと、相談内容に応じた専門家の派遣を行う。<br>②業務改善助成事業<br>事業場内で最も低い時間給が一定額(750円、800円、1,000円)未満の中小企業事業者を対象に、生産性向上、労働能率増進のための設備導入等により、事業場内の最低賃金を一定額(30円、40円、60円、90円、120円)以上引き上げた事業者に対して、当該設備導入等の経費の一部を助成する(引き上げ額に応じて上限50万円、70万円、100万円、150万、200万、助成率10分の7、生産性要件を満たした場合4分の3(常時使用する労働者の数が企業全体で30人以下の事業場は4分の3、生産性要件を満たした場合5分の4))。<br>③業種別中小企業団体助成事業<br>傘下企業の賃金引上げを目的として、販路拡大のための市場調査、新たなビジネスモデル開発など生産性向上のための取組を行う全国規模又は都道府県規模の業種別中小企業団体に対し、その所要経費を助成する(上限20,000千 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1872 | 厚生労働省 | 14 | | 371 | | 就労条件総合調査費 | | 主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的とする。 | 総務省が作成している事業所母集団データベースから産業・企業規模別に抽出された16大産業に属する常用労働者30人以上の民営企業を調査対象として公共サービス改革法に基づく民間委託により調査を実施し、厚生労働省において集計・公表を行う。 | 18,860 | 0 | 5 | 特別 | － | 12011 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_3 | | | | | | | | 該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額(千円) | 左記うち要望額うち科技予算額(千円) | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:○非該当:－) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:○非該当:－) | 競争的資金(該当:○非該当:－) | 独立行政法人向け財政支出(該当:○非該当:－) | SBIR対象(該当:○非該当:－) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1873 | 厚生労働省 | 14 | | 372 | | 家内労働安全衛生管理費 | | 家内労働をとりまく諸問題について、その実態の把握等を行い、災害防止並びに職業病の予防及び早期発見を図るため、家内労働安全衛生指導員による適切な安全衛生指導を行い、家内労働者の安全衛生管理体制の確立を図る。 | 家内労働者又は委託者(家内労働者に原材料等を提供し、物品の製造・加工等の仕事を直接委託する者)を対象に、都道府県労働局において委嘱された家内労働安全衛生指導員が、家内労働者の安全の確保及び健康の保持に関する事項について必要な指導を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_b_4 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1874 | 厚生労働省 | 14 | | 373 | | 女性労働者健康管理等対策費 | | 女性労働者の特性に見合った健康管理対策、特に母性の健康管理指導等を実施し、もって労働災害の防止を図る。 | 男女雇用機会均等法に基づく事業主の義務である妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置が、事業所内において適切に実施されるようにするため、事業主への啓発、指導等を行うことにより、母性健康管理の措置に関する円滑 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1875 | 厚生労働省 | 14 | | 374 | | 産業医学助成費補助金 | | 産業医科大学に対する助成、修学資金の貸与を行うとともに、産業医の資質の向上、産業医学に関する研究の促進等を図り、もって産業医学の振興及び職場における労働者の健康確保の充実に資することを目的とする。 | ①産業医科大学の運営に対する助成②産業医科大学の学生に対する修学資金貸与制度の運営③産業医の資質の向上を図る研修等の実施<br>④産業医学に関する研究の促進⑤産業医学情報の提供 | 5,599,114 | 0 | 4 | 特別 | － | 12011 | 3 | － | － | － | － | 7_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 1876 | 厚生労働省 | 14 | | 375 | | 労働災害防止対策費補助金 | | 労働災害の防止を目的として設立された中央労働災害防止協会、業種別労働災害防止協会(4協会)及び船員災害防止協会(以下、「労働災害防止団体等」という。)に対し補助金を交付し、作業現場等の実態に即したきめ細かい労働災害防止活動の進展を図る。 | 事業主による自主的な安全衛生活動を促進し、その労働災害の防止に繋げるため、以下の事業を行う。<br>①労働災害防止活動事業②安全衛生管理活動事業③安全衛生啓発事業④調査研究事業 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1877 | 厚生労働省 | 14 | | 378 | | 特定有害業務従事者の離職者特殊健康診断実施事業 | | 労働安全衛生法第67条に基づき、健康管理手帳を交付し、離職労働者の健康管理を行っているものであり、健康管理手帳保持者に対して、年2回(じん肺は1回)委託医療機関において健康診断を受診させることにより、離職労働者の健康管理の確保に資するもの。 | 石綿取扱い業務等に従事し、離職した労働者に対し、労働安全衛生法第67条に基づき、健康管理手帳を交付し、離職労働者の健康管理を実施する。<br>健康管理手帳保持者に対して、年2回(じん肺は1回)委託医療機関において健康診断を受診させ、離職労働者の健康管理の確保を行っている。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1878 | 厚生労働省 | 14 | | 380 | | 職域対象のメンタルヘルス対策事業 | | 精神障害等に係る労災支給決定件数が増加傾向にあるなど、職場における心の健康保持増進のための取り組みが喫緊の課題となっているが、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場は約6割にとどまっている。また、取り組んでいない理由を「取り組み方が分からない」としている事業場が多いため、本事業は、こうしたニーズに対応できるよう、職場のメンタルヘルスに関する様々な情報を提供し、取り組みを促進することを目的とする。さらに、職場のメンタルヘルスに関して労働者等から寄せられる相談に対応するための体制を整備し、これらの者が職場のメンタルヘルス問題に円 | 本事業の目的を達成するため、厚生労働省のホームページ上に、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を設置し、事業者、産業医等の産業保健スタッフ、労働者やその家族等に対して、職場のメンタルヘルスに関する最新の情報、メンタルヘルス対策に関する基礎知識、事業場の取組み事例等、職場のメンタルヘルスに関する様々な情報提供を行うとともに、労働者等からのメンタルヘルスに係る問題の相談に応じるメール相談及び電話相談を実施する。<br>また、ストレスチェック制度が平成27年12月に施行された | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c4_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1879 | 厚生労働省 | 14 | | 381 | | 化学物質管理の支援体制の整備 | | 化学物質による労働災害の防止を推進するため、平成26年の労働安全衛生法の改正により、化学物質の危険・有害性情報のラベル表示、安全データシート(SDS)の通知義務の対象物質を拡大するとともに、リスクアセスメントの実施を義務付けたところである。<br>本事業は、化学物質による労働災害を防止するため、ラベル表示、SDSの作成・交付の促進を図ること等により、事業者が取り扱う化学物質の危険・有害性を確実に認識し、リスクに応じた対策を講じることを目的とするものである。 | ・化学物質のGHS(化学品の分類及び表示に関する国連勧告)分類の実施及びGHSに対応したモデルSDS、モデルラベルを作成する。<br>・SDSやラベル表示等化学物質管理に関する電話相談等を受け付ける相談窓口を設置するとともに、ニーズに応じて訪問指導を実施する。相談・訪問指導の際の好事例を事例集にまとめる。<br>・リスクアセスメントの簡易ツール(WEB対応)を作成し、使用法の周知を行う。<br>・ラベル、SDSに係る労働者教育用教材を作成し、教育実施者への講習会を開催する。<br>・未規制のものを含む化学物質の危険有害性等を速やかに | 183,207 | 0 | 5 | 特別 | － | 12011 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | 2_c_6 | 1_c_2_2 | | | | | | 該当 | |
| 1880 | 厚生労働省 | 14 | | 382 | | 新規起業事業場対策 | | 新規起業事業場については、最低限必要な労務管理又は安全衛生管理に係る基本的な知識や理解が不足していることが多いことから、コンプライアンスが徹底されず、長時間労働や労働災害の発生が懸念される。このため、労働時間制度等の整備及び労働時間管理の適正化を図り長時間労働を抑制するとともに、安全衛生管理体制や労働者の健康確保が図られるよう、適正な就業環境形成のための支援を行う。 | 事業①　新規起業事業場就業環境整備事業<br>新規起業事業場に対し、上記の目的を達成するため、なるべく早い段階で専門家を派遣し、指導及び助言を行う。<br><br>事業②　労働基準関係法令に関するWEB診断事業<br>新規起業事業場に対し、上記の目的を達成するため、新規起業事業場向けの情報発信を目的としたポータルサイトを設置・運営し、新規起業事業場に対して労働関係法令を広く周知するとともに、WEB上で事業場の規模等の必要な情報を入力することにより、事業場が関係法令に基づき行うべき手続きの解説や具体的な届出方法のほか、労務管理や安全衛生管理上のポイントについての診断を受けられる | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_1_3 | 3_b_4 | | | | | | | 非該当 | |
| 1881 | 厚生労働省 | 14 | | 383 | | 自動車運転者の労働時間等の改善のための環境整備等 | | 事業主の自発的な取組の促進と荷主の協力を得る取組等を通じて、自動車運転者の長時間労働の抑制を推進し、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」を遵守しやすい環境を整備することにより、自動車運転者の就業環境の改善を推進する。 | 荷主及び貨物運送事業者を構成員とする協議会を設置し、自動車運行管理アドバイザーによる個別指導等を実施することにより、事業者の自主的な労働条件の改善を促し、自動車運転者の安全衛生及び労働条件の確保を推進する。<br>なお、自動車運転者時間管理等指導員の業務については、長時間・過重労働対策を実施するため平成28年度から配置した労働時間管理適正化指導員の業務に集約することとし | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1882 | 厚生労働省 | 14 | | 384 | | 安全衛生施設整備等経費 | | 安全衛生施設については、労働災害の防止を目的として、労働安全衛生法に基づき、化学物質の有害性調査や安全衛生教育に従事する指導員の養成等を行うための施設として国が設置したものであるが、各施設において経年劣化が進行している状況にある。これらの施設をそのまま放置し、災害や事故が発生した場合、国の施設設置者としての責任を問われかねない重大な問題となることから、施設利用者の安全及び施設の円滑な運営を図るため、特別修繕を行う | 安全衛生施設の特別修繕については、施設が毎年実施する保全実態調査及び国土交通省による実態調査等により、重要度・緊急度等を調査した上で、施設を適切に運営できるよう、特別修繕が必要なものを計画的に概算要求し、実施しているものである。平成28年度においては、化学物質についての動物の長期吸入有害性調査等を実施している日本バイオアッセイ研究センターの施設整備を実施するほか、安全衛生総合会館の施設整備などを行う。 | 626,970 | 0 | 5 | 特別 | － | 12011 | 2 | － | － | － | － | 4_a1_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 1883 | 厚生労働省 | 14 | | 385 | | 労働安全衛生融資資金利子補給金 | | 独立行政法人労働者健康安全機構法附則第3条第3項に基づき、残存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの借入金の償還業務を行っており、その利息補助及び貸倒償却の補填を行う。 | 資金的な問題により労働災害の防止措置を十分に果たせない中小企業に対して、事業者が行う労働災害防止の基盤、環境を整備する努力を側面から援助するため、資金を長期かつ低利で事業者に融資してきたが、平成13年12月19日の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」において、当該融資制度を廃止した。<br>現在残存する貸付債権の管理・回収業務、金融機関からの償還業務を行っている。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1884 | 厚生労働省 | 14 | | 386 | | 技能講習修了者のデーター元管理 | | 建設機械の運転業務等(以下「就業制限業務」という。)に就く際に求められる技能講習修了証のデータを一元管理して技能講習制度の円滑な運用を図る。<br>※1　建設機械の運転業務等に就くには、労働安全衛生法に基づき、労働者は、あらかじめ民間の登録教習機関で技能講習を修了することが義務づけられている。<br>※2　登録教習機関が廃止した場合でも、必要な証明を受けられるよう技能講習修了者データを一元管理する必要が | 厚生労働大臣が指定する指定保存交付機関(労働安全衛生関係法令に基づく機関)が、登録教習機関から引き受けた技能講習修了者の帳簿及び帳簿の写しを管理するとともに、技能講習修了証を申請者に交付する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1885 | 厚生労働省 | 14 | | 387 | | 安全衛生啓発指導等経費(委託費を除く) | | 産業設備の高度化、大型化及びこれに伴う災害原因の複雑化に対応し、効率的に災害防止の指導を行うため、計画的に災害防止指導用計測機器及び被服等を整備する。<br>また、労働災害防止についての指導啓蒙を目的として、事業者及び労働者に対する安全衛生意識の高揚を図るとともに、災害防止活動を効果的に促進するための指導や安全衛生教育等を実施するものである。 | ・建設業、造船業及び化学工業等における親企業と構内下請企業を一括としてとらえ、両者をもって構成する災害防止協議会を活用し、安全衛生管理指導を行う。<br>・安全衛生意識の高揚を図り、災害防止活動を促進するため、全国安全週間・全国労働衛生週間を実施する。<br>・災害率の高い零細企業の労働安全衛生担当者に対して安全衛生教育を実施する。<br>・優良な安全成績を上げた職長を表彰し、安全管理に対するインセンティブを高める。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1886 | 厚生労働省 | 14 | | 388 | | 職場における受動喫煙防止対策事業 | | 第12次労働災害防止計画に掲げられた「平成29年までに受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下にする。」という目標の達成に向けて、喫煙室の設置の方法等の技術的な内容について専門的な見地から相談・助言(実地含む)を行うとともに、受動喫煙防止対策に関する説明会を開催することにより、事業場における職場の受動喫煙防止対策の取組を促進することを目的とする。 | 受動喫煙防止対策を行うにあたり、既存の喫煙室の改善方法等、受動喫煙防止対策を行う上での技術的な内容に関する事業者からの問い合わせについて、電話による無料相談窓口を開設し、労働衛生コンサルタント等の専門家が各事業者の個別の状況に応じた助言を行う。また、電話による対応のみでは不十分と判断される場合は、事業者の希望を確認した上で、実地指導についても無料で実施するほか、事業者団体等から希望がある場合には当該団体の会合等に赴き、集団説明を行う。<br>また、主に経営者、人事担当及び安全衛生担当者を対象 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1887 | 厚生労働省 | 14 | | 389 | | 働きやすい職場環境形成事業 | | 職場のパワーハラスメントについては、近年、都道府県労働局や労働基準監督署等への相談が増加を続けるなど、社会的な問題として顕在化してきている。このため、平成23年度の「職場のいじめ・嫌がらせに関する円卓会議」で取りまとめた「職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言」や平成24年度及び平成28年度に実施した「職場のパワーハラスメントに関する実態調査」の結果等を踏まえ、この問題に取り組む社会的気運の醸成を図るとともに、労使の取組を支援することにより、問題の予防・解決に向けた取組を支援する。 | 平成23年度に「職場のいじめ・嫌がらせに関する円卓会議」において「行政は、労使団体とも協力しながら、この問題の重要性を企業や労働組合に気づかせ、予防・解決に向けた取組を支援するために、この問題の現状や課題、取組例などについての周知啓発を行うべきである」とされたことや、平成28年度に実施した職場のパワーハラスメントに関する実態調査においても依然として厚生労働省による支援に関する要望が多かったことを踏まえ、以下の施策を実施。<br>①国民及び労使に向けた周知・広報(ポータルサイトの改修・継続的運営、ポスターの掲示(駅、労働局等)、リーフレット、パンフレット等の作成・配布)<br>②当事者である労使の取組の支援(パワーハラスメント対策導入マニュアル等の作成・周知、参加者の実務に活かすことのできるセミナー及び企業に対してパワーハラスメント対策を指導できる人材を養成するための専門家養成研修 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c4_5 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:○ 非該当:-) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:○ 非該当:-) | 競争的資金(該当:○ 非該当:-) | 独立行政法人向け財政支出(該当:○ 非該当:-) | SBIR対象(該当:○ 非該当:-) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1888 | 厚生労働省 | 14 | | 390 | | 墜落・転落災害等防止対策推進事業 | | 墜落・転落による労働災害の死傷者(休業4日以上)は年間約2万人にもなり、災害の重篤度や被災者の多さから、安全対策が強く求められている状況にある。特に、建設業においては墜落・転落によるものが死亡災害の約4割を占める状況が続いており、労働安全衛生法令による最低基準の遵守徹底とともに、手すり先行工法等の「より安全な措置」を講じた足場の普及や、足場の設置が困難な高所作業における墜落防止対策の普及を推進していく必要がある。また、平成27年4月より開始された外国人造船就労者受入事業に伴い、増加するが外国人造船就労者に対する災害防止対策を推進していく必要がある。 | 【墜落・転落災害等防止対策推進事業(建設業)】<br>①手すり先行工法等の普及・定着のための現場指導 ②(平成27年度から実施)足場等から墜落防止措置を強化した改正労働安全衛生規則等に関する説明会の開催<br>【足場の設置が困難な高所作業での墜落防止対策普及事業(平成28年度で終了)】<br>足場の設置が困難な屋根上での安全帯取付設備の設置方法など墜落防止対策に関する研修会の開催<br>【外国人造船就労者に係る労働災害防止対策推進事業(平成29年度から実施)】<br>外国人造船就労者等に対する安全衛生教育 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c4_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1889 | 厚生労働省 | 14 | | 391 | | 東日本大震災及び平成28年熊本地震に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業 | | 東日本大震災及び平成28年熊本地震に係る復旧・復興工事については、短期間のうちに大量に行われており、多数の中小事業者が参入することが想定されることから、安全衛生に関する諸問題に対応する窓口となる拠点を被災地に開設し、専門家による技術的な支援を行うことで、労働災害防止対策の徹底を図り、もって円滑な復旧・復興工事の推進に寄与する。<br>※平成28年熊本地震の被災地域については、平成28年度 | ① 復旧・復興工事現場を巡回し、より安全な作業方法等について助言を行う。<br>② 建設工事に不慣れな未熟練労働者等に対する安全衛生教育を充実させるための支援を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1890 | 厚生労働省 | 14 | | 392 | | 受動喫煙に係る職場内環境測定支援業務 | | 第12次労働災害防止計画に掲げられた「平成29年までに受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下にする。」という目標の達成に向けて、事業場が職場のたばこ煙濃度や喫煙室の換気状態を確認するため、必要な測定機器の貸出しや使用方法の説明を行うことにより、事業場における職場の受動喫煙防止対策の取組を促進することを目的とす | 事業場におけるたばこ煙の濃度及び喫煙室付近の気流の測定に必要な粉じん計、風速計、一酸化炭素計及び臭気計について、無料で貸し出すとともに、推奨する測定方法及び機器の使用方法についてマニュアルを作成して測定機器に添付し、また、必要に応じて機器の測定方法について電話相談及び実地指導にも対応する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1891 | 厚生労働省 | 14 | | 393 | | 受動喫煙防止対策助成金等(行政経費を含む) | | 第12次労働災害防止計画に掲げられた「平成29年までに受動喫煙を受けている労働者の割合を15%以下にする。」という目標の達成に向けて、事業場における受動喫煙防止対策のための喫煙室の設置等の取組に助成し、対策の円滑な促進を図ることを目的とする。また、周知啓発用の資料作成を通じて、受動喫煙防止対策の必要性等について周知 | 中小企業事業主が受動喫煙防止対策として行う喫煙室の設置等を実施するために必要な経費について、助成率1/2、上限200万円を助成する。また、事業者から提出される助成金計画認定等の審査や実地調査等の関連業務を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | 1_c_2_9 | | | | | | | 非該当 | |
| 1892 | 厚生労働省 | 14 | | 394 | | 東電福島第一原発の緊急作業従事者に対する健康管理対策(行政経費を含む) | | 東電福島第一原子力発電所においては、これまで緊急作業に従事している労働者が被ばくする事故も発生しており、また、作業期間の長期化に伴い被ばく線量の増加による健康への影響が懸念されていることから、同原子力発電所における労働者の健康管理の強化に政府として全力を挙げて取り組む必要がある。本事業は、健康診断結果等の長期的管理、該当者への検診の実施等により、緊急作業従事者の健康確保が図られることを目的とする。 | 東電福島第一原子力発電所において緊急作業に従事した労働者の被ばく線量、健康診断結果等のデータを蓄積する「東電福島第一原発作業員の長期的健康管理システム」を構築するもの。また、緊急作業時の被ばく線量が一定以上の労働者を対象にがん検診等を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_b4_1_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1893 | 厚生労働省 | 14 | | 395 | | 労働安全衛生等事務費 | | 労働基準行政においては、労働災害の防止を目的として、労働安全衛生法等に基づき、労働者の安全と健康の確保のための各種安全衛生対策を実施しており、その実施・運営のために必要な経費である。 | 労働者の安全衛生を確保するためには適切な労働安全衛生対策を推進する必要があるところ、これに当たって必要な書籍やコピー用紙などの消耗品等を本省、労働局、労働基準監督署にて購入するものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_d4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1894 | 厚生労働省 | 14 | | 396 | | 職業病予防対策の推進 | | 技術革新の進展に伴う新原材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するため、適正な職業病予防対策の推進を図る。 | 技術革新の進展に伴う新原材料等の採用による新しい職業病の発生等に対処するため総合的な委員会を開催し、適正な職業病予防対策の推進を図る。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_5_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1895 | 厚生労働省 | 14 | | 397 | | 粉じん障害防止総合対策費 | | 平成25年度から平成29年度までの5年間の中期計画として策定された第8次粉じん障害防止総合対策の普及啓発を行うことを目的とする。 | 第8次粉じん障害防止総合対策の普及啓発の為、事業場に対する集団指導や関係団体との連絡会議等を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c4_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1896 | 厚生労働省 | 14 | | 399 | | 新規化学物質の有害性調査試験 | | ①新規に届出がなされた化学物質について、健康障害防止措置の要否等を判断するため、届出内容の審査を行うとともに、当該物質の有害性試験結果に関して専門家に意見聴取を行う。<br>②有害性調査機関の査察等を実施し、新規化学物質による労働者の健康障害の防止を図る。 | 労働安全衛生法第57条の4に基づき、新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする事業者は、予め有害性の調査を実施し、その結果を厚生労働大臣に届け出ることとされており、この有害性の調査は、優良試験所基準(GLP)に基づく有害性調査機関への依頼により実施されている。<br>①新規化学物質の届出の際に事業者から提出される有害性試験結果について、届出内容を審査し、専門家による評価の結果を踏まえ、労働者の健康障害の防止のために指導等を行う。<br>②有害性調査機関について、OECDの優良試験所基準(GLP)に基づき適正に有害性調査が行われることを担保す | 76,084 | 0 | 5 | 特別 | － | 12011 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | 2_c_6 | | | | | | | 該当 | |
| 1897 | 厚生労働省 | 14 | | 400 | | 石綿障害防止総合相談員等設置経費 | | 建築物の解体等作業に係る計画届、作業届、健康診断結果報告等の届出情報の審査・点検、窓口指導、石綿製造等の禁止の徹底、石綿健康管理手帳の受付体制等を強化することにより、職員による石綿の実地指導等の業務量を確保し、石綿のばく露防止対策、健康管理対策の徹底を図 | 都道府県労働局に石綿障害防止総合相談員、労働基準監督署に石綿届出等点検指導員を置き、石綿除去作業等に係る相談業務、石綿健康管理手帳の受付等を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1898 | 厚生労働省 | 14 | | 401 | | 労働衛生指導医設置経費 | | 労働者の職業病を未然に防止するため、都道府県労働局に労働衛生指導医を設置し、都道府県労働局長に対し意見を述べさせることを目的とする。 | 労働安全衛生法第95条に基づく、都道府県労働局長が事業者に対して行う同法第65条第5項に基づく作業環境測定実施の指示及び同法第66条第4項に基づく臨時の健康診断実施の指示の際に、労働衛生指導医から意見を述べさせる。平成29年4月1日現在、都道府県労働局に計56名設 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1899 | 厚生労働省 | 14 | | 402 | | 長時間労働・過重労働の解消・抑制等経費 | | 労働時間が週60時間以上の労働者は、横ばいで推移するとともに、脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数が高水準で推移するなど、依然として恒常的な長時間労働の実態が認められることから、長時間労働・過重労働を解消・抑制することにより労働者の健康障害防止を図る。 | 時間外及び休日労働協定の適正化について、時間外及び休日労働協定点検指導員を労働基準監督署に配置し、窓口指導の徹底を図るとともに、過重労働解消用パンフレット等を活用した集団指導や自主点検を実施すること、また、過重労働の解消のためのセミナーを実施することより、長時間労働・過重労働の解消・抑制等対策を推進する。さらに、インターネット監視による労働条件に係る情報収集を行い、問題事業場情報を収集している。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1900 | 厚生労働省 | 14 | | 403 | | チェーンソー取扱作業指導員設置等経費 | | 林業における振動障害防止対策の充実を図るため、チェーンソー取扱作業指導員を設置し、林業の作業現場等を巡回し、直接、作業仕組改善事例、振動障害防止に係るガイドブック等を用いチェーンソー取扱作業指針の周知徹底、振動障害の防止に係る知識の普及、林業振動障害防止対策会議の構成員としての職務等を行う。 | チェーンソー取扱作業指導員は、労働基準局長が指定する都道府県にて、社会的信望があり、林業における振動障害の防止に関する深い関心と理解を有する、自己の利益を図り、又は政治的に利用しようとしない、指導員としての活動が不十分となるおそれのない者等の要件を具備した者のうちから都道府県労働局長が委嘱し、上述の事業の目的のため活動を行う。なお、当該指導員の任期は2年である。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1901 | 厚生労働省 | 14 | | 404 | | 機械等の災害防止対策費 | | ボイラー、クレーン、防爆電気機器、車両系建設機械に対する検査・検定を実施する機関について、登録時等の実地調査と定期的な立入監査を実施し、検査・検定の適切な実施を担保する。また、危険性・有害性のある機械設備等について、機械設備の安全化の促進及び労働災害の防止を図ることを目的として、予め危険性・有害性の調査(リスクアセスメント)を実施すること及びその結果に基づき講ずる措置についての必要な指導援助等を行い、事業場内における自主的な安全衛生活動の促進を図る。そして、経年劣化による労働災害のリスク低減措置のため、経年劣化した生産設備に起因する労働災害等に係る実態の調査・分析及びそれに基づく労働災害防止対策を実施する。さらに、平成27年度から、輸入機械等を中心とした、市場に流通している機械等(防爆構造電気機械器具)を対象に買取試験を実施し | 国(都道府県労働局、労働基準監督署)による下記の業務<br>①機械等設置届等に係る審査及び実地調査<br>②検査業者、登録教習機関等に対する監査指導<br>委託先による下記の事業<br>①マニュアル・リーフレット作成等、機能安全を活用した機械設備の安全対策の推進のための事業(平成29年度一部新規)<br>②製造業の設備の設置状況と労働災害の発生状況等の実態を調査・分析、報告書等作成等老朽化した生産設備における安全対策の普及促進のための事業(平成29年度新規)<br>③民間団体等に委託し、市場に流通している機械等(防爆構造電気機械器具)を対象に買取試験を実施する事業 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | 3_c4_5 | | | | | | | 非該当 | |
| 1902 | 厚生労働省 | 14 | | 405 | | 特別安全衛生指導等経費 | | (1)特別安全指導の実施(技術の進歩に伴い危険性の高い業種(石油化学工業等)及び災害発生率が著しく高く重大災害が多い職種(建設業等)について本省、局署の専門職員による災害防止の指導を行う)<br>(2)特別衛生監督の実施(職業性疾病の問題が社会的にも大きな問題になっていることから、有害物質等有害要因を有する作業場に対する職業性疾病及び振動障害の予防のための特別監督指導を実施し、労働者の健康管理及び一般の労働条件等の確保を行う等) | (1)特別安全指導の実施・・石油化学、建設業等に対する特別安全指導、港湾運送業に対する個別指導、発注機関に対する労働災害防止活動実施の指導等<br>(2)特別衛生監督の実施・・特別衛生監督指導、林業関係事業に対する監督指導、労働衛生関係指導用手引等の作成<br>(3)特定労働災害調査分析費・・災害原因等の災害調査の分析、重篤災害等の災害調査の実施、学識経験者の派遣 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1903 | 厚生労働省 | 14 | | 406 | | 特定分野の労働者の労働災害防止活動促進費 | | 外国人、派遣労働者等の特定分野の労働者についての労働災害の防止等を図るため。 | 管内で多数の外国人労働者が労働する労働局や労働基準監督署へ外国人労働者労働条件相談員を配置し、また、管内で多数の派遣労働者が労働する労働基準監督署へ派遣労働者専門指導員を配置することにより、特定分野の労働者及び当該労働者を使用する事業場からの相談への対応や当該事業場への指導を行う。<br>また、介護事業者の就労環境に即した労務管理の確立、労働災害の防止対策の推進を図るため、介護事業場を対象としたセミナー及び個別指導を通じて、労働基準関係法令等の指導及び助言等を行う「介護事業場就労環境整備 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1904 | 厚生労働省 | 14 | | 407 | | 日中安全衛生プラットフォーム事業(行政経費を含む) | | 我が国では使用が禁止されている物質を含有する原材料が中国から輸入される等の事案が発生していることから、行政組織間での政策対話を通じて中国における安全衛生政策の取組状況を把握し、技術交流の可能性を検証し、労働安全衛生水準の向上を図る。これにより、中国に進出する日系企業で働く日本人労働者が安心して働ける環境の整備を図るとともに、日本国内の労働災害、職業性疾病の予 | シンポジウムを開催し、日中双方の労働安全衛生政策に関する情報交換・意見交換を通じて、日中間で生じている事案について協議する。また、この対話を通じ、日中双方で問題事案が発生した場合に相互に連絡を取り合う体制を構築する。また、労働安全衛生に係る国際会議等に職員を派遣し諸外国の安全衛生政策の取組状況を情報収集を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当：〇 非該当：-) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当：〇 非該当：-) | 競争的資金(該当：〇 非該当：-) | 独立行政法人向け財政支出(該当：〇 非該当：-) | SBIR対象(該当：〇 非該当：-) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1905 | 厚生労働省 | 14 | | 408 | | 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策の推進（行政経費を含む） | | 陸上貨物運送事業における休業4日以上の死傷災害については、平成元年以降、13,000人台から17,000人台で推移しており、労働災害全体が減少する中、その占める割合は、平成元年の7.9%から平成23年は12.6%へと上昇している。内訳を見ると、荷役作業時の労働災害は約70%となっていることから、労働災害の発生件数を減少させていくためには、荷役作業の安全対策について一層の取組が必要になっている。荷役災害対策については、平成25年に「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定し、本ガイドラインに基づく取組を促進しているところであるが、本事業においては陸上貨物運送事業者に対する指導はもとより、協力が重要となっている荷主への災害防止 | （1）荷主等の事業場を対象に荷役作業時の現場安全診断及び設備設置等の改善指導を実施する。<br>（2）荷主等の事業場において荷役業務を陸上貨物運送事業者の労働者に行わせる担当者を対象に安全対策について講習会を開催する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | 3_c4_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1906 | 厚生労働省 | 14 | | 410 | | ポジティブ・アクション周知啓発事業 | | 男女が能力を発揮できる職場環境の整備に向けて、職場において男女労働者間に事実上生じている格差を解消するために、企業が自主的かつ積極的に雇用管理の改善に取り組むこと（ポジティブ・アクション）を促進することを目的とする。 | ポジティブ・アクションについて、男女雇用機会均等法の規定の周知を徹底し、職場における男女間格差の解消の必要性についての認識を広めるため、企業と経営者団体や行政が連携した協議会の開催や企業に対して必要な情報提供等を行うとともに、ポジティブ・アクションを進める前提として職場環境を改善するため、雇用均等指導員（均等担当）を配置する等、セクシュアルハラスメント防止対策等を推進 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | | 非該当 | |
| 1907 | 厚生労働省 | 14 | | 411 | | 雇用均等行政に必要な経費 | | 雇用の分野における男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パート労働者と正社員の均等・均衡待遇等を推進すること。 | 男女労働者が性別により差別されることなく能力を十分に発揮できる雇用環境の整備や、育児や家族の介護を行う労働者の福祉の増進を図る等の目的<br>のため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、育児・介護休業制度の定着促進、労働者の仕事と育児・介護の両立支援等の諸施策を<br>推進するための業務に使用する複写機の賃貸借料及び保守料である。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | | | 非該当 | |
| 1908 | 厚生労働省 | 14 | | 412 | | 短時間労働者均衡待遇啓発事業 | | パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇を確保する等、多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備することを目的とする。 | 事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員を都道府県労働局に配置 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c4_5 | | | | | | | | | 非該当 | |
| 1909 | 厚生労働省 | 14 | | 413 | | 雇用均等行政情報化推進経費 | | 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）では、職場における男女差別、仕事と育児・介護の両立、パートタイム労働者と正社員の均衡待遇確保の問題等について、労働者からの相談対応、事業場に対する行政指導や労使の個別紛争解決援助等の法施行業務を行っているが、雇用均等行政における行政需要が急速に増加する中で迅速かつ正確な事務処理を行うために、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）における各種業務処理の効率化及び高度化を図る。 | 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）の職員（非常勤職員を含む）が、業務に使用するパソコンやプリンタの賃貸借料及びグループウェアやメール等の機能の利用料、並びに、所管の法律に基づく行政指導の記録等を登録しデータベース管理するための「事業場台帳管理システム」の運用に係る経費。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_b4_2 | | | | | | | | | 非該当 | |
| 1910 | 厚生労働省 | 14 | | 414 | | 女性就業支援全国展開事業 | | 働く女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸張・発揮できる環境を整備するため、全国の女性関連施設等で行っている女性就業支援施策が効果的・効率的に実施されるよう、必要となる知識やノウハウを提供し、全国的な女性の就業促進と健康保持増進のための支援施策の充実、底上げを図ることを目的とする。 | 全国の女性関連施設等における女性就業促進支援事業が効果的・効率的に実施され、全国的な女性の就業促進のための支援施策の充実が図られるよう、女性関連施設等からの女性の就業促進に係る相談対応や女性関連施設等への講師派遣などを実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c4_5 | | | | | | | | | 非該当 | |
| 1911 | 厚生労働省 | 14 | | 415 | | 女性就業支援全国展開事業（土地建物借料等） | | 国有財産法第15条に基づき、国有財産である土地に所属会計を異にする国有財産の建物が建っている場合、その土地を使用するためには有償で処理する必要があるとともに、建物を適切に維持管理するためには設備保守や警備等が必要であるため。 | 所属会計の異なる土地を使用するため、行政財産の使用許可の申請を行い承認を受け、使用料を会計間（労働保険特別会計から一般会計）で振替えている。 また、建物の設備保守業務を民間等に委託している。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_6 | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1912 | 厚生労働省 | 14 | | 416 | | 第三次産業労働災害防止対策支援事業 | | 第三次産業における労働災害は、労働災害の約4割を占め、高水準に推移している状況にあり、これを減少させることが必要不可欠である。とりわけ、第三次産業の中でも労働災害の多い社会福祉施設等については、第12次労働災害防止計画においても重点業種として目標数値が設定されたところであり、これらの業種における労働災害の減少が急務である。しかしながら、これらの業種の対策は従来型の製造業、建設業と比較して安全意識が醸成されにくく、安全対策のノウハウも乏しい傾向があるため、各事業場の安全対策水準に応じた取組を推進するとともに、これら業界に適した安全対策を開発・普及することを目的とする。 | 第三次産業のうち、特に労働災害が多発している業種である飲食店、社会福祉施設を対象に、職場内の危険箇所の「見える化」を図るツールを開発・普及させるとともに、同ツールも活用しつつ、個々の事業場に対する専門家による個別のコンサルティングの実施等を通じて、対策のノウハウを伝授することで事業者、労働者の危険に対する意識レベルを高める。また、介護・看護作業を行う社会福祉施設に向けて、腰痛予防対策指針の普及・定着を目的としてリーフレットを作成するほか、腰痛予防教育の実施等、腰痛予防対策を講じる。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c4_2 | | | | | | | | | 非該当 | |
| 1913 | 厚生労働省 | 14 | | 417 | | 職場における化学物質管理に関する総合対策 | | 化学物質の種類・使用実態の多様化に対応した適切な化学物質管理の支援、未規制又は特定化学物質障害予防規則等の特別則の対象となっていない有害化学物質による労働者の健康障害に係るリスクの評価に資するためのばく露実態調査の実施、有害性評価書の作成を行うこと等により、規制の強化等の有害化学物質管理対策の一層の推進 | ①未規制又は特定化学物質障害予防規則等の特別則の対象となっていない化学物質について労働者の健康障害に係るリスク評価を行う。<br>②発がん性に着目した化学物質のスクリーニングのため、変異原性試験等を実施する（形質転換試験及び中期発がん性試験を導入）。 | 325,529 | 0 | 5 | 特別 | － | 12011 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | 2_b_1_6 | | | | | | | | 該当 | |
| 1914 | 厚生労働省 | 14 | | 418 | | 石綿による健康障害防止対策の推進 | | 建築物等の解体等の作業に従事する労働者の石綿のばく露による健康被害を生じさせないよう、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）や「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（平成26年3月公示。以下「技術指針」という。）に基づき、当該作業に係る適切な石綿ばく露防止対策の履行確保を図る。 | ①東日本大震災被災地の建築物の解体現場等において石綿気中濃度測定を行い、その結果の検証を通じて石綿ばく露防止対策の内容の充実を図る。<br>②熊本震災被災地の建築物の解体現場等において石綿気中濃度測定を行い、その結果の検証を通じて石綿ばく露防止対策の内容の充実を図る。（平成29年度限り）<br>③石綿則、技術指針による石綿ばく露防止措置の実施の徹底を図るため、マニュアルの整備、解体工事業者や分析機関に対する周知啓発（講演会開催等）を行う。 | 71,688 | 0 | 5 | 特別 | － | 12011 | 4 | － | － | － | － | 1_b_3_6 | 3_b_1_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 1915 | 厚生労働省 | 14 | | 419 | | 治療と職業生活の両立等の支援対策事業 | | 業務上疾病を含む作業関連疾患等の疾病を抱えた労働者の中には、通院や治療と仕事の両立のための体制が不十分なことから、就労可能な健康状態にもかかわらず、復職、継続就労することが困難な場合があり、事業場における疾患を抱える労働者の職場環境整備や就労継続のための職場環境や支援体制の整備が必要である。このため、本事業では、手引きや指針等の作成により、事業者による労働者の治療と職業生活の両立に向けた支援を推進する。 | 労働者の治療と職業生活の両立支援について、長期にわたる治療等が必要な疾病を抱えた労働者の就労継続に関する事例の収集及び就労継続のあり方に関する検討を行い、就労継続支援の手引きを作成するとともに、就労継続の取組に関する事例集や指針を作成する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | 3_c4_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1916 | 厚生労働省 | 14 | | 421 | | 家内労働安全衛生確保事業 | | 危険有害業務に係る家内労働の現状、問題点及び課題を把握した上で、今後の災害防止対策を検討し、家内労働者のけが災害及び疾病を予防する。 | 危険有害性が相対的に高い地域・業種に応じたきめ細かい対応等に関するヒアリング調査を実施し、同調査等の結果を踏まえ、安全衛生の取組のモデル事例に関するハンドブックを作成・配布する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c2_3 | | | | | | | | | 非該当 | |
| 1917 | 厚生労働省 | 14 | | 422 | | 安全衛生に関する優良企業を評価・公表する制度の推進 | | 若者等が安心して就職し、働ける労働環境の確保と、その情報の共有が重要な課題となっている。このため、企業等からの申請に基づき、各企業等の安全衛生水準を客観的な指標で評価し、高い評価が得られた企業等を積極的に公表することで、安全衛生水準の向上に向けた企業等のより積極的な取組を促進するとともに、安心して就職し、働ける良好な労働環境が確保されている企業等の情報を求職者等に共有することを目的とする。 | ①企業等が自社の安全衛生水準を自己診断できるようにするためのウェブサイトの運用と活用を促進する。<br>②安全衛生優良企業認定制度で定める安全衛生水準に満たない企業に対して、企業自ら自己診断を行うことで、安全衛生水準の向上を図る。<br>③各都道府県労働局において、企業等からの申請を受け付け、評価基準に基づく評価を行い、評価基準を満たす企業等を優良企業として認定し、公表を行う。<br>④安全衛生優良企業公表制度を広く企業等に周知するため、同制度について、企業及び専門家向けのセミナーを実施し、また、認定企業による取組事例発表会並びに本省及び各都道府県労働局においてリーフレットの配布を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | 3_c2_3 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1918 | 厚生労働省 | 14 | | 424 | | 東電福島第一原発・除染作業者の放射線関連情報の国際発信の強化 | | 東電福島第一原発作業者等の放射線被ばく状況やその対策について、国際機関等が作成する報告書等に、明らかな事実誤認や当省見解と相容れない見解が記載されるなど、正しい認識でない場合があり、我が国の被ばく管理規制に対する国際的な信頼感が失われかねない。また、これら国際機関の報告等が国内報道機関で大きく報道される場合もあり、国内事業者の違法意欲の誘退も懸念される。<br>この原因は、英語による情報発信が十分でないことが大きく影響しているものと考えられるため、英語による情報発信を強化する。 | （1） 以下の情報に係る厚生労働省英語版ホームページの更新及び英語原稿の作成<br>①被ばく分布等、②関連報道発表資料、③関連ガイドライン等、④関連法令、⑤関連行政通達、⑥放射線防護等の好事例<br>（2） 東電福島第一原発内における作業や除染作業を行う事業者の放射線防護等の好事例等の収集<br>（3） （1）及び（2）の概要をまとめた配布用英語資料の作成<br>（4） 国際機関等への積極的な情報提供の実施<br>①WHO、ILO、UNSCEAR等の国際機関や海外メディアへの情報提供、②国際機関等と連携した会議等を通じた国際 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_b_4 | | | | | | | | | 非該当 | |
| 1919 | 厚生労働省 | 14 | | 425 | | 産業保健活動総合支援事業 | | 脳・心臓疾患による労災認定件数が年間約300件と高い水準で推移し、精神障害の労災認定件数は増加傾向にある。こうした中、産業医の選任義務のない小規模事業場における総合的な労働衛生管理対策の推進は急務であり、また、職場でのメンタルヘルス対策は自殺防止対策の観点からも喫緊の課題である。<br>本事業は、メンタルヘルス対策や治療と職業生活の両立支援を含め、事業場の産業保健活動を支援することにより、労働者の健康確保を図ることを目的とする。 | 事業場における労働者の健康確保のため、事業場の産業保健スタッフ等に対する研修の開催、小規模事業場等に対する訪問指導及び窓口相談等の実施及び情報提供等を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額(千円) | 左記うち要望額うち科技予算額(千円) | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:〇 非該当:-) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:〇 非該当:-) | 競争的資金(該当:〇 非該当:-) | 独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:-) | SBIR対象(該当:〇 非該当:-) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1920 | 厚生労働省 | 14 | | 426 | | 作業環境管理等対策事業 | | これまでの技術的検討等を踏まえ、個人サンプラーを用いた新たな作業環境測定のあり方について、行政施策への導入可能性を検討し、必要に応じて作業環境測定制度の改正を行うことを目的とする。<br>呼吸用保護具については、技術的な革新により製品自体の高性能・多様化が進んでいること等から、その選択・使用等について最新の科学的知見を踏まえたものとするための調査等を実施する。 | ①行政検討会を開催し、これまでに委託事業で実施した技術的検討の結果を踏まえ、個人サンプラーを用いた作業環境測定手法について、行政施策への導入可能性を検討する。<br>②呼吸用保護具の選択・使用等について最新の科学的知見を得るため、使用する呼吸用保護具の種類と防護計数や使用可能な作業範囲との相関等について、諸外国も含めた最新の科学的知見に係る文献収集及び実地調査を実施する。 | 1,459 | 0 | 5 | 特別 | － | 12011 | 4 | － | － | － | － | 2_a_1 | 1_b_3_5 | 2_c_5 | | | | | | 該当 | |
| 1921 | 厚生労働省 | 14 | | 427 | | 若者の「使い捨て」が疑われる企業等への対応策の強化 | | 1　若者の「使い捨て」が疑われる企業等が、社会で大きな問題となっていること<br>2 『「日本再興戦略」改訂2014」において、未来を創る若者の雇用・育成のための総合対策の一つとして、「若者の『使い捨て』が疑われる企業等への対応策<br>の充実強化を図る」とされていることを踏まえ、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組を強化する。 | ＜事業①:「労働条件相談ほっとライン」の設置・運営事業＞<br>夜間・休日に労働基準法などに関して無料で電話相談を受け付ける、常設の「労働条件相談ほっとライン」を設置する。<br>＜事業②:労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の設置・運営による労働基準法等の情報発信事業＞<br>労働基準法などの基礎知識・相談窓口をまとめた労働条件相談ポータルサイトを厚生労働省ホームページに設置し、労働者等に対する情報発信を行う。<br>＜事業③:大学生・高校生等を対象とした労働条件セミナー事業＞<br>大学・高校等でのセミナーを全国で開催することにより、法令等の情報発信を行う。<br>＜事業④:労働法教育に関する支援対策事業＞ | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1922 | 厚生労働省 | 14 | | 429 | | 職場の安全衛生情報の周知・意識啓発事業 | | 事業場が自主的に安全衛生対策に取り組めるよう災害統計や過去の災害事例等必要な情報を提供し、また、既に自主的な対応を進めている事業場の参画を得て、安全対策や活動の実例を業種や企業を超えて共有化することにより、事業場の安全意識を高める。 | 事業場の自主的な安全衛生対策を推進する災害統計、災害・ヒヤリハット事例、化学物質情報等のコンテンツを作成して、「職場のあんぜんサイト」に掲載することで、事業場の安全意識の醸成を図る。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c4_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1923 | 厚生労働省 | 14 | | 431 | | 過労死等防止対策推進法の施行に要する経費 | | 第186回通常国会で議員立法として提案され、全会一致で可決成立した「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき作成した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(平成27年7月24日閣議決定)を踏まえ、過労死等防止対策の一層の推進を図る。 | 「過労死等防止対策推進法」及び同法に基づき作成した「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、①過労死等の実態を明らかにするための調査研究等、②国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるための啓発、③過労死等の防止のための活動を行う民間団体の支援の各事業を実施する。<br>平成29年度においては、調査研究等、過労死等の防止のための周知・広報、過労死等防止対策推進シンポジウムの開催、中学校、高等学校等の生徒に対する啓発のための講 | 52,720 | 0 | 5 | 特別 | － | 12011 | 4 | － | － | － | － | 1_c_2_7 | 3_b_4 | 8_6 | | | | | | 該当 | |
| 1924 | 厚生労働省 | 14 | | 432 | | 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に係る建設需要に対応した労働災害防止対策 | | 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた建設需要の高まりに伴い、現場の安全衛生管理や人材の質の維持に支障を来し、労働災害のリスクの増加が懸念されるため、安全衛生管理能力が十分でない中小事業者等を対象に、専門的技術的な立場から指導・援助を行う。 | ・中小事業者等が雇用する新規入職者・管理監督者等を対象に安全衛生専門家による安全衛生教育を行う。<br>・外国人建設就労者及び外国人建設就労者を雇用する事業者を対象に安全衛生教育を行う。<br>・安全衛生専門家が首都圏の工事現場を巡回し、安全な作業方法等について専門技術的な立場で助言・指導する。<br>・墜落防止対策を取り纏めたテキストを作成し、安全帯の使用の徹底と万一の墜落時に身体への負担が小さいハーネス型安全帯の普及を図る。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c4_5 | 5_a4_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 1925 | 厚生労働省 | 14 | | 433 | | 建設工事における安全経費の確保に係る実態調査 | | 建設業における労働災害を防止するためには、必要な安全経費が確保され、それが元請事業者から下請事業者まで行き渡ることが重要であることから、建設工事の安全経費の確保について、元請事業者・下請事業者・発注者を対象に実態調査を行い、適切な安全経費の確保を促進するための隘路や課題をまとめる。 | 建設工事の安全経費の確保について、元請事業者・下請事業者・発注者を対象に実態調査を行い、適切な安全経費の確保を促進するための隘路や課題をまとめる。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_2_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1926 | 厚生労働省 | 14 | | 434 | | 東電福島第一原発廃炉等作業における被ばく低減対策の強化 | | 東京電力福島第一原子力発電所については、今後、高線量状態の原子炉に近い作業が増加する見込みであり、より効果的な被ばく低減対策が求められている。政府の同原発廃炉に向けた中長期ロードマップにおいても「工事の発注段階からの効果的な被ばく線量低減措置の実施」が盛り込まれた。<br>このため、元請事業者における施工計画の作成者、作業現場での作業指揮者に対して必要な教育を実施するとともに、被ばく低減に係る専門家チームを組織し効果的な低減対策の事例収集や検討とその周知とともに、元請事業者が | 被ばく線量低減に関する専門家によるチームを組織し、効果的な被ばく低減措置の検討及び好事例の収集とその周知を行うとともに、元請事業者が作成する施工計画に対する助言を行う。<br>さらに、元請事業者の施工計画の作成者、作業現場での作業指揮者に対して、被ばく低減措置の実施に係る必要な教育を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_2_5 | 5_a4_1_1 | | | | | | | 非該当 | |
| 1927 | 厚生労働省 | 14 | | 436 | | 労災保険給付に必要な経費 | | 労災保険給付は、労働基準法上の事業主の災害補償責任を担保するための制度であり、労働者の業務上の事由又は通勤による負傷、疾病、障害、死亡等に対して、迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。 | 別添のとおり | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1928 | 厚生労働省 | 14 | | 437 | | 職務上年金給付費等交付金に必要な経費 | | 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）附則第39条の規定により、全国健康保険協会が支給するものとされた同法による改正前の船員保険法の規定による保険給付に要する費用に充てることを目的とする。 | 船員保険の職務上疾病・年金部門については、「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）」が施行された平成22年1月1日をもって、労災保険に統合されることとなったが、統合前に保険給付の支給事由の生じた職務上疾病・年金部門の給付等は、全国健康保険協会が行うこととなった。<br>また、これら給付等に要する保険料財源は、船員特会から労災勘定へ移管されたため、当協会に対して、同法附則第40条第1項の規定に基づく保険給付に要する費用及び保険給付事業の事務の執行に要する費用を、同協会に対して交 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1929 | 厚生労働省 | 14 | | 438 | | 労災保険給付業務に必要な経費 | | 労災保険給付は、労働基準法上の事業主の災害補償責任を担保するための制度であり、労働者の業務上又は通勤による負傷、疾病、障害、死亡等に対して、迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行うものであるが、本事務費はこの労災保険給付事業をより円滑に行うことを目的 | 被災労働者に対する労災保険給付業務に必要な事務の実施（システムの借上げ及び通信に係る費用の支出、事務用品の購入等）。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1930 | 厚生労働省 | 14 | | 439 | | 労働災害動向調査費 | | 主要産業における年間の労働災害の発生状況を明らかにして、厚生労働行政の基礎資料とすることを目的とする。 | 〇事業所調査<br>30人以上（製造業のうち特定の産業については10～29人）の常用労働者を雇用する事業所を対象として、年間の労働災害の発生状況を把握するため、厚生労働省において調査票を配布し回収・審査・集計・公表を行う。<br>〇総合工事業調査<br>総合工事業の一定規模以上の工事現場を対象として、半期ごとに調査し年間の労働災害の発生状況を把握するため、厚生労働省において調査票を配布し、回収・審査・集計・公 | 16,447 | 0 | 5 | 特別 | － | 12011 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_4 | | | | | | | | 該当 | |
| 1931 | 厚生労働省 | 14 | | 440 | | 労働安全衛生調査費 | | メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策、危険性又は有害性等の調査等の実施の促進に関する政策評価に資すること並びに、新しい労働安全衛生管理手法に関する実態を把握することにより、労働安全衛生法第6条に基づき、労働災害防止計画の重点施策を策定するための基礎資料とすることを目的とする。 | 事業所母集団データベース（平成26年次フレーム）から無作為に抽出した10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所に調査票を送付する。また、事業所において無作為に抽出した労働者に事業所を通じて調査票を配布する。その後、厚生労働省において回収・審査・集計・公表を行う。 | 16,581 | 0 | 5 | 特別 | － | 12011 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_4 | | | | | | | | 該当 | |
| 1932 | 厚生労働省 | 14 | | 441 | | 障害者職業能力開発校設備等 | | 一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して職業訓練を実施する障害者職業能力開発校において、障害特性に適応した専門的な職業訓練を行う上で必要な施設等の整備を図る。 | 国立障害者職業能力開発校の校舎や機器の老朽化、障害の重度化・多様化に対応した訓練科目の整備に伴い、効率的・効果的な職業訓練を実施するために必要な改修工事や機器整備を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1933 | 厚生労働省 | 14 | | 442 | | 独立行政法人労働者健康安全機構運営費交付金に必要な経費 | | 労災病院における療養施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、事業場における災害の予防に係る事項並びに労働者の健康の保持増進に係る事項及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関して臨床で得られた知見を活用しつつ、総合的な調査及び研究並びにその成果の普及を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保を図り、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。 | アスベスト関連疾患等といった労災疾病等について、各労災病院における臨床データ等を活用した研究を行い、疾病等の予防法、治療法等の開発・普及を行うほか、せき損等の重度の障害者に対する高度・専門的な治療・リハビリ等の提供、企業の産業医等に対する産業保健に関する研修等を行っている。また、応用研究の基本である測定や分析等の基盤技術の研究を行うとともに、災害原因の詳細な究明と防止策について調査及び研究を行っており、その成果については、行政施策に活用されるほか、論文等として一般に公表している。 | 3,125,856 | 0 | 1 | 特別 | － | 12011 | 3 | － | － | 〇 | － | 7_a_2 | | | | | | | | 該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額(千円) | 左記うち要望額うち科技予算額(千円) | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:〇 非該当:－) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:〇 非該当:－) | 競争的資金(該当:〇 非該当:－) | 独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－) | SBIR対象(該当:〇 非該当:－) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1934 | 厚生労働省 | 14 | | 443 | | 特別支給金 | | 災害補償たる保険給付への上積補償として、休業特別支給金や障害特別支給金等の支給を行い、被災労働者とその遺家族の援護を図る。 | 特別支給金は、災害補償たる保険給付への上積補償として、被災労働者等に対して以下のとおりの支給を行っている。<br><br>〇休業特別支給金　:休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額<br>〇障害特別支給金　:障害(補償)年金に付随するもの:障害の程度に応じ、342万円から159万円までの一時金<br>:障害(補償)一時金に付随するもの:障害の程度に応じ、65万円から8万円までの一時金<br>〇障害特別年金　　:障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金<br>〇障害特別一時金　:障害の程度に応じ、算定基礎日額の503日分から56日分の一時金<br>〇遺族特別支給金　:遺族の数にかかわらず、一律300万円<br>〇遺族特別年金　　:遺族の数等に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の年金<br>〇遺族特別一時金　:算定基礎日額の1，000日分の一時金<br>〇傷病特別支給金　:障害の程度により114万円から100万円までの一時金 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1935 | 厚生労働省 | 14 | | 444 | | 未払賃金立替払事務実施費 | | 企業倒産に伴い賃金が支払われないまま退職を余儀なくされた労働者について、その未払賃金の一部を事業主に代わって立替払することにより、労働者とその家族の生活の安定を図る。 | 未払賃金立替払事業は、企業が倒産したために賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一部を政府が事業主に代わって立替払するものであり、本事業は、労働保険特別会計労災勘定の社会復帰促進等事業として実施しており、立替払に必要な額を「未払賃金立替払事業費補助金」として独立行政法人労働者健康安全機構に交付している。労働者健康安全機構は、事業主より得た回収金と同補助金と併せ、立替払の原資として実施してい | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1936 | 厚生労働省 | 14 | | 445 | | 労災診療被災労働者援護事業補助事業費 | | 被災労働者に診療費を窓口で負担させることなく、国の負担で十分な医療を提供する仕組み(現物給付)である「労災保険指定医療機関制度」の維持、充実を図る。 | 労災保険指定医療機関において、被災労働者への診療(国による被災労働者に対する現物給付)に要した費用が、国から労災保険指定医療機関に支払われるまでの間、(公財)労災保険情報センターが労災保険指定医療機関に対し、無利子で当該費用について貸付をするために必要な費用について補助を行う。<br>(補助率　100%、補助メニュー　貸付原資及び貸付事務費 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1937 | 厚生労働省 | 14 | | 446 | | 外科後処置費 | | わが国が批准したILO第121号条約上の義務として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。<br>障害を残して治ゆした者に対して、義肢装着のための断端部の再手術、醜状の軽減のための再手術等を行い、これらの者の円滑な社会復帰の促進を図る。 | 労働者災害補償保険法による障害(補償)給付の支給決定を受けた者であって、外科後処置により障害(補償)給付の原因である障害によって喪失した労働能力を回復し、又は醜状を軽減し得る見込みのある者等に対し、実施医療機関において手術その他の医療等の給付を行うもの。<br>また、外科後処置のため通院に要する費用を支給するも | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1938 | 厚生労働省 | 14 | | 447 | | 義肢等補装具支給経費 | | わが国が批准したILO第121号条約上の義務として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。<br>業務災害又は通勤災害により傷病を被った者にあっては、両上下肢の亡失、機能障害等により義肢その他の補装具等を必要とすることがあることから、これらの者の円滑な社会復帰の促進を図るため、義肢等補装具の購入等に要した | 義肢等補装具支給対象者が、義肢等補装具業者との契約により義肢等補装具を注文、製作等した場合において、その費用を被災労働者又は委任された義肢等補装具業者に対し支給するもの。<br>また、義肢等補装具の採型等に要する旅費を支給するもの。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1939 | 厚生労働省 | 14 | | 448 | | 特殊疾病アフターケア実施費 | | わが国が批准したILO第121号条約上の義務として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。<br>業務災害又は通勤災害により被災された方に対し、症状固定後、必要に応じて後遺障害に付随する疾病の予防その他の保健上の措置として診察や薬剤を支給することで当該労働者の労働能力を維持させることにより、円滑な社会復帰 | 症状固定後においても後遺症状に動揺をきたしたり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれのあるせき髄損傷、精神障害等の20傷病を対象として、医療機関において診察、保健指導、薬剤の支給及び検査等の必要な措置を行うもの。<br>また、アフターケアのための通院に要する費用を支給するも | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1940 | 厚生労働省 | 14 | | 449 | | 社会復帰特別対策援護経費 | | わが国が批准したILO第121号条約上の要請として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。<br>振動障害者等については、傷病が治ゆした後の職業生活への危惧、健康維持への不安等、本人の身体的・精神的要因により社会復帰をためらうことも多いこと等に鑑み、これらの者への円滑な社会復帰の促進を図る。 | 振動障害者等支給対象者に対し、就職準備金その他移転等に要する費用や、職場転換等した当該労働者の賃金助成、訓練、講習の費用等を支給するもの。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1941 | 厚生労働省 | 14 | | 450 | | CO中毒患者に係る特別対策事業経費 | | 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第11条に基づくリハビリテーション施設となっていた大牟田労災病院が、「労災病院の再編計画」<br>(平成16年3月30日厚生労働省策定)に基づき、平成17年度末に廃止されたことにより、同病院の機能・役割を引き続き確保するため、後継医療機関にお<br>いて、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制等や社会復帰支援体制等を整備するものである。 | CO中毒患者の特有の症状に応じた適正な医療等を提供するため、大牟田労災病院の後継医療機関である社会保険大牟田吉野病院に次の業務を委託<br>している。<br>・医療、看護体制等の整備<br>・リハビリテーション(グループワーク等)の実施<br>・レクリエーションの実施<br>・送迎の実施 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1942 | 厚生労働省 | 14 | | 451 | | 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法に基づく介護料支給費 | | 炭鉱災害に係る一酸化炭素中毒症に関し、一酸化炭素中毒症にかかった労働者に対して特別の保護措置を講ずること等により、労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。 | 都道府県労働局・労働基準監督署において、上記対象者から申請を受けて審査の上、以下の介護料を支給する。<br>①常時監視及び介助を要するもの　　:最高限度額　105,130円、最低保障額　57,110円<br>②常時監視を要し、随時介護を要するもの　　:最高限度額　78,850円、最低保障額　42,830円<br>③常時監視を要するが、通常は介助を要しないもの　:最高限度額　52,570円、最低保障額　28,560円<br>(※いずれも平成29年度の月額) | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1943 | 厚生労働省 | 14 | | 452 | | 労災就労保育援護経費 | | 被災労働者及びその遺族の援護を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。 | 業務災害又は通勤災害によって死亡した被災労働者の遺族や、重度障害を受けられ、あるいは長期療養を余儀なくされた被災労働者又はその家族で、就労のために子供の保育の必要が認められる者に、就労を促進するため、以下の労災就労保育援護費を支給する。<br><br>・保育を要する児童・・・12,000円(要保育児1人につき月額)<br>(平成29年度の月額) | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1944 | 厚生労働省 | 14 | | 453 | | 労災就学援護経費 | | 被災労働者及びその遺族の援護を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。 | 業務災害又は通勤災害によって死亡した被災労働者の遺族や、重度障害を受け、あるいは長期療養を余儀なくされた被災労働者又はその家族で学資等の支弁が困難であると認められる者に対し、都道府県労働局・労働基準監督署において対象者から申請を受けて審査の上、以下の労災就学援護費を支給する。<br>①小学生・・・・・在学者1人につき月額14,000円<br>②中学生・・・・・在学者1人につき月額18,000円(通信制課程に在学する者にあっては15,000円)<br>③高校生等・・・在学者1人につき月額16,000円(通信制課程に在学する者にあっては13,000円)<br>④大学生等・・・在学者1人につき月額39,000円(通信制課程に在学する者にあっては30,000円)<br>(※いずれも平成29年度の月額) | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1945 | 厚生労働省 | 14 | | 454 | | 社会復帰相談員等設置費 | | 労働基準監督署等に社会復帰相談員等(非常勤職員)を配置し、労働者災害補償保険給付等に関する業務の迅速・適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。 | 労働基準監督署に社会復帰相談員(非常勤職員)を配置し、労災保険への加入、給付の請求、各種届出等及び被災労働者の社会復帰についての相談、指導に関する業務を行うとともに、一般的な問い合わせに対応するコールセンターを外部に設置し、業務の効率化を図る。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1946 | 厚生労働省 | 14 | | 455 | | 労災ケアサポート事業経費 | | 在宅で介護、看護等を必要としている労災重度被災労働者等に対して、労災疾病に関する専門的な知識を有する看護師等による訪問支援を実施すること等により、労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図る。 | 65歳未満の労災重度被災労働者(傷病・障害等級が第1級から第3級に該当する労災年金受給者)及びその家族に対して、次の事業を実施する。<br>①介護、看護、健康管理等に関する専門的知識を有する看護師等(労災ケアサポーター)による訪問支援<br>②医師による健康管理に関する医学専門的指導・相談<br>③労災重度被災労働者の傷病・障害の特性に応じた介護を行う労災ホームヘルパーによる専門的介護サービスの提供及び労災ホームヘルパーの養成 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1947 | 厚生労働省 | 14 | | 456 | | 労災特別介護施設設置費 | | 在宅での介護が困難な高齢労災重度被災労働者に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供するために国が全国8か所に設置した労災特別介護施設(ケアプラザ)の特別修繕を行うことにより、施設入居者の安全な生活環境の整備を図る。 | 国が全国8か所に設置した労災特別介護施設(ケアプラザ)の経年劣化に対応するため、当該施設・設備の特別修繕を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1948 | 厚生労働省 | 14 | | 457 | | 労災特別介護援護経費 | | 在宅での介護が困難な高齢労災重度被災労働者に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供する労災特別介護施設(ケアプラザ)の運営を行うことにより、高齢労災重度被災労働者の生命・生活維持に必要な援護を図る。 | 国が全国8か所に設置した労災特別介護施設(ケアプラザ)において、在宅での介護を受けることが困難な高齢労災重度被災労働者(傷病・障害等級が第1級～第3級に該当する労災年金受給者)に対し、その傷病・障害の特性に応じた専門的な施設介護サービスを提供するとともに、当該施設を利用して短期滞在型介護サービスを提供する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当：○非該当：－) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当：○非該当：－) | 競争的資金(該当：○非該当：－) | 独立行政法人向け財政支出(該当：○非該当：－) | SBIR対象(該当：○非該当：－) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1949 | 厚生労働省 | 14 | | 458 | | 休業補償特別援護経費 | | わが国が批准したILO第121号条約上の義務として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。 | 休業補償給付は労働者が業務上の事由による負傷又は疾病による療養のため、労働することができないために賃金を受けない日の第4日目から支給される。第3日目までの3日間については使用者は労働基準法第76条に定める休業補償を行わなければならないが、事業場の廃止等によりこの休業待期3日間の休業補償を受けることができない労働者に対し、休業補償3日分に相当する額を支給する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1950 | 厚生労働省 | 14 | | 459 | | 長期家族介護者に対する援護経費 | | 要介護状態の重度被災労働者を長期間抱える世帯では、家族の精神的・肉体的負担が大きく、また、世帯収入も労災年金に依存せざるを得ない状態にある。そのため、被災労働者が業務外の事由により死亡した場合に遺族の生活の激変緩和を図るため、長期家族介護者援護金を支給してい | 要介護状態の重度被災労働者が業務外の事由で死亡した場合に、長期にわたり介護に当たってきた遺族に対して、遺族の生活の激変を緩和し自立した生活への援助を行う観点から生活転換援護金（一時金100万円）を支給するもの。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1951 | 厚生労働省 | 14 | | 460 | | 労災援護金等経費 | | わが国が批准したILO第121号条約上の義務として、法律に定める保険給付の補完を目的として実施している。<br>労災保険制度に打ち切り補償制度が存在した時期（昭和35年3月31日以前）に打ち切り補償費の支給を受けたため、法律上労働者災害補償保険法の規定による保険給付を受けることができない被災労働者の療養にかかる負担を軽減することにより、被災労働者の援護を図る。 | 昭和35年3月31日以前に、労災保険法の規定による打切補償を受けた者であること等の支給要件を満たす者に対し、療養に要した費用、入院・通院費用、介護費用を支給するもの。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1952 | 厚生労働省 | 14 | | 461 | | 独立行政法人労働者健康安全機構施設整備に必要な経費 | | 労災病院を除く療養施設、安全衛生分野の調査・研究を行う労働安全衛生総合研究所及び労災看護専門学校等の交付金施設の整備によって、労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上、職場における労働者の安全及び健康の確保を図り、労働者の福祉の増進に寄与することを | せき損等の重度の障害者に対する高度・専門的な治療・リハビリ等の提供を行う専門医療センター、安全衛生分野の調査・研究を行う労働安全衛生総合研究所及び労災看護専門学校等の交付金施設の施設整備を実施する。 | 473,369 | 0 | 1 | 特別 | － | 12011 | 2 | － | － | ○ | － | 4_a1_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 1953 | 厚生労働省 | 14 | | 462 | | 労災疾病臨床研究事業 | | ①多くの労働現場で発生している疾病や産業構造・職場環境等の変化に伴い勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病等に関し、早期の職場復帰の促進、労災認定の迅速・適正化等に寄与する研究、②放射線業務従事者の健康影響に関する疫学研究、③過労死等防止対策推進法に基づく調査研究、について、広く研究者を募り補助を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。 | 本事業の目的を達するため、以下の研究事業を行う研究者個人又は法人に対し、研究に必要な経費を補助する。（補助率10/10）<br>①労災保険給付の迅速かつ適正な給付事務の推進に資することを目的とする研究事業<br>②労災疾病に係る診断技術水準の向上を図ること及び労災疾病の判断が困難な疾病に対する確定診断技術の向上を図ることを目的とする研究事業<br>③放射線業務に従事した労働者に係る健康影響等、今後の労災補償行政及び労働安全衛生行政の新たな施策の推進等に資することを目的とする疫学研究事業<br>④労働者の社会復帰促進等に資することを目的とする調査研究事業<br>⑤過労死等に関する実態調査、過労死等の効果的な防止に関する研究その他の過労死等に関する調査研究等、過労死等防止対策推進法に基づく調査研究事業 | 0 | 0 | | | | | | | | | 1_b_3_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1954 | 厚生労働省 | 14 | | 463 | | 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策推進事業 | | 労働時間等設定改善法に基づき、企業等に対する支援事業を実施し、企業や事業場における労使の自主的取組を推進することにより、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の普及等、労働時間等の設定の改善の促進を図る。 | ①長時間労働の抑制と年次有給休暇の取得促進に向けた労使の自主的取組への技術的支援として、働き方・休み方改善コンサルタントの設置や、働き方・休み方改善指標の効果的な活用・普及、地域の特性を活かした休暇取得促進のための環境整備事業等を行う。<br>②労働時間等の設定の改善のため必要な取組を行った中小企業事業主等への助成を行う。<br>③病気休暇をはじめとした労働者の健康の回復に必要な休暇等、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度について、事業主を対象とするセミナーの開催、休暇導入事例集の作成等を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 3_c4_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1955 | 厚生労働省 | 14 | | 464 | | 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進（テレワーク普及促進等対策） | | 子育てや介護等と仕事の両立を促す働き方としてテレワークを普及することにより、仕事と生活の調和を推進する。 | 適正な労務管理下における良質なテレワークの普及を図るため、以下の事業を実施。<br>①テレワーク・セミナー及びテレワークシンポジウムの開催<br>　テレワーク実施時の労務管理上の留意点について周知を図るとともに、テレワーク導入事業場による成功事例を紹介することにより、適正な労働条件下でのテレワークの普及促進を図る。また、テレワークを先進的に進める企業等に対して表彰を行い、その取組をシンポジウム等を通じて幅広く周知する。<br>②テレワーク相談センター及び訪問コンサルタント<br>　テレワーク導入・実施時の労務管理上の課題等についての質問に応じるテレワーク相談センターを東京に設置し、常勤の専門相談員を配置すること等によるきめ細かい相談対応を通じて、適正な労働条件下におけるテレワークの普及促進を図る。テレワークの導入を検討する企業に対して、総務省が実施するICT技術のためのコンサルタントと連携して、労務管理等に関する訪問によるコンサルティングを実施。<br>③テレワークモデル実証事業<br>　総務省と連携して、育児等との両立を図るため、週1日以上在宅で就業する雇用型在宅型テレワーク等を可能とする労務管理、人事評価、情報通信技術等に係る実証を行い、中小企業等が導入しやすいモデルを構築して普及する。平成28年度は、平成27年度の実証結果を踏まえたモデルの更新を行う。（実証するための有識者からなる検討会は厚労省が実施、実証事業は総務省が実施。）<br>④業界団体連携支援事業<br>　業種の特性に応じたテレワークの導入を促進するため、業界団体と連携し、団体傘下の企業に対して支援を行う。<br>⑤職場意識改善助成金（テレワークコース）<br>　中小企業事業主が事業実施委託申請書にテレワーク相談セ | 490,749 | 0 | 5 | 特別 | － | 12011 | 4 | － | － | － | － | 3_c3_2 | 5_c3_1 | | | | | | | 該当 | |
| 1956 | 厚生労働省 | 14 | | 465 | | 労働時間等の設定改善の促進等を通じた仕事と生活の調和対策の推進（医療労働者の確保・定着に向けた職場環境改善のための取組） | | 国民が将来にわたり質の高い医療サービスを受けるためには、厳しい勤務環境にある医師や看護局員等が健康で安心して働くことができる環境整備が喫緊の課題となっていることから、医療従事者全体の勤務環境の改善に向けた施策の更なる推進を図るため。 | ①医療従事者の労務管理等の改善についての相談支援等の実施。<br>　※各都道府県が設置主体となる、医療機関に対する勤務環境改善をワンストップで支援するための「医療勤務環境改善支援センター」（以下「支援センター」という。）等において、各都道府県労働局による委託により実施。<br>②①の取組を踏まえ、先進的な取組や好事例等を共有し、全国への普及・啓発に活用するため、都道府県労働局の職員等を集めた全国会議等を開催。【平成25年度～】<br>③医療従事者の勤務環境改善に向けた手法の確立のための調査・研究。【平成25年度～】<br>④勤務環境改善マネジメントシステムの普及促進。【平成26年度～】<br>⑤医療機関の勤務環境改善に関する好事例を個々の医療機関が、その課題に応じて活用できるデータベースサイトの運営。【平成26年度～】 | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_c_1_9 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1957 | 厚生労働省 | 14 | | 466 | | 中小企業退職金共済等事業に必要な経費（労災勘定） | | ・中小企業退職金共済掛金助成費及び基幹的業務に係る事務的経費<br>　中小企業退職金共済制度は、独立行政法人勤労者退職金共済機構において、中小企業を対象として退職金共済事業を運営するものであり、事業主の相互扶助の仕組みと国の援助によって、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業者に退職金制度を確立しようとするものである。 | ・中小企業退職金共済掛金助成費及び基幹的業務に係る事務的経費<br>　独立行政法人勤労者退職金共済機構の行う一般の中小企業退職金共済制度の掛金助成及び基幹的業務に係る事務的経費の財源に充てるため、同機構に対し補助金の交付を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1958 | 厚生労働省 | 14 | | 467 | | 中小企業退職金共済等事業に必要な経費（雇用勘定） | | ・中小企業退職金共済掛金助成費及び基幹的業務に係る事務的経費<br>　中小企業退職金共済制度は、独立行政法人勤労者退職金共済機構において、中小企業を対象として退職金共済事業を運営するものであり、事業主の相互扶助の仕組みと国の援助によって、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業者に退職金制度を確立しようとするものである。 | ・中小企業退職金共済掛金助成費及び基幹的業務に係る事務的経費<br>　独立行政法人勤労者退職金共済機構の行う一般の中小企業退職金共済制度の掛金助成及び基幹的業務に係る事務的経費の財源に充てるため、同機構に対し補助金の交付を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1959 | 厚生労働省 | 14 | | 468 | | 独立行政法人勤労者退職金共済機構雇用促進融資勘定運営費交付金 | | 社宅や訓練施設等の雇用環境の整備を支援することにより、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出を図る。 | 財政融資資金からの借入金を原資として、社宅や訓練施設等を整備する中小企業事業主等に対して融資を行ってきたが、平成14年度以降新規貸付を廃止し、現在は債権の管理・回収及び財政融資資金への償還のみを暫定的に実施している（平成31年度で財政融資資金への償還は終了するが、債権の回収・保全等に係る業務は現存する債権の回収が完了すると見込まれる平成49年度まで継続する予定。）。なお、本事業は独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止にともない、平成23年度から独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）に移管された。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:〇 非該当:-) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:〇 非該当:-) | 競争的資金(該当:〇 非該当:-) | 独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:-) | SBIR対象(該当:〇 非該当:-) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1960 | 厚生労働省 | 14 | | 469 | | 安定した労使関係等の形成の促進に必要な経費 | | 労働者の団結権等の保護による労使関係が将来にわたり安定的に推移するよう集団的労使関係のルールの確立及び普及等を図るとともに、集団的労使紛争の迅速かつ適切な解決を図ること。また、個別労働関係紛争の解決を促進すること。 | 労働者の団結権等の保護及び集団的労使紛争の解決を図るため、中央労働委員会委員による不当労働行為の審査並びに労働争議のあっせん、調停及び仲裁を実施するために次のことを推進する。<br>・不当労働行為事件を迅速かつ的確に解決・処理すること<br>・労使紛争を早期かつ適切に解決すること<br>・集団的労使関係法制の普及啓発を図ること<br>・個別労働関係紛争の解決の促進をするため、各都道府県労働委員会に対し助言・指導を行う | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1961 | 厚生労働省 | 14 | | 470 | | 国際労働関係事業費 | | アジア、アフリカ、中南米などの国・地域の労働組合指導者、使用者団体指導者等を対象とした招へい研修や現地セミナーの開催等により、我が国の労使関係法制や労働事情等に対する理解を深めさせ、労使協調による労使関係の普及や民主的かつ自主的な労使関係の構築、我が国との良好な関係の構築を推進し、ひいては、日本国内の雇用の安定を図ること。 | 〇発展途上国を中心とする各国の労働関係指導者(労働組合関係、使用者団体関係等)を我が国に招へいし、座学による講義や企業訪問、我が国の労使関係者との意見交換等を行うことにより、我が国の労使関係法制や労働事情等に関する理解を深めさせるもの。<br>〇我が国の労働関係有識者を派遣し、アジアなどの労働関係指導者に対して、健全な労使関係の形成と発展を促進するためのセミナーを現地で開催し、講義やディスカッション、団体交渉や労使協議のロールプレイング等を通じて我が国の労使関係法制、労働事情、労使関係の安定の重要性等に対する理解を深めさせるもの。セミナーの一部は開催国の周辺諸国の労働関係指導者も参加し、多国間の相互理解と知識普及を図っている。<br>※本事業は諸外国に対する技術協力の一環としてODA事 | 0 | 0 | | | | | | | | | 5_a4_2 | 3_c4_5 | | | | | | | 非該当 | |
| 1962 | 厚生労働省 | 14 | | 471 | | 個別労働紛争対策の推進 | | 近年、労働組合組織率の低下、企業の人事労務管理の個別化、長期安定雇用の縮小などに伴い、解雇や労働条件の引き下げ、いじめ・嫌がらせなどをめぐる個別労働紛争が増加している。民事紛争の解決は最終的に司法の役割ではあるが、金銭的・時間的にゆとりのない労働者にとっては、依然高いハードルであることは否めない。<br>そのため、司法との役割分担の下で、個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づき、行政として信頼できる簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供することを目的として事業を行っている。 | 平成13年度から、全国の労働局及び労働基準監督署に「総合労働相談コーナー」を設置し、民事上の労働問題、労働基準法、労働者派遣法、男女雇用機会均等法など内容を問わず、あらゆる労働に関する案件をワンストップ的に受付、労働相談を行っている。また、民事上の労働問題については、事案に応じ都道府県労働局長による助言・指導や紛争調整委員会によるあっせんを行っている。<br>また、労使関係者に対して法令や裁判例、紛争解決のためのロールプレイングなどを内容とする研修を平成17年度から委託により実施している。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1963 | 厚生労働省 | 14 | | 472 | | 雇用労働相談センター事業 | | 国家戦略特別区域法に基づき、新規開業直後の企業及びグローバル企業等が我が国の雇用ルールを的確に理解し、予見可能性を高めることにより、紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、また、長時間労働の抑制や雇用の安定等を図り、労働者が意欲と能力を発揮できるよう、「雇用労働相談センター」を国家戦略特別区域会議の下に設置する。 | 国家戦略特別区域法第37条第1項において「国は、(略)事業の円滑な展開を図るため、国家戦略特別区域内において新たに事業所を設置して、新たに労働者を雇い入れる外国会社その他の事業主に対する情報の提供、相談、助言その他の援助を行うものとする。」と規定されている。<br>これを受け、「国家戦略特別区域会議」(国家戦略特区担当大臣、地方自治体の長、民間議員で構成)において、国家戦略特別区域ごとに規制改革事項を盛り込んだ「国家戦略特別区域計画」が策定され、国家戦略特別区域諮問会議を経て、内閣総理大臣の認定を受けるものである。<br>「雇用労働相談センター」については、区域計画においてセンターの設置が規定された場合、新規開業直後の企業、グローバル企業等を対象に、我が国の雇用ルールを的確に理解し、紛争を生じることなく事業展開することが容易となるよう、相談その他の援助を行うために同センターを設置する必要がある。<br>なお、区域計画には、雇用労働相談センターの事業内容、実施体制、設置場所、開庁時間等が子細に規定され、雇用労働相談センターの運営については区域計画に記載通りの運用を行っているものである。<br>(福岡市センター:平成26年11月29日設置、関西圏センター:平成27年1月7日設置、東京圏センター:平成27年1月30日設置、新潟市センター:平成27年10月29日、愛知県センター:平成28年4月25日設置、仙台市センター:平成28年6 | 0 | 0 | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1964 | 厚生労働省 | 14 | | 473 | | 労働保険適用徴収業務に必要な経費 | | 労働保険の適正な適用及び労働保険料の適正な徴収を図ること。 | 労働保険の適用対象事業(原則として、労働者を1人以上雇用する全ての事業に適用される)の把握・加入勧奨、労働保険事務組合の育成、納入督励などの労働保険の適用促進及び適正徴収に係る業務を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1965 | 厚生労働省 | 14 | | 474 | | 石綿健康被害救済事業に必要な経費 | | 石綿による健康被害に対する救済給付に充てるため、労災保険適用事業主から、毎年度一般拠出金を徴収する。 | 労災保険適用事業主から毎年度一般拠出金を徴収し、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき、納付された一般拠出金から徴収に係る事務費を除いた額を環境省所管の独立行政法人環境再生保全機構に交付している | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1966 | 厚生労働省 | 14 | | 475 | | 労働保険の返還等に必要な経費 | | 労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく労働保険料の精算等を適正に実施する。 | 労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく保険料精算による返還金及び過誤納に係る保険料の払戻金であり、事業主からの請求に基づき支出するもの。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1967 | 厚生労働省 | 14 | | 478 | | マザーズハローワーク事業推進費 | | 本格的な人口減少時代に対応し、活力ある社会を維持するために、女性労働力の活用、特に出産・子育て等で離職した者への再就職支援が喫緊の課題となっている一方、「就業構造基本調査」(平成24年)では、就業を希望しながら求職活動を行っていない12歳未満の子どもを持つ女性が約137万人いると推計されており、そのような子育て女性等の再就職を促進する。 | 子育て女性等に対する総合的かつ一貫した再就職支援を実施するため、平成18年度よりマザーズハローワークを、平成19年度よりマザーズハローワークが設置されていない地域のうち多数の利用者が見込まれるハローワークにマザーズコーナーを設置し、全国194箇所(設置予定含む)の支援拠点において、子どもを連れても来所しやすい環境を整備するとともに、担当者制によるきめ細かな職業相談やそのニーズを踏まえた求人の確保、地方公共団体等との連携による保育所情報の提供等を行っている。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1968 | 厚生労働省 | 14 | | 479 | | 失業給付受給者等就職援助対策費 | | ①失業等給付受給者に対する就職支援セミナーの集中的実施、②求職者のストレスチェック及びメール相談の実施等を行うことにより、失業給付受給者等に対する早期再就職の促進を図る。 | 失業等給付受給者は長年雇用され、求職活動の経験がない者が多いことから、民間事業者に委託して、求職活動の実施に当たって必要な知識の付与、雇用失業情勢等に対する理解の促進等を図るための就職支援セミナーを実施する。<br>また、高ストレス状態にある者については、罹病となる危険が高く、自殺に及ぶこともあることから、求職者の健康状態等の確認、メールによる相談を専門的な知識を有する民間事業者等に委託して実施するほか、ハローワークにおいても、心の健康を含めた生活の問題に関し、臨床心理士、弁 | 0 | 0 | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1969 | 厚生労働省 | 14 | | 480 | | 再就職支援プログラム事業費 | | 雇用保険受給者等のうち、早期再就職の意欲が高く、支援の必要性が高い求職者に対し、担当者制により、公共職業安定所が提供しうる多様な手段を総合的に活用しながら、その個々のニーズを踏まえた計画的で一貫した支援を行い、早期再就職の実現を図る。 | 主要な公共職業安定所に就職支援ナビゲーター(早期再就職支援分)等(以下「就職支援ナビゲーター等」という。)を配置し、雇用保険受給者等のうち、早期再就職の意欲が高く、支援の必要性が高い求職者に対し、履歴書・職務経歴書の個別添削や面接シミュレーションの実施、個別求人開拓等、担当者制による求職者の個々の状況に応じた体系的かつ計画的な一貫した就職支援を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1970 | 厚生労働省 | 14 | | 481 | | 福祉人材確保重点プロジェクト推進費 | | 福祉分野(介護・医療・保育)については、今後一層のサービス需要の増大が見込まれ、質の高い人材の確保が課題となっていること、雇用失業情勢の改善<br>等により求職者が減少し、福祉分野の人手不足は一段と深刻化していることから、公共職業安定所の福祉分野における人材確保対策の体制整備及びマッチ<br>ング機能の強化を図る。 | 全国の主要な公共職業安定所に「福祉人材コーナー」を設置し、求職者に対するきめ細かな職業相談・職業紹介、求人者に対する求人充足に向けての助<br>言・指導等を行うとともに、同コーナーを設置していない公共職業安定所においても、福祉分野に関心を持つ者や有資格者等に対する職業情報の提供及び<br>必要に応じた「福祉人材コーナー」の利用勧奨等の支援を | 0 | 0 | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1971 | 厚生労働省 | 14 | | 482 | | ハローワークのマッチング機能強化のためのキャリアコンサルティング推進事業 | | ハローワークに来所する求職者の適切な職業選択、職業生活設計又は職業訓練の受講等が効果的に行われるよう、時間をかけたキャリアコンサルティングの支援が有効とされるフリーター等や訓練受講の目的等を明確化することが望ましい訓練受講希望者に対して、その適性や職務経験等を踏まえ、キャリアコンサルティング等の就職支援を推進することを目的とする。 | ハローワーク及び附属施設において、フリーター等や訓練受講希望者に対する適切な就職支援を行うため、以下の業務を実施する。<br>① ハローワーク等に就職支援ナビゲーター等を配置するとともに、ジョブ・カード作成支援業務の一部において民間委託を活用しつつ、求職者に対するキャリアコンサルティングを通じた訓練への誘導・あっせん、職業訓練実施機関と連携した就職支援、訓練修了者に対する担当者制も含めた就職支援等の業務を行う。(平成21年度開始)<br>② 若年者の利用が多い主要な都市において、民間人材ビジネスへの委託により、キャリアコンサルティングの実施、ジョブ・カードの作成支援、就職活動支援セミナー等の就職支援を実施し、希望者についてはその後の職業紹介や求人開拓の活用等の支援を実施する。(平成26年度開始)<br>③ 長期フリーターや母子家庭の母など、就職困難性の高い求職者を対象としているわかものハローワーク、新卒応援ハローワーク、マザーズハローワークの3施設におけるマッチング機能を強化するため、民間の創意工夫を活用し、今後の就職活動に向け、ジョブ・カードの作成を中心としたキャリアコンサルティングや求職者向けセミナー等を民間事業者に委託をして実施する。(平成28年度開始) | 0 | 0 | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:〇 非該当:-) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:〇 非該当:-) | 競争的資金(該当:〇 非該当:-) | 独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:-) | SBIR対象(該当:〇 非該当:-) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1972 | 厚生労働省 | 14 | | 483 | | ふるさとハローワーク事業推進費 | | 国と地方公共団体が共同で地域の実情に応じた雇用対策を積極的に実施するため、ハローワークの全国ネットワークによる職業紹介機能と地方公共団体が行う住民サービスを一緒に提供する拠点「ふるさとハローワーク」を設置し、当該地域住民の就職の促進及び利便性の向上を図ることを目 | 公共職業安定機関が設置されていない市町村の庁舎等を利用し、市町村が住民サービスとして実施する相談・情報提供業務と相まって、国が実施する求人検索機を活用した求人情報の提供、職業相談・紹介等を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1973 | 厚生労働省 | 14 | | 484 | | ハローワークシステム運営費 | | 全国のハローワーク等における職業紹介業務、雇用保険業務等を迅速かつ的確に行うためにシステム化を行い、利用者の利便性の向上を図るとともに、求職・求人者に雇用や職業に関する情報提供を行うことを目的とする。 | 職業安定行政機関で取り扱う求人求職に関するデータを処理し、雇用や職業に関する総合的な情報を求職者、求人者等に提供するとともに、雇用保険に関するデータを処理する等ハローワークシステムの運営を行うこと。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1974 | 厚生労働省 | 14 | | 485 | | 職業安定行政推進費 | | 公共職業安定所等を用いて、求人者・求職者のニーズに応じたきめ細やかな職業紹介・職業相談を行う事が必要なことから、運営機能の充実を図ること。 | 職業紹介及び職業相談の円滑な運営を図るために必要な一般職業相談員の配置及びその他公共職業安定所等の必要な事務費。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1975 | 厚生労働省 | 14 | | 486 | | 求人確保・求人者指導援助推進費 | | 求職者に適合する求人を積極的に確保するのみならず、求人の充足に向けて求職者が応募しやすい求人内容の設定や求人条件緩和等の助言をきめ細かく行うなど、求人充足サービスの更なる充実を図ることにより、公共職業安定所のマッチング機能を一層高める。 | 全国の主要なハローワークに「求人者支援員」を配置し、求人者に対して、労働市場や求職者ニーズ、各種助成金制度等に係る情報の提供、求人票の作成指導、求人条件の緩和指導、事業者情報の収集と求職者への提供等の求人充足を図るためのきめ細かな相談・助言を積極的に実施するほか、正社員求人をはじめとする求職者のニーズに応じた求人の確保を積極的に行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1976 | 厚生労働省 | 14 | | 487 | | 労働者派遣事業の適正な運営の確保にかかる経費（旧:労働者派遣法の施行等による雇用の安定確保にかかる経費） | | 労働者派遣法の改正内容（派遣労働者に対する計画的な教育訓練の実施、派遣期間終了時の派遣労働者の雇用安定措置、派遣期間規制の見直し）等の派遣元事業主に対する説明及び適正な事業運営に係る相談支援、派遣労働者及び派遣先等に対する労働契約申込みみなし制度等の周知やその他労働者派遣の仕組み全般に関する雇用の安定に係る説明会及び相談支援について体制を整備する。また、特定労働者派遣事業の廃止に伴う中小規模の派遣元事業主への支援や派遣先による派遣労働者の雇用管理の改善を推進するための講習を実施する。 | ①　労働者の雇用の安定に係る説明会等の実施<br>　・リーフレットによる派遣元事業主、派遣労働者等への周知<br>　・派遣元事業主、派遣先、請負事業主及び発注者等労働者派遣事業の関係者に対する説明会等の実施<br>　・派遣労働者への説明会及び相談会の実施<br>②　派遣元事業主、派遣先、派遣労働者等からの相談体制の強化<br>③　特定労働者派遣事業の廃止に伴う中小規模の派遣元事業主への支援の実施 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1977 | 厚生労働省 | 14 | | 489 | | 一体的実施事業運営費 | | 希望する地方自治体において、国と地方の連携協力関係の下、それぞれの役割を果たし、一体的に雇用対策に取り組むことで、地域の課題に対応し、利用者の様々なニーズにきめ細かく応えていく。 | 地方自治体との協定に基づき、地方自治体の意向を踏まえながら、国の行う無料職業紹介等の業務と地方自治体の行う職業能力開発、公営住宅、福祉等に関する相談業務等を一体的に行う「一体的実施施設」を設置し、また、必要に応じて就職支援セミナー、合同就職面接会等、地域の求職者の就職支援に関する事業を民間団体に委託して実施するとともに、国と地方自治体等により設置する運営協議会で実施状況を相互に確認し、事業の改善や連携を強化することで、地域の実情に応じた支援を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1978 | 厚生労働省 | 14 | | 490 | | 長期療養者就職支援対策費 | | ハローワークがん診療連携拠点病院等のがん相談支援センターと連携し、離職を余儀なくされた長期療養者等に対する就職支援の事業を実施し、がん患者等の就職の実現を目指すとともに、就職支援に関するノウハウ・知見の蓄積を図る。 | ハローワークに就職支援ナビゲーター等を配置し、がん診療連携拠点病院等との連携のもと、以下の業務等を実施する。<br>1　個々の長期療養者の希望や治療状況等を踏まえた職業相談、職業紹介<br>2　長期療養者の希望する労働条件に応じた求人の開拓、求人条件の緩和指導<br>3　長期療養者の就職後の職場定着の支援<br>4　がん診療連携拠点病院等への出張相談、労働市場・求人情報等の雇用関係情報の提供<br>5　支援事例やノウハウ等に関する情報・意見交換を行う交 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1979 | 厚生労働省 | 14 | | 492 | | 優良な民間人材サービス事業者の育成促進 | | 優良な民間人材サービス事業者の育成を促進し、そうした優良事業者に関する情報を労働市場に積極的に発信していくことにより、業界全体の質の向上を図り、労働市場の機能強化を図る。また、派遣労働者のキャリア形成を支援する取組を推進する。 | ①　一定の基準を満たす事業者を優良派遣事業者として認定することにより、優良な労働者派遣事業者を育成する。<br>②　一定の基準を満たす事業者を職業紹介優良事業者として認定することにより、優良な職業紹介事業者を育成する。<br>③　新規参入を行う製造請負事業者への技術的助言並びに請負事業の適正化及び雇用管理の改善に取り組む請負事業者を認定する制度を実施する。<br>④　派遣労働者のキャリア形成を推進するため、派遣事業者等のキャリアアップの取組事例を活用したセミナーの開催等を行う。<br>⑤　求職者の雇用の安定化、安定雇用推進のための小規模事業者等の業務提携の支援等により、安定的な雇用形態への移行を図る。<br>⑥　労働力需給調整制度に関する専用サイト「人材サービス総合サイト」を稼働し、許可・届出事業者一覧をはじめ、労働力需給調整制度の周知や最新のお知らせ等の情報提供 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1980 | 厚生労働省 | 14 | | 493 | | 求人・求職情報の提供に関する体制の整備 | | 国・地方・民間が、役割・機能に応じた連携を強化し、オールジャパンとしての「外部労働市場全体のマッチング機能の最大化」を図るとともに、求職者が容易に利用できるマッチングの様々なチャネルを拡大することで、早期に良質な雇用機会を確保することが可能となるよう、ハローワークの求人・求職情報の提供機能を構築することに伴い、それらの利用促進や苦情等への対応による適切な運営を確保するため、必要な体制を整備する。 | ハローワークへの職業相談員の配置等により、以下の業務を実施する。<br>・求人者、求職者、地方自治体及び民間職業紹介事業者等に対する、求人・求職情報のオンライン提供の周知・利用勧奨、利用希望の確認<br>・利用申請に係る審査業務等の実施<br>・ハローワークに意見受付の窓口を設置（提供先には、個人情報管理・苦情処理責任者を設置するよう規約等に規定） | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1981 | 厚生労働省 | 14 | | 494 | | 求人情報提供の適正化推進事業費 | | 求職者の安定雇用を図ることを目的とし、求人情報等提供事業の適正化を図るためのガイドラインの再検討及び周知・啓発を実施することで、求人情報等提供事業の適正化を図る。 | 平成28年度の同事業において構築された求人情報等提供事業の適正化を図るためのガイドライン等を用いて、求人情報を提供する事業者に対するセミナーの実施、ガイドラインの周知を行うとともに、「求人情報適正化推進協議会（仮称）」においてセミナー等を通じて判明したガイドラインの課題・問題点を労働関係法令に照らしつつ、ガイドラインの内 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c4_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1982 | 厚生労働省 | 14 | | 495 | | 沖縄離職者雇用対策費 | | 沖縄振興特別措置法第78条、第79条及び第81条に基づき、沖縄県における雇用の促進その他職業の安定を図るため、県外への就職希望者に対する情報提供、職業指導・職業相談等の支援などの取組を実施する。 | 沖縄県内の高校生等を対象とした合同就職面接会の実施、沖縄失業者休職手帳所持者に対する再就職支援を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1983 | 厚生労働省 | 14 | | 496 | | 雇用調整助成金 | | 景気の変動、産業構造の変化等、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を支援することで、その雇用する労働者の失業の予防その他雇用の安定を図る。 | 景気の変動、産業構造の変化等、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業、教育訓練又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者にかかる賃金負担相当額の一部を助成する。休業を行った事業主に対しては、休業に係る手当相当額について、助成率（大企業1／2、中小企業2／3）を乗じて得た額の助成を行う。教育訓練の場合は、教育訓練に係る賃金相当額の助成率（大企業1／2、中小企業2／3）に加えて、訓練費として1日1人当たり1,200円を加算する。出向については、出向元事業主が負担した賃金相当額について助成率（大企業1／2、中小企業2／3）を乗じて得た額の助成を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1984 | 厚生労働省 | 14 | | 497 | | 労働移動支援助成金 | | 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者に対して再就職援助を講じる事業主、当該労働者の早期雇入れ又は人材育成を行う事業主及び転職者の受入れ拡大に取り組む事業主等への助成を行うことにより、円滑な労働移動を促進することを目的とする。 | ・再就職援助計画の対象者等について、再就職に係る支援を民間の職業紹介事業者に費用を負担して委託、または、求職活動のための休暇を付与し、<br>その休暇日に通常支払う賃金額以上を支払った事業主に対して、当該委託に要する費用の一部や休暇付与に係る賃金の一部を助成する（再就職支援コース）。<br>・再就職援助計画の対象者を早期に期間の定めのない労働者として雇入れた事業主への助成（早期雇入れ支援コース）<br>・再就職援助計画の対象者を1年以内に雇い入れ、訓練（Off-JT又はOff-JT+OJT）を実施した場合、訓練実施等に要した経費の一部を助成する（人材育成支援コース）。<br>・移籍等により受け入れた労働者に対して訓練（Off-JT又はOff-JT又はOJT）を実施した場合、訓練実施等に要した経費の一部を助成する（移籍人材育成支援コース）。<br>・中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用の拡大を図り、生産性を向上させた事業主に対して一定額を | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1985 | 厚生労働省 | 14 | | 498 | | 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） | | 雇用機会が厳しい地域等において、事業所の設置・整備を行い、当該地域に居住する求職者を雇い入れた事業主を支援することにより、地域における雇用の創出及び安定を図ること。 | 同意雇用開発促進地域（※1）及びその他の雇用開発が必要な地域（※2）内で事業所の設置・設備を行い、当該地域に居住する求職者を雇い入れる事業主に対して、対象労働者の増加数及び設置・設備費用に応じて一定額を助成（1年ごとに3回の支給）<br>※1　求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している地域であって都道府県が策定する「地域雇用開発計画」に定められた地域（厚生労働大臣の同意が必要）<br>※2　人口の減少又は地理的条件により事業所の設置・整備が特に困難であるため雇用機会が著しく不足するおそれのある地域であって厚生労働大臣が指定する地域（過疎等雇用改善地域）並びに特定有人国境離島地域、奄美群島及び小笠原諸島（特定有人国境離島地域等） | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:〇 非該当:-) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:〇 非該当:-) | 競争的資金(該当:〇 非該当:-) | 独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:-) | SBIR対象(該当:〇 非該当:-) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1986 | 厚生労働省 | 14 | | 499 | | 地域雇用開発助成金(沖縄若年者雇用促進コース) | | 沖縄県内において、事業所の設置又は整備を行い、県内に居住する35歳未満の若年求職者を雇い入れその定着を図る事業主を支援することにより、沖縄県における雇用の創出及び安定を図る。 | 沖縄県において、300万円以上の事業所の設置・整備を行い、県内に居住する35歳未満の若年求職者を3人以上継続して雇用する労働者として雇い入れた場合、当該雇用した者に支払った賃金に相当する額の一定割合を1年間(雇い入れた求職者の定着が特に優良であるなどの場合は、2年間)助成する(6ヶ月ごとに支給)。また、若年求職者に加え沖縄県内に居住する新規学卒者を雇い入れた中小企業の事業主については、当該新規学卒者に支払った賃金に相 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1987 | 厚生労働省 | 14 | | 500 | | 通年雇用助成金 | | 北海道、東北地方等の気象条件の厳しい積雪寒冷地においては、冬期間に離職を余儀なくされる季節労働者が多数にのぼっており、これらの季節労働者の通年雇用を促進し、その雇用の安定を図る。 | 北海道、東北地方等の気象条件の厳しい積雪寒冷地(13道県)において、季節的業務に従事する労働者を通年雇用した事業主に対して、対象期間(12月16日～3月15日 )に支払った賃金を3年間助成(助成率:1年目2/3、2年目以降1/2)するほか、その雇用する労働者について休業により一時的な雇用調整を行う場合に必要な経費の一部(休業助成)、新分野に進出するための施設整備に要した経費の一部(新分野進出助成)又は民間訓練機関等への委託による講習等を受講する上での必要な経費の一部(職業訓練助成)について助成し、季節労働者の通年雇用化を促進する | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1988 | 厚生労働省 | 14 | | 501 | | 産業雇用安定センター運営費 | | 産業構造の変化、国際化の進展等に伴う労働力需給に関する変化に対応した労働力の産業間、企業間移動の円滑化等に寄与するため、労働力が過剰になった企業の中高年労働者等を出向・移籍により、失業を経ることなく、労働力が不足している企業に労働移動させるために、人材の送り出し情報や受け入れ情報の収集・提供を行い、そのマッチングを図り、もって勤労者等の失業の予防等雇用の安定確保と産業経済の発展を図るもの。 | 出向等による円滑な労働移動を推進するため、以下の事業を行う公益財団法人産業雇用安定センターに対して補助を行う。<br>①出向等による労働力の移動の希望、受入れ可能性等に関する情報の収集及び提供並びにそのマッチングに向けた相談・援助等<br>②各業界別の雇用動向及び見通しに関する情報の収集及び提供 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1989 | 厚生労働省 | 14 | | 502 | | 沖縄早期離職者定着支援事業 | | 沖縄県における若年者の高失業率を改善するために、企業経営者等の雇用する側に、若年者の職場定着のための取組の重要性とその効果を伝え、沖縄県内の若年者の職場定着の促進を図る。 | 沖縄県内で特に若年者の離職率が高く、職場定着に課題を有する業種の業界団体等を対象に、若年者の職場定着に有効な仕組み(業界内の資格制度やメンター制度、人事評価制度等)の導入、定着させることを内容とするセミナーやコンサルティング等のサポート業務について、ノウハウを有する民間企業に委託する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1990 | 厚生労働省 | 14 | | 503 | | 実践型地域雇用創造事業 | | 雇用機会が不足している地域における、地域の自主性及び創意工夫を活かした雇用創造を促進すること。 | ①実践型地域雇用創造事業<br>地方公共団体の産業振興施策や各府省の地域再生関連施策等との連携の下に、市長村、経済団体等から構成される地域雇用創造協議会が提案した雇用対策に係る事業構想の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いと認められるものを選抜し、当該協議会に対し、その事業の実施を委託(3年度内の委託事業)。<br>②実践型地域雇用創造事業関連融資利子補給事業<br>実践型雇用創造事業で開発された成果物のノウハウを活用し、創業又は事業拡大を行う事業者に対して厚生労働大臣の指定を受けた金融機関が融資を行う場合に、国から指定金融機関に対して利子補給(支給期間最大5年間、支給率最大1.0%)を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1991 | 厚生労働省 | 14 | | 504 | | 季節労働者通年雇用促進等事業費 | | 季節労働者の通年雇用の促進をより効果的に行うため、地域による自主性・創意工夫ある取組を支援する事業等を実施し、季節労働者の通年雇用の一層の促進を図る。 | 季節労働者の通年雇用の促進に自発的に取り組む地域の関係者から構成される協議会が策定した雇用対策の計画の中から、通年雇用の効果が高いものを選定し、当該協議会に事業を委託するほか、季節労働者に対し、ハローワークが提供し得る多様な手段を総合的に活用しながら、担当者制による個々のニーズを踏まえた計画的で一貫した就労 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1992 | 厚生労働省 | 14 | | 505 | | 地方就職希望者活性化事業 | | 首都圏等において、地方就職希望者を掘り起こすとともに、公共職業安定所2箇所(東京、大阪)に設置している「地方就職支援コーナー」と地方等就職希望者を受け入れる地域が連携し、全国ネットワークを活用した広域職業紹介及び生活関連情報等の提供等を一体的に行うことにより、地方就職希望者の円滑な労働移動を促進し、地域雇用の活性化を図る。 | 1. 地方への就職に向けた支援<br>首都圏等に設置している地方就職支援コーナー等において、地方就職希望者に対して、きめ細かな相談援助や職業紹介等を行うとともに、受入地の労働局が地方自治体等と連携し、地方就職に有益な求人情報、労働市場情報及び生活関連情報等について取りまとめ、コーナー等に情報提供を行うことにより、送出地、受入地が一体となった支援を行う。<br>2. 地方合同就職面接会の開催<br>国と地方公共団体とが連携し、地域の実情に応じた地方就職希望者と地方企業との合同就職面接会を開催する。<br>3. 地方人材還流支援相談会の実施<br>「ふるさと回帰フェア」において、首都圏在住の地方就職希望者を対象に、地方就職に必要な求人情報及び生活関連情報等を含めた就職相談を実施する。<br>4. 地方人材還流促進事業の実施(平成27年度以降)<br>国から委託を受けた民間事業者が、以下の取組を行う。<br>①国、地方公共団体及び大学等による協議会の設置<br>②セミナーや個別相談等の実施による潜在的地方就職希望者の掘り起こし及び公共職業安定所への誘導<br>③潜在的地方就職希望者を対象として地方公共団体が実施する地方でのインターンシップや就労体験事業等の広報・募集・送出 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1993 | 厚生労働省 | 14 | | 506 | | 建設労働者雇用安定支援事業費 | | 個別・受注生産、屋外生産といった建設産業の特異性が建設労働者の労働条件の立ち後れや、雇用関係の不明確等建設労働に大きな影響を与えており、また、長年にわたる建設投資の減少等により雇用の不安定化や労働条件の低下が懸念されていることから、適切な雇用管理が行われるよう能力の向上等を支援することにより、雇用の改善や雇用機 | 建設事業主及び建設事業主団体に対して、建設労働者の雇用環境の改善、職業能力の向上、雇用機会の確保・維持等を図るための措置等に関する雇用管理研修や講習会及び調査を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1994 | 厚生労働省 | 14 | | 507 | | 港湾労働者就労確保支援事業費 | | 我が国の港湾運送事業における規制改革の実施等により、これまで以上に質の高い労働力の確保・養成及び雇用管理の改善が急務になっている中で、港湾労働者や港湾運送事業主に対する相談援助及び各種講習等の事業等を実施することにより、港湾労働者の雇用の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。 | ①港湾労働者に対する各種講習<br>②港湾運送事業主及び港湾労働者に対する相談援助 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1995 | 厚生労働省 | 14 | | 508 | | 港湾労働者派遣事業対策費 | | 港湾運送に必要な労働力の需給調整システムである港湾労働者派遣事業(※備考参照)が適正に運営されることを通じ、港湾労働者の雇用の安定等を図ることを目的とする。 | ①港湾労働者派遣制度に基づく派遣契約のあっせん業務等<br>②港湾派遣労働者の雇用の安定のための事業(雇用管理者及び派遣元責任者に対する研修、港湾派遣労働者等に | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1996 | 厚生労働省 | 14 | | 509 | | 船員雇用促進対策事業費補助金 | | 船員の雇用の促進と安定を図る事業を行うことを目的とする(公財)日本船員雇用促進センター(以下センターという。)に対し、雇用船員の知識又は技能の習得及び向上を図るための訓練に必要な技能訓練を実施する事業に対し補助を行う。 | センターが雇用船員に対して行う技能訓練事業に対して補助を行う。<br>①船舶船員養成訓練<br>②無線関係講習<br>③免許講習 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1997 | 厚生労働省 | 14 | | 510 | | 介護労働者雇用改善援助事業等交付金事業 | | 介護労働者及び介護労働者になろうとする者について、雇用管理の改善等に関し必要な事業を実施することにより、介護労働者等の職業の安定、その他の福祉の増進に資する。 | 本事業は、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第23条に基づき、指定された(公財)介護労働安定センターが雇用安定事業等関係業務(介護労働者の雇用管理の改善等に関する相談援助、介護労働の実態等の把握)を実施するための費用を交付するものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1998 | 厚生労働省 | 14 | | 512 | | 雇用促進融資業務 | | 社宅や訓練施設等の雇用環境の整備を支援することにより、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出を図る。 | 財政融資資金からの借入金を原資として、社宅や訓練施設等を整備する中小企業事業主等に対して融資を行ってきたが、平成14年度以降新規貸付を廃止し、現在は債権の管理・回収及び財政融資資金への償還のみを暫定的に実施している(平成31年度で財政融資資金への償還は終了するが、債権の回収・保全等に係る業務は現存する債権の回収が完了すると見込まれる平成49年度まで継続する予定である。)。<br>なお、本事業は独立行政法人雇用・能力開発機構の廃止にともない、平成23年度から独立行政法人勤労者退職金共済 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 1999 | 厚生労働省 | 14 | | 513 | | 雇用管理責任者講習等委託事業費 | | 介護労働者の雇用管理の改善や人材確保・職場定着に資する事業を実施し、介護労働者の労働環境整備を図る。 | ①介護事業所における雇用管理責任者に対して、介護労働者の採用、就業規則、労働時間管理、賃金管理、退職、解雇、労働保険、社会保険、健康管理等の雇用管理全般についての講習を実施。<br>②訪問介護事業所の事務処理を効率化するため、好事例を収集・分析し、類型化した上で、好事例の横展開を図ることができる「雇用管理事務推進ガイドブック」を作成(28年度のみ)。<br>③介護ロボットの導入やICTを活用したペーパーレス化などを組み合わせた先進的な取組を行っている介護事業所における、雇用管理改善に関する課題や好事例の把握などのモデル調査や雇用管理改善に積極的に取り組む事業主を中心とする地域ぐるみ(地域ネットワーク・コミュニティ)による | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | 5_b4_2 | 3_c2_3 | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当：○非該当：-） | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当：○非該当：-) | 競争的資金(該当：○非該当：-) | 独立行政法人向け財政支出(該当：○非該当：-) | SBIR対象(該当：○非該当：-) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2000 | 厚生労働省 | 14 | | 514 | | 農林漁業就職総合支援事業 | | 農林漁業への就業を希望する者に対して、農林漁業の求人情報や各種関連情報の提供、職業相談・紹介等を農林水産省等関係機関との連携の下に行うとともに、他産業に比べて立ち遅れた農林業の雇用管理改善を推進し、安心して働ける雇用環境の整備等を行うことにより、就業と職場定着を促進し、農林業等の労働力を確保することを目的とする。 | ①都道府県労働局に相談員を配置し、農林水産省等関係機関と連携しつつ、求人情報や各種関連情報の収集・管下ハローワークへの情報提供、求人開拓、合同就職面接会等を実施するとともに、農林漁業が盛んなハローワーク等に農林漁業就職支援コーナーを設置し、就職支援ナビゲーターによる専門的な職業相談等を実施。<br>②出稼労働者について、地元における安定した就労を促進しつつ、やむを得ず出稼就労する者に対しては職業相談員によるきめ細やかな職業相談を実施するとともに、受入事業所の指導等を実施。<br>③農林業への就業・職場定着を促進するため、農業法人や林業事業体等に対する雇用管理改善に関する相談・助言等を行うとともに、林業就業希望者に対し、林業就業に係る基本的知識の付与や実習を行う林業就業支援講習を実施。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2001 | 厚生労働省 | 14 | | 515 | | 建設労働者確保育成助成金 | | 建設業においては、建設生産の特徴から、他の産業に見られないほど下請制度が広汎かつ重層的に発達し、中小零細企業が多く、同時に激しい受注競争の中で、技能労働者の流動化が進んでいる。これらの影響を受けて、建設技能労働者を取り巻く環境は、雇用が不安定、基幹技能者不足、労働条件が立ち後れ、労働者災害の発生が多いなどの状況にある。こうした状況の中で、下請の単一企業での雇用改善の取組み、教育訓練等の人材育成へのリスクが高いことから、業界全体の負担により中小建設事業主等の雇用改善・人材育成を支援する制度を実施することを目的とする。 | 建設業においては、上記のとおりその特性から、雇用が不安定、基幹技能者不足、労働条件が立ち後れ、労働者災害の発生が多いなどの構造的な問題が生じており、こうした課題に対応するため、建設業については、他産業との格差を埋めるために建設事業主から特別に附加徴収した雇用保険料（1/1,000）を財源として、助成制度を実施している。加えて、近年、技能労働者の高齢化が進行する中で、「若年労働者及び女性労働者の確保・育成」と「技能継承」が喫緊の課題となっている状況も踏まえ、建設技能向上や、雇用管理改善制度の導入、若者及び女性に魅力ある職場づくり等の取組を行う事業主等に対して助成を行うことにより、業界全体で雇用改善や人材育成の推進を図る。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2002 | 厚生労働省 | 14 | | 516 | | 職場定着支援助成金 | | 人材不足を解消するため、事業主による雇用管理改善の取組を通じて「魅力ある職場」を創出し、労働者の職場定着の促進を図る。 | 【中小企業団体助成コース】<br>改善計画の認定を受けた中小企業を含む中小企業団体（事業協同組合等）が構成中小企業者のために労働環境向上事業を実施した場合に、要した費用の2／3を支給。<br>【雇用管理制度助成コース】<br>事業主が、新たに評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度又は短時間正社員制度（保育事業主のみ）を新たに導入・実施した場合に1制度につき10万円を支給。<br>また、雇用管理制度の適切な運用を経て従業員の離職率の低下を図った場合に57万円（生産性要件を満たした場合は72万円）を支給。<br>【介護福祉機器助成コース】<br>介護事業主が介護福祉機器を導入した場合に、導入費用の25%（上限150万円）を支給。<br>また、介護福祉機器の適切な運用を経て従業員の離職率の低下が図られた場合に介護福祉機器の導入費用の20%（生産性要件を満たした場合は35%）（上限150万円）を支給。<br>【保育/介護労働者雇用管理制度助成コース】<br>保育事業主又は介護事業主が、賃金制度の整備を行った場合に50万円を支給。<br>また、賃金制度の適切な運用を経て、保育労働者又は介護労働者の離職率に関する目標を達成した場合、計画期間終了1年経過後に57万円（生産性要件を満たした場合は72万円）を、計画期間終了3年後に85.5万円（生産性要件を満たした場合は108万円）を支給。<br><br>※中小企業労働環境向上助成金の助成対象事業主や助成対象メニュー等を見直し、平成27年度より職場定着支援助成金に名称変更したもの。<br>※平成28年10月から、保育労働者雇用管理制度助成を創 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2003 | 厚生労働省 | 14 | | 517 | | 戦略産業雇用創造プロジェクト | | 良質かつ安定的な雇用機会の創出に向けた取組を推進するため、製造業等の戦略産業を対象として産業政策と一体となって実施する地域の自主的な雇用創造プロジェクトを支援するとともに、雇用創造に向けた取組への準備が必要な地域については、必要な支援により地域の雇用創出力を強化する。 | ①戦略産業雇用創造プロジェクト<br>雇用情勢の厳しい都道府県が提案する事業から、コンテスト方式により、産業政策と一体となった雇用創造効果が高いプランを選定し、その費用について補助を行う（実施期間最大3年間、補助率8割（雇用創造効果に応じて年間上限10億円））。事業を選定された都道府県は、地域の関係者（自治体、経済団体、教育・研究機関等）で構成する協議会を設置した上で事業を実施する。<br><br>②戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給事業<br>戦略産業雇用創造プロジェクトに参加する企業であって、融資期間内に一定数以上雇用を増加させることを誓約したものに対し、金融機関に当該融資に係る利子補給（支給期間最大5年間、支給率最大1.0%）を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2004 | 厚生労働省 | 14 | | 518 | | 福島避難者帰還等就職支援事業 | | 福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第78条、第87条及び88条の規定により、福島の労働者の職業の安定を図り、また、原子力災害からの福島の復興及び再生を推進するため、原子力災害の影響により避難指示区域から避難している者（その避難している地域に住所を移転した者を含む。）の帰還・就職を支援するとともに、再び居住する者の雇用の安定を図るための事業。 | ①福島雇用促進支援事業避難解除区域に帰還する労働者の雇用の安定に取り組む地域の関係者から構成される協議会が策定した雇用対策・就職支援の取組み（計画）を国が選定し、当該協議会に対して計画に基づく事業の委託を行う。<br>②福島県内の市町村での雇用創出の取組を総合的に支援する就職支援コーディネーター（福島雇用創出総合支援分）を福島労働局に配置し、地域雇用開発促進法に基づく実践型地域雇用創造事業、雇用創出基金事業、各種助成金など各種雇用支援ツールについて、市町村の実情に応じた活用方法を提案するとともに、効果的・効率的な運用方法をアドバイスする。<br>③既存の地方就職希望者活性化事業を活用し、福島県へ帰還して就職することを希望する者に対する支援を重点的に実施するため、地方就職支援コーナーに専門の相談員を配置するほか、避難者が多い県（新潟、山形、埼玉）については新たに窓口を設けることにより、きめ細やかな支援を行う。また、福島県出身者による職業生活を送る上で生ずる諸問題についての相談・助言や福島県の企業を集めた大都市圏等での合同就職面接会を実施する。<br>④避難先及び避難元（帰還地域）のハローワークにおいて、以下の業務を実施する。<br>・職業相談員を配置し、担当者制などによりきめ細かな職業相談・職業紹介を実施 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2005 | 厚生労働省 | 14 | | 519 | | 人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業等 | | 雇用情勢の改善や景気好転に伴い、建設、介護分野や若者の雇用管理に課題のある分野などにおける人材不足が懸念されており、その解消が急務となっている。このため、分野ごとの雇用管理改善の進捗状況や特性を踏まえ、人材不足分野の事業主による雇用管理改善の取組を通じて「魅力ある職場」を創出するための、雇用管理指導援助業務を推進する。 | 人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善を図るために、以下の取組を行う。<br>・雇用管理指導援助業務<br>雇用管理改善のための機運の醸成を図るため、労働局長や安定所長をはじめとした幹部職員が地域の経済団体や地元企業の役員等へのトップクラス指導を集中的に実施する。<br>・雇用管理改善セミナー<br>各都道府県労働局において、当該地域特有の人材不足状況等を踏まえつつ、魅力ある職場づくりの取組を事業主等に普及・啓発するための雇用管理改善セミナーを開催する。<br>・人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業<br>分野ごとの雇用管理改善の進捗状況や特性に応じて、人材不足分野の事業主の雇用管理改善の取組を支援し、魅力ある職場づくりを促進する事業を実施する。<br>【モデル調査コース】<br>事業主が取り組むべき雇用管理の内容が明確となっていない分野を対象に、雇用管理上の課題を抱える事業主に対し、その課題の解消に資する様々な雇用管理制度をモデル的に導入・運用するためのきめ細かなコンサルティングを実施する。このコンサルティングの過程で得られたモデル取組事例について、その導入効果やノウハウ等の検証・分析を行い、分野ごとの特性を踏まえた効果的な雇用管理改善方策を整理し、これを普及・啓発する。<br>【啓発実践コース】<br>事業主が取り組むべき雇用管理改善の指針がある程度明確である分野を対象に、雇用管理改善の実践段階に課題を抱える事業主に対し、雇用管理改善等アドバイザーによる相談支援を行い、業界ぐるみでの雇用管理改善の実践 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 5_c4_2 | 3_b_4 | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:〇 非該当:-) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:〇 非該当:-) | 競争的資金(該当:〇 非該当:-) | 独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:-) | SBIR対象(該当:〇 非該当:-) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2006 | 厚生労働省 | 14 | | 520 | | 生涯現役起業支援助成金 | | 生涯現役社会の実現を推進するためには、多様な形態での就業機会を確保していくことが重要であることから、中高年齢者が起業によって自らの就業機会の創出を促進するとともに、事業運営のために必要となる従業員（中高年齢者等）の受け入れに対し助成を行うことにより、雇用機会の拡大を支援することを目的とする。 | 中高年齢者等が起業し、事業運営のために必要となる従業員（中高年齢者等）の受け入れを行う際に要する募集・採用や教育訓練の実施といった雇用創出措置に係る費用の一部を助成する。（起業者が60歳以上の方の場合の助成率は2／3（助成の上限額200万円）であり、起業者が40歳以上59歳未満の方の場合の助成率は1／2（助成の上限額150 | 0 | 0 | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2007 | 厚生労働省 | 14 | | 521 | | 高年齢者就業機会確保等事業費 | | 定年退職後等の高年齢者の多様な就業ニーズに応じ、地域社会の日常生活に密着した臨時的かつ短期的又は軽易な就業機会を確保・提供し、併せて高年齢者の生きがいの充実、社会参加の促進による地域社会の活性化を図ることを目的とする。 | 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（以下「高齢法」という。）第44条に基づき、都道府県知事の指定を受けたシルバー人材センター連合の運営に必要な経費について地方公共団体の補助金額を上限として補助する。<br>また、シルバー人材センター事業の健全な発展を図るとともに、適正な運営の確保等を目的として高齢法第46条に基づき厚生労働大臣の指定を受けた法人（全国シルバー人材センター事業協会）に対する補助（補助率1／2相当）を行う。<br>さらに、シルバー人材センター事業の適正な運営を図るため、シルバー人材センター事業の適正な運営を図るため、シルバー人材センター連合の管理運営等に関する実地指導、相談援助等を実施することにより、高年齢者の確保など | 0 | 0 | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2008 | 厚生労働省 | 14 | | 522 | | 障害者トライアル雇用事業 | | 障害者雇用の取組が遅れている事業所では、障害者雇用の経験が乏しいために、障害者に合った職域開発、雇用管理等のノウハウがなく、障害者を雇い入れることを躊躇する面もあるところである。このため、これらの事業所に対して、短期間の障害者の試行雇用を通じ、障害者の雇用に対する理解を促進するとともに、障害者の業務遂行の可能性を見極め、試行雇用終了後に常用雇用への移行を進め、就業機会の確保を図ることとする。 | 公共職業安定所等の紹介により、障害者を1週間の就業時間20時間以上で試行雇用（※1）する事業主に対して、対象障害者1人当たり1か月4万円（精神障害者を初めて雇用する場合には月最大8万円）の助成金を支給する。また、精神障害者等の中には、日によって仕事の出来や体調に波があるため常用雇用で働けるようになるには一定程度の期間を要すること、直ちに20時間以上の就業時間で勤務するのは難しいこと等の障害特性があることから、公共職業安定所等の紹介により、短時間の試行雇用（※2）を行う事業主に対して、対象障害者1人当たり1か月2万円の助成金を支給する。<br>（※1）試行雇用は原則3か月間（精神障害者については最大12か月）とし、事業主と対象障害者との間で有期雇用契約を締結する。<br>（※2）試行雇用は3か月から最大12か月間とし、事業主と対象障害者との間で試行雇用当初は1週間の就業時間10時間以上20時間未満で、順次20時間以上を目指すことを内容 | 0 | 0 | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2009 | 厚生労働省 | 14 | | 524 | | 外国人看護師・介護福祉士受入支援事業費 | | 経済連携協定等の趣旨に則り、受入れ施設において適切な就労・研修が行われることを確保するため、インドネシア人・フィリピン人・ベトナム人看護師候補者・介護福祉士候補者が単に安価な労働力として利用されることのないようにするとともに、インドネシア人・フィリピン人・ベトナム人看護師候補者、介護福祉士候補者、看護師及び介護福祉士の適切な雇用管理を確保すること又はそれらを達するために事務手続きを確立することを目的とする。 | 本事業は、国際厚生事業団が行う以下の事業の経費に対して交付するものである。<br>（1）候補者に対する就労ガイダンスの実施、（2）受入れ施設に対する就労開始前説明会の実施、（3）巡回訪問等による外国人看護師等の就労の状況の把握・指導、（4）外国人看護師等からの相談・苦情等への対応、（5）受入れの枠組みに係る国内説明会の実施等周知広報、（6）受入れ施設から提出された定期報告等を集計し厚生労働省に提出、（7）受入れ施設・候補者の情報のデー | 0 | 0 | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2010 | 厚生労働省 | 14 | | 525 | | 難民就職促進費 | | 難民が、言葉や生活習慣が異なる我が国に定住し、安定した生活を営むためには、早期就職により安定した収入を得ることが必要不可欠であることから、定住支援施設等に職業相談員を配置し、職業相談・就職指導、職業紹介等を実施し、難民の自立を促すことにより、難民の我が国における自立・定住を目的とする。 | 「条約難民」及び「第三国定住難民」の就労自立による定住促進を図るとともに、既に受け入れている「インドシナ難民」の就労の安定を図るため、定住支援施設等に職業相談員を配置して、職業相談・職業紹介を行うとともに、職場適応訓練等による支援を実施している。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2011 | 厚生労働省 | 14 | | 526 | | 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース） | | 就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者を、公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し助成を行うことにより、その円滑な就職を促進すること等を目的とする。 | 高年齢者や障害者などの就職困難者を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。<br>（高年齢者・母子家庭の母等：中小企業60万円・中小企業以外50万円、身体・知的障害者：中小企業120万円・中小企業以外50万円、重度障害者等：中小企業240万円・中小企業以外100万円）<br><br>※本事業は、平成28年度までは特定就職困難者雇用開発助成金として実施している。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2012 | 厚生労働省 | 14 | | 527 | | 特定求職者雇用開発助成金（生涯現役コース） | | 65歳以上の離職者が引き続きその経験等を生かして働き、社会で活躍することを支援するため、これらの者を、公共職業安定所等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し助成を行うことにより、その円滑な就職を促進することを目的とする。 | 雇い入れ日の満年齢が65歳以上の離職者を公共職業安定所等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う。（対象労働者の1週間の所定労働時間が30時間以上の者については中小企業70万円、中小企業以外60万円。）<br><br>※本事業は、平成28年度までは高年齢者雇用開発特別奨励金として実施している。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2013 | 厚生労働省 | 14 | | 528 | | 特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース） | | 障害者雇用の経験のない中小企業（障害者の雇用義務制度の対象となる労働者数50～300人の中小企業）において、障害者を初めて雇用し、法定雇用率を達成した場合に助成金を支給することにより、中小企業における障害者雇用の | ハローワーク等の紹介により、初めて障害者を雇用し、法定雇用率を達成した事業主に対して、雇入れ完了日から6か月経過後において当該障害者を雇用している場合に助成金を120万円支給する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2014 | 厚生労働省 | 14 | | 529 | | 雇用と福祉の連携による地域に密着した就労支援の実施 | | 障害者の職業生活における自立のため、雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行う。 | 就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、障害者就業・生活支援センター窓口での相談や職場・家庭訪問等により指導、相談を実施する。<br><br>【就業支援】<br>〇就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）<br>〇求職活動支援<br>〇職場定着に向けた支援<br>〇事業所に対する障害者の特性を踏まえた雇用管理に関する助言　等 | 0 | 0 | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2015 | 厚生労働省 | 14 | | 530 | | 職業評価部門施設経費 | | 障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営その他障害者の雇用を支援するための業務を行うことにより、障害者の職業の安定<br>その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。 | ① 国立職業リハビリテーションセンターの土地使用料及び国立吉備高原職業リハビリテーションセンターの土地借料<br>国が設置し運営は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う広域障害者職業センターの土地の借受けを行うもの<br>② 国立職業リハビリテーションセンター庁舎等における改修工事等のための経費<br>改修工事等を行うもの | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2016 | 厚生労働省 | 14 | | 531 | | 就職安定資金貸付等事業費 | | 事業主都合等による離職に伴い住居を喪失した者や、住居を喪失してネットカフェ等に寝泊まりしながら不安定な就労をしている者に対して住宅入居初期費用等の必要な資金の貸付を行うことにより、これらの者の住居と安定的な就労機会の確保を支援する。 | ハローワークと労働金庫の連携により、労働金庫は住宅入居初期費用や生活・就職活動費等を貸与し、ハローワークは貸付対象者に対してきめ細やかな職業相談・職業紹介等を行う。<br>本事業では、貸付利用者における初回の貸付実行日から6か月以内に安定した雇用が見込まれる就職をした場合の貸付金返済免除費用、返済不能となった場合の貸付金の損害費用については、貸付金にかかる信用保証をおこなっている日本労働者信用基金協会が労働金庫へ補填することとなっているが、国が最終的にはその補填経費に関し、日本労働者信用基金協会に対して、補助金を支出する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2017 | 厚生労働省 | 14 | | 533 | | 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高齢・障害者雇用支援勘定運営費交付金 | | 高年齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営その他高年齢者等及び<br>障害者の雇用を支援するための業務を行うことにより、高年齢者等及び障害者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与<br>することを目的とする。 | ・高年齢者の雇用の安定等に資する事業主等に対する給付金の支給<br>・高年齢者の雇用に伴う人事管理制度の見直し等、事業主等に対する相談援助<br>・障害者職業センターの設置及び運営 | 0 | 0 | | | | | | | | | 7_b_7 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2018 | 厚生労働省 | 14 | | 534 | | 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助金 | | 障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営その他障害者の雇用を支援するための業務を行うことにより、障害者の職業の安定<br>その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。 | 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の施設・設備（障害者職業センターに係るもの）の整備又は改修のための経費である。（補助率10/10） | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:〇非該当:-) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:〇非該当:-) | 競争的資金(該当:〇非該当:-) | 独立行政法人向け財政支出(該当:〇非該当:-) | SBIR対象(該当:〇非該当:-) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2019 | 厚生労働省 | 14 | | 535 | | 職業転換給付金制度 | | 就職が困難な失業者及び国の施策等により離職を余儀なくされた離職者等に対し、これらの失業者の生活の安定を図りながら再就職の促進を図ることを目的とする。 | 上記目的のため、各種の給付金を支給する。<br>(1)求職者に支給されるもの<br>①就職促進手当(求職者の求職活動の促進とその生活の安定を図る給付金)<br>②訓練手当(求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金)<br>③求職活動支援費(広範囲の地域に渡る求職活動又は求職活動を容易にするための役務の利用に要する費用に充てるための給付金)<br>④移転費(就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金)<br>⑤就業支度金(公共職業安定所の紹介により就職することを促進し又は事業を開始することに要する費用に充てるための給付金)<br>(2)事業主に支給されるもの<br>①職場適応訓練費(雇用保険受給資格者以外の求職者を作業環境に適応させる訓練を行うことを促進するための給付金)<br>②職場適応訓練委託費(雇用保険受給資格者を作業環境に適応させる訓練を行うことを促進するための委託費)<br>③特定求職者雇用開発助成金(就職が特に困難な者を雇い入れることを促進するための給付金)<br><br>※(1)②訓練手当及び(2)①職場適応訓練委託費は、都道府県実施事業<br>※(1)③求職活動支援費は、平成29年度に、広域求職活動 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2020 | 厚生労働省 | 14 | | 536 | | 中国残留邦人等永住帰国者に対する就労支援事業 | | 中国残留邦人等永住帰国者(以下「中国帰国者」という。)及び中国帰国者を扶養する目的で来日した2世等は、長年の中国等での居住により日本語が不自由なこと、日本の社会・雇用慣行に不慣れであること、就職に際しての技能の習得等の支援が必要となることから、生活支援・相談、日本語指導等の総合的支援により、安定した就労による経済的自立を実現することを目的としている。 | 中国帰国者等に対する支援のノウハウを有する受託者が、「中国帰国者支援・交流センター」に職業相談員を配置し、センターを利用する中国帰国者等に対して、生活支援・相談、日本語指導と連動させながら職業相談等の就労支援を行う。なお、職業紹介は、センター近隣の公共職業安定所との連携によって行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2021 | 厚生労働省 | 14 | | 537 | | 刑務所出所者等就労支援事業 | | 刑務所出所者等の多くは、①社会復帰後に十分な貯蓄や住居の確保がされていないこと、②前歴が故に社会から排除されやすいこと、③就労経験が少なく職業能力が不十分な者が多いこと等から、就労機会が制約され、就職が困難な状況にあるため、法務省と厚生労働省との連携により、刑務所出所者等に対して総合的な就労支援を行い、職業自立を図ることを目的としている。 | 刑務所出所者等に対して、出所前において刑務所・少年院等と公共職業安定所の連携によって出張職業相談等を行うとともに、出所後にあっては保護観察所等と安定所の連携によって就労支援チームを設置し、きめ細やかな就労支援を行うものである。具体的には、安定所による担当者制の職業相談、民間団体等への委託による職場体験講習、試行雇用などの就労支援メニューを実施している。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2022 | 厚生労働省 | 14 | | 538 | | アイヌ地区住民就職促進費 | | 北海道におけるアイヌ地区住民は、歴史的、社会的事情により不安定な就労状態を繰り返している者が多く、就職に際して生活面での不安を解消することにより、安心して就職活動が行える環境を整備する必要があることから、これらの者の常用雇用の促進と安定的な雇用の継続を図ることを目 | 「アイヌ地区住民」に対してきめ細かい職業指導・職業紹介を実施するとともに、資金の貸付を受けなければ就職や職場定着が困難となる者に対して、就職時の当座の生活資金として「就職促進資金」を貸し付ける。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2023 | 厚生労働省 | 14 | | 539 | | 公正採用選考等推進費 | | 事業主等に対して啓発指導等を行うことにより、適性と能力に応じた公正な採用選考システムの確立を図ることを目的とする。 | 事業主に対して、適性と能力に応じた公正な採用選考システムの確立を図るよう事業所内に選任される公正採用選考人権啓発推進員に対する研修や事業所等に対する集中セミナーの開催等により、啓発指導等を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2024 | 厚生労働省 | 14 | | 540 | | 日雇労働者等技能講習事業 | | 日雇労働者、ホームレス及びホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者(住居喪失不安定就労者)に対して、技能労働者として必要な知識・技能を習得又は向上させ、これらの者の就業機会等の確保を図ることを目的とす | 日雇労働者等の就業機会の確保を図るため、技能を有しない日雇労働者等を対象に、技能労働者として必要な技能の習得や資格・免許の取得等を目的とした技能講習等を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2025 | 厚生労働省 | 14 | | 541 | | 新卒者等に対する就職支援 | | 新卒者及び既卒者等に対して各段階で就職に向けた適切な支援を行うことで、若年者のキャリア形成・雇用拡大を図る。 | 新卒者及び既卒者(卒業後概ね3年以内)を対象に、新卒応援ハローワーク等にジョブサポーターを配置し、学校訪問等により大学・高校等新卒者等に対する求人情報の提供、個別相談等きめ細かな就職支援を実施する。さらに、就職支援のためのセミナーや企業と新卒者等とのマッチングの機会等を設けるため就職面接会等を開催するとともに、就職後の定着支援を実施する。また、ユースエール認定企業等の促進を図り、若者の雇用を促進する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2026 | 厚生労働省 | 14 | | 542 | | 若年者地域連携事業 | | 若年者が自らの可能性を高め、挑戦し、活躍できる夢のある社会の実現を目指し、若者一人ひとりがその持てる能力を社会で発揮できるよう、地域の実情に応じたきめ細かい雇用関連サービスを提供すること。 | 都道府県が運営するジョブカフェ等において、若年失業者やフリーター等の若年者を広く対象に、職場見学会、企業説明会、各種セミナー、カウンセリング、職場定着支援等のメニューのうち、地域の実情に応じた必要なものを、都道府県と都道府県労働局が調整の上、都道府県労働局から適切と認められる民間団体に委託して実施。<br>また、都道府県の要請に応じ、ジョブカフェにハローワークを併設し、ジョブカフェを利用する若年者を対象とした職業紹介を行い、ジョブカフェにおいて職業紹介までの雇用関連サービスをワンストップで提供。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2027 | 厚生労働省 | 14 | | 543 | | 雇用・適正就労対策推進費 | | 我が国の経済・国民生活その他社会に様々な影響を与える外国人労働者問題への対応として、高度の専門的な知識又は技術を有する外国人労働者の就業促進及び在留資格の範囲内で適法に労働に従事する外国人労働者に係る雇用管理の改善等を促進し、もって我が国に滞在する外国人雇用環境の整備に努めることを目的とする。 | ①外国人労働者の受け入れに係る日本人の雇用への影響等を把握するため、民間企業に委託し、実態調査等を内容とした委託事業を実施する。<br>②外国人労働者の日本での適正就労や雇用管理の改善を図るため、外国人指針の内容や外国人雇用状況届出の内容、義務化に関する周知・事業主指導等を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 1_b_2_6 | 3_c4_5 | | | | | | | 非該当 | |
| 2028 | 厚生労働省 | 14 | | 544 | | 外国人雇用サービスセンター等運営費 | | 日本での就職を希望する外国人留学生や専門的・技術的分野の外国人、日本国内に居住する定住外国人等、就労を希望する外国人が職業相談等を通じて日本での就職を実現させること。また、日本において在留資格の範囲内で適法に就労する外国人労働者の雇用管理や再就職支援等が適切に行われることで、外国人労働者の安定した雇用の維持・確保を図ること。 | ①東京、名古屋、大阪に外国人雇用サービスセンターを設置するとともに、外国人求職者の多い公共職業安定所に通訳員や専門の職業相談員を配置し、我が国での就労を希望する留学生、専門的・技術的分野の外国人や日系人等の定住外国人に対し、専門的な職業相談・紹介等を行う。<br>②身分に基づく在留資格で日本に在住する外国人を対象に、日本語コミュニケーション能力の向上、我が国の労働法令、雇用慣行、労働・社会保険制度等に関する知識の習得に係る講義・実習を内容とした外国人就労・定着支援研修を実施する。<br>③日系人の適正な就労を図るため、南米最大の日系人居住地であるブラジル・サンパウロの現地法人を通じて、来日 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2029 | 厚生労働省 | 14 | | 545 | | 障害者雇用促進関係経費 | | 障害者雇用率制度の厳格な運用、及び障害者に対するきめ細かな相談、職業紹介等を実施することにより、障害者の雇用の促進と職業の安定を図る。 | 事業主等に対しては、障害者雇用の取組段階に応じたきめ細かな雇用率達成指導を行うことにより、障害者の雇用機会の拡大を図り、また、公共職業安定所の障害者の求職者に対しては、地域の関係機関と連携して、就職に向けた準備から職場定着までの一連の支援を行う「チーム支援」を推進することにより、マッチング機能等の充実強化を図り、障害者雇用率の達成と相まって障害者の雇用促進を図る。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2030 | 厚生労働省 | 14 | | 546 | | 障害者等の職業相談経費 | | 障害者の求職者に対するきめ細かな相談、職業紹介等を実施することを通じて障害者の就職促進を図ること、精神障害者の求職者に対して専門的なカウンセリング等を実施し、精神障害者の雇用促進、職場定着を図る。 | 公共職業安定所において、就職支援ナビゲーター(障害者支援分)等を配置し、求職者一人ひとりの障害特性に十分配慮しつつ、その適性に応じた専門的支援を行う。また、精神障害者については、カウンセリングスキルの高い専門的資格を有する者等を精神障害者雇用トータルサポーターとして配置を行うことなどにより、障害者の就職促進、職場定 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2031 | 厚生労働省 | 14 | | 547 | | 障害者雇用状況等の調査 | | 障害者雇用促進法に定められた雇用義務の履行状況を把握し、雇用率制度の適切な運営を図るために、障害者雇用状況調査を実施し、事業主からの報告により障害者の雇用状況を把握する。 | 障害者雇用状況報告に必要な様式等を印刷し、事業主あてに送付する。事業主から提出された報告内容を集計する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 1_b_4_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2032 | 厚生労働省 | 14 | | 548 | | 発達障害者の特性に応じた支援策の充実・強化 | | 発達障害者の求職者が増加し、就労支援については体系的な支援の実施が必要になることが見込まれる中で、全国的な体制の整備に向けて、ハローワークにおける発達障害者の支援体制を拡充・強化するとともに、支援機関や事業主等への啓発事業を実施、発達障害者の雇用の促進と安定を図る。 | ・若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムについては、ハローワークに就職支援ナビゲーター(発達障害者等支援分)を配置し、発達障害などによりコミュニケーション能力や対人関係に困難を抱えている者について、希望や特性に応じて専門支援機関に誘導するとともに、障害者向けの専門支援を希望しない者については、個別の相談・支援を実施する。また、労働局に発達障害者専門指導監を配置し、専門的な知見に基づき、就職支援ナビゲーター(発達障害者支援分)の活動に対して指導・助言を実施する。<br>・発達障害者等に対する小集団方式による支援事業については、発達障害等の要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている求職者に対し、小集団方式によるセミナーやグループワーク等を通じた職場でのコミュニケーションスキル等の付与や、個別の職業相談等を実施する。<br>・発達障害者就労支援者育成事業については、発達障害者に対して就労支援などを行う者等に対して就労支援ノウハウの付与のための講習会及び体験交流会を実施するほか、事業主に対して、発達障害者等に対する理解を促進し、雇用管理のノウハウを付与するためのセミナーを実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当：〇 非該当：-) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当：〇 非該当：-) | 競争的資金(該当：〇 非該当：-) | 独立行政法人向け財政支出(該当：〇 非該当：-) | SBIR対象(該当：〇 非該当：-) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2033 | 厚生労働省 | 14 | | 549 | | 長期失業者等支援事業 | | 離職後1年以上経ち、安定した雇用に至っていない長期失業者に対し、民間職業紹介事業者を活用して、職業紹介を始めとする就職支援から就職後の職場定着指導までを一貫して行い、併せて、同事業の対象者のうち、生活・就職活動費が不足している者に対して、再就職支援期間中の必要な生活資金の貸付を行うことにより、長期失業者に対する再就職支援を充実・強化する。<br>※対象者が多く見込まれる大都市圏等（14都道府県労働局）にて実施。 | 民間職業紹介事業者を活用し、以下の支援を実施する。<br>①再就職の可能性を高めるためのカウンセリング、講習等、②求人情報の提供、職業紹介等による就職の実現、③就職後の職場定着のためのサポート、④生活・就職活動費が不足している長期失業者に対して、支援期間中に必要な生活資金を労働金庫において貸付け、⑤住居・生活支援（就職活動困難者）<br><br>※本事業は平成22年度をもって廃止しているが、④の貸付事業については、経過措置として、最長10年（平成32年度末まで）の返済期間中に返済不能となった場合の貸付金の | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2034 | 厚生労働省 | 14 | | 550 | | ホームレス等に対する就労支援事業 | | ホームレスや日雇労働者に対して、個々の就業ニーズや職業能力に応じた対策を講じ、対象者の就業機会の確保及び雇用の安定化を図る。 | ホームレス等の就労・職場定着を図るため、ホームレス自立支援センター等へ出張して職業相談・職業紹介を行い、事業主等に対する職場定着指導を行うとともに、求人者支援員を配置して求人開拓・求人情報等の収集、社会的偏見をなくすための事業主に対する啓発活動等を行う。<br>また、ホームレスの就労を円滑に推進するため、地方自治体やNPO等のノウハウを活用した都市雑業等の就業支援を | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2035 | 厚生労働省 | 14 | | 552 | | 特定求職者雇用開発助成金（被災者雇用開発コース） | | 東日本大震災に係る被災離職者等の雇用機会の増大を図るため、これらの者を、公共職業安定所等の紹介により、1年以上継続して雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対し助成を行うことにより、その円滑な就職を促進すること等を目的とする。 | 東日本大震災に係る被災離職者等を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者（1年以上雇用されることが見込まれる者に限る。）として雇い入れる事業主に対して助成を行う。（1週間の所定労働時間が30時間以上の者については中小企業60万円、中小企業以外50万円）<br>また、対象労働者を10人以上雇い入れ、1年以上継続して雇用した場合、1事業主につき1回、助成金の上乗せを行う。（中小企業60万円、中小企業以外50万円）<br><br>※本事業は、平成28年度までは被災者雇用開発助成金として実施している。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2036 | 厚生労働省 | 14 | | 553 | | 多様で安心できる働き方の普及・拡大事業 | | 雇用形態にかかわらず労働者の希望や意欲・能力に応じ、多様で柔軟な働き方を実現するため、今後の非正規雇用対策の在り方等を踏まえて策定された「正社員転換・待遇改善実現プラン」（平成28年1月28日厚生労働省正社員転換・待遇改善実現本部策定）において、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を強力に推進していくとされている。<br>平成29年度は「多様な正社員」の導入事例や、非正規雇用労働者の正社員転換等の取組を行っている事例の収集を行い、ホームページで周知・啓発を図るとともに、シンポジウムや企業向けセミナーを開催し、「多様な正社員」や非正規雇用労働者の正社員転換等に対する社会的気運の醸成 | ①　「多様な正社員」に関する事例、非正規雇用労働者の正社員化、処遇の改善に取り組んでいる事例を収集し、ホームページに掲載する。<br>②　全国主要地域において、企業、有識者、マスコミ等を参加者として、シンポジウムを開催し、「多様な正社員」に対する社会的気運の醸成を図る。<br>③「多様な正社員」の普及・促進を図るため、雇用管理上の留意点や成功事例等を活用し、企業向けセミナーを実施する。<br>（①②については、民間シンクタンク等への委託、③については、都道府県労働局において実施する。） | 77,770 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 3_c2_3 | 5_c4_2 | 1_b_1 | | | | | | 該当 | |
| 2037 | 厚生労働省 | 14 | | 554 | | フリーター等支援事業 | | 不安定な就労を繰り返すフリーター等のうち正規雇用での就職を希望する者に対し、個別的な就職支援等を通じて正規雇用化を図る。 | 全国28か所のわかものハローワーク等を拠点に就職支援ナビゲーター等を配置し、フリーター等に対して正規雇用化に向けた就職プランを作成し、担当者制による個別支援、正規雇用に向けたセミナーやグループワーク等各種支援や就職後の職場定着支援を実施している。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2038 | 厚生労働省 | 14 | | 555 | | トライアル雇用助成金事業 | | 職業経験、技能、知識の不足等から安定的な就職が困難な求職者について、これらの者を一定期間試行雇用することにより、その適正や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、これらの者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図る。 | 主にニート、フリーター、母子家庭の母等、学卒未就職者、育児等でキャリアブランクのある人など安定した職業に就くことが困難である求職者を、ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、一定期間（原則3ヶ月）試行的に雇用する事業主に対して、トライアル雇用助成金（対象者一人につき月額最大4万円（母子家庭の母等は月額最大5万円））を支給する。<br>※平成24年度以前は中高年者・若年者等の対象者ごとの | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2039 | 厚生労働省 | 14 | | 556 | | 生涯現役促進地域連携事業 | | 少子高齢化が急速に進展し労働力人口の減少が見込まれる中、高年齢者の就労促進を図り、高年齢者が健康で意欲と能力のある限り、年齢に関係なく働くことができる生涯現役社会の実現を図ることを目的とする。 | 生涯現役社会の実現を図るため、地方公共団体を中心に構成された協議会等からの提案に基づき、地域の高年齢者の多様なニーズに対応した雇用・就業に資する事業を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2040 | 厚生労働省 | 14 | | 557 | | 高年齢者就労総合支援事業 | | 少子高齢化が急速に進展し労働力人口の減少が見込まれる中、高年齢者の就労促進を図り、高年齢者が健康で意欲と能力のある限り、年齢に関係なく働くことができる生涯現役社会の実現を図ることを目的とする。 | 全国の主要なハローワークに生涯現役支援窓口を開設し、高齢求職者等に対して職業生活の再設計に係る支援や支援チームによる就労支援を総合的に行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2041 | 厚生労働省 | 14 | | 558 | | 高年齢者雇用安定助成金 | | 高年齢者の雇用の安定を図るため、高年齢者が健康で、意欲と能力がある限り、年齢に関わりなく働ける生涯現役社会を実現していくことを目的とする。 | （独）高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う高年齢者等の雇用の機会の増大に資する措置を講ずる事業主等に対する給付金（高年齢者雇用安定助成金）の原資として、機構に対して補助を行う。<br>［高年齢者雇用安定助成金の事業概要］<br>高年齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置の実施や、有期契約の高年齢者を無期雇用へ転換を実施する事業主に対して助成を行う。<br>※平成28年度をもって制度廃止。平成29年度以降は平成28年度までに計画申請のあった事業主に対する経過措置による支給のみ。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2042 | 厚生労働省 | 14 | | 559 | | 難病相談・支援センターと連携した就労支援の強化 | | ハローワークに「難病就職サポーター」を配置し、難病相談支援センターと連携しながら、就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続等の総合的な就労支援を行う。 | ハローワークに「難病就職サポーター」を配置し、ハローワークにおいて相談や専門支援期間への誘導を実施するほか、難病相談支援センターにおける出張相談や、難病相談支援センターからハローワーク等への誘導等を実施し、ハローワークと難病相談支援センターの連携をより強化するとともに、難治性疾患患者の雇用促進を図る。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2043 | 厚生労働省 | 14 | | 560 | | 福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業 | | 障害者の一般企業への雇用が進む中で、企業における就業について理解が不足している障害者やその保護者等、又は障害者の雇用に関するノウハウが不足している企業、特に中小企業に対し、労働局やハローワークが中心となって職場実習先の確保、あっせん及び一般雇用に対する意識啓発を行うことによって障害者雇用の一層促進を目指す。 | 各労働局に職場実習先の確保、あっせん及び一般雇用に対する意識啓発を専門的に取り扱う就職支援コーディネーター（一般雇用移行分）等を配置し、関係機関等と連携しながら職場実習を総合的かつ効果的に推進するとともに、就労支援セミナー、事業所見学会等を実施することにより、福祉、教育、医療から雇用への移行を推進する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2044 | 厚生労働省 | 14 | | 562 | | 障害者雇用安定助成金 | | 障害者等の職場適応・職場定着を図るため、計画に基づき、障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫の措置、特に職場定着に困難を抱える障害者に対する支援等を行う事業主等に対して助成金を支給する。 | 障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置を講じる事業主に対して、講じた措置に応じた額を支給する。<br>また、職場適応援助者（ジョブコーチ）による援助を必要とする障害者のために、支援計画に基づいた職場適応援助者による支援を実施する事業主に対して、支援を行った日数又は月数に応じた額を支給する。<br>また、労働者の障害や傷病の特性に応じた両立支援制度について、計画を策定した上で制度を導入・実施した事業主に対して一定額を支給する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2045 | 厚生労働省 | 14 | | 563 | | 特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース） | | 発達障害者及び難治性疾患患者を新たに雇用する事業主に対して助成を行うことにより、発達障害者及び難治性疾患患者の雇用の促進及び職業の安定を図る。 | 発達障害者及び難治性疾患患者を新たに雇用する事業主に対し、支給対象労働者１人当たり、中小企業事業主には120万円（対象労働者が短時間労働者の場合は80万円）、中小企業事業主以外には50万円（短時間労働者の場合は30万円）を助成する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2046 | 厚生労働省 | 14 | | 564 | | 非正規雇用の労働者のキャリアアップ事業の実施 | | 有期契約労働者の正社員化、人材育成、処遇改善などの企業内のキャリアアップを促進するため、これらのキャリアアップに係る取組を実施した事業主に対して包括的に助成を行うとともに、事業主支援アドバイザーが事業主等に対して実態やニーズに合った助言・指導等を行うことにより、いわゆる非正規雇用労働者の能力の向上等を通じた企業の生産性の向上や優秀な人材の確保定着を図る。 | 有期契約労働者の雇用管理の改善を行う「キャリアアップ管理者」を事業所内に配置し、且つ、「キャリアアップ計画」の認定を受けた事業主に対して、当該キャリアアップ計画に基づき、有期契約労働者等のキャリアアップ等（①正社員化、②人材育成、③処遇改善）を行った場合にキャリアアップ助成金を支給するとともに、都道府県労働局及び公共職業安定所に事業主支援アドバイザーを配置し、助成金の活用を検討する事業主等に対してニーズや実態に合った助 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2047 | 厚生労働省 | 14 | | 565 | | 生活保護受給者等就労自立促進事業 | | 生活保護受給者数は高止まりの状況にある他、平成27年度施行された生活困窮者自立支援法の施策に伴う支援対象者等の就労による自立を図ることは喫緊の課題となっている。このため、自治体とハローワークが一体となってこれらの者の就労による自立を促進することを目的とする。 | 福祉事務所等にハローワークの常設窓口を設置するなどワンストップ型の支援体制を全国的に整備し、両者のチーム支援によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行うなど両機関が一体となった就労支援を推進する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2048 | 厚生労働省 | 14 | | 566 | | 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金 | | 障害者を多数雇い入れる中小企業の事業所の施設整備を支援することにより、中小企業における障害者の一層の雇入れ促進を図るとともに、地域における障害者雇用の拡大を図る。 | 障害者の雇入れに係る計画を作成し、当該計画に基づき障害者を新規に5名以上雇用して、その雇入れ後障害者を10名以上継続雇用するとともに、障害者の雇入れに必要な事業所の施設・設備等の設置・整備をする中小企業である事業主に対し助成する。<br>雇入れ者数と施設・設備等の設置・整備に要した費用に応じて支給額を決定する（支給上限額3000万円）。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | 4_a4_2 | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:〇 非該当:－) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:〇 非該当:－) | 競争的資金(該当:〇 非該当:－) | 独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－) | SBIR対象(該当:〇 非該当:－) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2049 | 厚生労働省 | 14 | | 567 | | 障害者に対する差別禁止及び合理的配慮に係るノウハウ普及・対応支援事業 | | 平成28年4月からの雇用分野における障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務の施行、平成30年4月からの精神障害者が法定雇用率の算定基礎への追加により、企業における障害者雇用に係る負担が増大することが見込まれているため、本事業の実施により、障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務への対応を始めとする障害者雇用に関する課題への相談支援体制の整備を図る。 | 国から民間団体等への委託により、東京地区及び大坂地区において障害者雇用に関する専門相談窓口を設置し、窓口での相談や企業訪問により、障害者差別禁止及び合理的配慮の提供義務への対応を始めとする企業が抱える課題に対して経営の専門家によるコンサルティングを行うとともに、先進的な取組に係る事例集の作成や「障害者活躍企業（仮称）」の認証事業の実施を通じた啓発を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2050 | 厚生労働省 | 14 | | 568 | | 高齢者活躍人材育成事業 | | 高齢化、労働力人口の減少が進行するなかで、政府として女性・高齢者の活躍を推進することとしており、高齢者のうち育児支援分野や人手不足分野等の就業経験がない者に対して技能講習により必要な技能を付与することにより、当該分野の担い手を育成し、地域で活躍する高齢者を増やし、高齢者の生活の安定や生きがいを向上させ、企業の人手不足を解消し、地域の活性化を図る。 | 都道府県知事の指定を受けたシルバー人材センター連合が、地域高齢者がシルバー人材センターを活用した人手不足分野や育児・介護等の現役世代を支える分野の業務に従事するため、当該分野に就業するために必要な技能を付与する技能講習を実施する。企業のニーズや高齢者の就業ニーズを把握することにより技能講習を設定し、当該講習には、介助スタッフ講習、学童・放課後保育講習、育児・子育て講習、クリーンスタッフ講習等がある。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2051 | 厚生労働省 | 14 | | 570 | | 障害者職業能力開発助成金 | | 重度視覚障害者については様々な支援機器の活用等による職域拡大への支援が必要であること、重度知的障害者、精神障害者等については、生活面・健康面のサポートを継続しながら、長期間にわたる職業準備支援から職業能力開発、就職支援まで一貫した支援が必要なことから、そのような障害者に対して長期間の教育訓練を行う事業主等を支援することを目的とする。 | 民間の事業主、社会福祉法人などが、重度視覚障害者、重度知的障害者、精神障害者等に対する長期間（6月以上2年未満）の教育訓練を行う場合に、訓練に使用する施設・設備（教室、福祉施設など）の設置等に要する費用や訓練の運営に要する経費（訓練指導員の手当、訓練の教材費など）を助成する。<br>（助成額）<br>〇　施設・設備の設置等に要する経費の4分の3（上限額有り） | 0 | 0 | | | | | | | | | 5_c4_2 | 4_a4_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 2052 | 厚生労働省 | 14 | | 571 | | 教育訓練受講者支援資金融資事業 | | 世帯の状況等によっては、専門的かつ実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練（以下「専門実践教育訓練」という。）に係る教育訓練支援給付金（以下「給付金」という。）のみでは訓練受講中の生活費等が不足する場合が想定されることから、給付金を受ける者への更なる支援として、専門実践教育訓練を受けることを容易にするために、給付金を受給する者に対する貸付制度を整備することにより、円滑な訓練受講に資することを目的とする。 | 専門実践教育訓練を受講する者のうち、一定の要件を満たす者については給付金が受給できるが、さらに希望者は労働金庫からの貸付を受けることができる。当該者に係る貸付が返済不能となった場合に、信用保証機関が労働金庫に対して行う欠損補填金に要した経費のうち、さらに信用保証機関への返済が不能となった額に対して国が補助する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2053 | 厚生労働省 | 14 | | 573 | | 医療機関と連携した精神障害者の就労支援事業 | | 精神障害者の雇用促進にとって重要な連携先となる医療機関との関係について、都市部のハローワークにおいて、就労支援プログラムを実施する医療機関と連携したモデル事業を実施するとともに、医療機関を対象とした就労支援ノウハウを普及するセミナーを開催することにより、ハローワークと医療機関の連携を強化し、精神障害者の雇用を推進する。 | 都市部のハローワークにおいて、ハローワーク側から積極的に医療機関へ働きかけ、当該医療機関との信頼関係を構築する就労支援モデル事業を実施するとともに、地域の他の医療機関に対してもハローワークでの取組状況について普及・啓発を図り、地域における医療機関との連携を推進する。また、医療機関を傘下会員とする団体等に委託して、医療機関を対象とした就労支援ノウハウを普及するセミナーを開催するとともに、就労支援プログラムの導入等を新たに検討する医療機関に対して相談援助を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 3_c2_3 | 8_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 2054 | 厚生労働省 | 14 | | 574 | | 失業等給付費 | | 雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職 | 求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付及び雇用継続給付を支給する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2055 | 厚生労働省 | 14 | | 575 | | 雇用保険活用援助事業費 | | 中小零細企業事業主においては、大企業事業主と比較して、雇用保険事業に関する情報が不足しており、理解を得られない場合が多いため、これらの者に対し、雇用保険事業の活用方法及び申請手続き等について、周知、相談を行っていくことが必要である。また、数次にわたる改正を重ねできた雇用保険制度の趣旨・内容について、中小零細企業事業主の十分な理解を促すことは、制度の適正かつ円滑な運営、ひいては労働者の保護に資することとなる。このため、中小零細企業における雇用保険事業の活用促進を図 | 各都道府県の地方事務所に支部指導員を配置し、中小零細企業事業主を対象とした雇用保険の制度、各種事業の周知、相談・援助等のための説明会を開催する。また支部に雇用保険活用推進員を設置し、説明会への出席の勧奨やその他相談・指導等を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 3_c4_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2056 | 厚生労働省 | 14 | | 576 | | 求職者支援制度に必要な経費 | | 特定求職者（雇用保険の失業等給付を受給できない求職者であって、職業訓練その他の就職支援を行う必要があると認める者）に対し、無料の職業訓練の実施、職業訓練を受けることを容易にするための給付金の支給、その他の就職に関する支援措置を講ずることにより、特定求職者の就職を促進し、もって、その職業及び生活の安定に資することを目的とする。 | ・雇用保険の失業等給付を受給できない求職者に対し、必要な職業能力を高めるための認定職業訓練等を受講する場合に一定の要件を満たせば、訓練受講を容易にするための給付として月額10万円を支給する。また、世帯の状況、生計費の地域格差等により不足する場合があることから、円滑な訓練受講に資するために、希望者は、単身者の場合月額5万円、同居の配偶者又は父母等を有する場合月額10万円の貸付を労働金庫から受けることができる。さらに、当該者に係る貸付が返済不能となった場合には、信用保証機関が労働金庫に対して行う欠損補填に要した経費のうち、さらに信用保証機関への返済が不能となった額に対して国が補助する。<br>・認定職業訓練を行う実施機関に対し、訓練コースに応じ訓練奨励金の支給を行う。（基礎コース月額6万円/人、実践コース月額5万円/人）また、実践コースについては、就職実 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | 5_c4_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 2057 | 厚生労働省 | 14 | | 577 | | 能力開発基本調査 | | 国内の企業、事業所及び正社員以外を含めた労働者の能力開発の実態を明らかにするための広範囲でかつ精度の高い調査を実施し、能力開発全体の今後の施策を検討するための基礎資料とする。 | 民間企業を対象とした「企業調査」、事業所を対象とした「事業所調査」及びその従業員（正社員及び正社員以外）を対象とした「従業員調査」をアンケートにより行い、これまでの結果とも比較し、主要産業における民間事業所の教育訓練の制度及び実施状況を取りまとめる。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 1_b_4_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2058 | 厚生労働省 | 14 | | 578 | | ものづくり白書 | | ものづくり基盤技術振興基本法第8条に基づき、毎年、政府がものづくり基盤技術に関して講じた施策に関して取りまとめ、国会に報告する。 | ものづくり基盤技術振興基本法第8条に基づき、毎年、政府がものづくり基盤技術に関して講じた施策に関して取りまとめ、国会に報告する年次報告書の作成。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 3_b_4 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2059 | 厚生労働省 | 14 | | 579 | | 介護労働者雇用改善等援助事業費 | | 介護労働者及び介護労働者になろうとする者について、雇用管理の改善、能力開発及び向上等に関し必要な事業を実施することにより、介護労働者等の職業の安定その他の福祉の増進に資する。 | 介護労働安定センターが実施する以下の事業の費用に相当する額を交付する。<br>①介護分野への就職を希望する離転職者を対象とした介護労働講習の実施。<br>②介護労働者のキャリア形成の支援等を促進するため、事業主及び介護労働者を対象に、能力開発に関する相談援助・研修計画の作成支援等の実施。<br>③介護労働者のキャリア形成に向けた支援の在り方等について検討する研究会の実施。<br>④地域における介護労働に関する情報交換、参加機関と連携した介護分野における雇用環境改善等の取組、民間教育訓練機関の実務者研修等への参入する際の問題点の把握と改善策の検討、実務者研修の実施に当たっての情報提供及び相談等について検討する介護労働懇談会の開 | 0 | 0 | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2060 | 厚生労働省 | 14 | | 580 | | 能力開発対策事業費 | | 職業能力開発局全体の事業を円滑に進めること。 | 当該事業については、職業能力開発局全体の事務費であり、厚生労働本省職員等が消費する物品等に係る経費であ | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2061 | 厚生労働省 | 14 | | 581 | | 職業能力開発校施設整備費等補助金 | | 都道府県立職業能力開発施設の建物・機械の整備等を実施し、公共職業訓練による労働者の職業能力の開発及び向上を促進させる。 | 職業能力開発校の設備整備（建物の整備（建替、改修、修繕等）、機械器具の整備）に係る経費、職業訓練指導員の研修の実施に係る経費について補助を行う。<br>（補助率　1／2（平成28年より職業訓練指導員研修の補助率3／4）） | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | 5_c4_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 2062 | 厚生労働省 | 14 | | 582 | | 離職者等の再就職に資する総合的な職業能力開発プログラムの推進 | | 経済社会のグローバル化や技術革新の急速な進展といった産業構造の変化に対応し、職業能力等に起因する雇用のミスマッチの解消を図るため、求職者に対し、民間教育訓練機関等を有効に活用した多様な職業訓練機会を提供し、早期の就職促進を図る。 | 国からの委託（補助）により、都道府県等が、様々な民間教育訓練機関等を活用して、高度・多様な職業訓練機会を創出、提供する。<br>職業訓練を実施する民間教育訓練機関等に対しては、都道府県等から委託し実施する。なお、平成29年度までにおいては（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構による実施も含 | 0 | 0 | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2063 | 厚生労働省 | 14 | | 583 | | 認定職業訓練助成事業費 | | 中小企業事業主等が雇用する労働者等の能力開発のために行う訓練の水準の維持向上 | 都道府県が一定の基準を充たすとして認定した、中小企業事業主等が実施する職業訓練の実施に要する経費等について都道府県が行う助成の一部を国が助成する。都道府県に対する補助率1／2。（認定職業訓練助成事業費）<br>広域的に行われる認定職業訓練を振興するため、認定職業訓練を実施する中小企業事業主の団体（その構成員が2以上の都道府県にわたるものに限る。）等が行う認定職業訓練の運営に要する経費の一部を助成する。広域団体に対する助成率1／2、全国団体に対する助成率2／3。（全国団体等認定職業訓練特別助成金） | 0 | 0 | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2064 | 厚生労働省 | 14 | | 585 | | キャリアコンサルティング普及促進事業 | | 個人がいつでも安心してキャリアコンサルティングを受けられる機会を増大させることを通じて、個人がその適性や職業経験等に応じて自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や職業訓練等の職業能力開発を効果的に行うことができるような環境を整備することを目的とするもの。 | 労働者が、その適性や職業経験等に応じて自ら職業生活設計を行い、これに即した職業選択や能力開発を効果的に行う基盤としてキャリアコンサルティングの普及促進を図るため、企業に対するキャリアコンサルティングの普及促進、キャリアコンサルタントを対象とした資質の向上のための機会の提供及びジョブ・カード講習等を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:〇 非該当:－) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:〇 非該当:－) | 競争的資金(該当:〇 非該当:－) | 独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－) | SBIR対象(該当:〇 非該当:－) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2065 | 厚生労働省 | 14 | | 586 | | 幅広い職種を対象とした職務分析に基づいた包括的な職業能力評価制度の整備 | | 少子高齢化の進行に伴い労働力人口が減少する中、持続的な経済成長を実現するため、個々人の主体的な能力発揮・向上を促す職業能力評価制度の整備が求められている。このため、職業能力評価基準の整備、対人サービス分野を重点とした検定のモデル事例の開発及び認定社内検定の大幅な普及を図る。 | 業界団体と連携し、企業実務家や学識者の知見を活用した綿密な企業調査及び職務分析を実施し、職務遂行に必要な職業能力、知識について、職務レベルごとに記述した職業能力評価基準を策定する。また、職業能力評価基準を活用し、人材育成やマッチングのためのツールを作成し、企業の教育担当者等やキャリアコンサルタント等専門家向けの各種セミナー等を開催し、職業能力評価基準の活用、普及促進を図る。<br>更に、対人サービス分野を重点に業界団体による検定の開発等を支援するほか、認定社内検定の拡充・普及促進を | 295,721 | 0 | 5 | 特別 | － | 12012 | 4 | － | － | － | － | 5_a2_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 2066 | 厚生労働省 | 14 | | 587 | | 技能者育成資金貸付に必要な経費 | | 訓練生の経済的な負担の軽減を図り、職業訓練を受けることを容易にする。 | 成績が優秀であり、かつ、経済的な理由により公共職業訓練を受講することが困難な訓練生に対し、経済的な負担の軽減を図り職業訓練を受けることを容易にするため旧（独）雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）が訓練を受けるために必要な資金を有利子で貸し付けていたが、機構の廃止に伴い、平成23年度より労働金庫が必要な資金を有利子、無担保で融資を行い、国がその債務保証を行うとともに、機構において貸付けていた債権の回収を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2067 | 厚生労働省 | 14 | | 588 | | キャリア形成促進助成金 | | 労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を促進し、企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進に資することを目的とする。 | 雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合や、人材育成制度を導入し、当該制度を労働者に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2068 | 厚生労働省 | 14 | | 589 | | 雇用型訓練を活用する企業に対する支援等の実施 | | ジョブ・カードが、個人のキャリアアップや多様な人材の円滑な就職等を促進するため、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」の機能を担うツールであることを明確にし、労働市場インフラとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において、一層活用されることを目的とする。 | 国から民間団体への委託により、「ジョブ・カードセンター」を設置し、ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の実施のための企業への指導・援助、広報等を実施するとともに、ジョブ・カードを活用した在職労働者の実務経験の評価を実施する企業及び在職労働者へのキャリアコンサルティング等を実施する企業の支援を行う。また、ジョブ・カード制度総合サイトの運用により、「ジョブ・カード作成支援ソフトウェア」等の提供によるジョブ・カード制度の周知広報・関連情報の提供 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c4_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2069 | 厚生労働省 | 14 | | 590 | | 都道府県立職業能力開発施設の運営費交付金(職業転換訓練費交付金・離職者等職業訓練費交付金） | | 都道府県における職業訓練の規模及び質の維持 | 都道府県が設置する職業能力開発校等の運営に必要な経費の一部を交付し、離職者、在職者及び学卒者等に対して職業訓練を行うことにより、職業に必要な技能及び知識を習得させる。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2070 | 厚生労働省 | 14 | | 591 | | 技能検定等の実施 | | 労働者の技能習得意欲の増進及び労働者の技能と地位の向上を目的とし、労働者の有する技能を一定の基準によって検定し公証する制度である技能検定を円滑に実施するため。 | ①国は、産業技術の高度化等に対応した検定基準の設定・見直し、新規職種（作業）の追加等<br>②中央職業能力開発協会は、厚生労働大臣の委任を受けた技能検定試験に係る試験実施要領の作成並びに技能検定試験の実施に関する技術的指導等<br>③都道府県及び都道府県職業能力開発協会は、技能検定試験の実施等を行う。<br>④中央職業能力開発協会及び都道府県職業能力開発協会においては、会員の行う職業訓練、職業能力検定その他の能力の開発に関する業務についての指導及び連絡等の実施も併せて実施している(補助率は1/4～10/10)。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2071 | 厚生労働省 | 14 | | 592 | | 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発勤定運営費交付金 | | 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法において定める業務のうち、求職者その他の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための施設の設置及び運営の業務等を行うことにより、求職者その他の労働者の職業の安定を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。 | 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構で実施する職業能力開発業務は、求職者その他の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための施設の設置及び運営の業務等を行うことにより、求職者その他の労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的としている。(機構法第3条)<br>機構は、機構法第3条の目的を達成するために職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、職業能力開発総合大学校の設置・運営を行って | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2072 | 厚生労働省 | 14 | | 593 | | 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構施設整備費補助金 | | 求職者その他の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための施設の設置及び運営の業務等を行うことにより、求職者その他の労働者の職業の安定を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。 | 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の施設・設備の整備又は改修のための経費について補助を行う。<br>（補助率10／10） | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2073 | 厚生労働省 | 14 | | 594 | | 情報処理技能者育成施設（コンピュータ・カレッジ）及び地域職業訓練センター等の施設整備等に必要な経費 | | 地方公共団体等の要望により修繕等を行い、譲渡後の施設運営を円滑に行う。 | 旧独立行政法人雇用・能力開発機構（以下「機構」という。）が設置し、地方公共団体への委託により運営していた地域職業訓練センター及び情報処理技能者養成施設については、機構の業務としては平成22年度末をもって廃止し、施設の譲渡を希望する地方公共団体等に対して譲渡したところであり、その譲渡後の施設については、これまでの機構が行ってきた経緯を踏まえ、激変緩和措置として修繕費（平成26年度まで）及び目標を達成していた施設のコンピュータ・リース料を国が負担（10/10）するものである。また、地方公共団体との協議により、地方公共団体等に譲り受けの意向がないと認められた施設については、土地が地方公共団体の所有地であることから、施設の取り壊しを行い、更地にし | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2074 | 厚生労働省 | 14 | | 595 | | 訓練協議会に必要な経費 | | 求職者に対する雇用のセーフティーネットとして、求職者支援訓練を含む職業訓練を民間教育訓練機関等の活用を積極的に進めながら的確に実施するためには、産業構造の変化や技術の革新等に伴う人材ニーズの変化に即応し、それぞれの実施分野、実施規模、実施時期の調整等を図りながら、効果的、効率的な運用を行っていく必要がある。 | 訓練実施に係る関係機関、労使等の訓練ユーザー等の参集の下、国においては、公共職業訓練及び求職者支援訓練の全体の実施方針、分野別の実施規模等について協議・とりまとめを行い、各地域においては、当該実施方針等を踏まえ、各地域における人材ニーズを十分に把握した上で、地域内における具体的な実施分野、実施数、訓練内容、実施時期等について協議・調整を行う場を設ける。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_d4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2075 | 厚生労働省 | 14 | | 596 | | 認定職業訓練助成事業費（復興関連事業） | | 東日本大震災により被災した認定職業訓練施設の復旧に係る施設設備整備費に対する国庫補助率を引き上げ、早急の復旧を図る。 | 被災した認定職業訓練施設に対する補助金の国の負担割合の上限を1／3から1／2へ引き上げ、早期の復旧を図る。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2076 | 厚生労働省 | 14 | | 597 | | キャリア形成促進助成金（復興関連事業） | | 東日本大震災は、未曾有の大災害であり、加えて風評被害等もあって、景気・経済、ひいては雇用への深刻な影響があるところである。このため、震災等の影響を受けた事業主を支援するため、特例措置を講ずる。 | 労働者に計画的な職業訓練等を計画を実施する事業主等に対して、訓練に要した経費や訓練期間中の賃金の一部を助成し、労働者の職業能力の開発及び向上を促進するキャリア形成促進助成金について、被災地の復興や、震災等の影響を踏まえた新たな事業展開に必要な人材育成のため、 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2077 | 厚生労働省 | 14 | | 601 | | 民間教育訓練機関に対する質保証の取組支援の実施 | | 民間教育訓練機関により提供される職業訓練サービスの質の保証及び向上を図ることを目的とする。 | ・提言された「質保証取組マーク」（仮称）付与制度等の試行実施<br>・「ガイドライン活用促進検討協議会」（仮称）を設置・運営<br>・「質保証取組マーク」（仮称）付与制度等の具体像等の検討・提言<br>・調査結果報告書の作成 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c3_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2078 | 厚生労働省 | 14 | | 602 | | 建設労働者緊急育成支援事業 | | 建設分野の事業主等による訓練を促進し、人手不足が著しい建設分野の人材育成及び確保を図る。 | 離転職者、新卒者、学卒未就職者等について、型枠工等不足する技能者に係る職業訓練から就職支援までを（訓練生募集、座学・実習の実施、傘下企業等への就職支援等）パッケージとして実施。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2079 | 厚生労働省 | 14 | | 603 | | 企業内人材育成推進助成金 | | 事業主等が継続して行う人材育成の取り組みを推進し、労働者の職業能力の向上及び主体的なキャリア形成を促進する。 | 事業主等が、教育訓練・職業能力評価制度、キャリア・コンサルティング制度又は技能検定合格報奨金制度を新たに導入し、その制度を雇用する労働者に適用した場合に一定額を助成する。（経過措置） | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2080 | 厚生労働省 | 14 | | 604 | | 若者職業的自立支援推進事業 | | ニート状態にある若者の数は、依然として高水準で推移し（平成28年57万人）、これらの者の就労支援、職業的自立を図る上での課題は多岐にわたることから、地域の若者自立支援ネットワークを活用するとともに、キャリアコンサルタントによる専門的な相談等を行うことにより、ニート等の若者の職業的自立を支援することを目的とするもの。 | 若年無業者等の若者が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう「地域若者サポートステーション」において、地方自治体と協働し、職業的自立に向けての専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者等集中訓練プログラム等を実施。<br>また、これら「地域若者若者サポートステーション」全体の取組が効果的かつ効率的に運営されるよう、「若者自立支援中央センター」を設置し、スタッフ個々人及び組織的な能力向上のための研修、業務指導、より効果的な運営のため支援に関する情報発信等を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2081 | 厚生労働省 | 14 | | 605 | | キャリア教育専門人材養成事業 | | キャリア教育の充実を図る観点から、労働行政としてこれまで培ってきたキャリアコンサルティングの専門性を活かし、キャリア教育の企画・運用を担う人材を養成する。 | 具体的な就職・進路を決定する段階にある大学生等を対象としたキャリア教育の充実を図る観点から、大学等のキャリア教育の担い手であるキャリアセンターの中核人材やキャリアコンサルタント等を対象に、厚生労働省が有する雇用・労働に関する知見やキャリア教育や就職支援に資するツール、キャリアコンサルティングやその担い手であるキャリアコンサルタントに係る知識及びその活用方法等についての理解を深めるための講習を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当：○非該当：-) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当：○非該当：-) | 競争的資金(該当：○非該当：-) | 独立行政法人向け財政支出(該当：○非該当：-) | SBIR対象(該当：○非該当：-) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2082 | 厚生労働省 | 14 | | 606 | | 外国人技能実習機構に対する交付金 | | 技能実習の基本理念に従い、技能実習に関し、監理団体、実習実施者等による技能実習に係る業務の適正化の推進その他技能実習制度の適正な運営の推進、技能実習による技能実習生の技能等の修得活動の促進並びに技能実習生の保護等を図り、もって人材育成を通じた開発途上地域への技能等の移転による国際協力の推進に寄与することを目的とする。 | 外国人技能実習機構において、<br>①技能実習計画の認定<br>②実習実施者・監理団体に報告を求め、実地に検査<br>③実習実施者の届出の受理<br>④監理団体の許可に関する調査<br>⑤技能実習生に対する相談・援助等を行う<br>など技能実習の適正化及び技能実習生の保護を図る事業を実施等 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2083 | 厚生労働省 | 14 | | 607 | | 職業転換訓練費負担金 | | 障害者や母子家庭の母等の特に就職困難な者が、公共職業訓練を受講できるよう支援する。 | 訓練手当は、雇用対策法に基づく職業転換給付金制度の給付金の一つとして、障害者、母子家庭の母等の就職困難者が、公共職業安定所長の受講指示に基づき公共職業訓練を受講する場合に、訓練受講期間中の生活の安定を図り、また訓練の受講を容易するため、都道府県により支給される。なお、その要する費用の1／2を国が義務的経費とし | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2084 | 厚生労働省 | 14 | | 608 | | 障害者職業能力開発校運営委託費 | | 一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、障害者職業能力開発校において障害特性に適応した専門的な職業訓練を行うことで障害者の就職促進を図る。 | 一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、その障害特性に適応した専門的な職業訓練を行うため、国は職業能力開発促進法第16条の規定に基づき障害者職業能力開発校を設置し、その一部について運営を都道府県に委託している。障害者職業能力開発校は、一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、職業訓練機会を提供することのできる唯一の機関であり、障害の重度化、訓練ニーズの多様化に対応した訓練を実施することにより、障害者の | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2085 | 厚生労働省 | 14 | | 609 | | 障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施 | | ハローワークに求職を申し込んだ障害者等に対し、当該障害者の住む身近な地域で障害者の態様や障害程度に配慮した多様な職業訓練機会を確保・提供することで障害者の就職促進を図る。 | ハローワークへの身体障害者、精神障害者、知的障害者等の求職障害者数が大きく増加していることに加え、求職障害者の障害の重度化・多様化も進んでいる。このような状況の下、求職障害者の就職を実現するための職業訓練の重要性が増していることから、国が都道府県と訓練に係る委託契約を結び、都道府県が事業の実施主体となり、企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の多様な委託訓練先を活用し、障害者の住む身近な地域で訓練を実施することにより、障害者の職業能力の向上を図る。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2086 | 厚生労働省 | 14 | | 610 | | 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構障害者職業能力開発勤定運営費交付金 | | 中央及び吉備高原障害者職業能力開発校を設置し、精神障害者、発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を積極的に受け入れ先導的な職業訓練を実施するとともに、その成果をもととした指導技法等を関係機関に普及することで障害者の職業能力開発を図る。 | 一般の職業能力開発校において職業訓練を受けることが困難な障害者に対して、その障害特性に適応した専門的な職業訓練を行うため、国は職業能力開発促進法第16条の規定に基づき障害者職業能力開発校を設置し、中央及び吉備高原障害者職業能力開発校の運営を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に委託している。同校においては精神障害者や発達障害者を含む職業訓練上特別な支援を要する障害者を重点的に受け入れており、先導的な職業訓練の結果をもとに、これらの特別な支援を要する障害者の訓練技法等を取りまとめ、他の障害者職業能力開発校等に提供することで障害者の職業能力の向上を図る。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2087 | 厚生労働省 | 14 | | 611 | | 技能継承・振興対策費（ものづくり立国の推進） | | 若年者のものづくり離れ・技能離れがみられる中で、技能労働者の地位の向上を図り、若年者が進んで技能者を目指す環境を整備するとともに若年者に対し技能の魅力・重要性を啓発し、若年ものづくり人材の確保・育成につなげていくことを目的とする。 | 業界等がそれぞれ抱える課題について、業界等による熟練技能者を活用した技能継承の主体的な取組を支援・促進するとともに技能の素晴らしさ、重要性について若者をはじめとした国民各層に深く浸透させ、技能の受け皿となる若年人材の継続的な確保等を実現させるための各種技能競技大会や卓越した技能者の表彰をはじめとする各種表彰等に加え、若年技能者人材育成支援事業を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 3_c4_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2088 | 厚生労働省 | 14 | | 612 | | 助成金支給等に係る経費 | | 仕事と家庭が両立できる雇用環境の整備に取り組む事業主に対し、両立支援等助成金を支給することにより、事業主の取組を支援する。 | 両立支援等助成金（事業所内保育施設コース、出生時両立支援コース、介護離職防止支援コース、育児休業等支援コース、再雇用者評価処遇コース、女性活躍加速化コース）の支給のために必要な経費 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2089 | 厚生労働省 | 14 | | 613 | | 男女労働者の均等な雇用環境等の整備に必要な経費 | | 雇用の分野における男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パート労働者と正社員の均等・均衡待遇等を推進すること。 | 男女労働者が性別により差別されることなく能力を十分に発揮できる雇用環境の整備や、育児や家族の介護を行う労働者の福祉の増進を図る等の目的<br>のため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、育児・介護休業制度の定着促進、労働者の仕事と育児・介護の両立支援等の諸施策を<br>推進するために必要な事務的経費である。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2090 | 厚生労働省 | 14 | | 614 | | 在宅就業者支援事業 | | 在宅就業推進事業について、事業の実施状況について事例を収集し、分析等を行うことにより、今後の在宅就業支援の在り方等を検討することを通じて、母子家庭の母等の就業支援の取組の促進と就業環境の整備を図る。 | 「在宅就業者支援事業(母子家庭の母に対する特別対策分)」<br>(1)在宅就業推進事業の事例収集と分析のための調査<br>(2)在宅就業推進事業の評価検討会の開催 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 1_b_2_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2091 | 厚生労働省 | 14 | | 615 | | 両立支援等助成金（事業所内保育施設コース） | | 労働者のための保育施設を事業所内に設置する事業主又は事業主団体に対し、その設置、運営、増築に係る費用の一部を助成することにより、その設置促進及び運営の安定化を図るとともに、職業生活と家庭生活の両立を容易にするための環境整備を促し、労働者の雇用の安定に資することを目的とする。 | 労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営、増築を行う事業主・事業主団体であって、一定の要件を満たしたものに対して、その費用の一部を助成するものである。<br>【設置費】大企業・・・1／3、中小企業・・・2／3<br>【増築費】増築・要件を満たすための建替え・・・大企業：1／3、中小企業：1／2、5人以上の定員増を伴う建替え・・・（増加する定員）/（建替え後の定員）×大企業1／3（中小企業1／2）<br>【運営費】現員児童数×大企業年額34千円（中小企業45千円）<br><br>※平成28年度から企業主導型保育事業（内閣府所管）の実 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2092 | 厚生労働省 | 14 | | 616 | | 安心して働き続けられる職場環境整備推進事業 | | 育児・介護休業法に基づく制度の普及・定着を図ること等により、安心して働き続けられる職場環境の整備促進を図る。 | 育児休業、介護休業制度の実態等、仕事と家庭の両立に係る各種制度の実態の把握、問題点の分析・検討を行うとともに、法律に基づく制度の普及・定着及び適正な運用を図るため相談・指導等を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2093 | 厚生労働省 | 14 | | 617 | | 安心して働き続けられる職場環境調査研究事業 | | 仕事と家庭の両立を推進する観点から、解決すべき政策課題に機動的に対応するため、現状及び課題に関する実態把握等を民間団体への委託により行うもの。 | 育児休業制度の実態等仕事と家庭の両立に係る各種制度の実態把握、問題点の分析のための調査を民間団体に委託して行う。受託した民間団体は、調査にあたって有識者等からヒアリングを行い調査項目等を検討した上で、調査研究を実施し、調査研究報告書を作成する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 1_b_2_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2094 | 厚生労働省 | 14 | | 618 | | 男性の育児休業取得促進事業 | | 勤労者世帯の過半数が共働き世帯になっているなかで、男性も子育てができ、親子で過ごす時間を持つことのできる環境づくりは、配偶者でもある女性の継続就業や出産意欲への影響という点でも重要である。こうした状況を踏まえ、本事業は、男性の仕事と育児の両立に関する全国的な周知活動等、父親も子育てができる働き方を促進するための取 | 男性労働者の仕事と育児の両立、育児休業取得促進のための効果的な周知方法について、有識者等で構成する「イクメンプロジェクト推進委員会」において検討を行う。また、企業向け研修資料の作成や企業・人事担当者向けセミナーの開催や、公式サイトの運営、ハンドブックの作成等により、制度や企業の雇用管理の好事例等の普及・周知を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 3_c2_3 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2095 | 厚生労働省 | 14 | | 619 | | 在宅就業者支援事業 | | 育児や介護等により働く場所や時間に制約のある者にとって、仕事と生活の調和を図りやすい働き方である在宅就業について、その就業環境を良好なものとすることにより、多様な働き方が選択できる社会を実現することを目的とする。 | 在宅就業者及び在宅就業を始めようとする者並びに在宅就業の発注者・仲介機関等を対象に、(1)インターネットの活用等による在宅就業者及び発注者への支援として、①インターネットを通じた在宅就業に係る情報提供の実施、②在宅就業者及び発注検討企業等に対するセミナーの実施、③在宅就業者及び発注者等に対する相談対応を行うとともに、(2)在宅就業の保護や支援の在り方等に関する検討会の開催、(3)在宅就業等に係る実態調査の実施等を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 3_c4_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2096 | 厚生労働省 | 14 | | 620 | | 女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業 | | 職場における女性活躍推進をはかるため、男女労働者間に事実上生じている格差を解消するために企業が自主的かつ積極的に雇用管理の改善の取組（ポジティブ・アクション）や両立支援制度をはじめとした女性活躍を推進するための取組を展開する事業を行うことを目的とする。 | 企業における女性活躍推進及びポジティブ・アクションを促進するため、企業の女性の活躍状況に関する情報を一元的に集約したデータベースの運営管理やポータルサイトによる総合的な情報提供を行う事業を実施する。 | 145,465 | 0 | 5 | 特別 | － | 12012 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_3 | | | | | | | | 該当 | |
| 2097 | 厚生労働省 | 14 | | 622 | | 両立支援に関する雇用管理改善事業 | | 男女ともに仕事と家庭の両立を図るため、企業が仕事と家庭の両立に係る制度の内容を規定化するだけでなく、制度をより利用しやすい職場環境の整備に取り組むことを目的とする。 | 両立支援制度を利用しやすい職場環境を整備するため、両立支援制度等に関する雇用管理改善に係る相談、支援等を行う。また、委託により中小企業のための育休復帰支援モデルプランの作成支援を行う。介護については、介護離職を予防するための両立支援対応モデルの普及促進とともに、介護支援プランモデルを構築し、普及させることにより、育児、介護を行う労働者の継続就業を促進する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2098 | 厚生労働省 | 14 | | 623 | | 両立支援等助成金（女性活躍加速化コース） | | 女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、女性の活躍推進策に取り組む企業に対し助成金を支給することで企業の取組を後押しする。 | 女性の活躍推進に関する自社の状況把握を行い、取組目標及び数値目標を定めて公表した上で、取組を行い各目標を達成した事業主に段階的に助成金を支給する。<br>中小企業に対しては、取組目標達成時、数値目標達成時にそれぞれ助成金を支給する。大企業に対しては、数値目標達成時に助成金を支給する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 3_c4_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2099 | 厚生労働省 | 14 | | 624 | | パートタイム労働者活躍推進事業 | | パートタイム労働者のより一層の均等・均衡待遇の確保を推進し、パートタイム労働者の公正な待遇を確保することを目的とする。 | パートタイム労働者の雇用管理の改善に向けた事業主の自主的な取組の促進のため、事業主が自社の現状に即した課題解決を図り、取組内容をより向上、発展させていくためのきめ細やかな支援を実施(雇用管理改善マニュアル・事例集等を活用しつつ、各種セミナー・相談会等を開催)。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 3_c4_5 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:〇 非該当:-) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:〇 非該当:-) | 競争的資金(該当:〇 非該当:-) | 独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:-) | SBIR対象(該当:〇 非該当:-) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2100 | 厚生労働省 | 14 | | 625 | | パートタイム労働者活躍推進に関する総合的情報提供事業 | | パートタイム労働者の働き・貢献に見合った正社員との均等・均衡待遇の推進や、ライフスタイル・ライフステージに応じた多様な働き方を実現できる短時間正社員制度の普及促進を図るため、パートタイム労働者の雇用管理の改善等に資する情報や、スキルアップ・キャリアアップに必要な情報を、事業主やパートタイム労働者等に対して提供する。 | 事業主、パートタイム労働者等にとってより分かりやすく情報提供を実施するため、相互に密接な関係をもつ既存の複数のサイトを一元化した「パート労働ポータルサイト」の各コンテンツ及びリンク等の充実を図り、効率的・効果的に総合的な情報提供等を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 3_c4_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2101 | 厚生労働省 | 14 | | 626 | | 職務分析・職務評価普及事業 | | パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇を実現するため、職務分析・職務評価の普及を促進する。 | 職務分析・職務評価について、コンサルティングを通じた導入支援を行うとともに好事例の収集やセミナー等による周知を一体的に実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c4_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2102 | 厚生労働省 | 14 | | 627 | | 両立支援等助成金(出生時両立支援コース) | | 女性の継続就業や出産意欲向上の観点から男性の育児への関わりは重要であるが、他の先進国に比べ日本の男性は子育て等に費やす時間が非常に少ない状況である。これを改善するため、男性の育児休業の取得促進を図る。 | 男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、男性労働者に子の出生後8週間以内に開始する育児休業を利用させた事業主に対して助成金を支給。<br>【育児休業取得者】 1人目　　28.5万円＜36万円＞(中小企業は57万円＜72万円＞)<br>2人目以降　14.25万円＜18万円＞<br><br>※上記の＜＞内は、別途定める生産性要件を満たした場合の支給額 | 0 | 0 | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2103 | 厚生労働省 | 14 | | 629 | | 中小企業のための女性活躍推進事業 | | 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、従業員301人以上の事業主について女性活躍推進に係る一般事業主行動計画の策定及び取組が義務づけられているが、労働者の6割以上が属する、努力義務とされた300人以下の中小企業においても女性の活躍推進の重要性を理解し取組を加速化させていくことが我が国全体の女性活躍推進のためには重要である。そのため、中小企業のための女性活躍推進の事業として集中的に支援する取組を講じる。 | 委託事業者において「女性活躍推進センター」を設置し、中小企業による行動計画策定等を支援するため「女性活躍推進アドバイザー」による説明会開催や、個別企業訪問等による相談援助を実施する。中小企業に対するアドバイス等のノウハウを活用し、これらのきめ細やかな支援を通じて中小企業の女性活躍推進の取組の加速化を図る。<br>(1)課題分析、行動計画策定、取組、認定取得等に関する説明会の開催<br>(2)女性活躍推進アドバイザーによる電話相談、個別企業訪問による支援<br>(3)全国の中小企業における好事例集作成、周知等 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | 3_c4_5 | | | | | | | 非該当 | |
| 2104 | 厚生労働省 | 14 | | 631 | | 両立支援等助成金(介護離職防止支援コース) | | 現在、年間約10万人の労働者が家族の介護や看護を理由として離職し、企業にとっても大きな損失となっている中で、企業の仕事と介護の両立に関する取組は進んでおらず、介護休業の取得等、企業における介護関係の制度の利用も少ない。<br>企業の中核を担う労働者等が家族の介護のために離職をせざるを得ない状況を防ぐため、介護休業の取得等の制度の利用を促す。 | 厚生労働省が策定した「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」に基づく取組により仕事と介護の両立に資する職場環境を整備し、「介護支援プラン」の策定・導入により円滑な介護休業取得・職場復帰をした労働者や介護のための所定外労働の免除制度等の利用者が生じた事業主に対して助成金を支給する。<br><br>1　介護休業を取得し復帰した場合　　1人あたり38万円＜48万円＞(中小企業57万円＜72万円＞)　1事業主2人まで(無期雇用者、有期契約労働者)<br>2　介護のための両立支援制度(所定外労働の制限、時差出勤、深夜業の制限、短時間勤務)を3か月以上利用した場合　　1人あたり19万円＜24万円＞(中小企業28.5万円＜36万円＞)　1事業主2人まで(無期雇用者、有期契約労働者)<br><br>※上記の＜＞内は、別途定める生産性要件を満たした場合の支給額 | 0 | 0 | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2105 | 厚生労働省 | 14 | | 633 | | 保育対策の推進に必要な経費 | | 保育サービスの推進を図るための企画及び立案並びに普及啓発を目的とする。 | 保育施策関係の検討会に係る経費、保育施策関係資料の印刷製本費や通信運搬費等の支出を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2106 | 厚生労働省 | 14 | | 634 | | 保育所等整備交付金 | | 保育所等および認定こども園の保育所機能部分の新設、修理、改造または整備に要する経費の一部を交付金として交付し、待機児童の解消を図ることを目的とする。 | 保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するために市町村が策定する市町村整備計画に基づいて実施される保育所等、認定こども園の保育所機能部分または小規模保育事業所の新設、修理、改造又は整備に要する経費や、防音壁設置、防犯対策強化に係わる整備に要する経費の一部に交付金を交付する。<br>補助対象:市区町村<br>補助率:定額(1／2相当、2／3相当) | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2107 | 厚生労働省 | 14 | | 635 | | 保育対策総合支援事業費補助金 | | 地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育等の設置による保育の受け皿の確保や保育を支える保育人材の確保に必要な措置を講ずることで、待機児童の解消を図るとともに子どもを安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とする。 | 「待機児童解消加速化プラン」に基づく小規模保育等の改修等や「保育士確保プラン」等に基づく保育人材確保対策の実施に必要な経費の一部を支援するための補助金事業。<br>詳しくは別添のとおり。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2108 | 厚生労働省 | 14 | | 638 | | 子ども・子育て支援の推進に必要な経費の共通経費 | | 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画等を受けて実施される各種子育て支援サービスの着実な推進を図ることを目的とする。 | 市町村等の次世代育成支援・子育て支援の取組の推進を図るための事務補佐職員賃金や消耗品、印刷製本費、通信運搬費等を支出するもの。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2109 | 厚生労働省 | 14 | | 639 | | 保健福祉調査委託費 | | 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画等を受けて実施される各種子育て支援サービスの着実な推進を図ることを目的とする。 | 事業目的達成のため、子育て環境の実態調査、子育て家庭の意識等の把握や、事業の制度内容の検討にむけた調査等を実施する。<br>事業の実施に当たっては、一般競争入札等により委託事業として実施。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_c_2_9 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2110 | 厚生労働省 | 14 | | 641 | | 子ども・子育て支援対策推進事業費補助金等(子ども・子育て支援体制整備総合推進事業を除く) | | 子ども・子育て支援新制度において、従前からの課題や新たな問題点等を解決する手立てを探り、その調査結果を子育て支援員研修、職員の資質向上研修・人材確保等研修、指導者養成研修にフィードバックすることにより、研修内容の充実と、効果の更なる向上につなげる | (1)指導者養成等研修事業＜委託＞・・・【実施主体】国(民間団体に委託) 【補助率】定額<br>(2)子ども・子育て支援の更なる充実に係る調査研究＜委託・補助＞・・・【実施主体】国(民間団体に委託)・公募(都道府県・市町村・社会福祉法人等)【補助率】定額 | 0 | 0 | | | | | | | | | 5_a4_2 | 1_b_3_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 2111 | 厚生労働省 | 14 | | 642 | | 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業 | | 「子ども・子育て支援新制度」において、質の高い教育・保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業を提供するために、必要となる人材確保<br>や従事者の資質向上を図るための研修を行う。 | (1)子育て支援員研修事業＜補助＞・・・【実施主体】都道府県、市町村 【補助率】1／2<br>(2)職員の資質向上・人材確保等研修事業＜補助＞・・・【実施主体】都道府県、市町村 【補助率】1／2 | 0 | 0 | | | | | | | | | 5_a4_2 | 1_b_3_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 2112 | 厚生労働省 | 14 | | 643 | | 過誤納拠出金の払戻し等に必要な経費 | | 子ども・子育て拠出金に過誤納付が生じた場合において、過誤納付金が生じた厚生年金保険適用事業所の事業主等に対し、当該過誤納付金の還付等を行うことを目的とする。 | 対象者:厚生年金保険適用事業所の事業主、各共済組合(国家公務員共済組合を除く)<br>事業主体:国 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2113 | 厚生労働省 | 14 | | 646 | | 児童福祉施設整備費 | | 児童福祉施設等に係る施設整備(新設・修理・改造・拡張など)について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。 | 児童養護施設等の施設整備にかかる都道府県・市区町村の整備計画に対して交付するものである。<br>〔主な対象施設〕<br>児童相談所一時保護施設、児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援支援施設、児童心理治療施設、児童家庭支援センター、自立援助ホーム、ファミリーホーム、婦人相談所一時保護所、婦人保護施設、児童館、児童センター、子育て支援のための拠点施設<br><br>〇実施主体:都道府県、市区町村<br>〇補助率:定額(1／2相当・児童館、児童センターは1／3相当) | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2114 | 厚生労働省 | 14 | | 647 | | 婦人保護事業費補助金 | | 「売春防止法」(昭和31年法律第118号)に基づく、売春の未然防止と要保護女子等の保護更生を図ること、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「DV法」という。)に基づき、配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。 | 売春防止法に基づく要保護女子等の収容保護及びDV法に基づくDV被害者の保護等を都道府県が行う場合に要する経費の補助を行う。<br><br>・実施主体　：　都道府県<br>・補助率　：　5／10 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2115 | 厚生労働省 | 14 | | 648 | | 婦人相談所運営費負担金 | | 「売春防止法」(昭和31年法律第118号)に基づき要保護女子等についてその転落の未然防止と保護更正を図ること、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「DV法」という。)に基づき、配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。 | 都道府県内における要保護女子等の婦人保護施設等への移送、一時保護した人身取引被害者等への生活支援(通訳の雇上、医療費の負担等)、DV被害者等の他都道府県の婦人相談所等への移送等を都道府県が行う場合に要する経費の負担を行う。<br><br>・実施主体　：　都道府県、婦人相談所を設置する指定都市<br>・補助率　：　5／10 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2116 | 厚生労働省 | 14 | | 649 | | 婦人保護事業費負担金 | | 「売春防止法」(昭和31年法律第118号)に基づく、売春の未然防止と要保護女子等の保護更生を図ること、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号。以下「DV法」という。)に基づき、配偶者等からの暴力被害者である女性の保護等を目的とする。 | 売春防止法及びDV法に基づき、都道府県が行う婦人相談所による一時保護(一時保護委託を含む。)に要する経費の負担を行う。<br><br>・実施主体　：　都道府県、婦人相談所を設置する指定都市<br>・補助率　：　5／10 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額(千円) | 左記うち要望額うち科技予算額(千円) | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:○ 非該当:－) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:○ 非該当:－) | 競争的資金(該当:○ 非該当:－) | 独立行政法人向け財政支出(該当:○ 非該当:－) | SBIR対象(該当:○ 非該当:－) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2117 | 厚生労働省 | 14 | | 650 | | 児童保護費等負担金 | | 児童養護施設をはじめとする児童福祉施設等に被虐待経験のある子どもの入所や一時保護が増加していることや、個々の子どもの状況に応じ、家庭的な環境の中でのケアや心理的なケアを提供することが求められていることなどから、家庭養護及び家庭的養護の推進を図ることとする。 | 都道府県等が児童福祉法に基づき児童養護施設等へ入所等の措置を行った場合、又は母子生活支援施設、助産施設及び児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の利用を希望する者の申し込みにより都道府県等と契約して入所した場合等に、その措置等に要する費用として都道府県等が支弁した経費の一部を国が負担するものである。<br><br>・実施主体:都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所を設置する町村<br>・補助率:国1/2(都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2)<br>国1/2(都道府県1/4、市及び福祉事務所設置町村1/4※)<br>※　市及び福祉事務所設置町村が市町村立・私立の母子生活支援施設及び助産施設に入所させる場合及び市(指定都市、中核市含む)町村において<br>保育の措置を実施する場合 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2118 | 厚生労働省 | 14 | | 651 | | 民間社会福祉事業助成費補助金 | | 児童委員等が地域福祉活動を活発に展開できるよう、児童委員の資質の向上を図るとともに、児童福祉司の人材育成を行うこと等により、児童福祉の増進に寄与することを目的とする。 | 児童委員に対しての地域福祉活動研修会等を開催し、全国各地で実施している活動、経験の交流等を図るとともに、主任児童委員と地区担当の児童委員の連携が図られるよう適切な資料を作成し配布する。また、通信制により児童福祉司の人材養成を行う。<br>○実施主体:社会福祉法人　全国社会福祉協議会<br>○補助率:定額 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2119 | 厚生労働省 | 14 | | 652 | | 児童虐待・DV対策等総合支援事業 | | 児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施について、各自治体の主体的かつ強力的な事業運営を可能とするため、複数の事業を統合した補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。 | 当該補助金では次の事業を実施している。①児童虐待防止対策支援事業、②ひきこもり等児童福祉対策事業、③児童家庭支援センター運営等事業、④基幹的職員研修事業、⑤児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業、⑥児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業、⑦就学者自立生活援助事業、⑧社会的養護自立支援事業等、⑨里親支援事業、⑩産前・産後母子支援事業、⑪児童養護施設職員等の処遇改善導入円滑化特別対策事業、⑫婦人相談員活動強化事業、⑬売春防止活動・DV対策機能強化事業、⑭DV被害者等自立生活援助モデル事業<br><br>○実施主体　都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村、社会福祉法人　　①<br>○補助率　1／2<br>都道府県、指定都市、児童相談所設置市<br>②～⑤、⑦、⑨、⑩<br>※①のうち一部事業は定額<br>都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市、福祉事務所設置町村　　⑧<br>※⑥及び⑧について、間接補助<br>都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村　　⑥<br>の場合は、2／3<br>都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市　　⑪<br>※⑩及び⑪は、10／10<br>都道府県、婦人相談所設置指定都市　　⑬<br>都道府県、指定都市、中核市、市　　⑫、⑭ | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2120 | 厚生労働省 | 14 | | 653 | | 要保護児童対策費の共通経費 | | 要保護児童等の保護や自立支援の推進に必要な会議等の開催など、要保護児童関係業務の円滑な実施を図ることを目的とする。 | 要保護児童等の保護や自立支援の推進に必要な会議、検討会、研修会等の開催に当たって要する旅費、謝金、印刷製本費、会議費等を支出する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2121 | 厚生労働省 | 14 | | 654 | | 保健福祉調査委託費 | | 平成19年11月の社会的養護専門委員会(以下「専門委員会」という。)報告書の提言を踏まえ、詳細な調査・分析を行い、専門委員会や課題検討委員会で議論していただくために必要な調査を委託して実施する。 | 下記の調査を事業者に委託し、得られた調査結果を報告書としてまとめる。<br>①乳児院による里親支援の可能性に関する調査研究、②婦人保護事業の運営等に関する調査研究、③婦人保護施設における性暴力を受けた被害者に対する支援プログラムに関する調査研究<br><br>○実施主体:民間団体等<br>○補助率:定額 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 1_c_2_9 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2122 | 厚生労働省 | 14 | | 655 | | 児童虐待防止対策費 | | 児童虐待防止対策関係業務に係る会議等の開催、委員等の出席旅費・謝金等の支出を行うことにより児童虐待防止対策関係業務の円滑な実施を図ること。 | 次のような広報啓発事業等を実施<br>○　子どもの虐待防止推進全国フォーラムの開催<br>○　児童虐待防止対策協議会の開催<br>○　児童虐待防止対策に関する広報啓発グッズの作成・配布　等 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_d4_2 | 3_b_4 | 2_b_2_6 | | | | | | 非該当 | |
| 2123 | 厚生労働省 | 14 | | 656 | | 児童相談体制整備事業費 | | 児童相談所全国共通ダイヤルについては、児童虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時などに、ためらわずに児童相談所に通告・相談ができるようにするシステムである。これにより児童虐待の早期発見・早期対応につながり、もって児童虐待の予防、重篤化を防ぐ。 | 児童相談所全国共通ダイヤルを運用するために、各通信事業者において必要となる設備の保守等に係る経費を負担するものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2124 | 厚生労働省 | 14 | | 657 | | 国立児童自立支援施設の運営に必要な経費 | | 特に専門的な指導を要する児童の自立を支援するための国立児童自立支援施設(国立武蔵野学院、国立きぬ川学院)及び児童自立支援専門員を養成するための国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所を運営する経費である。 | 児童福祉法等に基づき、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、併せて退所した者について相談その他の援助を行う国立児童自立支援施設及び全国の児童自立支援施設等で入所児童の支援に当たる職員を養成する児童自立支援専門員養成所を運営する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2125 | 厚生労働省 | 14 | | 658 | | 里親制度広報啓発事業 | | 毎年10月に実施される里親月間(里親を求める運動)を中心として、里親制度に関して様々な広告媒体を活用した広報啓発を行うことにより、里親制度に対する社会的認知度を高め、もって家庭養護の推進に寄与することを目的とする。 | 民間団体が里親制度の広報啓発を行い、里親制度の周知を図るために要する費用に対する補助を行う。<br>○実施主体:民間団体(公募により決定)<br>○補助率:定額補助・10/10 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2126 | 厚生労働省 | 14 | | 661 | | 不妊に悩む方への特定治療支援事業 | | 不妊治療のうち、高額な治療費がかかる体外受精及び顕微授精(以下「特定不妊治療」という。)について、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ることを目的とする。 | ○助成限度額:1回15万円(連結胚移植(採卵を伴わないもの)等については7．5万円)。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2127 | 厚生労働省 | 14 | | 662 | | 子どもの心の診療ネットワーク事業 | | 様々な子どもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るとともに災害時の子どもの心の支援体制作りを目的とする。 | (1)地域の医療機関や、関係機関から相談を受けた困難な症例に対する診療支援や医学的支援(アドバイス)<br>(2)子どもの心の問題に関する地域の関係機関の連携会議の開催<br>(3)医師、関係専門職に対する研修の実施、関係機関・施設の職員に対する講習会の実施<br>(4)問題行動事例発生時やPTSD対応など専門家を地域の諸機関へ派遣<br>(5)専門機関に対する情報提供、地域住民に対する普及啓発<br><br>実施主体:都道府県 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額(千円) | 左記うち要望額うち科技予算額(千円) | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:〇 非該当:－) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:〇 非該当:－) | 競争的資金(該当:〇 非該当:－) | 独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－) | SBIR対象(該当:〇 非該当:－) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2128 | 厚生労働省 | 14 | | 663 | | 妊娠・出産包括支援事業 | | 近年の核家族化・地域のつながりの希薄化等により、地域における妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきており、妊娠・出産、子育てに係る父母の不<br>安や負担が増えてきている。このため、妊産婦等に対して心身のケアや育児サポート等の各地域の特性に応じたきめ細かい支援を行うための事業を実施す<br>ることにより、子育て世帯の安心感を醸成することを目的とする。 | (1)市町村事業<br>①産前・産後サポート事業<br>家庭や地域での妊産婦等の孤立感の解消を図るため、助産師等の専門家や子育て経験者・シニア世代等による相談支援を行う。<br>②産後ケア事業<br>母子への心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施する。医療機関の空きベッド等を活用して休養の機会を提供する＜宿泊型＞や、日中<br>のサービスを行う　＜デイサービス型＞、訪問型のサービスを実施する＜アウトリーチ型＞に分かれる。<br>③妊娠・出産包括支援緊急整備事業<br>産前・産後サポート事業及び産後ケア事業の実施場所の修繕費を補助する。<br>④子育て世代包括支援センター開設準備事業<br>子育て世代包括支援センターを立ち上げるための準備員の雇い上げ経費や協議会の開催経費等の補助を行う。<br>(2)都道府県事業(妊娠・出産包括支援推進事業)<br>都道府県が人材育成のための研修を行う等、市町村に対し妊娠・出産包括支援事業を推進するための体制を整備する。<br>実施主体:都道府県・市町村 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | 4_a4_2 | 5_c4_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 2129 | 厚生労働省 | 14 | | 664 | | 生涯を通じた女性の健康支援事業 | | 女性がその健康状態に応じ的確に自己管理を行うことができるよう健康教育を実施し、また気軽に相談することのできる体制を確立するとともに不妊や不育症の課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図ることを目的とする。また、妊婦に対するHTLV-1抗体検査の実施、相談体制の充実、関係者の資質向上、普及啓発の実施等により、地域におけるHTLV-1母子感染対策の推進を目的とする。 | (1)健康教育事業<br>保健所、小中高等学校等において各ライフステージに応じた健康教室や講演会の開催等を行う。<br>(2)女性健康支援センター事業<br>思春期から更年期に至る女性を対象とし、身体的・精神的な悩みに関する相談指導や、相談指導を行う相談員の研修を実施。<br>(3)不妊専門相談センター事業<br>不妊について悩む夫婦に対し、医学的な相談や心の悩み等について相談指導等を実施。<br>(4)HTLV-1母子感染対策事業<br>HTLV-1母子感染対策の体制整備を図るため、協議会の設置や研修等を行う。<br><br>実施主体:都道府県・指定都市・中核市((4)は都道府県のみ) | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | 8_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 2130 | 厚生労働省 | 14 | | 665 | | 結核児童日用品費等給付事業 | | 長期の入院治療を要する結核児童に必要な学習品等を支給し、児童の心身両面にわたる健全な育成に資すること及び未熟児への医療の給付に際して、移<br>送が必要な場合に、移送に要する額を支給することにより、未熟児の養育に資することを目的とする。 | ○対象者:<br>① 学習品等:結核児童であって、その治療に特に長期間を要するもので、医師が入院を必要と認めたもの、<br>② 身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものであり、医師が入院養育を必要と認めたもの<br>○給付内容 : (1)学習品、日用品 (2)移送費<br>○実施主体 : 都道府県・市区町村<br>○補助率 : 1／2 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2131 | 厚生労働省 | 14 | | 666 | | 未熟児養育費負担金 | | 養育の困難な未熟児に対し、必要な医療の給付に要する経費を補助することにより、乳児の健康の保持増進を図ることを目的とする。 | ○対象者:身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものであり、医師が入院養育を必要と認めたもの<br>○給付内容 : 未熟児の養育医療にかかる自己負担の一部を補助<br>○実施主体 : 市区町村<br>○補助率 : 1／2 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2132 | 厚生労働省 | 14 | | 667 | | 結核児童療育費負担金 | | 長期の入院治療を要する結核児童の療育の給付を行うのに必要な経費を補助することにより、児童の健全な育成を図ることを目的とする。 | ○対象者:結核児童であって、その治療に特に長期間を要するもので、医師が入院を必要と認めたもの<br>○給付内容:結核治療にかかる医療費の自己負担の一部を補助<br>○実施主体:都道府県、指定都市、中核市<br>○補助率:1／2 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2133 | 厚生労働省 | 14 | | 668 | | 母子保健衛生対策の推進に必要な経費 | | 母子保健衛生対策に係る会議の開催、委員等の出席旅費・謝金の支出等を行うことにより、母子保健衛生対策業務の円滑な実施を図ることを目的とする。 | ○母子保健医療政策○健やか親子21推進等対策○児童福祉施設給食関係検討等 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2134 | 厚生労働省 | 14 | | 669 | | 代謝異常児等特殊ミルク供給事業 | | 先天性代謝異常等に罹患している児童に対し、特殊ミルクの供給体制を整備して必要量の確保を図り、障害の発生を予防する。 | (1)品質の管理等　特殊ミルクの品質管理を行う。<br>(2)特殊ミルクの安定供給事業　患児に対する適切な供給が行われるよう、特殊ミルクの製造及び確保を行う。<br>(3)特殊ミルクの広報事業　特殊ミルク及び先天性代謝異常児等に関する情報の収集、管理及び提供を行う。<br>○実施主体:社会福祉法人恩賜財団母子愛育会、民間企業(株式会社明治、森永乳業株式会社、雪印メグミルク株式会社(補助率:定額) | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2135 | 厚生労働省 | 14 | | 670 | | 児童扶養手当 | | 離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、「児童扶養手当法」に基づき、当該児童について手当を支給し、児童の福祉の増進を図る。 | 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満)を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者に対して手当を支給。<br>○実施主体:都道府県、市、福祉事務所設置町村<br>○補助率:1／3 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2136 | 厚生労働省 | 14 | | 671 | | 母子家庭等対策総合支援事業 | | 各自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする統合補助金による母子家庭等対策総合支援事業を実施することにより、母子家庭等の子育て・生活支援、就業支援等の一層の推進を図る。 | (1)母子家庭等就業・自立支援事業 (実施主体:都道府県、市及び福祉事務所設置町村　補助率:国1／2)<br>(2)ひとり親家庭等日常生活支援事業 (実施主体:都道府県及び市町村　補助率:国1／2)<br>(3)ひとり親家庭等生活向上事業 (実施主体:都道府県及び市町村　補助率:国1／2)<br>(4)母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金 (実施主体:都道府県、市及び福祉事務所設置町村　補助率:国3／4)<br>(5)ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(実施主体:都道府県、市及び福祉事務所設置町村　補助率:国3／4)<br>(6)母子・父子自立支援プログラム策定事業 (実施主体:都道府県、市及び福祉事務所設置町村　補助率:国10／10)<br>(7)ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口強化事業 (実施主体:都道府県、市及び福祉事務所設置町村 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2137 | 厚生労働省 | 14 | | 672 | | 養育費確保支援事業委託費 | | 母子家庭等からの養育費等に関する相談への対応、地方公共団体に設置されている母子家庭等就業・自立支援センターで受け付けられた養育費等に関する対応が困難な事例についての助言や、母子家庭等就業・自立支援センターの職員等、地域において養育費等に係る業務に従事している者を対象とする研修の実施、ホームページやパンフレット等の作成、セミナーの開催による情報提供によって、養育費の取り決めや確保の向上を図ることにより、母子家庭等の自立支援を図る。 | (1)養育費相談支援事業<br>・母子家庭・父子家庭等からの養育費等に関する電話・電子メール等による相談の実施<br>・地方公共団体に設置されている母子家庭等就業・自立支援センター等で受け付けられた養育費等に関する困難事例の相談に対する電話等による相談支援の実施<br>(2)研修事業<br>・母子家庭等就業・自立支援センターの養育費専門相談員や母子・父子自立支援員等、地域において養育費等に係る業務に従事している者を対象とする研修の実施<br>(3)情報提供事業<br>・ホームページ、パンフレット等による、養育費の取得手続等の情報提供等の実施<br>補助率:定額・10/10 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2138 | 厚生労働省 | 14 | | 673 | | 母子父子寡婦福祉貸付金 | | 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてこれらの児童等の福祉を増進することを目的とする。 | 都道府県・指定都市・中核市が、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、生活に必要な資金やその子の修学に必要な資金等について貸付けを行うため、<br>母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定により、都道府県・指定都市・中核市が行う資金の貸付けに必要な原資を国が貸し付けるものである。<br>・貸付先:都道府県・指定都市・中核市<br>・貸付率:2／3 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2139 | 厚生労働省 | 14 | | 674 | | 母子家庭等自立支援対策費 | | 母子及び父子並びに寡婦福祉関係業務に係る会議等の開催、委員等の出席旅費・謝金の支出、資料等の印刷製本等を行うことにより、母子及び父子並びに寡婦福祉関係業務の円滑な実施を図ることを目的とする。また、今後の子どもの貧困対策の推進に資するよう、子どもの貧困に関する調 | 母子家庭等の自立支援の推進に必要な会議、検討会、研修会の開催に当たって必要となる旅費、謝金、印刷製本費、会議費等を支出する。また、国から民間団体に委託して自治体における取組等を調査研究することにより、ひとり親家庭支援や子どもの貧困対策の推進を図る。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_6 | 1_b_2_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 2140 | 厚生労働省 | 14 | | 675 | | 母子家庭等自立促進基盤事業 | | 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦(以下「ひとり親家庭等」という。)の自立を支援する事業を実施する民間団体に財政的支援を行うことにより、ひとり親家庭等の自立促進に向けた基盤整備を図ることを目的とする。 | ○民間団体が全国的・広域的に行うひとり親家庭の自立支援事業の費用に対する補助<br>○実施主体:民間団体<br>○補助率:定額補助・10/10 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:〇 非該当:-) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:〇 非該当:-) | 競争的資金(該当:〇 非該当:-) | 独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:-) | SBIR対象(該当:〇 非該当:-) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2141 | 厚生労働省 | 14 | | 676 | | 生活保護指導監査委託費 | | 最後のセーフティネットである生活保護制度が適正に機能するよう生活保護法第23条に基づく監査を実施し、また管内福祉事務所に対する査察指導を通じて真に適正な保護の実施を期するため、生活保護指導職員を都道府県及び指定都市本庁に配置する。 | 1. 平成16年9月3日厚生省発社援第233号厚生事務次官通知「生活保護指導職員制度の運営について」により都道府県及び指定都市が指定した生活保護指導職員に要する経費を委託費の交付対象とする。<br>2. 生活保護指導職員は、生活保護法第23条に基づく法定受託事務として、毎年度管内全福祉事務所に対し、平成12年10月25日厚生省社会・援護局長通知「生活保護法施行事務監査の実施について」に基づき指導監査を実施し、濫給防止（不正受給の防止等）、漏給防止（適切な面接相談の実施等）、自立支援について指導する。<br>補助率10／10 | 0 | 0 | | | | | | | | | 6_6 | 8_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 2142 | 厚生労働省 | 14 | | 677 | | 保護費負担金 | | 日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。 | 利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用しても、なお最低限度の生活を維持できない者に対し、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長する。<br>保護の種類は生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助がある。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 2143 | 厚生労働省 | 14 | | 678 | | 中国残留邦人生活支援給付金 | | 中国残留邦人等の特別な事情に配慮し、老齢基礎年金等を受給してもなお生活の安定が図れない中国残留邦人等に対し、老後の生活を安定させるための支援を行う。 | 満額の老齢基礎年金等の支給対象となる中国残留邦人等とその配偶者に対し、世帯の収入が一定の基準に満たない者について、支援給付を支給する。<br>支援給付は、生活支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付などの各種支援給付を実施する。(国費負担3／4、県又は市負担1／4)<br>中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた配偶者の置かれている事情に鑑み、永住帰国する前からの配偶者に対し、支援給付に加えて配偶者支援金を支給する。(国費負担10／10) | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 2144 | 厚生労働省 | 14 | | 679 | | 保護施設事務費負担金 | | 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に基づき、救護施設等の保護施設に被保護者を入所又は利用させ、生活困窮者の最低限度の生活の保障をするとともにその自立を助長すること目的としている。 | 〇　救護施設　…　身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う。<br>〇　更生施設　…　身体上又は精神上の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて、生活扶助を行う。<br>〇　授産施設　…　身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な<br>機会及び便宜を与えて、その自立を助長する。<br>〇　宿所提供施設　…　住居のない要保護者の世帯に対し | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 2145 | 厚生労働省 | 14 | | 680 | | 生活困窮者自立相談支援事業費等負担金 | | 生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を構築することにより生活困窮者の自立の促進、及び被保護者の就労の支援に関する問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うことにより自立の促進を図る。 | ・自立相談支援事業<br>生活困窮者の自立に向けた継続的な支援、地域ネットワークの強化などの地域づくりを実施<br>・被保護者就労支援事業<br>被保護者に対する就労支援や個別求人開拓、職場定着の支援を実施<br>・住居確保給付金<br>離職等により経済的に困窮している者に対し、安定した住居確保と自立を図るため給付金を支給<br>（負担率：3／4） | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 2146 | 厚生労働省 | 14 | | 681 | 1 | 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（うち生活困窮者就労準備支援等事業） | | 地方自治体等が地域の実情に応じて、生活困窮者に対して自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に提供することによりその自立を促進する。 | 一般就労に向けた日常生活自立・社会生活自立・就労自立のための訓練を計画的かつ一貫して行う就労準備支援事業、家計の状況を見える化し利用者の家計管理の意欲を引き出す家計相談支援事業、生活保護世帯の子どもを含む生活困窮世帯の子どもに対する学習支援や居場所づくり、進路相談等を行う子どもの学習支援事業等を行う。(補助率は、就労準備支援事業等：3分の2、家計相談支援事業・子どもの学習支援事業等：2分の1) | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 2147 | 厚生労働省 | 14 | | 681 | 2 | 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（うちひきこもり対策推進事業） | | ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、相談支援等を通じて、ひきこもり状態にある本人の自立を促すことにより、本人及びその家族等の福祉の増進を図ることを目的とする。 | ①ひきこもり地域支援センター設置運営事業（補助率1／2）<br>・各都道府県及び指定都市に、ひきこもりに特化した第1次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」を整備し、電話や来所等による相談支援や家庭訪問による支援を実施するとともに、ひきこもりに関する普及啓発を図る。<br>②ひきこもりサポーター養成研修事業（補助率1／2）<br>・ひきこもり状態にある本人や家族等に対するボランティア支援に関心のある者を対象に、ひきこもりに関する基本的な知識（ひきこもりの概要、支援方法、支援上の注意点等）を修得させる。<br>③ひきこもりサポーター派遣事業（補助率1／2）<br>・ひきこもりサポーターによる訪問支援、情報の提供等の | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | 3_b_4 | 5_a4_2 | | | | | | 非該当 | |
| 2148 | 厚生労働省 | 14 | | 681 | 3 | 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（うち生活保護適正化等事業） | | 地方自治体等が地域の実情に応じて、生活保護受給者などの地域の要援護者に対して自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に提供することによりその自立を促進するとともに、生活保護制度の適正実施を推進する。 | 生活保護適正化実施推進事業<br>診療報酬明細書点検等の医療扶助の適正化、福祉事務所の体制整備の強化事業、生活保護法施行事務の監査や業務効率化等<br>・その他の事業<br>中国残留邦人等地域生活支援事業、日常生活自立支援事業等<br>（平成26年度までセーフティネット支援対策等事業費補助金として実施していた事業等について、平成27年度より予算体系を再構築し、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金として創設） | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 2149 | 厚生労働省 | 14 | | 681 | | 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 | | 地方自治体等が地域の実情に応じて、生活困窮者や生活保護受給者などの地域の要援護者に対して自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に提供することにより、その自立を促進するとともに、生活保護制度の適正実施を推進する。<br>※個別の事業ごとの目的については、別紙（事業番号681-1～681-4）参照 | ・生活困窮者就労準備支援等事業<br>一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う事業、学習支援・居場所の提供や進路相談等を行う事業等<br>・生活保護適正化実施推進事業<br>診療報酬明細書点検等の医療扶助の適正化、福祉事務所の体制整備の強化事業、生活保護法施行事務の監査や業務効率化等<br>・その他の事業<br>中国残留邦人等地域政活支援事業、日常生活自立支援事業等<br>（平成26年度までセーフティネット支援対策等事業費補助金として実施していた事業等について、平成27年度より予算体系を再構築し、生活困窮者就労準備支援等事業費補助金として創設）<br>※個別の事業ごとの目的については、別紙（事業番号681- | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 2150 | 厚生労働省 | 14 | | 682 | | 日本赤十字社救護業務費等補助金 | | 非常災害及び武力攻撃事態等における救護活動等の円滑な実施を図る。 | (1)旧日本赤十字社救護看護婦等慰労給付金支給事務費（補助率10/10）<br>旧日本赤十字社救護看護婦等慰労給付金支給事務及び旧陸海郡従軍看護婦慰労給付金支給事務に必要な人件費等<br>(2)日本赤十字社救護員養成事業費（補助率1／2）<br>非常災害時における医療救護活動等に必要な知識・技 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_6 | 5_a4_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 2151 | 厚生労働省 | 14 | | 683 | | 社会福祉行政事務企画指導等経費 | | 社会・援護局（社会）において所掌する福祉事務所、社会福祉事業等の社会福祉に関する基本的な政策の企画、立案及び調整を図るとともに、要保護者の保護・調査、生活保護法の施行に係る指導監査、ホームレス対策等の地域福祉に関する体制の整備、社会福祉士及び介護福祉士法の施行、福祉人材の確保のための企画、立案、調整等の事務の | 上記の目的を達成するために必要な、行政経費、旅費、諸謝金等を執行するもの。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_2_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 2152 | 厚生労働省 | 14 | | 684 | | 生活保護に関する調査事業 | | 被保護世帯等の生活実態を明らかにすることにより、生活保護制度の企画運営等のための資料を得る。 | 被保護世帯の家計の収支及びその内容の調査。 | 104,922 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 1_c_3_4 | | | | | | | 該当 | |
| 2153 | 厚生労働省 | 14 | | 685 | | ホームレス実態調査 | | ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資することを目的とする。 | 国が各都道府県に対し、ホームレス（「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所として日常生活を営んでいる者」が対象。）の人数の調査を委託し、各都道府県の管内市町村が調査を実施するもの。<br>なお、平成28年度においては、毎年の概数調査に加え、5年に1回の生活実態調査を実施した。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_c_3_9 | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:〇 非該当:-) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:〇 非該当:-) | 競争的資金(該当:〇 非該当:-) | 独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:-) | SBIR対象(該当:〇 非該当:-) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2154 | 厚生労働省 | 14 | | 686 | | 生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業 | | 生活困窮者自立支援制度は平成27年4月に施行したが、これを円滑に施行し効果を上げるため、多様で複合的な課題を有する生活困窮者へのアセスメントを通じた課題の把握・分析、自立支援計画(プラン)の策定、プランに基づく各支援の提供をはじめ、地域の関係機関とのネットワーク構築、社会資源の活用・開発等を行うことができる高い支援技術を有する人材を全国に確保していく。 | 生活困窮者自立支援制度における従事者の質と量を確保するため、当面の間国が、主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計相談支援員及び就労準備支援担当者向けに専門的かつ実践的な研修を計画的に実施する。また、自立相談支援事業、就労準備支援事業及び家計相談支援事業に従事する者等に対し、都道府県が独自性を持ち、国が実施する研修を基に地域における支援ニーズを加味して行う研修(都道府県研修)の内容の充実を図るため、効果的な都道府県研修の企画検討に関する講義・演習等を行い、都道府県研修の企画立案・運営に携わり中核的な | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2155 | 厚生労働省 | 14 | | 687 | | 「福祉のまちづくり！アワード」選考・開催委託費 | | 複合的な課題に対応できる包括的な相談支援体制構築のための取組や、対象者を問わない総合的なサービス提供のための取組、生産性の高い効率的なサービス提供のための取組など、自治体における創意工夫あるの効果的な取組事例を収集し、全国でこれらの横展開を図っていく観点から、シンポジウムの開催等を行う。 | 国が実施主体となり、以下の業務を実施する。<br>①福祉のまちづくりに取組む自治体の事例の収集、事例集の作成<br>②特に先進的な取組をしている地方自治体の職員等を発表者としてシンポジウムを開催<br>③福祉のまちづくりに取組む自治体担当者等を対象に研修を開催 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2156 | 厚生労働省 | 14 | | 688 | | 地域福祉活動支援事業費 | | ボランティア活動の振興や民生委員活動の充実等を図ることにより、地域福祉の総合的な推進を図ることを目的とする。 | 社会福祉法に基づき設置されている全国社会福祉協議会において実施する生活福祉資金貸付制度の適正な運営のための体制整備、民生委員・児童委員に対する日常活動についての指針となる各種資料の提供等の情報支援や互助事業の実施、各地域における様々な民間相談機関の相談員等に対する実践力強化等のための研修、ボランティア活動に対する国民の理解を深める取組み等の事業に対して | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c4_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2157 | 厚生労働省 | 14 | | 689 | | 就労系施設生産活動推進事業 | | 就労系事業所の官公需・民需に係る製品等の受注の確保を図り、就労系事業所利用者の就労機会の促進を期するとともに、国・地方公共団体からの官公需や民間からの民需の発注を促進させることを目指す。 | ●　発注者側(国・民間企業等)に対し、全国の就労系事業所の物品の販売・役務提供の内容、連絡先、受注可能数等、発注を行うために必要な情報発信を行う事業<br>●　就労系施設の製品開発、販売促進、品質管理等についての指導・研修を実施する事業<br>●　就労系施設製品の販路の拡大並びに受注の安定を図るため、展示販売を行う事業<br>(10／10補助率) | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c4_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2158 | 厚生労働省 | 14 | | 690 | | 中央福祉人材センター運営事業費 | | 社会福祉事業従事者の確保を図ることを目的として設置された都道府県福祉人材センター等の業務に関する連絡及び援助を行うこと等により、都道府県福祉人材センター等の健全な発展を図るとともに、福祉・介護人材の確保を推進することを目的とする。 | 求人・求職情報の提供を行うとともに、都道府県福祉人材センター職員の資質向上のための研修等に係る費用に補助する。<br>また、各都道府県福祉人材センターにおいて、離職した介護人材の情報の届出・登録を受け付けるとともに、効果的な復職の支援、潜在化の予防等を図るための全国的な届出システムを平成29年度から提供することを通じて、福祉人材センターの機能強化を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2159 | 厚生労働省 | 14 | | 691 | | 福祉サービスの第三者評価等事業 | | 福祉サービス事業者が、事業運営上の問題点等を把握し、自らサービスの質の向上に結びつけるとともに、第三者評価を受けた結果を公表することにより、利用者の適切なサービス選択に資することを目的とする。 | 全国社会福祉協議会において実施する以下の事業に対して補助するものである。(補助率10／10)<br>1. 第三者評価の全国推進組織である全国社会福祉協議会に、評価事業普及協議会を設置し、都道府県が設置する都道府県推進組織参画のもと、各都道府県毎の福祉サービス第三者評価への取組状況等に関する情報交換並びに事例発表等を行う。<br>2. 全国社会福祉協議会に評価基準等委員会を設置し、第三者評価基準ガイドラインの策定に関する検討を行う。<br>3. 都道府県推進組織が実施する評価調査者養成研修の指導講師を養成するため、評価調査者指導者研修会を実 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2160 | 厚生労働省 | 14 | | 692 | | 地方改善事業 | | 生活環境等の安定向上を図る必要がある地域及びその周辺地域の住民の社会的、経済的、文化的改善向上を図るとともに、生活上の課題や様々な人種課題の速やかな解決に資することを目的とする。<br>また、アイヌの人々を対象とした電話相談を実施し、生活に関する悩みをはじめ多様な相談に対応することで、孤独感の解消等を図ることを目的とする。 | 市町村が設置する隣保館で実施する、地域の拠点としての基本事業(社会調査及び研究事業、相談事業、啓発・広報活動事業、地域交流事業、周辺地域巡回事業、地域福祉事業)や、地域の実情に応じて実施する特別事業(隣保館デイサービス事業、地域交流促進事業、相談機能強化事業)に対し補助を行う。<br>また、電話により、アイヌの人々からの生活上の悩みなどの相談に対応する生活相談業務や、本事業の円滑な実施のため、ポスター等の作成を行う周知・広報業務を委託する。<br>(補助率　1/2) | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | 3_c4_5 | | | | | | | 非該当 | |
| 2161 | 厚生労働省 | 14 | | 693 | | 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金 | | 社会福祉施設等を経営する社会福祉法人の相互扶助の精神に基づき、社会福祉施設等に従事する職員の処遇改善を通じて、人材の確保を図り、福祉サービスの安定的な供給に資することを目的とする。 | 社会福祉施設に従事する職員が退職した場合に、その職員に対して退職手当金を支給する制度。社会福祉施設等の経営者が負担する掛金と国及び都道府県の補助金(それぞれ3分の1の負担)を財源として、退職した職員の共済期間等を勘案した退職金を支給するもの。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2162 | 厚生労働省 | 14 | | 694 | | 社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金 | | 国の政策に即して社会福祉事業者や医療事業者等が行う民間の社会福祉施設及び医療施設等の整備に対して、建築資金等を長期・固定・低利で資金を提供することにより、社会に欠かせない福祉・医療サービスを安定的・効率的に提供する基盤整備に資するものである。 | 社会福祉施設や医療施設は、介護報酬、診療報酬等の公定価格に依存した収益構造にあり、高齢者等の支援が必要な者が入所している施設の整備に対して建築資金等を固定金利で提供できるよう、金利変動により資金調達金利を上回る金利差が生じた場合の不足相当額、借入金利息と貸付金利息の差額補填等を予算措置に より補給しているもの | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2163 | 厚生労働省 | 14 | | 695 | | 民生委員関連経費 | | 近年、家族や地域のつながりが希薄化し、家庭の抱える問題や地域で抱える福祉課題が多様化・深刻化している中、地域福祉の担い手として、住民の最も身近な相談相手である民生委員・児童委員の役割はますます重要になっており、民生委員・児童委員としての担い手の確保に資すること等を目的とする。 | 本経費は、①民生委員法に基づく3年に1度の民生委員・児童委員一斉改選や転居等の理由による随時の委嘱・解嘱の際の委嘱状の作成、②無報酬で日常的に住民の社会福祉に関する相談や支援を行うことによって地域福祉の推進に努めている民生委員・児童委員に対して、大臣表彰を行う際に併せて授与することとしている功労章の作成を行 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2164 | 厚生労働省 | 14 | | 696 | | 外国人看護師・介護福祉士受入支援事業 | | 経済連携協定(EPA)などに基づき入国した外国人介護福祉士候補者の適切な就労・研修機会の確保等を図ることにより、外国人介護福祉士候補者の<br>円滑かつ適正な受入れのための環境を整備することを目的とする。 | 公益社団法人国際厚生事業団において実施する以下の事業に対して補助する。<br>〇　外国人介護福祉士候補者に対する日本における就労前の介護導入研修の実施<br>〇　巡回訪問等による外国人介護福祉士候補者の労務管理・研修状況の把握・指導<br>〇　外国人介護福祉士候補者からの相談・苦情への対応等 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2165 | 厚生労働省 | 14 | | 697 | | 社会事業大学経営等委託費 | | 経済社会情勢や社会福祉政策の動向を踏まえ、福祉教育に関する研究開発と、指導的社会福祉従事者の養成・研修及びそれらの者の教育環境の整備及び施設の安全性の確保に努め、その成果を全国の福祉系教育施設等に及ぼすことを目的とする。 | 学校法人日本社会事業大学において実施する将来社会福祉事業に従事する者及び現に社会福祉事業に従事している者に対する養成・研修、社会福祉施設や都道府県、市町村等の職員となる指導的社会福祉事業従事者(社会福祉のリーダー)の養成や、介護の生産性向上のための産学官のプラットフォームの構築・運営に対し補助する。<br>※社会福祉のリーダー<br>(1) 特養、障害者施設、児童施設等社会福祉施設のリーダー<br>(2) 自治体の社会福祉行政のリーダー<br>(3) 地域福祉のコーディネーター(社会福祉協議会やNPO法人職員)<br>なお、補助率は10/10(定額)となっている。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2166 | 厚生労働省 | 14 | | 698 | | 社会福祉職員研修センター経営委託費 | | 社会福祉関係職員の養成等を行うことにより、福祉人材の資質の向上を図り、社会福祉の増進に資することを目的とする。 | 社会福祉職員研修センター(社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院)が行う以下の事業について補助する。<br>〇地方自治体の職員に対する社会福祉主事として必要な知識・技術修得のための教育<br>〇公立の社会福祉施設の施設長として必要な知識・技術修得のための教育<br>〇社会福祉法人の経営者等に対する経営・人事・サービス管理能力向上のための研修 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2167 | 厚生労働省 | 14 | | 699 | | 社会福祉振興助成費補助金 | | 政策動向や国民の福祉ニーズを踏まえ、社会福祉の振興を図るため、地域に密着したきめ細かな活動等に対して助成を行うことを目的とする。 | NPO法人などが行う以下の事業に対し助成を行うものである(定額補助)。<br>①地域連携活動支援事業(複数の団体が連携を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズ等に対応する事業)<br>②全国的・広域的ネットワーク活動支援事業　(広域的な普及等を図るため、複数の団体が相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業) | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:〇 非該当:－) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:〇 非該当:－) | 競争的資金(該当:〇 非該当:－) | 独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－) | SBIR対象(該当:〇 非該当:－) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2168 | 厚生労働省 | 14 | | 700 | | 外国人介護福祉士候補者学習支援事業 | | 経済連携協定(EPA)などに基づき入国した外国人介護福祉士候補者等に対し、介護福祉士国家試験の合格に向けた継続的な学習支援を行うことにより、外国人介護福祉士候補者や介護職種の技能実習生の円滑かつ適正な受入れのための環境を整備することを目的とする。 | ①公募により採択された団体が、経済連携協定（EPA）などに基づき入国した外国人介護福祉士候補者に対し行う以下の事業について補助する。<br>〇就労・研修に必要な日本語や介護福祉士として必要な専門知識と技術、日本の社会保障制度を学ぶ集合研修<br>〇就労2年目及び3年目の候補者に対する介護分野の専門知識に関する通信添削指導（定期的な小テスト）<br>〇介護福祉士の資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援（模擬試験の実施等）<br>〇補助率（10/10）<br>②公募により採択された団体が、介護職種の技能実習生を対象に実施する以下の事業等について補助する。<br>〇実習生が2年目に移行するまでに日本語能力試験「N3」程度が取得できるようWEB上で利用できる日本語学習教材や自己学習ツール等の開発及び実習実施機関への提供<br>〇実習生が学習できる専門用語や声かけなど介護現場で使用する日本語テキストの作成<br>〇技能実習生の指導を担当する技能実習指導員に対して、移転すべき技能の理論と指導方法等についての講習会の開催 | 0 | 0 | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2169 | 厚生労働省 | 14 | | 701 | | 地方改善施設整備費補助金 | | 生活環境等の安定向上を図る必要のある地域の住民の生活環境等の改善を図るため、地方公共団体が整備する共同施設及び隣保館等施設整備に要する費用の一部を補助することにより、地域住民等の福祉の向上を図ることを目 | 市町村が設置する共同施設及び隣保館等の設備に要する費用の一部を補助する。<br>(補助率 1/2) | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2170 | 厚生労働省 | 14 | | 702 | | 社会福祉施設等施設整備（災害復旧費含む） | | 【①社会福祉施設等施設整備費補助金】<br>「生活保護法」、「児童福祉法」、「障害者総合支援法」等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的とする。<br><br>【②社会福祉施設等災害復旧費補助金】<br>豪雨、地震その他自然災害により被災した社会福祉施設等の復旧については、実地調査を行い被害額を確定した上で、その復旧に要する経費の一部を補助することにより災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保することを目的とする。<br><br>【③心身障害児総合医療療育センター施設整備】<br>国の財産である心身障害児総合医療療育センターを円滑、適正に運営するため、施設整備を実施し、もって、障害者福祉の向上を図ることを目的とする。 | 【①社会福祉施設等施設整備費補助金】<br>「生活保護法」、「児童福祉法」、「障害者総合支援法」等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助する。(補助率1/2)<br><br>【②社会福祉施設等災害復旧費補助金】<br>豪雨、地震その他自然災害により被災した社会福祉施設等の復旧については、実地調査を行い被害額を確定した上で、その復旧に要する経費の一部を補助する。(補助率1/2)<br><br>【③心身障害児総合医療療育センター施設整備】<br>本事業は、重症心身障害児及び肢体不自由児を受け入れ支援している心身障害児総合医療療育センターにおいて、施設運営を継続する上で支障のある、老朽化箇所の修繕など施設整備を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2171 | 厚生労働省 | 14 | | 703 | | 心身障害者扶養共済制度運営費 | | 地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度（心身障害者の保護者亡き後、残された心身障害者に終身一定の年金を給付する制度）の過去の積立不足分及び年金給付に必要な費用の不足分について国及び都道府県・指定都市が1／2ずつ負担する等措置を講ずることにより、障害者の福祉の増進を図るものである。 | 都道府県及び指定都市が独立行政法人福祉医療機構に対し、納付することとなっている過去の積立不足分及び年金給付に必要な費用の不足分の財政支援（特別調整費）について補助するもの。<br>都道府県及び指定都市に対し、心身障害者扶養共済制度の運営に係る事務費について補助するもの。<br>対象　：心身障害者扶養共済制度を実施する都道府県及び指定都市<br>補助率：国1／2、都道府県及び指定都市1／2 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2172 | 厚生労働省 | 14 | | 704 | | 独立行政法人福祉医療機構運営費交付金 | | 独立行政法人福祉医療機構の業務に必要な財源に充てるために運営に要する経費（人件費、一般管理費等の事務費）を交付している。 | 次の業務に必要な運営に要する経費を交付<br>①民間の社会福祉施設及び医療施設等の整備等に係る資金の貸付に係る業務（福祉医療貸付事業）<br>②社会福祉施設の設置者、病院等の開設者等に対し経営に係る経営診断・指導等を通じ経営者を支援する事業に係る業務（経営支援事業）<br>③社会福祉振興事業を行う者に対して助成を行う業務、社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及・研修を行う業務（社会福祉振興助成事業）<br>④福祉・保健・医療に係る各種情報等の提供を行う情報サービス事業に係る業務（福祉保健医療情報サービス事業） | 0 | 0 | | | | | | | | | 7_b_7 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2173 | 厚生労働省 | 14 | | 705 | | 戦傷病者戦没者遺族等援護法施行事務 | | 国と雇用関係又はこれに類似する特別の関係にあった者（軍人、軍属、準軍属）が、公務等により負傷・罹病又は死亡したことに対し、国が国家補償の精神に基づき援護する。 | 国と雇用関係又はこれに類似する特別の関係にあった者（軍人、軍属及び準軍属）が、公務等により障害の状態になった場合には、戦傷病者本人に障害年金を支給し、公務等により死亡した場合には、配偶者等の遺族に遺族年金、遺族給与金又は弔慰金の支給を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2174 | 厚生労働省 | 14 | | 706 | | 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等の支給事務 | | 特別弔慰金支給法及び各種特別給付金支給法に基づき、戦没者等の遺族等に対して国として弔慰、特別の慰藉のための支給を行う。 | ・特別弔慰金及び各種特別給付金の国庫債券の発行請求事務<br>・裁定に係る事務等（都道府県に委託）（補助率：10／10） | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | 4_b4_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 2175 | 厚生労働省 | 14 | | 707 | | 戦傷病者特別援護法等に基づく戦傷病者等に対する療養の給付等の援護事業 | | 国家補償の精神に基づき、戦傷病者及び未帰還者留守家族等に対する援護を実施する。 | 戦傷病者の公務上の傷病に関し、療養の給付、補装具の支給等の援護を行うこと及び未帰還者留守家族等に対し、留守家族手当、帰郷旅費、葬祭料の支給等の援護を行うこと。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2176 | 厚生労働省 | 14 | | 708 | | 昭和館運営等事業 | | 戦没者遺族の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を次世代に継承すること及び戦争による悲劇を永く歴史にとどめ、平和を祈念するとともに、その遺族等の福祉の向上を図ることを目的とする。 | 平成11年度より、主に戦争に関する歴史的事実のうち、戦没者遺児をはじめとする戦没者遺族の経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦に係る歴史的資料、情報を収集及び保存することにより、次世代に戦中・戦後の国民生活上の労苦を知る機会を提供する「昭和館」を運営する。<br>また、平成14年度より、対馬丸記念館という、地域住民の交流の場において、高齢化した戦没者遺族等を含めた地域住民に対するメンタルヘルス相談、生活相談、その他生活上の各種相談及び遺族の内面的心情に関する事例調査研究並びに地域に密着した各種相談講習会を行う遺族相談事業を実施する（補助率：国10/10）。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 3_c4_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2177 | 厚生労働省 | 14 | | 709 | | 戦傷病者福祉事業 | | 戦傷病者やその妻等が体験した戦中・戦後の労苦を次世代の人々に伝えることを目的とする。 | 戦傷病者やその妻等が体験した戦中・戦後の労苦に係る資料及び情報を収集し、保存し、展示することにより、次世代にその労苦を伝えることを目的とする「しょうけい館」を運営 | 0 | 0 | | | | | | | | | 3_c4_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2178 | 厚生労働省 | 14 | | 710 | | 戦没者追悼式挙行等事業 | | 毎年8月15日を「戦没者を追悼し平和を祈念する日」とし、全国民が深く追悼の誠を捧げるとともに、恒久平和の確立への誓いを新たにすること及び遺骨収集等により持ち帰られた遺骨で遺族に引き渡すことのできないものの納骨を行い併せて拝礼を行うこと。 | 昭和38年から毎年8月15日に国家行事による戦没者の追悼行事として日本武道館（昭和40年度以降）において、天皇皇后両陛下御臨席のもとに全国戦没者追悼式を挙行している。式典は宗教的儀式を伴わないものとされ、全国から代表遺族を国費で参列させることとしている。また、海外戦没者遺骨収集等により新たに持ち帰られた遺骨で、身元が判明しない等により遺族に引き渡すことのできない遺骨の納骨を行うとともに、併せて墓苑に納められている遺骨に対し拝礼を行うため、厚生労働省主催により昭和40年以降毎年春に皇族の御臨席をいただき、千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2179 | 厚生労働省 | 14 | | 711 | | 海外未送還遺骨情報収集事業 | | 先の大戦による海外日本人戦没者の遺骨収集等の計画的な実施に資するため、残存する日本人戦没者の遺骨情報を収集することを目的とする。 | 南方地域（フィリピン、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、インドネシア、パラオ、ミャンマー及びマリアナ諸島（平成29年度より実施））に残存する日本人戦没者等の遺骨の情報について、日本国内及び現地において、主に聞き取りにより情報を収集し、遺骨情報に基づいた調査を行う。<br>なお、海外資料の調査によって得られた日本人戦没者の埋葬地情報に基づき、現地における実地調査を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 1_c_2_9 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2180 | 厚生労働省 | 14 | | 712 | | 遺骨収集関連事業 | | 先の大戦における戦没者の遺骨については、未だその多くが海外諸地域等に残されているため、それらの遺骨を迅速かつ着実に収集し、本邦へ送還することにより、戦没者遺族を慰藉することを目的とする。 | 戦没者の遺骨収集は、昭和27年度から南方地域において開始され、平成3年度からは旧ソ連地域における抑留中死亡者についても遺骨の収集が可能になった。これまでに約34万柱の遺骨が収集され、陸海軍部隊や一般邦人の引揚者が持ち帰ったものを含めると、海外戦没者約240万人のうちの約半数（127万柱）が送還されている。<br>なお、戦後70年を経て御遺族や戦友が高齢化し、当時の状況を知る方々が少なくなり、遺骨に関する情報が減少してきている。こうした中、平成28年3月に「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（平成28年法律第12号）が成立し、遺骨収集が国の責務と位置づけられたほか、平成36年度までの期間を遺骨収集の推進に関する施策の集中実施期間とすることや、関係行政機関の間で連携協力を図ること、戦没者の遺骨に関する情報収集や遺骨収集を行う者として一般社団法人又は一般財団法人を厚生労働大臣が指定できるこ | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:〇 非該当:-) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:〇 非該当:-) | 競争的資金(該当:〇 非該当:-) | 独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:-) | SBIR対象(該当:〇 非該当:-) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2181 | 厚生労働省 | 14 | | 713 | | 遺骨伝達等事業 | | 収容した戦没者の遺骨のDNA鑑定や遺留品調査等を実施し、身元が特定された場合は遺族へ伝達し、身元が特定できず遺族に引き渡すことのできない遺骨は千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨することにより、戦没者遺族の慰藉につなげることを目的とする。 | 海外等で収容された先の大戦における戦没者の遺骨については、遺留品調査等により身元が特定された場合に遺族へ伝達しており、平成15年度以降は遺骨から有力なDNAを抽出できるなど一定の条件を満たす場合に、希望する遺族に対しDNA鑑定を実施し、身元特定に至った場合も同様に伝達している。遺族に引き渡すことのできない遺骨は、国内で再焼骨後、千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨している。また、当局保管の朝鮮半島出身旧軍人軍属の遺骨については韓国及び北朝鮮政府に返還するものであり、返還に関する基本的事項に合意している韓国政府に対して遺骨の返還に向け | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2182 | 厚生労働省 | 14 | | 714 | | 慰霊巡拝事業 | | 先の大戦において亡くなられた方すべての遺骨を収容することが事実上困難なことから、国の責務として、政府の行う遺骨収集を補完し、戦没者遺族の慰藉を目的として、旧主要戦域等において政府職員及び戦没者遺族が戦没者を慰 | 先の大戦において旧主要戦域となった地域で、政府職員が戦没者遺族とともに戦没者の戦没地点付近や国から建立した海外戦没者慰霊碑を訪れて、現地追悼式などを行い戦没者の慰霊を行う(一部補助事業　補助率1/3)。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2183 | 厚生労働省 | 14 | | 715 | | 慰霊友好親善事業 | | 先の大戦における戦没者の遺児に対する慰藉の一環として、戦没者の遺児が、亡き父の眠る地に赴き心ゆくまで慰霊追悼を行うとともに、現地の人々と戦争犠牲者の遺族という共通の立場で友好親善を図り、相互理解を深める。 | 先の大戦における戦没者の遺児が、旧主要戦域の関係者との友好のための記念事業(教育施設への学用品等の寄贈、現地戦争犠牲者との交流会、記念植樹)を行う(定額補 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2184 | 厚生労働省 | 14 | | 716 | | 慰霊碑の維持管理等事業 | | 硫黄島、沖縄及び海外14ヶ所に建立した戦没者慰霊碑について、民間団体等や建立地の相手国関係機関等に慰霊碑の維持管理等を委託するとともに、経年劣化等により補修の必要となった場合は補修工事を行う。また、旧ソ連地域に抑留中死亡者の小規模慰霊碑を建立する。これらにより、戦没者遺族の慰藉を行うことを目的とする。 | 硫黄島、沖縄及び海外14ヶ所に建立した戦没者慰霊碑について、民間団体等や建立地の相手国関係機関等に慰霊碑の維持管理等を委託する。また、旧ソ連地域において抑留中死亡者の小規模慰霊碑を建立する。<br>なお、経年劣化等により、補修の必要な慰霊碑について、計画的に調査を行い補修工事を行うこととしている。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2185 | 厚生労働省 | 14 | | 717 | | 民間建立慰霊碑等管理促進事業 | | 民間団体等が国内外に建立した日本人戦没者の慰霊碑について、経年劣化等により維持管理状況が不良となっているものがあることから、当該慰霊碑の適切な管理を行うことを目的とする。 | 海外民間慰霊碑については、建立者等が不明の慰霊碑は現地政府や地権者等と協議を行ったうえ、移設、埋設等を行う。また、建立者等が明らかな場合は、慰霊碑等の適切な維持管理を行うよう要請するとともに、維持管理を行うことが困難な場合は、建立者等に同意を得たうえで、移設、埋設等を行う。<br>平成28年度から、国内民間慰霊碑については、建立者等が不明かつ状態が不良の慰霊碑について、自治体が移設、 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2186 | 厚生労働省 | 14 | | 718 | | 中国残留邦人等身元調査事業 | | 中国東北地区等において、ソ連軍参戦以降の混乱により、両親や兄弟姉妹と生別又は死別し孤児となった中国残留邦人等の方々の身元調査を行うことにより、これらの方の早期の帰国促進を図る。 | 中国現地で日中両国政府による共同調査を行い、日本人孤児と確認された方については、報道機関の協力を得て日本で孤児の情報を公開し、肉親情報のある方については肉親と思われる方との対面調査を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_c_2_9 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2187 | 厚生労働省 | 14 | | 719 | | 中国残留邦人等に対する帰国受入援護事業 | | 日本への永住帰国を希望する中国残留邦人等の方々に帰国受入援護を行うことにより、これらの方の早期の帰国促進を図る。 | 日本へ永住帰国を希望する中国残留邦人等に対して永住帰国旅費や自立支度金を支給するほか、永住帰国を望まない方が墓参や親族訪問等を希望する場合は一時帰国旅費を支給する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2188 | 厚生労働省 | 14 | | 720 | | 中国残留邦人等に対する定着自立支援事業 | | 永住帰国した中国残留邦人等の方々に定着自立支援を行うことにより、定着先の地域社会における自立推進を図る。 | 永住帰国直後に首都圏中国帰国者支援・交流センターで入所研修を行った後、日本語指導、就労相談・指導等の自立研修を実施する。<br>また、帰国後の経過期間にかかわらず、中国帰国者支援・交流センターにおいて帰国者の目的やニーズに合わせ、社会的な自立を促すための日本語学習や交流事業等の定着自立支援を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2189 | 厚生労働省 | 14 | | 721 | | 保険料追納一時金事業 | | 永住帰国した特定中国残留邦人等の老後の生活の経済的安定を図ることを目的とする。 | 本事業は、中国残留邦人等が満額の老齢基礎年金等の支給を受けることを可能とするため、帰国前の期間を含めた国民年金の被保険者期間に対応する保険料相当額を「一時金」として本人に支給し、その中から保険料追納額を国が控除し、本人に代わって追納することとしたものである。<br>なお、すでに本人が保険料を自ら納付(拠出)している期間については追納せず、保険料相当額を本人に直接支給することとしている。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2190 | 厚生労働省 | 14 | | 722 | | 中国残留邦人等に対する支援給付事業 | | 永住帰国した中国残留邦人等に生活支援を行うことにより、老後の生活の経済的安定を図る。 | 満額の老齢基礎年金等を受給してもなお生活の安定が十分に図れない中国残留邦人等に対する支援給付の円滑な実施のため、中国語が解せる支援・相談員を市役所等の窓口に配置するとともに、支援給付の施行事務について、適正かつ効率的な運用を確保するため、実施機関に対する指導監査を行う。<br>(支援給付金本体は、「中国残留邦人生活支援給付金」事 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2191 | 厚生労働省 | 14 | | 723 | | 人事関係等資料整備事業 | | 遺族等の関係者が高齢化する中、抑留者関係資料の入手及び照合を充実させるとともに、整備した人事関係資料を的確に活用すること。 | ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料について、日本語に翻訳しデータベース化するとともに、日本側資料との照合調査を行い、抑留中死亡者が特定できた場合には、遺族等へ資料の記載内容等をお知らせすることや、整備保管する旧陸海軍人事関係等資料のデータベースを活用し、資料の経年劣化による損傷を防ぎ、永続的な利用を | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_c_1_9 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2192 | 厚生労働省 | 14 | | 724 | | 旧軍人遺族等恩給進達事務事業 | | 旧陸海軍軍人軍属及びその遺族から提出される各種恩給請求書の内容を審査し、裁定庁である総務省に請求書類を進達する。 | 旧陸海軍軍人軍属及びその遺族から都道府県を通じて提出される各種恩給請求書の内容を審査し、裁定庁である総務省に請求書類を進達するとともに、都道府県に対し恩給進達事務に関する指導を行っている | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2193 | 厚生労働省 | 14 | | 725 | | 戦没者叙勲等の進達等事業 | | 今次の戦争に関する勤務に従事し、これに関連して死没した軍人軍属等に対し、叙位及び叙勲の進達事務を行うものである。 | 戦没者叙勲等にかかる本人又は遺族等からの照会事項への対応、関係機関との連絡調整、都道府県から進達されるものについて、閣議決定に基づき、事務を旧軍関係調査事務等委託費の一部として都道府県に委託し、叙位及び叙勲の適切な事務処理を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2194 | 厚生労働省 | 14 | | 726 | | 障害保健福祉制度普及関係経費等 | | 障害保健福祉制度の普及のための施策、障害保健福祉制度の改革のための検討会等を実施し、もって障害保健福祉を推進する。 | ・障害保健福祉制度にかかる検討会等の実施<br>・障害保健福祉制度にかかる広報、報告書、会議資料等の書類作成等<br>・障害保健福祉制度の推進にかかる事務費等(監査指導、企画指導経費等) | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2195 | 厚生労働省 | 14 | | 727 | | 精神障害者社会復帰調査研究等事業 | | A. 心理職に係る大学・大学院での履修科目・時間や心理職の勤務状況(施設・職種別、業務内容等)を把握し、心理職の今後のあり方について検討を行う。<br>B.全国的な機関として「災害等によるストレス関連疾患対策情報支援センター」を設置することにより、短期間のみならず中長期的にもPTSD症状や治療内容等の把握や分析を行い、被災者及び被害者のメンタルヘルス支援体制の向上を図る。<br>C.依存症者本人やその家族に対し、早い段階で相談機関や医療機関、自助団体等につながるよう、啓発活動を行うとともに、今後依存症になる可能性がある者に対しても、依存症の危険性を訴えることにより、社会から依存症者を減少さ | A.公認心理師カリキュラム等検討会を開催をする。(平成27年度開始、平成32年度終了予定)<br>B.災害等によるストレス関連疾患対策情報支援センターにおいて、被災者の心のケアに関する情報収集・分析等を行う。(平成28年度開始、平成32年度終了予定)<br>C.依存症問題に関するポスターの作成や、シンポジウムの開催を行う。(平成28年度開始、平成32年度終了予定) | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2196 | 厚生労働省 | 14 | | 728 | | 障害支援区分管理事業 | | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)における障害支援区分の認定状況及び課題の把握と市区町村が行う認定事業の支援を通じて、障害支援区分の適切な認定を推進する。 | 障害者総合支援法においては、市町村等が障害支援区分の認定業務を行うこととされているが、全国の市区町村が行った障害支援区分の認定に関するデータを集計・分析し、障害支援区分の検証の基礎資料とするとともに、都道府県及び市区町村にフィードバックすることにより、市区町村における障害支援区分の一層の円滑かつ適切な実施を図 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_4 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2197 | 厚生労働省 | 14 | | 729 | | 障害者自立支援給付 | | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、市町村が支弁する自立支援給付費の支給に要する費用の一部を負担することにより、障害者及び障害児の福祉の増進を図ることを目的とする。 | ●介護給付・訓練等給付費(負担率:1／2)<br>障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、居宅介護、グループホーム、就労移行支援事業等の障害福祉サービスを計画的に確保する。<br>●計画相談支援給付費(負担率:1／2)<br>障害者の心身の状況等を勘案し、利用するサービス等に係るサービス等利用計画を作成するとともに、障害福祉サービス等の利用状況を検証し、サービス等利用計画の見直しを行う。<br>●地域相談支援給付費(負担率:1／2)<br>入院・入所中の障害者に対し、住居の確保や地域生活に移行するための相談等を実施するとともに、居宅において単身で生活する障害者等に対して、常時の連絡体制を確保して緊急の事態における相談等を実施。<br>●療養介護医療費(負担率:1／2)<br>療養介護を利用している障害者に対し、医療に要した費用について、療養介護医療費を支給する。<br>●補装具費(負担率:1／2)<br>障害者等の身体機能を補完または代替する用具(補装具)の購入または修理に要する費用の100分の90に相当す | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2198 | 厚生労働省 | 14 | | 730 | | 障害者医療費 | | 自立支援医療受診者の医療費を軽減し、障害者・児の心身の障害を除去・軽減することによって、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第1項の規定により、障害者・児の障害を除去・軽減するために指定自立支援医療機関において必要な医療を受けた際、同法第92条第3号及び第93条第1号の規定により都道府県等が支弁した費用に対して法第95条第1項第2号及び第3号により、50／100を国が負担する | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:〇 非該当:-) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:〇 非該当:-) | 競争的資金(該当:〇 非該当:-) | 独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:-) | SBIR対象(該当:〇 非該当:-) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2199 | 厚生労働省 | 14 | | 731 | | 地域生活支援事業等 | | 障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態により効果的・効率的に実施することにより、障害者及び障害児の福祉の増進を図る。 | 障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を計画的に実施する地域生活支援事業に加え、平成29年度より政策的な課題に対応するための地域生活支援促進事業を実施。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2200 | 厚生労働省 | 14 | | 732 | | 給付費支払システム事業 | | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス費等の請求・支払に関して全国共通のシステムを整備し、障害福祉サービス費等の請求・支払を各都道府県国民健康保険団体連合会に一本化することにより、事業者の請求事務の効率化及び市町村等の支払事務の平準化・軽減化を図る。 | 国民健康保険中央会がシステムの開発を一括して行うとともに、全国決済業務(事業者が複数の都道府県内の市町村に請求を行う場合の各都道府県国民健康保険団体連合会への振り分け)を行う。補助率　10／10 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2201 | 厚生労働省 | 14 | | 733 | | 障害児施設措置・給付 | | 障害児入所施設等において、障害のある児童に対する保護、訓練等を行い、もって、障害児の福祉の向上を図ることを目的とする。 | 別添のとおり | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_4_6 | 5_c4_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 2202 | 厚生労働省 | 14 | | 734 | | 児童福祉事業助成 | | 心身障害児(者)、保護者、及び施設職員等に対し、相談・療育指導、療育研修等を行うことにより、心身障害児(者)等の福祉の向上を図ることを目的とする。 | ・在宅心身障害児(者)及び保護者に対する相談、療育指導<br>・在宅心身障害児(者)の保護者、ボランティアを対象に、専門家による講義、実技指導等の療育研修<br>・在宅の障害児及びその家族に対し、医師等の療育担当者が宿泊をともにし、基本動作の指導及び機能訓練等を行う等 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2203 | 厚生労働省 | 14 | | 735 | | 特別児童扶養手当等給付 | | 精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図るものである。 | 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」に基づき、地方公共団体が障害児(者)及び、障害児を監護又は養育する父母等に対して受給資格の認定等を行い、当該受給資格者に対し特別児童扶養手当等を支給するもの。<br>特別児童扶養手当給付費(特別児童扶養手当受給者。補助率:国10/10)、特別障害者手当等給付費負担金(特別障害者手当等受給者。補助率:国3／4、都道府県及び市又は福祉事務所設置町村1／4)、事務取扱交付金(都道府県及び市町村。補助率:国10/10)、特別児童扶養手当支給業務庁費(システム運用・保守等) | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2204 | 厚生労働省 | 14 | | 736 | | 視覚障害者用図書事業等 | | 視覚障害者等の福祉向上を図る為、視覚障害者用図書の制作・貸出、盲人用具の販売あっ旋、視覚障害生活訓練指導員研修、全国盲人生活相談、視覚障害者行政情報等提供、全国身体障害者福祉センター運営事業を行い、もって視覚障害者等の自立と社会参加・福祉の促進に資することを目的とする。 | 実施主体である団体(6団体)が行う視覚障害者用図書事業、盲人用具あっ旋事業、視覚障害者行政情報等提供事業等を行うのに要する費用に対し、委託費を交付している。<br>・視覚障害者用図書事業→視覚障害者用図書の制作、貸し出しを行う。<br>・盲人用具あっ旋事業→低廉な価格で盲人用具のあっ旋を行う。<br>・視覚障害者行政情報等提供事業→国内外の障害保健福祉関連情報等を、点字や音声の広報誌等により提供する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | 3_c4_5 | | | | | | | 非該当 | |
| 2205 | 厚生労働省 | 14 | | 737 | | 手話通訳技術向上等研修等 | | 聴覚障害者及び盲ろう者の福祉向上を図るため、手話通訳技術向上等研修、手話研究・普及、字幕入り映像ライブラリー等製作貸出、要約筆記者指導員養成研修等及び盲ろう者向け通訳者養成研修等の事業を行い、コミュニケーション支援体制の充実を図り、もって聴覚障害者及び盲ろう者の社会参加の促進に資することを目的とする。 | 実施主体である団体(3団体)が行う手話通訳技術向上等研修、字幕入り映像ライブラリー等製作貸出、盲ろう者向け通訳者養成研修等の事業に要する費用に対して委託費を交付している。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2206 | 厚生労働省 | 14 | | 738 | | 障害者芸術文化活動普及支援事業(ポストモデル事業) | | 障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とする。 | 障害者芸術文化活動普及支援事業(定額:10/10)<br>平成26年度から28年度まで実施された「障害者の芸術活動支援モデル事業」で培った支援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動(美術、演劇、音楽等)の更なる振興を図る。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c4_5 | 8_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 2207 | 厚生労働省 | 14 | | 739 | | 高度情報通信福祉事業等 | | 障害者が必要とする情報をインターネット等を活用して提供すると共に、これらの情報を利用するために必要な情報通信機器の使用方法等を指導するパソコンボランティアの指導者の養成を行うことにより、障害者の情報通信技術の利用・活用の機会の拡大を図り障害者の情報バリアフリーを一層促進するものである。 | 実施主体である団体(4団体)が行う視覚障害者用図書情報ネットワーク事業、点字ニュース即時提供事業、パソコンボランティア指導者養成事業及び都道府県・市町村の実施する視覚障害者用地域情報ネットワーク運営事業等に要する費用の補助を行う。（定額:10／10相当） | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_1_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2208 | 厚生労働省 | 14 | | 740 | | 中央障害者社会参加推進センター運営事業 | | 障害者相談員研修の実施、障害者110番研修の実施、「都道府県障害者社会参加推進センター」(以下「地方センター」という。)が行う障害者の社会参加推進事業への助言指導を行うことにより、社会参加推進事業の一層の普及を図ることを目的とする。 | 〇　中央障害者社会参加推進センター((社福)日本身体障害者団体連合会に設置。以下「中央センター」という。)が行う次の事業に国庫補助(10/10)する。<br>①　障害者相談員研修の実施、<br>②　各地方社会参加推進センターの障害者110番事業担当者を対象とした「障害者110番事業中央研修」の実施<br>③　①②その他の地方センターが行う社会参加推進事業の効果的な実施のための指導助言 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2209 | 厚生労働省 | 14 | | 741 | | 国連・障害者の十年記念施設運営等 | | 国が設置する国連・障害者の十年記念施設を円滑、適正に運営し、本施設の有する障害者の国際交流機能、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流機能、芸術・文化の発信機能、大規模災害時の後方支援機能を十分活用した事業を実施することによって、障害者の社会参加を促進すること | ビック・アイ共働機構に対して、国連・障害者の十年記念施設の運営及び障害者の国際交流機能、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流機能、芸術・文化の発信機能、大規模災害時の後方支援機能を十分活用した事業を実施するのに必要な委託費の交付及び大阪府に対する土地借料 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | 3_c4_5 | | | | | | | 非該当 | |
| 2210 | 厚生労働省 | 14 | | 742 | | 社会参加支援施設事務費 | | 〇点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設の運営に要する費用を助成することにより、事業実施における最低基準を維持するとともに、視聴覚障害者の自立と社会参加を促進することを目的とする。 | 〇点字図書館(点字刊行物や視覚障害者用の録音物の制作や貸出等を行う施設)及び聴覚障害者情報提供施設(字幕、手話入の録画物の制作や貸出、手話通訳者の派遣等を行う施設)の運営に要する費用の補助を行う。<br>〇実施主体は、都道府県・指定都市・中核市・市町村。<br>〇国庫負担率 5／10。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2211 | 厚生労働省 | 14 | | 743 | | 精神障害者措置入院等 | | ・自傷・他害の恐れのある精神障害者を入院措置し、医療を行うための費用を負担することにより、自傷・他害の恐れのある精神障害者の保護・医療の提供を滞りなく行うことを目的とする。<br>・琉球政府の負担により精神障害者の医療を受けていた者が、本土復帰後も引き続き当該精神障害について医療を受けた場合に、医療費負担の特別措置を講じることにより、沖縄県の本土復帰に伴い、制度の円滑な実施を図ることを目的とする。 | ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条第1項及び第29条の2第1項の規定により措置入院及び緊急措置入院させた精神障害者の入院に要する費用について、都道府県又は指定都市が負担した費用から、精神障害者又は扶養義務者の費用負担能力に応じて徴収する一部負担金の額を控除した額について、3／4を国庫負担する制度。(昭和25年度開始)<br>・沖縄の本土復帰の際、琉球政府当時の精神衛生法第26条又は第45条の規定により琉球政府の負担によって精神障害者の医療を受けていた者が、復帰後も引き続き当該精神障害について医療を受けた場合の医療費につき、沖縄県 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2212 | 厚生労働省 | 14 | | 744 | | 精神障害者保健福祉対策 | | 精神障害者に対する適切な医療や福祉の提供を行うための人材養成や地域における体制整備を行うことにより、精神障害者が安心して地域で生活できる社会の実現を目的とする。 | 緊急な医療を要する精神障害者等が迅速かつ適切な医療を受けられるようにするため、<br>A. 都道府県又は指定都市が行う精神保健福祉法に基づく精神科救急医療体制の整備(平成20年度開始、平成29年度終了予定)<br>B. 自殺防止のための相談活動等事業、PTSD、思春期児童等に対応する業務従事者や精神医療従事者等に対する研修事業(平成13年度開始、平成31年度終了予定)<br>C.精神保健福祉センターが行う特定相談事業等の実施(平成12年度開始、終了予定なし)<br>等を通じて、精神障害者の保健福祉の向上を図るもの。<br>(補助率:1/2 定額1/3) | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2213 | 厚生労働省 | 14 | | 746 | | 心神喪失者等医療観察法入院等決定者医療費等 | | 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(以下「医療観察法」という。)に基づく裁判所の入院又は通院の決定を受けた対象者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を | 医療観察法に基づく裁判所の入院又は通院の決定を受けた対象者に対し、医療観察法に基づく医療を提供するために必要な基準に適合した医療機関(指定医療機関)に委託して医療を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2214 | 厚生労働省 | 14 | | 747 | | 心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関整備等 | | 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(以下「医療観察法」という。)に基づく裁判所の入院通院の決定を受けた者(以下「入院対象者」という。)を入院させる病棟を整備し、当該病棟において入院対象者に対し継続的かつ適切な医療を行うことによって、その病状の改善及びこれに同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進すること。 | 医療観察病棟建設予定の都道府県、特定地方独立行政法人等を対象に、施設整備事業費(新病棟、改修病棟)、設備整備事業費(医療観察病棟に必要な医療機器、医療用器具など)を負担するとともに、指定入院医療機関の運営(医療観察病棟運営経費、医療観察病棟開設準備経費など)に必要な経費を負担する。(負担率10／10) | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額(千円) | 左記うち要望額うち科技予算額(千円) | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:〇 非該当:－) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:〇 非該当:－) | 競争的資金(該当:〇 非該当:－) | 独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－) | SBIR対象(該当:〇 非該当:－) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2215 | 厚生労働省 | 14 | | 748 | | 心神喪失者等医療観察法人材養成研修 | | 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に基づく指定医療機関の従事者、精神保健判定医等関係者に対し、司法精神医学の教育、医療観察法に基づく鑑定並びに医療処遇に関する各種の演習等を通じて、司法精神医療の担い手である関係職種の育成と資質の向上を図る。 | 【指定医療機関従事者研修】<br>指定医療機関（当該年度中に指定予定の医療機関を含む）に従事予定の医師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士及び臨床心理技術者を対象とした研修を委託事業として実施する。<br><br>【精神保健判定医等養成研修】<br>研修を受講することにより要件を満たし、精神保健判定医となる予定の者を対象とした「精神保健判定医養成研修」及び研修を受講することにより要件を満たし、精神保健参与員候補者となる予定の者を対象とした「精神保健参与員候補 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 5_a4_1_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2216 | 厚生労働省 | 14 | | 749 | | 心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関地域共生事業 | | 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）の円滑な実施の観点から、医療観察法に基づく指定入院医療機関の周辺の地域における地域共生施設の整備、その他の地域の共生に寄与する事業を促進することにより、継続的な医療提供の確保と社会復帰を図り、もって対象者の自立した日常生活及び社会生活を実現する。 | 地域との相互理解を含めた総合的な取組みを進めるため、医療観察病棟建設予定の都道府県及び市町村を対象に、地域の共生に寄与する事業の実施に必要な経費を補助する。（補助率10／10）<br>〇地域共生施設（道路、公園、地域交流施設、医療観察病棟の設置が見込まれる病院の施設）の施設・設備整備<br>〇地域共生事業（地域共生ステーション事業、教育文化事 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 4_a4_2 | 8_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 2217 | 厚生労働省 | 14 | | 750 | | 心身障害者扶養保険対策 | | 独立行政法人福祉医療機構が行う心身障害者扶養保険事業に要する経費を交付することにより、障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対し保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的とする。 | 扶養保険制度は、地方公共団体において先行して実施されていた制度を引き継ぎ、全国的規模で実施するため昭和45年に創設され、地方公共団体が条例に基づき実施する共済制度を独立行政法人福祉医療機構が保険する制度であり、地方公共団体と機構において「扶養保険契約」を締結することにより、機構は、加入者、保険料及び年金資産の総合管理を行うため、その事業運営費に必要な経費を交付するものである。<br><br>交付先：独立行政法人福祉医療機構 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 7_b_7 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2218 | 厚生労働省 | 14 | | 751 | | 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園運営費交付金に必要な経費 | | 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。 | 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の次の業務に必要な財源に充てるために運営に要する経費（人件費、一般管理費等）を交付している。<br>①重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設を設置し、運営。<br>②知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、研究及び情報の提供。<br>③障害者支援施設において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修。<br>④知的障害者の支援に関し、障害者支援施設の求めに応じた援助及び助言。<br>⑤附帯業務。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 7_b_7 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2219 | 厚生労働省 | 14 | | 752 | | 国立更生援護施設運営事業 | | 障害者に対する医療から職業訓練までの一貫した体系の下で総合的なリハビリテーションを提供するとともに、リハビリテーション技術の開発、リハビリテーション専門職の養成等、その成果を全国に発信、普及することにより、障害者の自立と社会参加の推進に寄与することを目的とする。 | ①総合的ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ医療の提供（治療、診断、機能回復・日常生活訓練と退院後の社会生活に関する助言　指導等）<br>②ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ技術・福祉機器の研究開発（ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ技術・支援ｼｽﾃﾑ・支援技術等の開発、大学との研究協力・国際標準化機構への協力等）<br>③ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ専門職員の人材養成（6学科の指導的人材養成及び30の研修会）<br>④ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝに関する情報の収集及び提供<br>⑤ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝに関する国際協力（WHOへの協力、JICAの開発途上国への技術支援への協力等）<br>⑥障害福祉ｻｰﾋﾞｽの提供（障害者総合支援法基づく各種サービスとその先駆的・試行的取り組み） | 163,839 | 0 | 2 | 一般 | － | 6 | 4 | － | － | － | － | 7_a_3 | | | | | | | | 該当 | |
| 2220 | 厚生労働省 | 14 | | 753 | | 医療観察等実施費 | | 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に基づく裁判所の入院又は通院決定を受けた対象者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促 | 各地方厚生局において、医療観察法に基づく判定医の名簿作成、精神保健福祉士等の専門知識及び技術を有する者の名簿作成、指定医療機関の指定、処遇改善の請求に係る指定入院医療機関との調整、指定医療機関の指導及び監査、対象者の鑑定入院医療機関から指定入院医療機関への移送、関係機関との調整等を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2221 | 厚生労働省 | 14 | | 754 | | 特別障害給付金給付に必要な経費 | | 国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情を考慮し、障害基礎年金等の受給権を有していない特定障害者の福祉の増進を図るため、特別障害給付金の給付を行う。 | 国庫負担金等を財源として、特別障害給付金の給付を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2222 | 厚生労働省 | 14 | | 755 | | 精神保健福祉人材養成等研修事業 | | A.依存症回復施設等の質の向上を図り、依存症への対応力を一層強化する。<br>B.退院後生活環境相談員の役割等に対する理解を深め、各都道府県における地域移行の推進を図るとともに、精神科病院の現場における安全な医療を提供するための研修を行うことにより、精神科医療の質の向上を図る。 | A. 依存症回復施設職員等に対する研修事業を実施する。【平成22年度開始】（補助率：定額）<br>B.退院後生活環境相談員養成研修及び精神科病院等における安全な医療を提供するための研修を実施する。【平成28年度開始】（補助率：定額） | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2223 | 厚生労働省 | 14 | | 758 | | 障害者虐待防止・権利擁護事業 | | 障害者虐待防止法の円滑な施行を図るため、各都道府県における障害者の虐待防止や権利擁護に関する研修の指導的役割を担う者を養成するための研修を実施。また、障害者虐待に関する調査について、詳細な集計と調査結果を踏まえた分析を実施するとともに、個別の事例を収集し、対応上のプロセスや留意点などを提示し、地方自治体や施設関係者などに対する研修資料としても活用できる報告書を作成する。 | 〇研修<br>（1）都道府県・市町村障害者虐待防止担当職員研修（2）障害者福祉施設設置者・管理者研修（3）虐待防止マネージャー養成研修<br>〇調査<br>（1）障害者虐待に関する調査の集計（2）調査結果等を踏まえた分析（3）障害者虐待防止・対応上の留意点のとりまとめ、（4）調査研究報告書の作成（5）次年度以降実施する調査内容の提案 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 5_a4_2 | 1_b_4_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 2224 | 厚生労働省 | 14 | | 759 | | 障害者自立支援機器等開発促進事業 | | 本事業は、マーケットが小さく事業化が困難である、あるいは技術開発は終了しているが経費的な問題からモニター評価（被験者による評価試験という。）が行えないといった理由から、実用的製品化が進まない機器については、障害当事者によるモニター評価等を義務づけた実証実験等を行うことで、障害当事者にとって使いやすく適切な価格で販売される機器を、企業が障害当事者と連携して開発する取組みに対して助成を行い、もって、障害者の自立や社会参加の促進に資することを目的とする。 | 〇開発を行う企業と障害者団体が連携し、モニター評価と改良開発を通じて障害者が実際に使いやすい機器を開発する。（障害者のモニター評価が可能となる仕組み、障害者の自立を支援する機器に関する有識者の助言が得られる仕組みを作る。）<br>〇開発された技術とモニター評価の手法や結果については、デモンストレーションなどにより開発の成果を公表して、機器の普及促進を図る。<br>補助率2／3（大企業（資本金3億円超）は1／2）<br>〇産・学・障害者の知識・技術を集結し、個別具体的な障害者のニーズを的確に把握した機器開発をスタートさせる機会を設け、また、開発中の機器についての実証実験の場を紹介することで、新たな企業の参入を促進させ適切な価格で機器の製品化・普及を図る。（シーズ・ニーズマッチング強 | 107,143 | 0 | 5 | 一般 | － | 4 | 4 | 〇 | － | － | 〇 | 2_a_1 | 3_a_1 | | | | | | | 該当 | |
| 2225 | 厚生労働省 | 14 | | 760 | | 障害者総合福祉推進事業 | | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）を踏まえ、障害者施策全般にわたり、引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題について、現地調査等による実態の把握や試行的取組を通じた提言を得る。 | 障害者総合支援法を踏まえ、障害者施策全般にわたり、引き続き解決すべき課題や新たに生じた課題について、指定課題として具体的に定め、一般に公募を行った上で、外部有識者で構成される評価検討会において審査を行い、採択を行う。<br>実施主体は、都道府県、市町村、社会福祉法人、特定非営利活動法人、社団法人、財団法人、その他法人とし、補助 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 1_b_3_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2226 | 厚生労働省 | 14 | | 761 | | 業務管理体制データ管理システム整備事業 | | 障害福祉サービス事業者に対し、業務管理体制の整備及び整備に関する事項の届出を義務付けることとしており、この整備及び届出について指導監督権者（国・都道府県等・市町村）の指導監督が適切に行われることにより、法令遵守の義務の履行が確保されることを目的とする。 | 障害福祉サービス事業者について、事業の展開状況、事業規模により、①業務管理体制の整備に関する事項の届出先（国、都道府県等、市町村）、②整備すべき業務管理体制の基準（内容）が異なることから、国・都道府県等・市町村における業務管理体制に係る指導監督が適切に行われるよう、事業者情報を届出先別及び整備すべき業務管理体制別に分類するシステムの運用を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 4_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2227 | 厚生労働省 | 14 | | 762 | | 心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関医療評価・向上事業費補助金 | | 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下「医療観察法」という。）に基づき医療を行う指定入院医療機関の医療従事者が相互に技術交流を行うことで、医療の質の向上を図り、対象者の早期の社会復帰を実現する。 | 医療観察法に基づき医療を行う指定入院医療機関が、他の指定入院医療機関の医療従事者を招き、相互に医療体制等についての評価や課題への助言等の技術交流を行う事業の実施に必要な経費を補助する。（補助率10／10） | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 5_a4_1_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2228 | 厚生労働省 | 14 | | 763 | | 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業 | | 重度訪問介護等の訪問系サービスの利用において、国庫負担基準額を超えている市町村のうち、都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援」の対象外の市町村及び当該事業の対象外となるが、当該事業を適用してもなお超過額のある市町村を対象に一定の財政支援を行うことにより、重度障害者の地域生活を支援することを目 | 別添のとおり | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 1_b_4_6 | 5_c4_2 | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:〇 非該当:-) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:〇 非該当:-) | 競争的資金(該当:〇 非該当:-) | 独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:-) | SBIR対象(該当:〇 非該当:-) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2229 | 厚生労働省 | 14 | | 764 | | 障害児・者に対する相談支援の充実に係るシステム改修等 | | 障害者の社会参加を支える障害福祉サービス事業所等への報酬支払が円滑かつ適切に行われるとともに、利用者に対するサービス等利用計画の作成の推進を図ることを目的とする。 | より本人の心身の状況や生活環境に合った適切なサービス等利用計画の作成等につなげるため、自治体の受給者情報管理システム等に給付実績データの集計・分析機能を附加させるとともに、平成26年4月制度改正および平成30年4月の3年後見直しに伴う制度改正に対応して、障害福祉サービス事業所等への報酬支払が円滑かつ適切に行われるためのシステム改修等に要する経費を補助する。また、市町村システムのあり方に関する調査研究を実施し、その調査結果を踏まえてシステム改修用統一ソフトの開発等の対応を行う。平成27年4月制度改正に対応して、障害福祉サービス事業所等への報酬支払が円滑かつ適切に行われるためのシステム改修等に要する経費を委託する。<br>実施主体:都道府県及び市町村(特別区、広域連合及び一部事務組合を含む) 補助率:1／2 | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2230 | 厚生労働省 | 14 | | 766 | | 自殺対策推進経費 | | 自殺対策を総合的に推進して、自殺防止と自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与すること | ■自殺総合対策調査研究等　・自殺総合対策会議の開催　・自殺対策白書の作成<br>■自殺総合対策人材育成　・全国自殺対策主管課長等会議の開催　・自殺対策官民連携協働ブロック会議の開催<br>・自殺対策連携コーディネート研修の開催<br>■自殺総合対策理解促進　・啓発資料(ポスター、パンフレット)の作成　・自殺予防週間(9/10～16)・自殺対策強化月間(3月)の実施<br>・自殺予防相談体制の整備　など<br>※平成28年4月から当事業の所管が内閣府から厚生労働 | 0 | 0 | | | | | | | | | 1_b_2_6 | 5_a4_2 | 3_c4_5 | | | | | | 非該当 | |
| 2231 | 厚生労働省 | 14 | | 767 | | 地域自殺対策強化事業(地域自殺対策強化交付金等) | | 都道府県や政令指定都市に必要な経費を交付し、地域の特性に応じた効率的な対策を後押しし、地域の実情に応じた実践的、効率的に取り組む地方公共団体や民間団体等の活動を支援することにより、地域における自殺対策の更なる推進を図る等。 | 自殺総合対策大綱を踏まえ、地方の自主財源とも組み合わせつつ、地域の実情に応じた実践的な取り組みを行う地方公共団体や民間団体等を支援する等。<br>以下は、平成28年度における事業メニュー及び補助率。<br>①対面相談事業、②電話相談事業、③人材養成事業、④普及啓発事業、⑤自死遺族支援機能構築事業、⑥計画策定実態調査事業、⑦若年層対策事業、⑧強化モデル事業、⑨自殺未遂者支援事業、⑩自殺未遂者支援・連携体制構築事業、⑪災害時自殺対策事業、⑫ハイリスク地対策事業<br>交付率:1／2(①～⑤)、2／3(⑥～⑨)、10／10(⑩～⑫)<br><br>なお、平成28年4月から当事業の所管が内閣府から厚生労働省へ移管され、予算の計上も内閣府から厚生労働省へ変更となった。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2232 | 厚生労働省 | 14 | | 770 | | 公的年金制度の持続可能性確保に必要な経費 | | 健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする公的年金制度を持続可能なものとするため、国民年金法及び厚生年金保険法に基づき、国民年金及び厚生年金保険の財政状況の検証、年金積立金管理運用法人の評価・管理等を行う。また、現行の公的年金制度の改善のため実態調査等を行う。 | ・国民年金及び厚生年金保険の財政状況について、5年ごとの保険料、国庫負担額及び給付費などについて検証を行う、併せて、「財政の現況及び見通し」を作成し公表を行う。<br>・年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)に対する業務実績の評価及び管理等を行う。<br>・老齢福祉年金の所得制限の金額を確定するための基礎データの収集等を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 1_b_4_6 | 6_6 | 1_b_3_6 | | | | | | 非該当 | |
| 2233 | 厚生労働省 | 14 | | 771 | | 公的年金財政検証関係経費 | | 厚生年金、国民年金、共済組合の年金財政について、安定性、公平性の確保に関し、年金数理的な視点から統一的な検証を行う。 | 社会保障審議会年金数理部会の審議に資するために公的年金財政評価システムの開発を行い、毎年度の財政状況等の調査と少なくとも5年ごとの財政検証を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2234 | 厚生労働省 | 14 | | 772 | | 年金生活者支援給付金の支給準備に必要な経費 | | 年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成24年法律第102号)に基づく年金生活者支援給付金について、的確かつ円滑に支給開始することを目的とする。 | 日本年金機構において、年金生活者支援給付金の支給事務処理を実施するため、社会保険オンラインシステム(年金給付システム・記録管理システムの総称)の機能改修を行うとともに、年金生活者支援給付金を支給するために必要な市町村等のシステムの機能改修、保守・管理、運用に要する経費や給付金申請書等の作成・発送等に要する経費について、日本年金機構及び市町村等に対して、交付金等の支給を行う。<br><br>・市町村のシステム改修等経費(定額補助)<br>・国民健康保険中央会等のシステム改修等経費(定額補助) | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2235 | 厚生労働省 | 14 | | 773 | | 基礎年金給付に必要な経費 | | 老齢、障害又は死亡による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持・向上に寄与するため、基礎年金の給付を行う。 | 厚生年金・国民年金・共済組合等からの拠出金等を財源として、基礎年金の給付を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2236 | 厚生労働省 | 14 | | 774 | | 国民年金給付に必要な経費 | | 老齢、障害又は死亡による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持・向上に寄与するため、国民年金の給付を行う。 | 第1号被保険者が納付した保険料、国庫負担金及び基礎年金勘定からの基礎年金相当給付費の繰入金等を財源として、国民年金の給付を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2237 | 厚生労働省 | 14 | | 775 | | 保険給付に必要な経費(年金特別会計厚生年金勘定) | | 労働者の老齢、障害又は死亡について、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与するための厚生年金の給付を行う。 | 被保険者・事業主が納付した保険料、国庫負担金及び基礎年金勘定からの基礎年金相当給付費の繰入金等を財源として、厚生年金の給付を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2238 | 厚生労働省 | 14 | | 776 | | 存続厚生年金基金等給付費等負担金に必要な経費 | | ・存続厚生年金基金等が国に代わって支給する老齢年金給付(代行給付)の費用については、法律改正による国庫負担の廃止や代行給付を行うのに必要な保険料率(免除保険料率)の対象給付の範囲が見直しされたことに伴い、免除保険料の手当する給付費部分と存続厚生年金基金等が給付する部分との差が生じることから、当該部分を給付費負担金として交付する。<br>・予定利率の低下や死亡率の改善により過去の加入期間について給付債務が増大するため、厚生年金本体の財政状況を考慮したうえで、厚生年金本体から存続厚生年金基金等に対して財源手当を行う必要があるため、最低責任準備金(存続厚生年金基金が代行部分について確保することを義務付けられている積立金)が、過去期間代行給付現価額(将来見込まれる代行給付の費用を現在価値に割り戻したもの)の1／2を下回っている場合に、当該下回っている額の | ・「国民年金法等の一部を改正する法律」(昭和60年法律第34号)に基づき、存続厚生年金基金等が提出した交付申請書の審査・確認を行った後、存続厚生年金基金等の支給する老齢年金給付に要する費用の一部負担金を交付(9月・3月)する。<br>・「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律」(平成25年法律第63号)等に基づき、存続厚生年金基金等が提出した交付申請書の審査・確認を行った後、責任準備金相当額が、過去期間代行給付現価額を下回っている場合に、当該下回っている額の一部負担金を交付(3月)する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2239 | 厚生労働省 | 14 | | 777 | | 福祉年金給付に必要な経費 | | 老齢による所得の喪失・減少により、国民生活の安定が損なわれることを防止するとともに、健全な生活の維持・向上に寄与するため老齢福祉年金の給付を行う。 | 国庫負担金等を財源として、老齢福祉年金の給付を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2240 | 厚生労働省 | 14 | | 778 | | 公的年金制度等の適正な運営に必要な経費(保険料納付手数料等) | | 国民年金事業、厚生年金保険事業に関し、国民年金法及び厚生年金保険法の規定に基づく業務等を行うことにより、これらの事業の適正な運営並びに国民年金制度及び厚生年金保険制度に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的とする。 | 国民年金事業、厚生年金保険事業における保険料収納対策の推進のため、納めやすい環境の整備を行う。<br>具体的には、被保険者や事業主の納付の利便性を向上させ、かつ保険料徴収を確実にするため、<br>・国民年金の保険料については、金融機関等における口座振替納付、コンビニエンスストア等の窓口における保険料収納及びクレジットカード会社における立替納付等<br>・厚生年金保険の保険料については、金融機関等における口座振替納付<br>を実施しており、それぞれ、所定の手数料を支払っている。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2241 | 厚生労働省 | 14 | | 779 | | 公的年金制度等の適正な運営に必要な経費(国民年金等事務取扱交付金等) | | 国民年金事業、厚生年金保険事業に関し、国民年金法及び厚生年金保険法の規定に基づく業務等を行うことにより、これらの事業の適正な運営並びに国民年金制度及び厚生年金保険事業に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的とする。 | 主に国民年金事業の推進のため、市区町村に対して協力・連携事務に要する費用について国民年金等事務費交付金の交付を行う。<br>具体的には、地方分権一括法による国民年金事務の見直しに伴い法定受託事務と整理されなかった資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進、保険料納付督励広報記事等の広報誌への掲載、所得情報の提供など所定の単価に基づき事務費等交付金を支払うことにより、市町村事務を円滑に行うとともに、被保険者へのサービス | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2242 | 厚生労働省 | 14 | | 780 | | 社会保険オンラインシステムの運用等に必要な経費 | | 政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業並びに全国健康保険協会が管掌する健康保険及び船員保険の事業のうち、健康保険法第5条第2項若しくは第123条第2項又は船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行う業務(以下、「政府管掌年金事業等」という。)について、必要な事務を円滑に処理し、被保険者等の利便の向上 | 年金事務所等における届出・請求等に関する事務処理を正確かつ迅速に実施できるように、日本年金機構本部と年金事務所等を通信回線で接続した電子情報処理組織(社会保険オンラインシステム)の適正な運用等を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2243 | 厚生労働省 | 14 | | 781 | | 社会保険オンラインシステムの見直しに必要な経費 | | 社会保険オンラインシステムのうち、記録管理・基礎年金番号管理システムについて、①システムのオープン化、②データ体系やソフトウェア構成の簡素化、③業務処理の合理化等を実現するため、システムの再構築を行う。これにより、経常経費の削減のほか、利用者の観点から、提供するサービスの質の向上、業務運営の効率化及び業務運営におけ | 経過管理・電子決裁、統計・業務分析等の制度共通の事務処理機能をフェーズ1、適用・徴収等の業務機能をフェーズ2として、現行業務・システムの実情を踏まえ、要件の妥当性等を確認しながら、適宜必要な見直しを図りつつ、段階的にシステム開発等を進める。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:○非該当:-) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:○非該当:-) | 競争的資金(該当:○非該当:-) | 独立行政法人向け財政支出(該当:○非該当:-) | SBIR対象(該当:○非該当:-) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2244 | 厚生労働省 | 14 | | 782 | | 日本年金機構運営費交付金 | | 厚生年金保険事業、国民年金事業に関し、日本年金機構において厚生年金保険法及び国民年金法の規定に基づく業務等を行うことにより、これらの事業の適正な運営並びに厚生年金保険制度及び国民年金制度に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的とする。 | 日本年金機構における人件費、一般管理費にかかる資金について交付するもの。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 7_b_7 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2245 | 厚生労働省 | 14 | | 783 | | 日本年金機構事業運営費交付金 | | 厚生年金保険事業、国民年金事業に関し、日本年金機構において厚生年金保険法及び国民年金法の規定に基づく業務等を行うことにより、これらの事業の適正な運営並びに厚生年金保険制度及び国民年金制度に対する国民の信頼の確保を図り、もって国民生活の安定に寄与することを目的とする。 | 日本年金機構が行う厚生年金保険事業及び国民年金事業における①適用の促進、②保険料等収納対策の推進、③年金給付の迅速な決定及び正確な支給、④オンラインシステム運用及び見直しの取り組み、⑤年金相談の充実・情報提供の推進、のために必要な資金を交付する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 7_b_7 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2246 | 厚生労働省 | 14 | | 784 | | ねんきん定期便 | | ねんきん定期便事業については、国民年金法等の規定において、「被保険者に対し、当該被保険者の保険料納付の実績及び将来の給付に関する必要な情報を分かりやすい形で通知する」と法定化された事業である。この事業は、年金制度に対する国民の理解・増進と、年金記録に関する国民の確認を目的としている。 | 国民年金及び厚生年金保険の被保険者全員に、毎年、保険料納付実績や将来の年金の給付に関する情報を分かりやすい形でお知らせする。<br>具体的には、①年金加入期間、②年金見込額、③保険料の納付額、④年金加入履歴、⑤国民年金の月毎の納付状況、厚生年金保険の月毎の標準報酬月額・標準賞与・保険料納付額を記載。(節目年齢(35歳、45歳、59歳)の方には全期間の状況を封書で、その他の年齢の方には直近の1年間の状況をハガキでお知らせする。)<br>※ 国民年金法及び厚生年金保険法上、保険料の納付の時効は2年であり、毎年の記録の確認が重要。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2247 | 厚生労働省 | 14 | | 785 | | 年金関係文書等保管事業 | | 日本年金機構は、国民の年金給付に結びつく重要な文書を大量に保有しており、これらの文書を適切に保管する必要があるため、倉庫の賃貸借又は文書保管の委託をしている。 | 日本年金機構が保有する年金関係文書等について、機構の執務室及び機構が所有する倉庫の収納可能量を超える文書を倉庫の賃貸借契約又は文書保管委託契約を締結し、その保管を行うもの。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 7_b_7 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2248 | 厚生労働省 | 14 | | 787 | | 企業年金等の健全な育成に必要な経費 | | 本事業は、企業年金等からの報告のとりまとめや関係者との意見交換を行い、経済情勢や制度の運営状況に応じた制度改善のニーズを把握し、制度改善や普及促進に努め、企業年金等の健全な育成を図るものである。 | 企業年金等の健全な育成を図るため、次の事業を行う。<br>○企業年金等の業務報告書等集計<br>法令に基づき、基金又は事業主から提出される業務報告書等の集計を行う。<br>○企業年金制度等の調査研究<br>将来の企業年金制度等のあり方等について検討を行う。<br>○企業年金制度等の周知<br>企業年金制度等の改善事項について事業主等に周知を | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 1_b_3_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2249 | 厚生労働省 | 14 | | 788 | | ①国民年金基金等給付費負担金<br>②存続厚生年金基金等未納掛金等交付金 | | ①国民年金基金は自営業者の方が自ら老後に備える老齢基礎年金の上乗せ年金の制度であるが、国民年金基金等給付費負担金は国民年金基金の年金給付のうち、国民年金の付加年金に対する国庫負担(定率1/4)に相当する額を国が負担するものである。<br>②存続厚生年金基金等未納掛金等交付金は、年金記録の訂正に伴い事業主等が負担すべき掛金が納付されない場合に、年金の適正な支給のため、未納掛金に相当する額を国が代わって交付するものである。 | ①国民年金基金等給付費負担金(平成3年度開始)<br>国民年金基金及び国民年金基金連合会に対し、年金の支給実績に基づき国民年金の付加年金に対する国庫負担(定率1/4)に相当する額を負担するものであり、法律に基づき国の負担が義務づけられているものである。(定率1/4補助)<br>②存続厚生年金基金等未納掛金等交付金(平成21年度開始)<br>事業主等が存続厚生年金基金の掛金を給与から控除していたにもかかわらず、存続厚生年金基金に納付していない場合であって、納付勧奨、事業主名の公表等を経ても納付に応じない場合に、法律により国が存続厚生年金基金及 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2250 | 厚生労働省 | 14 | | 790 | | 老人保健健康増進等事業 | | 高齢者の介護、介護予防、生活支援、老人保健及び健康増進等に関わる先駆的、試行的な事業等に対し助成を行い、もって、老人保健福祉サービスの一層の充実や介護保険制度の適正な運営に資することを目的とする。 | 地方公共団体、民間団体に対し介護保険制度の適正な運営・周知や高齢者保健福祉施策の推進に寄与する調査研究事業に係る公募を行い、外部の有識者により構成される評価委員会の審査結果に基づき、予算の範囲内で補助金を交付。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 1_b_2_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2251 | 厚生労働省 | 14 | | 791 | | 在宅福祉事業費補助金 | | 老人クラブ活動等の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資することを目的とする。 | 老人クラブが行う各種活動に対する助成(以下の具体的な活動内容は例示である。)<br>(ア)健康活動 : 健康と体力保持に意欲のある高齢者を対象とした「熟年健康教室」の実施<br>(イ)友愛活動 : 高齢者や家族等に対する認知症問題の普及・啓発、孤独死を未然に防ぐ安否確認運動<br>(ウ)奉仕・ボランティア活動 : 子供や高齢者を含む地域全体の安全を守る地域見守り活動<br>(エ)次世代育成支援活動 : 放課後の小学校を活用した地域住民との世代間交流 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2252 | 厚生労働省 | 14 | | 792 | | 全国健康福祉祭事業費 | | 本事業は、全国健康福祉祭の実施を支援することにより、健康及び福祉に関する積極的かつ総合的な普及啓発活動の展開を通じ、高齢者を中心とする国民の健康の保持・増進、社会参加、生きがいの高揚等を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与することを目的とする。 | 全国健康福祉祭開催地都道府県が行う、以下の全国健康福祉祭及びこれに関連する事業に要する経費を対象として助成する。<br>①健康関連イベント(スポーツ交流大会、健康づくり教室、新しいスポーツの紹介、健康フェア 等)<br>②福祉・生きがい関連イベント(美術展、囲碁大会、将棋大会、俳句大会、地域文化伝承館 等)<br>③健康、福祉・生きがい関連イベント(シンポジウム、健康福祉機器展 等) | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 8_6 | 5_c4_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 2253 | 厚生労働省 | 14 | | 793 | | 全国老人クラブ連合会助成費 | | 老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織であり、高齢者を主体とする健康保持と相互の生活支援という観点から、その活動や役割が今後、益々期待されていることから、全国老人クラブ連合会が当該事業を実施し、単位老人クラブ、市区町村老人クラブ連合会及び都道府県・指定都市老人クラブ連合会が行う活動の連携やより一層の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資す | 各地域の老人クラブの活動を支援するため、都道府県・指定都市老連のリーダーや老人クラブ活動推進員、都市区町村老連及び単位老人クラブリーダーの資質向上を目的とする研修会の開催、単位老人クラブの育成指導並びに都道府県・指定都市及び都市区町村老連の行う活動の指導、都道府県・指定都市老連の組織・活動に関する実態調査に必要な経費を対象として助成する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 5_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2254 | 厚生労働省 | 14 | | 795 | | 地域支援事業交付金 | | 地域包括ケアシステムの構築に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援の仕組み等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく介護予防・生活支援サービスの体制を構築することを目的とする。 | ○介護予防・日常生活支援総合事業・・・要支援者等の支援について、多様な主体による地域の支え合い体制を構築するとともに、住民主体の活動等を通じた高齢者の社会参加・介護予防の取組を推進するもの。<br>○包括的支援事業及び任意事業・・・地域包括支援センターを設置し、地域支援の総合相談、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント等を実施するとともに、地域の実情に応じた様々な任意事業を市町村において行うもの。平成27年度より包括的支援事業(社会保障充実分)として「在宅医療・介護連携推進」「生活支援体制整備」「認知症総合支援」「地域ケア会議推進」の4事業を創設。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2255 | 厚生労働省 | 14 | | 796 | | 高齢者の日常生活支援の推進に必要な経費 | | 百歳を迎えられた方々の長寿を祝い、多年にわたり社会の発展に寄与してこられたことに感謝するとともに、広く国民が高齢者の福祉についての関心と理解を深め、かつ、高齢者が自らの生活の向上に努める意欲を高めることを目的とし | 老人の日記念行事として、年度中に百歳を迎える高齢者を対象に、内閣総理大臣から、お祝い状及び記念品を贈呈する事業を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2256 | 厚生労働省 | 14 | | 797 | | 介護保険施行企画指導費等 | | 【報告】介護保険制度の施行に伴い、介護保険事業の実施状況を把握し、今後の介護保険制度の円滑な運営に資するための基礎資料を得ること。<br>【名簿】各都道府県における介護支援専門員登録事務及び介護保険指定等事務の円滑化を支援するため、各都道府県がそれぞれ管理する介護支援専門員の登録情報(氏名、登録番号等)及び介護保険事業者の指定取消情報(名称・代表者・役員情報等)を都道府県間で共有するための「介護保険事業者・介護支援専門員管理システム」の運用保守 | 【報告】全国の保険者(1,579保険者、28年度末)を対象に、第1号被保険者、要介護(要支援)認定者数、サービス受給者数、給付費等の実績報告を行い、集計結果をインターネット上で公表。<br>【名簿】本システムを利用するにあたって、国において中央ポータルサーバ及びアプリケーションの運用保守を行うとともに、各都道府県に対し技術的に支援(照会対応等)。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 1_b_2_6 | 4_b4_2 | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額(千円) | 左記うち要望額うち科技予算額(千円) | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:○ 非該当:-) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:○ 非該当:-) | 競争的資金(該当:○ 非該当:-) | 独立行政法人向け財政支出(該当:○ 非該当:-) | SBIR対象(該当:○ 非該当:-) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2257 | 厚生労働省 | 14 | | 798 | | 介護サービス指導者等養成・認定調査員研修等事業等 | | 介護保険の見直しや新たな行政課題に対応するため、特に専門的な知見や一定の質の確保が必要な事業における都道府県研修の指導者等の養成、要介護認定の適正な実施の重要性に鑑みた認定調査員、介護認定審査会員、及び主治医等に対する研修の実施により、質の高い介護サービスの全国展開を促進し、もって介護保険制度の円滑かつ適正な実施を図ることを目的とする。 | ①介護支援専門員研修改善事業(平成23年度～終了予定なし)<br>都道府県が行う研修の平準化と質の担保を図り、研修をより効果的に実施することを目的として、各都道府県における研修の実態や課題を調査し、改善点等を検証した上で、改善策の伝達や意見交換などの場を提供するとともに、これら意見等を都道府県へフィードバックする一連の流れを含めた、研修実施におけるPDCAサイクルを構築するために必要な調査、検証等を行う。<br>②認定調査員等研修事業(平成11年度～終了予定なし)<br>都道府県・指定都市が実施する認定調査員、介護認定審査会委員及び主治医等に対する研修事業について、その費用の一部を補助する。<br>③生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)指導者養成事業(平成27年度～平成28年度)<br>生活支援サービスの体制整備は、地域支援事業の包括的支援事業に法律上位置付け、市町村が中心となって、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を配置しながら、住民主体の通いの場の充実、互助の取組による見守りや外出、買い物等の支援など地域の体制づくりの充実・強化を図っていくこととしている。このため、生活支援コーディネーターを養成する指導者に対し、国レベルでの研修を実施。<br>④資質向上・給付適正化推進事業(介護職員資質向上促進事業)(平成27年度～平成29年度)<br>介護職員の資質向上及びキャリアパスの確立に向けた取組の促進を図るため、OJTなどを活用した事業所内部における評価の仕組みの実施に係る費用の一部を補助する。<br>⑤介護保険指導監督等市町村職員支援事業(平成28年度～平成30年度(予定))<br>制度改正等に伴い、今後、市町村における指導・監査等の | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 3_b_4 | 5_a4_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 2258 | 厚生労働省 | 14 | | 799 | | 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 | | 地震や火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する高齢者施設等の安全・安心を確保するため、スプリンクラー未設置施設の整備や、認知症高齢者グループホーム等の耐震化・防災対策等を推進する。 | 各市町村が策定する整備計画に基づく以下の施設整備事業に要する費用について、国が市町村へ交付金を交付する。<br><br>○既存介護施設等のスプリンクラー整備支援事業 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 2259 | 厚生労働省 | 14 | | 800 | | 介護保険事業費補助金((項)介護保険制度運営推進費) | | 高齢者が増加していく中で、高齢者が介護を必要とする状態となっても、尊厳を持って、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、都道府県等が行う介護関連事業に係る経費等の一部又は全部を補助することにより、介護保険制度の円滑な施行を図ることを目的とする。 | 都道府県または市区町村等が行う介護関連事業(介護サービス情報の公表制度支援事業や低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業等)に対し、当該経費等の一部又は全部を補助する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 2260 | 厚生労働省 | 14 | | 801 | | 認知症施策等総合支援事業等 | | 認知症施策については、早期の段階から適切な診断と対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通して地域単位での総合的かつ継続的な支援体制を確立していくことが必要である。認知症の人やその家族等にとって最も身近な基本的自治体である市町村が上記の確立のために施策を展開するにあたり、都道府県等がその支援等を実施することを推進することを目的とする。 | 認知症の人やその家族等への支援を推進する事業として、別添の事業を実施する。(補助率1/2、定額) | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 2261 | 厚生労働省 | 14 | | 802 | | 低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減措置事業 | | 低所得者に対する介護保険サービスの利用者負担額の軽減を支援することにより、低所得者の介護保険サービスの利用促進を図る。 | 社会福祉法人が法人の持ち出しにより低所得者について介護保険サービスの利用者負担額の軽減を行った場合等に、当該費用の一部について補助を行う。<br>負担割合:国1/2 都道府県1/4 市町村1/4 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 2262 | 厚生労働省 | 14 | | 803 | | 高齢者権利擁護等推進事業 | | 「高齢者の尊厳の保持」の視点に立って、虐待防止及び虐待を受けた高齢者の被害の防止や救済、高齢者の権利擁護を図る。 | 介護施設従事者に対する研修を実施し、身体拘束の廃止に向けた取組など介護現場での権利擁護のための取組を支援するとともに、各都道府県による地域の実情に応じた専門的な相談体制等の整備など、各都道府県における高齢者の権利擁護のための取組を推進する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 2263 | 厚生労働省 | 14 | | 804 | | 国民健康保険中央会施行経費等((項)介護保険制度運営推進費) | | 介護保険制度の安定的な運営を確保するため、介護報酬の審査支払等が円滑かつ適切に行われるよう、着実なシステム運用に努める。 | 介護保険制度における介護報酬の審査支払等が、円滑かつ適切に行われるよう、国民健康保険中央会等において、<br>①全国決済を可能とする統一的な仕様の介護保険審査支払等システムの構築及び運用等を行う。<br>②通常の介護給付費の審査では検出困難な不正又は不適切な疑いのある請求を抽出し、<br>確認することを可能とする国保連合会介護給付適正化システムの構築及び運用等を行う。<br>補助率:10／10 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 7_b_7 | | | | | | | 非該当 | |
| 2264 | 厚生労働省 | 14 | | 805 | | 介護保険関係業務費補助金 | | 介護保険法第160条に規定する介護保険関係業務の適正かつ円滑な運用を図ること | 社会保険診療報酬支払基金が行う介護保険関係業務の事務処理に必要な経費を補助するもの<br><br>(介護保険関係業務)<br>① 医療保険者から40歳以上65歳未満の医療保険加入者(第2号被保険者)に係る介護保険料(介護給付費・地域支援事業支援納付金)の徴収<br>② 市町村(保険者)に対する交付金(介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金)の交付<br><br>補助率 10／10 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 7_b_7 | | | | | | | 非該当 | |
| 2265 | 厚生労働省 | 14 | | 807 | | 介護給付費負担金 | | ・保険者における介護保険事業運営の安定化を図ることを目的とする。 | ①保険者(市町村)に対し、法律に基づき、介護給付及び予防給付等に要する費用の負担を行う。<br>②保険者(市町村)に対し、法律に基づき、低所得者の第一号保険料の負担軽減を目的とした介護保険特別会計への繰り入れ事業に対する負担を行う。<br><br>○介護給付及び予防給付等に要する費用の負担割合<br>・国・・・(1)介護給付費負担金 施設15%、その他20%<br>(2)介護給付費財政調整交付金 5%<br>・都道府県・・・施設17.5%、その他12.5%<br>・市町村・・・12.5%<br>・1号保険料・・・25%<br>・2号保険料・・・28%<br><br>○低所得者保険料軽減負担金に要する費用の負担割合<br>・国・・・50%<br>・都道府県・・・25%<br>・市町村・・・25% | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 2266 | 厚生労働省 | 14 | | 808 | | 介護給付費財政調整交付金 | | 介護保険財政の調整を行うため、各保険者(市町村)に対して調整交付金を交付することにより、介護保険事業運営の安定化を図ることを目的とする。 | ・各保険者(市町村)に対し、法律に基づき、介護給付及び予防給付に要する費用の5%を総額として、各保険者(市町村)間における介護保険の財政調整を行う。<br><br>○介護給付及び予防給付等に要する費用の負担割合<br>・国・・・(1)介護給付費負担金 施設15%、その他20%<br>(2)介護給付費財政調整交付金 5%<br>・都道府県・・・施設17．5%、その他12．5%<br>・市町村・・・12．5%<br>・1号保険料・・・22%<br>・2号保険料・・・28% | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 2267 | 厚生労働省 | 14 | | 809 | | 介護納付金負担金等 | | 全国健康保険協会管掌健康保険(以下、「協会けんぽ」という。)及び国民健康保険の保険者が負担する介護納付金に対し、健康保険法及び国民健康保険法等に基づき一部を負担することにより、各制度の健全な事業運営に資するこ | 健康保険法及び国民健康保険法等に基づき、各医療保険者に対し介護納付金の一部を負担する。(主な国庫負担割合:協会けんぽ:164/1000、市町村国保:32/100及び9/100 等) | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 2268 | 厚生労働省 | 14 | | 811 | | 介護報酬改定等に伴うシステム改修経費 | | 介護保険制度の安定的な運営を図るため、介護保険制度改正、介護報酬改定に伴う都道府県、市町村(保険者)及び国民健康保険団体連合会の介護保険関連システムにおける必要な改修を行うもの。 | 介護保険制度改正、介護報酬改定に伴い、都道府県、市町村(保険者)及び国民健康保険団体連合会の介護保険関連システムの改修に要する経費を補助するもの。<br>補助率:都道府県、市町村(保険者)…1／2、国民健康保険団体連合会…10／10 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | 4_b4_2 | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当：〇 非該当：-） | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当：〇 非該当：-) | 競争的資金(該当：〇 非該当：-) | 独立行政法人向け財政支出(該当：〇 非該当：-) | SBIR対象(該当：〇 非該当：-) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2269 | 厚生労働省 | 14 | | 812 | | 要介護認定情報管理・分析事業費 | | 高齢者が急増していく中で、高齢者が介護を必要とする状態となっても、尊厳を持ってその有する能力に応じて自立した生活を住み慣れた地域で継続できるよう、介護保険制度の適切な運営を図ることを目的とする。 | ①要介護認定適正化事業（平成19年度～終了予定なし）<br>：市町村等の介護認定審査会の審査を訪問・傍聴し、審査会の運営手順や認定調査の状況等について技術的助言等を行う。<br>②介護事業実態調査事業（平成13年度～終了予定なし）<br>：介護報酬の改定の影響について調査・分析することにより、次期報酬改定に必要な基礎資料を得る。<br>③介護保険総合データベース管理運営・分析事業（平成23年度～終了予定なし）<br>：要介護認定に係る情報や介護給付費明細書等の情報を統合し、介護保険制度の適正な運営等に資するためのデータベースを運用する。<br>④介護報酬改定検証・研究委員会費（平成25年度～終了予定なし）<br>：社会保障審議会介護給付費分科会介護報酬改定検証・研究委員会において、平成27年度介護報酬改定の効果の検証や、「平成27年度介護報酬改定に関する審議報告」において検討が必要とされた事項について実態調査等を実施する。<br>⑤介護サービス情報公表システム運用・保守等経費（平成23年度～終了予定なし）<br>：全国の介護サービス事業所の情報を公表し、利用者の介護サービス選択を支援するためのシステム運用等を行う。<br>⑥「見える化」推進事業（平成26年度～終了予定なし）<br>：地域包括ケアシステムの構築に向けて、全国・都道府県・市町村・日常生活圏域別の特徴や課題、取組等を客観的かつ容易に把握できるように介護・医療関連情報の共有のためのシステムを整備・運営する。<br>⑦居宅サービス事業所における業務効率化促進モデル事業（平成27年度～平成28年度）<br>：介護サービスの生産性の向上等を図るため、介護事業所 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 8_6 | 1_b_2_6 | 4_b4_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 2270 | 厚生労働省 | 14 | | 812 | | 要介護認定情報管理・分析事業費 | | 高齢者が急増していく中で、高齢者が介護を必要とする状態となっても、尊厳を持ってその有する能力に応じて自立した生活を住み慣れた地域で継続できるよう、介護保険制度の適切な運営を図ることを目的とする。 | ①要介護認定適正化事業（平成19年度～終了予定なし）<br>：市町村等の介護認定審査会の審査を訪問・傍聴し、審査会の運営手順や認定調査の状況等について技術的助言等を行う。<br>②介護事業実態調査事業（平成13年度～終了予定なし）<br>：介護報酬の改定の影響について調査・分析することにより、次期報酬改定に必要な基礎資料を得る。<br>③介護保険総合データベース管理運営・分析事業（平成23年度～終了予定なし）<br>：要介護認定に係る情報や介護給付費明細書等の情報を統合し、介護保険制度の適正な運営等に資するためのデータベースを運用する。<br>④介護報酬改定検証・研究委員会費（平成25年度～終了予定なし）<br>：社会保障審議会介護給付費分科会介護報酬改定検証・研究委員会において、平成27年度介護報酬改定の効果の検証や、「平成27年度介護報酬改定に関する審議報告」において検討が必要とされた事項について実態調査等を実施する。<br>⑤介護サービス情報公表システム運用・保守等経費（平成23年度～終了予定なし）<br>：全国の介護サービス事業所の情報を公表し、利用者の介護サービス選択を支援するためのシステム運用等を行う。<br>⑥「見える化」推進事業（平成26年度～終了予定なし）<br>：地域包括ケアシステムの構築に向けて、全国・都道府県・市町村・日常生活圏域別の特徴や課題、取組等を客観的かつ容易に把握できるように介護・医療関連情報の共有のためのシステムを整備・運営する。<br>⑦居宅サービス事業所における業務効率化促進モデル事業（平成27年度～平成28年度）<br>：介護サービスの生産性の向上等を図るため、介護事業所 | 437,212 | 0 | 5 | 一般 | － | 6 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_2 | | | | | | | | | 該当 | |
| 2271 | 厚生労働省 | 14 | | 812 | | 要介護認定情報管理・分析事業費 | | 高齢者が急増していく中で、高齢者が介護を必要とする状態となっても、尊厳を持ってその有する能力に応じて自立した生活を住み慣れた地域で継続できるよう、介護保険制度の適切な運営を図ることを目的とする。 | ①要介護認定適正化事業（平成19年度～終了予定なし）<br>：市町村等の介護認定審査会の審査を訪問・傍聴し、審査会の運営手順や認定調査の状況等について技術的助言等を行う。<br>②介護事業実態調査事業（平成13年度～終了予定なし）<br>：介護報酬の改定の影響について調査・分析することにより、次期報酬改定に必要な基礎資料を得る。<br>③介護保険総合データベース管理運営・分析事業（平成23年度～終了予定なし）<br>：要介護認定に係る情報や介護給付費明細書等の情報を統合し、介護保険制度の適正な運営等に資するためのデータベースを運用する。<br>④介護報酬改定検証・研究委員会費（平成25年度～終了予定なし）<br>：社会保障審議会介護給付費分科会介護報酬改定検証・研究委員会において、平成27年度介護報酬改定の効果の検証や、「平成27年度介護報酬改定に関する審議報告」において検討が必要とされた事項について実態調査等を実施する。<br>⑤介護サービス情報公表システム運用・保守等経費（平成23年度～終了予定なし）<br>：全国の介護サービス事業所の情報を公表し、利用者の介護サービス選択を支援するためのシステム運用等を行う。<br>⑥「見える化」推進事業（平成26年度～終了予定なし）<br>：地域包括ケアシステムの構築に向けて、全国・都道府県・市町村・日常生活圏域別の特徴や課題、取組等を客観的かつ容易に把握できるように介護・医療関連情報の共有のためのシステムを整備・運営する。<br>⑦居宅サービス事業所における業務効率化促進モデル事業（平成27年度～平成28年度）<br>：介護サービスの生産性の向上等を図るため、介護事業所 | 372,461 | 372,461 | 5 | 一般 | － | 6 | 4 | － | － | － | － | 2_a_1 | | | | | | | | | 該当 | |
| 2272 | 厚生労働省 | 14 | | 812 | | 要介護認定情報管理・分析事業費 | | 高齢者が急増していく中で、高齢者が介護を必要とする状態となっても、尊厳を持ってその有する能力に応じて自立した生活を住み慣れた地域で継続できるよう、介護保険制度の適切な運営を図ることを目的とする。 | ①要介護認定適正化事業（平成19年度～終了予定なし）<br>：市町村等の介護認定審査会の審査を訪問・傍聴し、審査会の運営手順や認定調査の状況等について技術的助言等を行う。<br>②介護事業実態調査事業（平成13年度～終了予定なし）<br>：介護報酬の改定の影響について調査・分析することにより、次期報酬改定に必要な基礎資料を得る。<br>③介護保険総合データベース管理運営・分析事業（平成23年度～終了予定なし）<br>：要介護認定に係る情報や介護給付費明細書等の情報を統合し、介護保険制度の適正な運営等に資するためのデータベースを運用する。<br>④介護報酬改定検証・研究委員会費（平成25年度～終了予定なし）<br>：社会保障審議会介護給付費分科会介護報酬改定検証・研究委員会において、平成27年度介護報酬改定の効果の検証や、「平成27年度介護報酬改定に関する審議報告」において検討が必要とされた事項について実態調査等を実施する。<br>⑤介護サービス情報公表システム運用・保守等経費（平成23年度～終了予定なし）<br>：全国の介護サービス事業所の情報を公表し、利用者の介護サービス選択を支援するためのシステム運用等を行う。<br>⑥「見える化」推進事業（平成26年度～終了予定なし）<br>：地域包括ケアシステムの構築に向けて、全国・都道府県・市町村・日常生活圏域別の特徴や課題、取組等を客観的かつ容易に把握できるように介護・医療関連情報の共有のためのシステムを整備・運営する。<br>⑦居宅サービス事業所における業務効率化促進モデル事業（平成27年度～平成28年度）<br>：介護サービスの生産性の向上等を図るため、介護事業所 | 266,675 | 0 | 5 | 一般 | － | 6 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_2 | | | | | | | | | 該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額(千円) | 左記うち要望額うち科技予算額(千円) | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:〇 非該当:-) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:〇 非該当:-) | 競争的資金(該当:〇 非該当:-) | 独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:-) | SBIR対象(該当:〇 非該当:-) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2273 | 厚生労働省 | 14 | | 812 | | 要介護認定情報管理・分析事業費 | | 高齢者が急増していく中で、高齢者が介護を必要とする状態となっても、尊厳を持ってその有する能力に応じて自立した生活を住み慣れた地域で継続できるよう、介護保険制度の適切な運営を図ることを目的とする。 | ①要介護認定適正化事業(平成19年度～終了予定なし)<br>:市町村等の介護認定審査会の審査を訪問・傍聴し、審査会の運営手順や認定調査の状況等について技術的助言等を行う。<br>②介護事業実態調査事業(平成13年度～終了予定なし)<br>:介護報酬の改定の影響について調査・分析することにより、次期報酬改定に必要な基礎資料を得る。<br>③介護保険総合データベース管理運営・分析事業(平成23年度～終了予定なし)<br>:要介護認定に係る情報や介護給付費明細書等の情報を統合し、介護保険制度の適正な運営等に資するためのデータベースを運用する。<br>④介護報酬改定検証・研究委員会費(平成25年度～終了予定なし)<br>:社会保障審議会介護給付費分科会介護報酬改定検証・研究委員会において、平成27年度介護報酬改定の効果の検証や、「平成27年度介護報酬改定に関する審議報告」において検討が必要とされた事項について実態調査等を実施する。<br>⑤介護サービス情報公表システム運用・保守等経費(平成23年度～終了予定なし)<br>:全国の介護サービス事業所の情報を公表し、利用者の介護サービス選択を支援するためのシステム運用等を行う。<br>⑥「見える化」推進事業(平成26年度～終了予定なし)<br>:地域包括ケアシステムの構築に向けて、全国・都道府県・市町村・日常生活圏域別の特徴や課題、取組等を客観的かつ容易に把握できるように介護・医療関連情報の共有のためのシステムを整備・運営する。<br>⑦居宅サービス事業所における業務効率化促進モデル事業(平成27年度～平成28年度)<br>:介護サービスの生産性の向上策を図るため、介護事業所 | 100,691 | 0 | 5 | 一般 | － | 6 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_2 | | | | | | | | 該当 | |
| 2274 | 厚生労働省 | 14 | | 815 | | 医療・介護サービスの提供体制改革のための基金 | | 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題である。このため、消費税増収分等を活用した新たな財政支援制度(地域医療介護総合確保基金)を創設し、各都道府県に設置することとし、各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施する。 | 地域包括ケアシステムの構築に向けて、各都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。<br>〇地域密着型サービス施設等整備助成事業<br>〇介護施設等の施設開設準備経費等支援事業<br>〇既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業<br>〇多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善の観点から介護従事者の確保対策を推進する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | 5_c4_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 2275 | 厚生労働省 | 14 | | 818 | | 世界保健機関分担金 | | 世界保健機関(WHO)を通じ、「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」を目的として国際協力を推進している。 | 世界保健機関(WHO)は、世界のすべての人々ができる限り高い水準の健康に到達することを目的として設立された国連の専門機関であり、平成29年5月末現在194カ国が加盟している。世界保健機関(WHO)については、世界保健機関憲章第56条の規定により、割り当てられた分担金(義務的経費)の支払いを行うことなどにより、国際機関を通じた保健医療分野における事業を支援し、国際協力の推進に努めて | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_5_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2276 | 厚生労働省 | 14 | | 819 | | 世界保健機関等拠出金 | | 世界保健機関(WHO)及び国際合同エイズ計画(UNAIDS。WHO等の国連11機関が参加する調整プログラム)を通じ、感染症対策やエイズ対策などの国際保健分野における諸課題への取組を強化することを目的に、世界保健機関(WHO)及び国連合同エイズ計画に対する拠出を行うことにより、国際協力事業を推進する。 | 新型インフルエンザ、HIV等の感染症対策事業、国連持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けてより一層の取組が必要な母子保健事業、保健従事者の育成も含めた保健システム強化事業、食品安全・医療安全事業などに対する拠出を行い、国際保健分野における取組の強化に努めている。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_5_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2277 | 厚生労働省 | 14 | | 820 | | 国際機関分担金 | | 国際機関(ILO等)を通じ、労働条件の改善を通じて、社会正義を基礎とする世界の恒久平和の確立に寄与すること、完全雇用、労使協調、社会保障等の国際協力を推進している。 | 国際機関(ILO等)を通じ、国際労働基準の策定及び監視、労働・生活条件の向上、雇用機会の増進、基本的人権の増強のための国際的な政策や計画の策定及び国際的技術協力などの活動を実施している。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_5_7 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2278 | 厚生労働省 | 14 | | 821 | | 経済協力開発機構拠出金事業 | | 経済協力開発機構(OECD)は、少子高齢化など加盟国に共通する課題に対処するため、加盟国間の自由な討議、各国の政策分析、データベースの構築等を通じて、社会経済に関する研究・分析・政策提言を行っていることから、わが国の政策課題に資する取組みを選択して拠出金を支出することにより、事業の実施を促進し、わが国単独では得ることが困難なデータや研究成果を入手することで、わが国の政策立案に役立てるとともに、加盟国の相互発展に広く寄与する | 経済協力開発機構(OECD)による社会保障分野、雇用労働分野の事業における取組みとして、1)社会保障分野、雇用労働分野における統計データの収集・編集・公表、2)社会保障制度の効率性、財政の持続可能性、社会経済への影響に関する分析、3)労働市場政策における課題に対処するための政策に関する分析等が実施されている。事業の成果は、データベースや報告書として公表され、各国における政策立案や研究分析に活用されている。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_5_7 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2279 | 厚生労働省 | 14 | | 822 | | 国際労働機関拠出金事業 | | 開発途上国、とりわけ東南アジア各国における雇用、労働問題の解決を助けディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を実現するため、ILOに対する拠出金により、社会セーフティネット構築支援等の協力事業を行っている。 | 国際労働機関(ILO)を通じ、アジア各国における雇用、労働問題の解決を助け、ディーセントワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現に向け、①アジアにおける社会的保護制度整備支援事業、②南アジアにおける「労働者保護の確保された雇用」への移行支援事業、③アジア地域における社会セーフティネット構築のための基盤整備等支援事業、④アジア展開日系企業等ビジネス基盤整備事業、⑤アジア地域における社会保険制度整備支援事業などの活動を推 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2280 | 厚生労働省 | 14 | | 824 | | たばこ規制枠組条約締約国会議事務局分担金 | | たばこの消費等が健康に及ぼす悪影響から現在及び将来の世代を保護する。 | 世界保健機関(WHO)内の「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」締約国会議事務局が実施する締約国会議開催の経費やたばこ規制関連ガイドラインの策定等技術的・専門的な措置等に対して拠出する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_d4_1_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2281 | 厚生労働省 | 14 | | 825 | | 国際水協会・水供給に関する運用と管理ネットワーク拠出金 | | 途上国における水供給システムの運用及び管理に対する意識の向上と、知識や技術の移転を目的として設立された水供給に関する運用と管理ネットワーク(Operation & Maintenance Network : OMN)の活動を支援することにより、我が国の水道事業者が有する水道の運用及び管理に対する高い技術力と豊富な経験等を途上国と共有することが可能となり、国際貢献に資する。 | WHOの協力を得て、IWAが運営するOMNは、国際的な水供給に関する目標達成に大きく貢献するものであり、我が国の知見や経験を有効に活用できる分野における取り組みを進めている。<br>我が国がOMNを支援していくことは、国際的に強く求められるものであることから、OMNの活動を支援するための資金を拠出するもの。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2282 | 厚生労働省 | 14 | | 827 | | 開発途上国向け医薬品研究開発支援事業 | | 日本の製薬産業の優れた研究開発力を活かして、顧みられない熱帯病(NTD)などに対する開発途上国向けの医薬品研究開発と供給支援を、ゲイツ財団も含む官民連携で促進することにより、国際保健分野での貢献を行うとともに、日本の製薬産業の国際展開を下支えすることによって日本の製薬産業の成長・発展を図る。(本事業は外務省と共同で行う。) | 顧みられない熱帯病(NTD)や結核、マラリア等の開発途上国を中心に蔓延する疾病の治療薬の研究開発は、先進国において需要が少ない等の理由から充分になされていない。本事業では、厚生労働省は医薬品の研究開発支援(研究助成、共同開発の促進等)、外務省は開発された医薬品の普及支援(ニーズ調査、適合性調査等)を中心的に担当し、国際機関(UNDP)への拠出を通じて、国際保健分野での貢献を行っている。※研究開発を行うものではない。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 7_b_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2283 | 厚生労働省 | 14 | | 828 | | 開発途上国福祉専門家養成等事業 | | 平成8年のリヨンサミットにおいて我が国が提唱した「世界福祉構想」の実現に向け、我が国と緊密な関係にあるASEAN諸国の社会保障分野の政策形成の支援及び当該分野での人材育成を強化するため協力を行うとともに、第4回世界水フォーラムにおいて公表した『水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ』に基づく我が国の経験や技術を活用した質の高い援助の実施に向け、水供給分野の国際協力における開発効果を高めるため、国際協力事業を実施する。 | ASEAN諸国の社会保障分野の政策形成の支援及び当該分野の人材育成を強化するため、ASEAN・日本社会保障ハイレベル会合を通じ、ASEAN10ヶ国から社会福祉、保健医療及び雇用政策を担当する局長級行政官を招聘し、高齢化社会への対応、母子・障害者保健福祉、社会的弱者支援等をテーマとした議論を実施している。また、水道分野の国際協力検討事業を通じ、我が国の水道事業者及び厚生労働省が持つノウハウを活用し、水道分野の協力方針の検討を行うとともに、水道プロジェクト計画作成指導事業を通じ、開発途上国における水道分野の技術面・人材面・財政面等の課題について調査・検討を行い、熟度の高い計画となるよう | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_1_1 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2284 | 厚生労働省 | 14 | | 829 | | 技能評価システム移転促進事業 | | 我が国がこれまで国及び民間の双方において培ってきた技能評価システムのノウハウを開発途上国に移転し、日本型の技能評価制度を実態的に定着させ、最終的には国家検定への移行及びアジアの標準を目指すとともに、対象国における技能労働者の社会的・経済的地位の向上に寄与することを目的とする。 | 開発途上国の業界団体等の技能評価担当者に対して職種ごとに、我が国の技能検定について基準・問題作成等を担当する者向けの研修及び試験・採点等を担当する者向けの研修を行うものである。さらに、当該研修修了者が現地で中心となり、トライアル検定を自らの手で実施することを支援することにより、技能検定の実施に係る実務的ノウハウの効 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | 3_c4_5 | | | | | | | 非該当 | |
| 2285 | 厚生労働省 | 14 | | 831 | | アジア開発途上国雇用労働支援事業費 | | アジア諸国では、貧富の格差が社会政情不安をもたらすなど、均衡ある発展が喫緊の課題となっている。特に、アジア地域に低所得者、女性、障害者等の脆弱な人々に対する社会的なセーフティネット制度構築を、草の根レベルで積極的に支援する必要があり、本事業は、国際的な労使団体の持つネットワークを活用し、公的サポートの行き届かない人々を組織化し、草の根レベルでの社会セーフティネット支援を行うことを目的としている。 | 労働組合等により、労働者保護が確保されていない自営・零細事業場で働く労働者、女性などの脆弱な層を組織化し、支援する試みが進められている。この取組は、公的なサポートが行き届かない開発途上国において、即効性のある草の根による互助的な取組である。しかし、開発途上国の労使団体には十分なノウハウがなく、自立的な事業展開が困難となっている。<br>このため、国際的な労使団体の持つネットワークを活用し、現地の労働組合・使用者団体と連携しつつ、アジア地域の貧困地域において、自営業者、零細企業、女性、若年者、児童労働従事者及びその家族などを組織化(互助団体の設立)し、正規の法人に雇われるための最低限の職業能力 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当：○非該当：－) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当：○非該当：－) | 競争的資金(該当：○非該当：－) | 独立行政法人向け財政支出(該当：○非該当：－) | SBIR対象(該当：○非該当：－) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2286 | 厚生労働省 | 14 | | 833 | | 開発途上国における在職職業訓練指導員の能力向上事業 | | 国際協力の一環として、開発途上国における工業化の進展等に伴う技能労働者不足に対処するため、職業訓練体制を充実させようとする開発途上国から在職職業訓練指導員を受け入れ、職業訓練指導員に対する能力向上研修を行うことによって、当該国の人づくりに貢献する。 | 開発途上国における現職の職業訓練指導員を受け入れ、3か月の日本語教育、専門的訓練施設において1年間、高度で専門的な技能、指導技法、キャリア・コンサルティング技法、職業訓練計画の立案能力等の技能及び知識を付与し、研修生が母国で他の職業訓練指導員を指導するなど、当該国において中核的な役割を果たすことのできる高度で専門的な技能及び知識等を修得させる。 | 0 | 0 | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2287 | 厚生労働省 | 14 | | 834 | | 国立医薬品食品衛生研究所基盤的研究費 | | 医薬品、医療機器、食品、食品添加物及び生活関連物質等に関する基礎的・基盤的研究を行い、国内外における諸分野の動向を踏まえた最新の規格・基準の策定等に寄与することを目的とする。 | ①医薬品の品質・有効性・安全性確保に関する基盤研究<br>②食品及び食品添加物等の品質・安全性確保に関する基盤研究<br>③医療機器及び生活関連物質の品質・有効性・安全性確保に関する基盤研究<br>④医薬品・食品・食品添加物及び生活関連物質等に係る各種毒性試験法等に関する基盤研究<br>等を行う。 | 123,050 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 1_a_2 | | | | | | | | 該当 | |
| 2288 | 厚生労働省 | 14 | | 835 | | 安全性生物試験研究センター運営費 | | 医薬品、食品、食品添加物及び生活関連化学物質の安全性・有効性を確保するための試験・研究に必要な動物実験を円滑に実施するため、実験動物の飼育管理を行っている安全性生物試験研究センターの適正な維持・管理を行うことを目的とする。 | 安全性生物試験研究センターでは、「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する指針」等に準拠した動物実験を行っており、本事業では動物実験が円滑に実施できるようセンターにおける動物飼育室の空調管理及び「動物の愛護および管理に関する法律」等に準拠した各種実験動物の飼育管理等を実施する。 | 74,392 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 2 | － | － | － | － | 6_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 2289 | 厚生労働省 | 14 | | 836 | | 国立医薬品食品衛生研究所施設管理事務経費 | | 国立医薬品食品衛生研究所は、国民の健康と生活環境を維持向上させるために必要な試験・研究・調査を行っており、これらを円滑に実施するために必要な施設の維持管理業務を行うことを目的とする。 | 医薬品・医療機器、食品、化学物質の品質、安全性及び有効性を評価するための試験・研究・調査を円滑に実施するため、動物庁舎における排水処理や水道設備の管理等の施設の維持管理業務を行う。 | 21,835 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 2 | － | － | － | － | 4_a1_3 | | | | | | | | 該当 | |
| 2290 | 厚生労働省 | 14 | | 837 | | 総合化学物質安全性研究費（生活環境暴露評価基盤研究費） | | 家庭用品等に由来する化学物質の生活環境中環境濃度データを収集し、暴露評価に資するためのデータベースの構築及び維持を目的とする。 | 参加地方衛生研究所の所在地域に在住する一般市民の生活環境を対象として、<br>①当研究所に設置した暴露評価委員会での討議を踏まえて選定された化学物質を対象に、参加地方衛生研究所において一般居住環境での試料採取を行う。<br>②当研究所において採取試料中の化学物質濃度の測定及び室内環境での多経路暴露解析を実施し、データベースとして情報を集積する。 | 3,703 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 2291 | 厚生労働省 | 14 | | 838 | | 国立医薬品食品衛生研究所共同利用型高額研究機器整備費 | | 厚生労働行政に必要な行政研究・事業や厚生労働科学研究の遂行に資する化学系の最先端機器を、厚生労働省全体の共同利用型機器として整備することを目的とする。 | 厚生労働省全体の共同利用型機器として、主に化学系の高額分析機器である核磁気共鳴装置、タンデムマス装置、LC/MS/MS装置等、構造決定に有用な最先端機器を整備する。 | 152,603 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 2 | － | － | － | － | 4_a1_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 2292 | 厚生労働省 | 14 | | 839 | | 研究情報基盤整備費（研究情報整備費） | | 医薬品、食品及び化学物質に関する安全性情報の根拠となる科学的データや専門家による評価情報をインターネットを通して国内外の研究機関及び行政機関等と情報共有するため、研究情報基盤を整備することを目的とする。 | 国内外の研究機関・行政機関等に対し、①国立衛研の試験研究事業によって生成された試験研究データ、②国立衛研が中心となって、あるいは協力して編纂・整理・収集した科学的知識及び研究関連情報、③外部機関から国立衛研に提供された有用情報、等の情報を改ざん防止等の十分なセキュリティ対策を行った上でインターネットを通じて情報提供するとともに、外部の最新の研究情報を入手するため、必要な研究情報基盤の整備を行う。 | 16,625 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 2 | － | － | － | － | 4_b1_2 | | | | | | | | 該当 | |
| 2293 | 厚生労働省 | 14 | | 840 | | 研究情報基盤整備費（情報を基盤とする化学物質安全性国際協力事業） | | 化学物質の安全管理に資するために、WHO(世界保健機関)の事業の1つである国際化学物質安全性計画(IPCS)事業に日本の担当機関として、国際化学物質安全性カード(ICSC)をはじめとするIPCS文書作成により国際協力を推進するとともに、欧米の有益な化学物質安全性評価情報を日本語に翻訳し、ホームページを通して広く国民に提供することを目的とする。 | 行政担当者、企業担当者、研究者及び一般市民に対し、化学物質の安全性に関する質の高い情報を提供する。①IPCSの化学物質安全性評価に関する英語文書原案の作成及びそのための情報の収集・調査及び解析・評価を行う。②IPCS文書の日本語版作成とホームページ(HP)での提供を行う。③ 欧米の主要機関作成の化学物質評価文書の日本語版作成とHPでの提供を行う。④OECD(経済協力開発機構)テストガイドラインの日本語版作成とHPでの提供を行 | 3,546 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 3_b_1_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 2294 | 厚生労働省 | 14 | | 841 | | 化学物質による緊急の危害対策を支援する知識情報基盤事業費 | | 大規模な化学物質事故や化学物質テロに対応するため、有害化学物質のヒト健康影響に関する情報を収集・分析し、効率的な情報発信及び検索システムを構築することを目的とする。 | 化学物質に起因する緊急危害対応に必要な情報の収集・蓄積・評価を行い、これらの情報を緊急時の化学物質安全性に関わる全ての関係者（医療・公衆衛生関係者、行政担当者、企業担当者）が必要な時に迅速かつ容易に活用できるようホームページで提供する。①有毒物質の毒性、物性、被害事例等に関する国内外の情報の収集・調査を行う。②米国AEGL(急性暴露ガイドライン濃度)情報の翻訳・編集・蓄積と効率的活用法に関する研究を行う。③毒物劇物取締法データベース等のデータ更新及び管理を行う。 | 3,981 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 2295 | 厚生労働省 | 14 | | 842 | | 国立医薬品食品衛生研究所競争的研究事務経費 | | 国立医薬品食品衛生研究所の研究者に交付された競争的研究費（厚生労働科学研究費補助金及び文部科学省科学研究費補助金等）について、経理事務や利益相反の適正な管理を研究機関が行うことにより、適正な執行及び公的研究である厚生労働科学研究等の公正性・信頼性を確保 | 国立医薬品食品衛生研究所の研究者に交付された競争的研究費について、①研究者個人に代わって、研究機関が経理事務を行う。②研究機関に利益相反委員会を設置し、利害関係が想定される企業との関わりについて適正に管理を行う。 | 233,904 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 6_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 2296 | 厚生労働省 | 14 | | 843 | | 食品の安全性に関する情報の科学的・体系的収集、解析、評価及び提供に係る研究事業費 | | 食品の安全性に関する国際機関や各国機関の最新情報、アラート情報、規制情報、評価情報などの科学的情報を専門家の立場から調査・分析し、厚生労働省担当部局、農林水産省、食品安全委員会等の関係機関や一般に提供することを目的とする。 | ①食品の安全に関わる行政機関、リスク評価機関、地方衛生研究所等の関係者及び一般国民に対し、食品の安全確保のため、食品関連情報の収集・調査・分析を行い関係機関や一般に情報提供する。②食品中の微生物や化学物質に関する国際機関や各国担当機関の最新情報や評価情報、文献情報等を要約した『食品安全情報』の発行により情報提供し、新たに生じた重要課題についても詳細な調査及び分析・評価（随時）を行う。③日本にも影響を及ぼす可能性がある国際的事案や緊急対応が求められる可能性がある事案に関しては、適宜詳細な調査を行い各関係部局をはじめ、一般にもホームページ等から情報発信を行う。④食品添加物及び農薬・動物用医薬品のADI（一日摂取許容量）データベースのデータ更新を行う。以上の情報を「食品の安全性に関する情報」ホームページから一般に情報提供す | 10,625 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 3_b_1_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 2297 | 厚生労働省 | 14 | | 844 | | 医薬品の安全性に関する情報の科学的・体系的収集, 解析, 評価及び提供に係る研究事業費 | | 血液製剤によるHIV感染などを教訓とし、海外の重要な医薬品安全性情報について専門家が収集、分析、評価を行い、厚生労働省等の関連部署及び一般国民に対し、信頼できる最新情報として迅速に分かりやすく提供することにより、健康被害防止や安全性確保に資することを目的とする。 | 厚生労働省医薬品局安全対策課・審査管理課、医薬品医療機器総合機構、国立病院、一般の医師・薬剤師、一般国民に対し、①米国FDA、欧州EMA、WHOなどの公的機関や、国際的な主要医学雑誌N Engl J Med, JAMA, Lancet, BMJなどから、最新情報を収集、分析、評価し、重要なものについて日本語に翻訳・要約したものを、隔週、E-mailで情報提供し、ホームページ(HP)にも掲載する。②新たに生じた医薬品関連の課題（新型インフルエンザ流行時の抗ウイルス薬の緊急時使用、海外での医薬品のリスク最小化策の先行例など）に関し、海外公的機関の対策について情報提供やHPへの掲載を行う。③医薬品安全性の情報検索に有用 | 16,053 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 1_b_4_3 | 4_c_1_2 | | | | | | | 該当 | |
| 2298 | 厚生労働省 | 14 | | 845 | | 医薬品等規制行政に直結する政策研究費 | | 国民生活を取り巻く医薬品、医療機器、食品、その他生活環境中に存在する化学物質について、その品質、安全性及び有効性を適正に評価し、行政による規制に直結する科学的根拠を明確にすることにより、産業競争力の向上及び健康に対する被害を防止して安全な国民生活を確保すること | 平成29年度は、①広域散発食中毒事例等の原因究明および予防のためのガイドライン確立に関する研究 ②危険ドラッグの規制強化に係わる研究、③日本薬局方等の医薬品品質公定試験法拡充のための研究開発、④安全性試験公定化にかかる検証・評価のための研究開発、について実施 | 69,243 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 1_a_2 | 2_c_5 | | | | | | | 該当 | |
| 2299 | 厚生労働省 | 14 | | 846 | | 短期研修経費 | | 保健医療、生活衛生及びこれらに関連する社会福祉の分野の関係業務に従事している者に対して、業務に関する最新の知識、技術等を授けることを目的としている。 | 保健医療、生活衛生及びこれらに関連する社会福祉の分野の関係業務に従事している者に対して、地域医療連携マネジメント研修、水道工学研修、ウイルス研修、児童虐待防止研修などで各分野の最新の知識、技術等の研修を実施す | 14,528 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 5_a3_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 2300 | 厚生労働省 | 14 | | 847 | | 専門・研究課程教育費 | | 国及び地方公共団体等における保健医療、生活衛生及びこれらに関連する社会福祉の分野のリーダーの育成 | 公衆衛生、保健医療福祉に携わる地方公共団体等職員に対して、以下の研修を行う。<br>①研究課程<br>修業期限3年間で実施し、自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う。<br>②専門課程<br>保健福祉行政管理分野、地域保健福祉専攻科などの各 | 8,288 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 5_a1_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 2301 | 厚生労働省 | 14 | | 848 | | 国立保健医療科学院共通経費 | | 保健、医療、福祉及び生活環境に関する厚生労働行政施策の推進を図るため、地方自治体職員等の養成訓練を実施するとともに、これらに対する調査及び研究の円滑な遂行 | 保健、医療、福祉及び生活環境に関する養成訓練並びにこれらに対する調査及び研究の円滑な遂行を図るために必要な複合機の保守、備品及び消耗品等の契約を行う。 | 53,484 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 5_a1_1 | 4_d1_1 | | | | | | | 該当 | |
| 2302 | 厚生労働省 | 14 | | 849 | | 国立保健医療科学院競争的研究事務経費 | | 厚生労働科学研究費補助金等の競争的研究経費の機関経理を行うことを目的とする。 | 厚生労働科学研究費補助金、科学研究費補助金、各種助成金で行う研究の機関経理を行う。 | 88,067 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 6_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 2303 | 厚生労働省 | 14 | | 850 | | 国立保健医療科学院運営経費 | | 国立保健医療科学院の調査研究事業を円滑に実施するための事務等を行うことを目的とする。 | 以下の事業を行う。<br>研究調査の実施<br>年報作成<br>研究倫理審査委員会を開催<br>特殊施設（機器分析室）の管理運営<br>廃棄物の処理 | 4,305 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 4_d1_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 2304 | 厚生労働省 | 14 | | 851 | | 研究研修棟施設管理等事務経費 | | 保健、医療、福祉及び生活環境に関する厚生労働行政施策の推進を図るため、地方自治体職員等の養成訓練を実施するとともに、これらに対する調査及び研究の円滑な実施に必要な研究研修棟及び研究機器の維持管理を行うことを | 保健、医療、福祉及び生活環境に関する養成訓練並びに、これらに対する調査及び研究の円滑な実施に必要な研究研修棟の設備運転保守業務、光熱水料の支払、試験検査機器の賃貸借等を行う。 | 128,660 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 4_a1_3 | | | | | | | | 該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:○非該当:－) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:○非該当:－) | 競争的資金(該当:○非該当:－) | 独立行政法人向け財政支出(該当:○非該当:－) | SBIR対象(該当:○非該当:－) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2305 | 厚生労働省 | 14 | | 852 | | 国立保健医療科学院基盤的研究費 | | 保健医療福祉サービスに関する基礎的・基盤的研究を行い、国内外における諸分野の動向を踏まえた基礎資料や調査手法の策定などに寄与することを目的とする。 | 保健医療福祉サービスに関する<br>・健康危機管理研究のあり方に関する基盤的研究<br>・少子・高齢化社会に対応した健康確保に関する基盤的研究<br>・生活環境に関する安全・安心の確保に向けた基盤的研究 | 11,326 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 2306 | 厚生労働省 | 14 | | 853 | | 電子図書館事業費 | | 厚生労働省が所管する厚生労働科学研究費補助金による研究成果の研究概要及び報告書本文等をデータベース化するとともに、公衆衛生に関する科学的な基本情報等をインターネットを通じて、研究者のみならず広く一般に公開し、研究の透明性の確保と情報共有を図ることを目的とする。 | 1. 厚生労働科学研究成果データベースシステムを開発し、研究成果のデータベース化を行う。<br>2. 厚生労働科学研究成果（研究概要及び研究報告書本文）を迅速に公開する。<br>3. 公衆衛生分野の関連資料（古典的な資料、基礎的な統計資料等）の電子化と公開を行う。<br>4. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）との連携により研究登録情報等の一元的な管理を行う。 | 10,850 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_2 | 3_b_1_2 | | | | | | | 該当 | |
| 2307 | 厚生労働省 | 14 | | 854 | | 国立社会保障・人口問題研究所運営経費 | | 人口・経済・社会保障の間の相互関連について調査研究することにより、社会保障に関連する政策の企画立案・評価に資するとともに、研究成果を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。 | 優れた研究成果を創出し、それを次の段階の研究に反映するための研究評価を実施するとともに、機関誌等の刊行により研究成果を広く社会に提供し、組織運営の適正化を図るため、評議員会を開催している。 | 16,409 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 7_a_3 | | | | | | | | 該当 | |
| 2308 | 厚生労働省 | 14 | | 855 | | 国立社会保障・人口問題研究所基盤的研究費 | | 当研究所においては、高齢化、少子化等を背景として、今日、重要な政策課題とされている社会保障及び人口問題に関する政策研究を実施しているところであるが、これらの研究に当たっては、行政当局からの要請に迅速かつ的確に応えることのみならず、研究所の所掌に係る各研究領域において、内外の学術・学説の動向、政策上の論点等の把握、内外の先駆的調査手法、推計手法等の把握・開発等の基盤的研究を実施するものである。 | 社会保障・人口問題全般における基礎資料及び情報の収集やデータベースの整備等を実施する。<br>なお、平成29年度より研究者の業務を補助する研究補助員を採用したところである。 | 13,786 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_4 | | | | | | | | 該当 | |
| 2309 | 厚生労働省 | 14 | | 856 | | 研究調査経費（社会保障・人口問題基本調査） | | 出生動向、人口移動、社会保障関係、全国家庭動向及び世帯動態に係る調査を毎年ローテーションで実施し（各5年に1回の実施）、各種施策の基礎資料として活用することを目的とする。<br>なお、平成27年度については、上記調査に加え、「地域活性化調査事業」として地域診断・人口推計ツールの開発、平成28年度については、「社会保障「スマート化」推進・地域支援プロジェクト事業」として格差・貧困問題に関する調査・研究、各種社会保障関連「ビッグデータ」を効果的に活用するための分析手法等の研究開発を行った。 | 調査地区から層化無作為抽出した地区における世帯及び世帯員を調査の客体とし、地方公共団体において任命された調査員が世帯を訪問し、調査を行い、その調査結果を国において集計し、詳細な分析を実施している。（調査の内容に関わらず、実施方法は基本的には変わらない）<br>各年度の実施調査は、<br>平成25年度　第5回全国家庭動向調査<br>平成26年度　第7回世帯動態調査<br>平成27年度　第15回出生動向基本調査<br>平成28年度　第8回人口移動調査<br>平成29年度　生活と支え合いに関する調査<br>なお、平成27年度については、「地域活性化調査事業」として地域診断・人口推計ツールの開発、平成28年度については、「社会保障「スマート化」推進・地域支援プロジェクト事業」として、格差・貧困問題に関する調査・研究、各種社会保障関連「ビッグデータ」を効果的に活用するための分析手法等の研究開発を行った。 | 34,243 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 1_c_2_4 | 1_a_1 | | | | | | | 該当 | |
| 2310 | 厚生労働省 | 14 | | 857 | | 研究調査経費（社会保障・人口問題基本調査による分析モデル開発） | | 社会保障・人口問題基本調査（事業番号881　5つの事業を5年ごとにローテーションにより実施）で得たデータを詳細に分析し、厚生労働行政を始めとする応用面で有益なアウトプットを供給することを目的とする。 | 前年度に実施した社会保障・人口問題基本調査で得た調査結果の要因分析を行うための分析モデルを開発する。 | 2,135 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 2311 | 厚生労働省 | 14 | | 858 | | 研究調査経費（社会保障・人口問題基本調査の事後事例調査） | | 社会保障・人口問題基本調査（事業番号881　5つの事業を5年ごとにローテーションにより実施）の結果について、その正確性・信頼性を評価し、それらに影響を与える要因を明らかにし、その後における意義・行動の変化とその要因を明らかにすることにより、分析の精緻化と次回調査の企画設計に役立てるとともに、各種行政施策の立案・策定のための基礎資料を提供することを目的とする。 | 前々年度に実施した社会保障・人口問題基本調査の調査地区の調査協力機関、調査員及び調査対象者に対して、研究所研究員が現地に出向き、聞き取り調査を実施し、その結果を踏まえた分析を実施する。 | 1,596 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 1_a_3 | | | | | | | | 該当 | |
| 2312 | 厚生労働省 | 14 | | 859 | | 社会保障情報・調査研究費 | | 各種の国際基準に基づき、毎年度の社会支出総額や政策分野別データの集計及び国際比較分析を行うとともに、社会保障給付費総額や機能別・制度別データ及び財源データの集計を行い、併せて、過去からの時系列データの整備を行うことを通じて、我が国における社会保障制度の現状やこれまでの推移、国際比較の動向を示す基礎的なデータを提供する。 | ・OECD基準に沿った社会支出総額及びGDP（国内総生産）に対する比率、政策分野別にみたデータなどの集計及び国際比較<br>・ILO基準に沿った社会保障給付費総額や機能別（高齢、障害、保健医療などの区分）、制度別（年金、医療、介護などの制度区分）にみたデータ及び財源データの集計<br>・過去からの社会支出及び社会保障給付費等に関する時 | 2,652 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_4 | | | | | | | | 該当 | |
| 2313 | 厚生労働省 | 14 | | 860 | | 研究成果の普及等に要する経費 | | 社会保障・人口問題分野における研究の進展は著しいが、行政と学界との間で必ずしも十分かつ活発な交流が行われているとは言いがたい状況が見られ、また、各界内部においても、経済学、社会学、行政学等からの学際的なアプローチによって研究されてきた経緯から、十分な交流の場が確保されていない状況にある。本事業では、国立社会保障・人口問題研究所における研究成果を紹介し、関係機関等との交流を図り、社会保障及び人口問題研究の発展に資するこ | 厚生政策セミナーの開催及び研究成果の公表に関する事業等を実施している。 | 3,676 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 3_b_1_4 | | | | | | | | 該当 | |
| 2314 | 厚生労働省 | 14 | | 861 | | 国立感染症研究所共通経費 | | 国立感染症研究所の研究業務の円滑な遂行 | 研究業務全般に係る事務を適切に行うことにより、研究所の適正かつ効果的な運営を確保する。 | 108,185 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 4_a1_3 | | | | | | | | 該当 | |
| 2315 | 厚生労働省 | 14 | | 862 | | 国立感染症研究所運営経費 | | 国立感染症研究所が試験研究を行うために必要な基盤を整える。 | 国立感染症研究所の業務として各種委員会の開催、学会出席、特許に係る業務等を行う。 | 65,943 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 6_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 2316 | 厚生労働省 | 14 | | 863 | | 国立感染症研究所基盤的研究費 | | 感染症に対する様々な研究業務（病原体の検出、疾病原因の解明、診断法の確立やワクチン・医薬品の開発等）、感染症に関するサーベイランスやレファレンス業務、ワクチン検定業務や放射能・バイオ実験室の安全管理や講習の実施等競争的原理にはなじまない、感染症研究と医療科学技術 | 当事業では、病原体等を取り扱う上での安全管理の研究、実験動物の微生物モニタリング、生物学的製剤、抗生物質等の安全管理に関する研究、感染症に関する検査システムを確保するために必要な研究、感染症に関わる基礎研究等多岐に亘る研究を行い、技術的な根拠のある感染症対策を | 123,842 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 2317 | 厚生労働省 | 14 | | 864 | | 生物安全対策費 | | 病原体の中で、特に病原性の高いもの（BSL3以上）と区分けされたものを取り扱い、研究者等の病原体からの保護、外部への漏出防止等のために対処した高度封じ込め実験施設の特性を持った施設の維持管理。 | 高度封じ込め実験施設の維持・管理を行うことにより、研究所の適正かつ効果的な運営を確保する。 | 31,551 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 2 | － | － | － | － | 4_a1_3 | | | | | | | | 該当 | |
| 2318 | 厚生労働省 | 14 | | 865 | | 国立感染症研究所施設管理事務経費 | | 村山庁舎における施設整備の維持管理及び効率的な運営を目的とする。 | 村山庁舎の施設管理維持、定期点検整備を行う。施設の維持管理を適切に行うことにより、研究所の適正かつ効果的な運営を確保する。 | 324,755 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 2 | － | － | － | － | 4_a1_3 | | | | | | | | 該当 | |
| 2319 | 厚生労働省 | 14 | | 866 | | エイズ研究センター経費（HIV検査経費） | | HIV感染症の克服にはグローバルなレベルでの感染拡大抑制が必要である。そのために、HIV流行地域であるアジア・アフリカのHIVおよび関連感染症のコントロールに向け、これらの地域の検査技師・医療関係者・研究者を対象として技術講習を行い、アジア・アフリカの検査診断技術向上、サーベイランス体制強化に結びつける。 | HIV流行地域であるアジア・アフリカの検査技師・医療関係者・研究者（5-10カ国、各国1-2名）を対象として、HIVおよび関連感染症の実験室検査診断技術およびサーベイランスに関する講習を行う。流行地域における検査診断およびサーベイランスを担当する人材育成に基づき、血清診断・ゲノム診断等の検査診断技術の導入・更新に結びつき、アジア・アフリカの検査診断技術向上、検査診断体制およびサーベイランス体制の強化への貢献が期待される。 | 8,164 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | 5_a1_1 | | | | | | | 該当 | |
| 2320 | 厚生労働省 | 14 | | 867 | | 戸山庁舎関係経費 | | 国立感染症研究所戸山庁舎の施設設備を適切な状態に維持管理する。 | 国立感染症研究所戸山庁舎の施設設備を適切な状態に維持管理するための保守・点検等の業務委託及び光熱水料。 | 368,122 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 2 | － | － | － | － | 4_a1_3 | | | | | | | | 該当 | |
| 2321 | 厚生労働省 | 14 | | 868 | | 国立感染症研究所共同利用型高額研究機器整備費 | | 国立感染症研究所の事業やその他研究機関との共同利用を通して実験の効率化と科学技術推進を図る。 | 国立感染症研究所の共同利用型高額機器として、細胞自動分析分離装置及び超高分解能操作電子顕微鏡を整備。 | 66,357 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 2 | － | － | － | － | 4_a1_2 | | | | | | | | 該当 | |
| 2322 | 厚生労働省 | 14 | | 869 | | ハンセン病研究センター経費 | | ハンセン病研究センターの光熱水料や施設の維持管理及びハンセン病の研究事業の推進を図る。 | （1）ハンセン病研究センターの研究棟、管理棟、動物棟の管理運営及びP3新研究実験棟運営費<br>（2）ハンセン病の薬剤耐性菌に関する調査研究<br>（3）ハンセン病国際協力推進事業（ハンセン病濃厚地域に人材を派遣し流行地技術移転） | 131,896 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 4_a1_3 | 1_a_1 | 5_a1_1 | | | | | | 該当 | |
| 2323 | 厚生労働省 | 14 | | 870 | | 感染症疫学センター経費 | | 感染症法に基づく感染症発生動向調査における中央感染症情報センターの運営を図り、様々な感染症情報の収集、分析及び公表を行って感染症対策に資する。 | （1）サーベイランス（感染症監視）事業<br>　1. 感染症発生動向調査システム運用と週報編集発行、<br>2. 病原体検出情報システム運用と病原微生物検出情報編集発行<br>（2）感染症予防治療情報システム事業<br>　感染症にかかる予防治療情報等のwebによる発信 | 30,065 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 4_b1_3 | 3_b_1_2 | | | | | | | 該当 | |
| 2324 | 厚生労働省 | 14 | | 871 | | 感染症危機管理人材養成事業費 | | 感染症アウトブレイク等健康危機発生時に、現場で迅速な調査を適切に行う実地疫学者の数が我が国では極めて乏しい事から、現場の疫学調査等の実務研修を通し、日本の核となる専門家を養成し、国と地方が連携して積極的に疫学調査を実施するための健康危機管理体制の強化を図る。 | 実地疫学調査専門家（Field Epidemiologist:FE）の養成: 米国CDCや世界保健機関（WHO）との協力のもと、国立感染症研究所内に世界標準となる2年間の実地疫学専門家養成コース（FETP）を設置し、On-the-job（実務研修）によるFEの育成を行う。疾病アウトブレイクへの直接対応を通して、健康危機管理対応を実践しつつ、知識・技術・実務の総合技能の修熟を図る。データの収集・分析・還元技能修得のため、感染症サーベイランスのデータ分析還元や疫学研究の立案と実施を、また、国際的な感染症危機管理技能修得のため、WHO西太平洋地域事務局での実務研修も行う。さらに、地方自治体における人材育成に寄与するため、自治体等の感染症対策関係者への講習等を行う。 | 9,285 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 5_a3_1 | | | | | | | | 該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額(千円) | 左記うち要望額うち科技予算額(千円) | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:○非該当:－) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:○非該当:－) | 競争的資金(該当:○非該当:－) | 独立行政法人向け財政支出(該当:○非該当:－) | SBIR対象(該当:○非該当:－) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2325 | 厚生労働省 | 14 | | 872 | | 国立感染症研究所競争的研究事務経費 | | 競争的研究資金に係る経理について機関経理を行う。 | 競争的研究資金に係る経理について機関経理を行うとともに、補助員に係る機関雇用を行う。また公的研究である厚生労働科学研究の公正性、信頼性を確保するため、利害関係が想定される企業等との関わり(利益相反)についてその管理に必要となる利益相反委員会を運営する。<br>経理事務等を機関が行うことにより、競争的研究費を適正かつ公正に管理する。 | 318,994 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 6_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 2326 | 厚生労働省 | 14 | | 873 | | 生物学的製剤の安全性情報収集、解析、評価に係る研究事業費 | | 国内・国外での生物学的製剤に起因する感染症に関する科学及び疫学情報を系統的、持続的、積極的に収集し、感染研内の専門家によって、リアルタイムに感染症としての面からの情報のリスク評価を行い、これを厚生労働省担当部局と直ちに共有することにより、速やかな行政対応に繋げ、対策遅れによる被害を防止し、国の責務として国民に安全な | (1)生物学的製剤に起因する感染症事例の情報を論文等から系統的・持続的に収集し、(2)感染研の各病原体専門家が事例を評価し、(3)毎月の評価委員会で情報の重要性と影響をリスク評価し、(4)健康危険情報を評価結果および科学的エビデンスをつけ厚生労働省担当部局に報告することが、事業の流れである。 | 1,483 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 1_b_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 2327 | 厚生労働省 | 14 | | 874 | | 医療・福祉サービス研究 | | 医療・福祉サービス研究の目的は、わが国の保健・医療・福祉サービスの提供体制の効率化及び質の向上に資することである。 | 有効な介護予防のための保健事業の開発、実施、評価支援に関する調査研究、医療機関における新たな概念と手法を用いたマネジメント教育に関する研究及び保健医療福祉サービスに関する調査研究を行っている。 | 3,848 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 1_b_2_3 | | | | | | | | 該当 | |
| 2328 | 厚生労働省 | 14 | | 875 | | 生活環境研究 | | 水道行政における技術開発、浄水処理技術の性能向上を図るとともに、また水道水中の放射性物質の低減方策を提示し、さらに水・衛生分野における国際的な協力手法について調査研究を行う。これらの成果を水道事業体技術職員等を対象とした教育訓練及び研修に活用し、全国の水道関係技術者等の資質向上および技術的、人的支援を図る。 | 国立保健医療科学院で保有する浄水処理実験プラントおよび関連の実験装置等を活用し、水道原水の変動や原水汚染に対応する処理技術の評価及び、浄水施設の運転管理手法の最適化に関する研究、高度浄水処理の実用化及び既存の浄水処理技術の性能向上に関する研究を行う。これらの成果を原水水質に対応する処理システムとしてその性能、運転管理方法等について整理する。また、水道水の放射性物質の検査実施地域、対象項目、採水場所、検査頻度、精度管理等を検討し、モニタリング手法を検証する。さらに、JICA専門家等として関わってきた水道、水の衛生分野における国際協力や、WHO(国際保健機関)研究協力センターとしての活動などに関連して、調査研究事業を実施 | 9,014 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 2329 | 厚生労働省 | 14 | | 876 | | ロタウイルスワクチン検定及び品質管理に関する基礎研究 | | 平成23年度に承認されたグラクソスミスクライン社の弱毒化経口生ロタウイルスワクチン・ロタリックス、平成24年度に承認されたMSD社のロタテックに関して、ロタウイルスワクチン品質管理手法の研究を継続する。検定・研究業務を行うためには、両ワクチンの性質を熟慮した上での品質管理、安全性の確認が必要である。本事業の目的は、ワクチン作用機序の解明、病原性発現機構の解析を通じた検定検査方法の確立と品質管理にかかる研究である。 | 平成23年度ロタウイルスワクチン(単価ワクチンのロタリックス、5価ワクチンのロタテック)の承認、接種開始に対応して、安全性管理、並びに品質管理を国家検定業務にて行う必要がある。本ワクチンは、弱毒化生ワクチンであり、接種後に被接種者体内で増殖することでロタウイルスに対する総合的な免疫を誘導し、重篤な症状の出現を防止する。しかし、その作用機序は明らかにされておらず、ロタウイルスの弱毒化に関する分子基盤も得られていない。本事業では、ワクチンの品質管理手法の構築、並びに、ロタウイルスの病原性発現機構、ワクチンの作用機序を研究し、品質管理に役立てるとともに、ワクチン由来ロタウイルス感染症の | 2,710 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 2330 | 厚生労働省 | 14 | | 877 | | 政策形成に携わる職員の資質向上支援事業 | | 現在の我が国において加速している人口減少と未曾有の少子高齢化、社会システムの複雑化など、急速に社会変革が進展している状況において、国家の進路に重大な影響を与える厚生労働政策を的確に立案するため、政策に精通した研究者と政策形成に携わる者の知見・視座等を融和させ、国内のみならず国際情勢の把握、国際比較などグローバルな視点をも包摂した観点から政策立案及びそれに資する研究を実践できる人材を育成する環境を整備し、エビデン | ・外部講師(外国人研究者を含む)による研究会等 | 1,044 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 5_a1_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 2331 | 厚生労働省 | 14 | | 880 | | 特別研究費(将来人口推計のための調査分析ならびにシステム開発事業) | | 人口動態をはじめとする現状のモニタリング、既存の推計手法、結果の評価とともに、現状に即した新たな技術の投入により効果的なシステムの開発を行うことを目的としている。 | 将来人口推計、将来世帯推計の効率化と精度改善、説明力の向上を図るために必要なシステムを開発し、各種施策、将来計画等の信頼性向上に寄与し、年金財政計画等の各種施策立案に的確な基礎数値を与える。 | 7,342 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 4_b3_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 2332 | 厚生労働省 | 14 | | 881 | | 侵襲性真菌症に対する対策事業 | | 長寿社会の到来(人口の高齢化)と医療の高度化に伴い、日本における侵襲性真菌症の頻度は漸増しており、20死亡例に1例程度の真菌症が剖検で証明されているところである。また一般医療機関では院内感染症例として年間約1万例の真菌血症があり、死亡例が30%程度に上る状況にある。<br>高病原性真菌感染の疑似症例については、全国からの照会依頼があり、国立感染症研究所は国内で唯一の高病原性真菌(BSL-3レベル)の培養検査が可能な施設であるため、自治体や大学、医療機関等からの専門的な依頼検査に | ①全国から依頼のある高病原性真菌による感染症(感染症法に規定される侵襲性真菌症を含む)に係る感染症法に基づく報告や診断支援のための検査の実施<br>②滞主性クリプトコックス症(26年度に感染症法に規定)の診断法標準化、コクシジオイデス症診断法の改良、その他緊急に必要となる真菌検査法の構築<br>③免疫不全患者の侵襲性真菌症の緊急検査(特に造血幹細胞移植レシピエントの侵襲性真菌症例の遺伝子検査)<br>H28年度は、生命予後に直結する③のみ優先的に実施し<br>た。 | 1,774 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 8_3 | 2_c_7 | | | | | | | 該当 | |
| 2333 | 厚生労働省 | 14 | | 882 | | 研究評価推進事業費 | | 厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ることを目的とする。 | 各研究事業毎に評価委員会を設置し、研究開発課題の採択に関する事前評価、研究の進捗を評価する中間評価、研究が適切に行われたか等を評価する事後評価を実施する等、厚生労働科学研究費補助金等の各研究事業が適切かつ効果的に実施されるための事業を実施している。 | 53,320 | 0 | 5 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 6_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 2334 | 厚生労働省 | 14 | | 882 | | 研究評価推進事業費 | | 厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ることを目的とする。 | 各研究事業毎に評価委員会を設置し、研究開発課題の採択に関する事前評価、研究の進捗を評価する中間評価、研究が適切に行われたか等を評価する事後評価を実施する等、厚生労働科学研究費補助金等の各研究事業が適切かつ効果的に実施されるための事業を実施している。 | 2,834 | 2,834 | 5 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 6_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 2335 | 厚生労働省 | 14 | | 882 | | 研究評価推進事業費 | | 厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ることを目的とする。 | 各研究事業毎に評価委員会を設置し、研究開発課題の採択に関する事前評価、研究の進捗を評価する中間評価、研究が適切に行われたか等を評価する事後評価を実施する等、厚生労働科学研究費補助金等の各研究事業が適切かつ効果的に実施されるための事業を実施している。 | 14,873 | 14,873 | 5 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 6_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 2336 | 厚生労働省 | 14 | | 882 | | 研究評価推進事業費 | | 厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ることを目的とする。 | 各研究事業毎に評価委員会を設置し、研究開発課題の採択に関する事前評価、研究の進捗を評価する中間評価、研究が適切に行われたか等を評価する事後評価を実施する等、厚生労働科学研究費補助金等の各研究事業が適切かつ効果的に実施されるための事業を実施している。 | 70,888 | 70,888 | 5 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 6_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 2337 | 厚生労働省 | 14 | | 883 | | 厚生労働科学研究費補助金(厚生労働行政推進調査事業費補助金を含む) | | 厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ることを目的とする。 | ①厚生労働科学研究費補助金:国内の試験研究機関や大学等に所属する研究者に対して、当該研究に必要な経費の補助を行っている。なお、研究課題の採択は、原則として公募で行い、専門家による評価結果に基づき、研究課題の採択の可否を決定している。これにより、厚生労働行政の中でも社会的要請の強い諸問題に関する研究の実施に資するもの。(定額補助)<br>②厚生労働行政推進調査事業費補助金:国内の試験研究機関や大学等に所属する研究者に対して、当該研究に必要な経費の補助を行っている。厚生労働科学研究のうち、行政的緊急性が高いものや専門的・学術的観点等から研究を実施するものを指定する研究について、専門家による評価結果に基づき、研究課題の採択の可否を決定している。これにより、厚生労働行政の中でも社会的要請の強い諸問題 | 4,998,591 | 857,868 | 5 | 一般 | － | 13 | 4 | ○ | ○ | － | ○ | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 2338 | 厚生労働省 | 14 | | 883 | | 厚生労働科学研究費補助金(厚生労働行政推進調査事業費補助金を含む) | | 厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ることを目的とする。 | ①厚生労働科学研究費補助金:国内の試験研究機関や大学等に所属する研究者に対して、当該研究に必要な経費の補助を行っている。なお、研究課題の採択は、原則として公募で行い、専門家による評価結果に基づき、研究課題の採択の可否を決定している。これにより、厚生労働行政の中でも社会的要請の強い諸問題に関する研究の実施に資するもの。(定額補助)<br>②厚生労働行政推進調査事業費補助金:国内の試験研究機関や大学等に所属する研究者に対して、当該研究に必要な経費の補助を行っている。厚生労働科学研究のうち、行政的緊急性が高いものや専門的・学術的観点等から研究を実施するものを指定する研究について、専門家による評価結果に基づき、研究課題の採択の可否を決定している。これにより、厚生労働行政の中でも社会的要請の強い諸問題 | 3,023,071 | 475,700 | 5 | 一般 | － | 5 | 4 | ○ | ○ | － | ○ | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 2339 | 厚生労働省 | 14 | | 884 | | 医療研究開発推進事業費補助金(保健衛生医療調査等推進事業費補助金を含む) | | 健康・医療戦略を推進し、もって健康長寿社会の形成に資すること<br>※個別の事業ごとの目的については、別紙(事業番号884-1～884-10)参照 | 国立研究開発法人日本医療研究開発機構が医療分野研究開発推進計画に基づき、大学、研究開発法人その他の研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等に要する費用に係る補助を行うもの。(定額補助)<br>※個別の事業ごとの事業概要については、別紙(事業番号 | 39,713,898 | 1,402,766 | 5 | 一般 | － | 13 | 4 | ○ | ○ | ○ | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 2340 | 厚生労働省 | 14 | | 884 | | 医療研究開発推進事業費補助金(保健衛生医療調査等推進事業費補助金を含む) | | 健康・医療戦略を推進し、もって健康長寿社会の形成に資すること<br>※個別の事業ごとの目的については、別紙(事業番号884-1～884-10)参照 | 国立研究開発法人日本医療研究開発機構が医療分野研究開発推進計画に基づき、大学、研究開発法人その他の研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等に要する費用に係る補助を行うもの。(定額補助)<br>※個別の事業ごとの事業概要については、別紙(事業番号 | 7,348,631 | 2,388,236 | 5 | 一般 | － | 5 | 4 | ○ | ○ | ○ | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:○ 非該当:－) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:○ 非該当:－) | 競争的資金(該当:○ 非該当:－) | 独立行政法人向け財政支出(該当:○ 非該当:－) | SBIR対象(該当:○ 非該当:－) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2341 | 厚生労働省 | 14 | | 885 | | 国立感染症研究所施設周辺安全対策等事業費補助金 | | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により厳格な管理が求められている一種病原体等を取り扱う国立感染症研究所施設の周辺地域における安全対策施設等の整備を行うことにより、同施設周辺の安全対策や災害・事故対策及び避難対応の更なる強化を図ることを目的とする。 | 国の責任において管理運営する国立感染症研究所村山庁舎8号棟、7号棟及び排水処理施設が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第56条の3第1項第1号の規定に基づき、特定一種病原体等所持施設として厚生労働大臣の指定を受けたことに伴い、同法により厳格な管理が求められている一種病原体棟を取り扱う施設であることを踏まえ、同施設周辺の地域における安全対策施設等の整理を行うことにより、同施設周辺の安全対策や災害・事故対策及び避難対応の更なる強化を図るために、東京都武蔵村山市が行う国立感染症研究所村山庁舎周辺の安全対策施設等の事業に必要な | 275,700 | 0 | 5 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 4_a1_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 2342 | 厚生労働省 | 14 | | 886 | | 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所運営費交付金 | | 医薬品技術及び医療機器等技術に関し、医薬品及び医療機器等並びに薬用植物その他の生物資源の開発に資する共通的な研究、民間等において行われる研究及び開発の振興等の業務を行うことにより、医薬品技術及び医療機器等技術の向上のための基盤の整備を図るとともに、国民の健康の保持及び増進に関する調査、研究、国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図り、もって国民保健の向 | 上記の事業目的のため、以下の6つの事業や健康増進法に基づく業務について行っている。<br>①基盤的技術の研究及び創薬支援、②生物資源に係る研究及び創薬支援、③医薬品等の開発振興、④国民の健康の保持及び増進に関する調査・研究、⑤国民の栄養その他国民の食生活の調査・研究、⑥食品についての栄養生理学上の試験 | 3,674,953 | 253,692 | 1 | 一般 | － | 13 | 3 | － | － | － | － | 7_a_2 | | | | | | | | 該当 | |
| 2343 | 厚生労働省 | 14 | | 888 | | 社会保障・税番号活用推進事業 | | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づき、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤を構築し、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民の利便性の向上を図る。 | 社会保障・税番号制度の導入の際、同制度の主要システムである情報提供ネットワークシステムと医療保険者が所有するシステムとが適正な情報連携業務を行うための中間サーバが必要であり、中間サーバの設計・開発を行う。<br>また、情報提供ネットワークシステムと地方公共団体及び医療保険者等が所有するシステムが情報連携業務を行うためのシステム改修を行う。（地方公共団体への補助率：2／3、一部10/10、医療保険者等への補助率：10/10） | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2344 | 厚生労働省 | 14 | | 891 | | 国立感染症研究所施設整備経費 | | 国立感染症研究所戸山庁舎及び村山庁舎の老朽化が顕著な設備を最新の設備に更新し、研究所の適正かつ効果的な運営を確保するもの。 | 国立感染症研究所戸山庁舎及び村山庁舎において、老朽化が顕著な設備を最新の設備に更新するもの。 | 290,086 | 0 | 2 | 一般 | － | 13 | 2 | － | － | － | － | 4_a1_2 | | | | | | | | 該当 | |
| 2345 | 厚生労働省 | 14 | | 892 | | 国際会議に必要な経費 | | 医療・保健、雇用・社会福祉等、厚生労働行政の国際分野への展開を図るため、①国際機関を通じた活動、②対外経済交渉、③ASEANを中心とした開発途上国への協力とアジア諸国等との政策対話、④欧米先進国との協議、対話、⑤海外情報収集等を通じて、国際社会への貢献に寄与する | 世界保健機関（WHO）や国際労働機関（ILO）をはじめとする国際機関で開催される各種会議や経済連携協定交渉、アジア諸国や欧米先進国との政策対話等への出席及び海外情報の収集、日本の政策情報発信に必要な経費である。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2346 | 厚生労働省 | 14 | | 893 | | 統計調査事務費 | | 厚生労働統計調査の普及・啓発及び結果を活用した二次統計の作成、調査事務に係る事務諸費の管理を行うこと。 | 生命表、国民医療費など所管している二次統計の報告書等の印刷・発送、全国会議の開催、調査事務に係る通知等の発送、消耗品の購入 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2347 | 厚生労働省 | 14 | | 894 | | 疾病死因分類適正化等調査費 | | 1. WHOが勧告したICD（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）の改訂・改正に関するWHO国際統計分類（WHO-FIC）ネットワークによる国際的な寄与及び日本への適用と普及。<br>2. WHOが勧告したICF（国際生活機能分類）の改訂・改正に関するWHO-FICネットワークによる国際的な寄与及び日本への適用と普及の検討。 | 1. 社会保障審議会統計分科会「疾病、傷害及び死因分類部会」「疾病、傷害及び死因分類専門委員会」「生活機能分類専門委員会」の開催。<br>2. ICD及びICFの改訂・改正についての国際会議の開催、WHO-FICネットワークへの意見提出及び同ネットワークの国際会議（電話会議を含む）出席。<br>3. ICD並びにICF普及啓発本の刊行。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_d4_1_2 | 3_b_4 | | | | | | | 非該当 | |
| 2348 | 厚生労働省 | 14 | | 895 | | 人口動態調査費 | | 国勢調査と並ぶ基幹統計調査である人口動態調査を実施し、我が国の人口動態事象（出生、死亡、婚姻、離婚、死産）を恒常的に把握し、厚生労働行政をはじめ各種施策の基礎資料を得ることを目的とする。 | 各都道府県・指定都市に対し、厚生統計関係の調査を委託するために必要な厚生統計専任職員を配置するとともに、戸籍法（昭和22年法律第224号）及び死産の届出に関する規程（昭和21年厚生省令第42号）によって全国の市区町村に届け出られる出生、死亡、婚姻、離婚及び死産について、各市区町村において人口動態調査票を作成し、管轄する保健所・都道府県を経由し、毎月人口動態調査票が厚生労働省に提出される。提出された調査票は、厚生労働省において審査・集計を行い、調査結果は月報・年報として公表す | 1,564,475 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_4 | | | | | | | | 該当 | |
| 2349 | 厚生労働省 | 14 | | 896 | | 医療施設調査費 | | 基幹統計調査である医療施設調査を実施し、病院及び診療所の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を詳細に把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的とする。 | 医療施設調査規則（昭和28年厚生省令第25号）により、3年周期で実施する静態調査と、都道府県において、医療施設からの開設・廃止等の報告を調査票に転記し、厚生労働省に提出される動態調査があり、静態調査は全医療施設の詳細な実態について調査票を作成し、管轄する保健所・都道府県を経由し、厚生労働省に提出される。提出された調査票は、厚生労働省において審査・集計し、静態調査は3年に1回、動態調査は月報・年報として調査結果を公表する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_c_1_9 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2350 | 厚生労働省 | 14 | | 897 | | 衛生統計調査費 | | 都道府県、指定都市、中核市における衛生行政活動を把握する保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）、保健所・市区町村における健康増進事業等の活動を把握する地域保健・健康増進事業報告、全国の病院等における患者の利用状況・従事者の状況を把握する病院報告及び医師・歯科医師・薬剤師の各身分法に規定する届出票様式により性、年齢、診療科目等把握する医師・歯科医師・薬剤師調査を実施し、衛生行政施策の基礎資料を得ることを目的とする。 | ①都道府県・指定都市・中核市が、衛生関係諸法規の施行に伴う衛生行政活動の内容を厚生労働省所定の報告表で作成し、厚生労働省へ提出する。②保健所・市区町村ごとに、健康増進事業等の内容を、厚生労働省所定の報告表に作成し厚生労働省へ提出する。③全国の病院等が、患者の利用状況・従事者の状況について調査票を作成し、所管する保健所・都道府県を経由して、厚生労働省へ提出される。④各身分法により全国の医師、歯科医師、薬剤師が、それぞれ規定する届出票を隔年ごとに作成し、保健所・都道府県を経由して厚生労働省へ提出される。厚生労働省は審査・集計し、①を保健・衛生行政業務報告（衛生行政報告例）（年報・隔年報）、②を地域保健・健康増進事業報告（年報）、③を病院報告（月報、年報）、④を医師・歯科医師・薬剤師調査（隔年報）として公表する。 | 41,571 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_4 | | | | | | | | 該当 | |
| 2351 | 厚生労働省 | 14 | | 898 | | 受療状況調査費 | | 基幹統計調査である患者調査、一般統計である受療行動調査を実施し、医療施設を利用する患者の傷病状況等の実態及び受療した患者の医療に対する満足度等の認識を把握し、医療行政の基礎資料を得る目的とする。 | 患者調査は、全国の医療施設を利用する患者の傷病状況等について、医療施設が患者の診療録の内容に基づき調査票を記入し、管轄する保健所・都道府県を経由して厚生労働省に提出されるもので、3年に1度実施されている。受療行動調査は全国から抽出された医療施設を利用した患者（入院・外来）が調査票を記入し、管轄する保健所・都道府県を経由または直接郵送により厚生労働省に提出されるもので、3年に1度実施されている。それぞれ提出された調査票は、厚生労働省において審査・集計し、翌年度に調査 | 7,585 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_4 | | | | | | | | 該当 | |
| 2352 | 厚生労働省 | 14 | | 899 | | 社会福祉統計調査費 | | 社会福祉関係諸法規に基づいて各都道府県、指定都市及び中核市（以下、「都道府県等」という。）が行っている身体障害者福祉、老人福祉及び児童福祉等の行政活動の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的とする。 | 都道府県等を対象とし、月報及び年度報について、都道府県等が所定の報告事項を定められた期限までに厚生労働省に提出する方法により行う。提出された報告事項については当省において集計を行い、その結果を公表している。 | 1,850 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_4 | | | | | | | | 該当 | |
| 2353 | 厚生労働省 | 14 | | 900 | | 社会福祉施設等調査費 | | 全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握する唯一の調査であり、社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とする。<br>なお、施設の運営基準の作成や見直しの際の実態把握の資料としてや、「地域児童福祉事業等調査」の母集団情報としても本調査が利用されている。 | 全国の社会福祉施設等を対象とし、国から都道府県・指定都市・中核市及び施設等に調査票を配布し、各担当者及び管理者が調査票に記入する方法により行う。<br>提出された調査票については、当省において集計を行い、その結果を公表している。 | 155,797 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_4 | | | | | | | | 該当 | |
| 2354 | 厚生労働省 | 14 | | 901 | | 国民生活基礎調査費 | | 基幹統計である国民生活基礎調査を実施し、保健、医療、福祉、年金、所得等、国民生活の基礎的な事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。 | 昭和61年を初年として3年に1回、世帯の状況の総合的把握及び地域別観察が可能な大規模調査を実施し、その中間の各年については、世帯の基本的事項及び所得の状況を把握する簡易な調査を実施している。<br>全国の世帯及び世帯員を対象とし、国勢調査地区から層化無作為抽出した地区における全世帯及び全世帯員を調査の客体とし、地方公共団体において任命された調査員が世帯を訪問し、調査を行う。<br>┌保　健　所－－調査員－－対象世帯<br>国－－都道府県等－－<br>└福祉事務所－－調査員－－対象世帯 | 208,184 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_4 | | | | | | | | 該当 | |
| 2355 | 厚生労働省 | 14 | | 902 | | 社会医療診療行為別調査費 | | 医療保険制度における医療の給付の受給者に係る診療行為の内容、傷病の状況、調剤行為の内容及び薬剤の使用状況等を明らかにし、医療保険行政に必要な基礎資料を得ることを目的とする。 | 社会保険診療報酬支払基金支部及び国民健康保険団体連合会において審査決定された、6月審査分の診療報酬明細書及び調剤報酬明細書を対象とし、当該明細書を当省において集計し、その結果を公表している。 | 34,003 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_4 | | | | | | | | 該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額(千円) | 左記うち要望額うち科技予算額(千円) | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当：○非該当：－) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当：○非該当：－) | 競争的資金(該当：○非該当：－) | 独立行政法人向け財政支出(該当：○非該当：－) | SBIR対象(該当：○非該当：－) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2356 | 厚生労働省 | 14 | | 903 | | 介護保険統計調査費 | | 全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とした介護サービス施設・事業所調査、介護サービスに係る給付費の状況を把握し、介護報酬の改定など介護保険制度の円滑な運営及び政策の立案に必要な基礎資料を得ることを目的とした介護給付費等実態調査を実施し、介護報酬改定や市町村における介護保険事業計画の策定において、基礎資料を得ることを目的とする。 | 介護サービス施設・事業所調査<br>介護保険制度における全国の介護保険施設等を対象とし、国から施設等に調査票を配布し、各管理者が調査票に記入する方法により行う。提出された調査票については、当省において集計を行い、その結果を公表している。<br><br>介護給付費等実態調査<br>各都道府県国民健康保険団体連合会が審査したすべての介護給付費明細書、給付管理票等を対象とし、国民健康保険中央会の取りまとめのもとに、各都道府県国民健康団体連合会において、審査支払いが完了した介護給付費明細書等のデータのコピーを厚生労働省に提出する方法により行う。提出されたデータについては当省において集計を行い、その結果を公表している。 | 174,094 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_4 | | | | | | | | 該当 | |
| 2357 | 厚生労働省 | 14 | | 904 | | 縦断調査費 | | 21世紀の初年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察する21世紀出生児縦断調査、調査対象となった男女の結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化の状況を継続的に観察する21世紀成年者縦断調査、調査対象となった中高年世代の健康・就業・社会活動について意識面等の変化の過程を継続的に観察する中高年者縦断調査を実施することにより、少子化対策、高齢者対策、厚生労働行政施策の企画立案、実施のための基礎資料を得ることを目的とする。 | 21世紀出生児縦断調査【コーホートA】(2001年1月10日から17日及び7月10日から17日の間に出生した子)、21世紀出生児縦断調査【コーホートB】(2010年5月10日から24日の間に出生した子)、<br>21世紀成年者縦断調査【コーホートA】(平成14年10月末時点で20～34歳であった全国の男女)、21世紀成年者縦断調査【コーホートB】(平成24年10月末時点で20～29歳であった全国の男女)、<br>中高年者縦断調査(平成17年10月末現在で50～59歳であった全国の男女)を対象として、調査票の配布及び回収について往復郵送方式により行う。<br>提出された調査票については当省において集計を行い、その結果を公表している。 | 63,258 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_4 | | | | | | | | 該当 | |
| 2358 | 厚生労働省 | 14 | | 904 | | 縦断調査費 | | 21世紀の初年に出生した子の実態及び経年変化の状況を継続的に観察する21世紀出生児縦断調査、調査対象となった男女の結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化の状況を継続的に観察する21世紀成年者縦断調査、調査対象となった中高年世代の健康・就業・社会活動について意識面等の変化の過程を継続的に観察する中高年者縦断調査を実施することにより、少子化対策、高齢者対策、厚生労働行政施策の企画立案、実施のための基礎資料を得ることを目的とする。 | 21世紀出生児縦断調査【コーホートA】(2001年1月10日から17日及び7月10日から17日の間に出生した子)、21世紀出生児縦断調査【コーホートB】(2010年5月10日から24日の間に出生した子)、<br>21世紀成年者縦断調査【コーホートA】(平成14年10月末時点で20～34歳であった全国の男女)、21世紀成年者縦断調査【コーホートB】(平成24年10月末時点で20～29歳であった全国の男女)、<br>中高年者縦断調査(平成17年10月末現在で50～59歳であった全国の男女)を対象として、調査票の配布及び回収について往復郵送方式により行う。<br>提出された調査票については当省において集計を行い、その結果を公表している。 | 12,598 | 0 | 5 | 特別 | － | 12012 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_4 | | | | | | | | 該当 | |
| 2359 | 厚生労働省 | 14 | | 905 | | 賃金引上げ等の実態に関する調査費 | | 民間企業における賃金・賞与の改定額、改定に至るまでの経緯等を把握し、各種施策の基礎資料を得ることを目的とする。 | 主たる事業が日本標準産業分類(平成25年10月改定)に掲げる15大産業に属する民営企業で、製造業及び卸売業，小売業については常用労働者30人以上、その他の産業については常用労働者100人以上を雇用する企業を対象に、厚生労働省において調査票を配布し、回収・審査・集計・公表 | 2,445 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_4 | | | | | | | | 該当 | |
| 2360 | 厚生労働省 | 14 | | 906 | | 労使関係総合調査費 | | 我が国すべての労働組合について組合数、組合員数、加盟組織系統等の状況を把握することを目的とした労働組合基礎調査、労働環境が変化する中での労働組合の組織及び活動の実態等を明らかにすることを目的とした労働組合活動等に関する実態調査(労働組合実態調査のH28調査名)及び我が国における労働争議の発生状況について労働争議の種類別等の実態を明らかにすることを目的とした労働争議統計調査を実施し、労働行政の基礎資料とする。 | 労働組合基礎調査は全労働組合を対象とし、各都道府県労政主管課または労政主管事務所を経由して実地自計の方法(一部郵送を含む)により調査を実施し、記入後の調査票は各都道府県労政主管課または労政主管事務所を経由して厚生労働省に提出される。労働組合活動等に関する実態調査(労働組合実態調査のH28調査名)は16大産業に属する民営事業所における労働組合員30人以上の労働組合から一定の方法により抽出した労働組合を対象とし、各都道府県労政主管課または労政主管事務所を経由して実地自計の方法(一部郵送含む)により調査を実施し、記入後の調査票は各都道府県労政主管課または労政主管事務所を経由して厚生労働省に提出される。労働争議統計調査は都道府県労政主管課が調査票を記入し、厚生労働省に提出される。すべての調査とも厚生労働省において審査・集計・ | 30,287 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_4 | | | | | | | | 該当 | |
| 2361 | 厚生労働省 | 14 | | 907 | | 毎月勤労統計調査費 | | 基幹統計である毎月勤労統計を作成するための調査(毎月勤労統計調査)を実施し、給与、労働時間及び雇用についての変動を毎月明らかにし、厚生労働行政をはじめ各種施策の基礎資料を得ることを目的とする。 | 調査対象事業所において、毎月勤労統計調査票(全国調査)を作成し、管轄する都道府県の審査を経て、厚生労働省に提出される。提出された調査票は、厚生労働省において集計し、調査結果は、概況・月報・年報という方法で提供する。毎月勤労統計調査票(地方調査)は、都道府県が集計・結果の公表を行っており、さらに、その結果をとりまとめて厚生労働省が季報という方法で提供している。 | 898,090 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_4 | | | | | | | | 該当 | |
| 2362 | 厚生労働省 | 14 | | 907 | | 毎月勤労統計調査費 | | 基幹統計である毎月勤労統計を作成するための調査(毎月勤労統計調査)を実施し、給与、労働時間及び雇用についての変動を毎月明らかにし、厚生労働行政をはじめ各種施策の基礎資料を得ることを目的とする。 | 調査対象事業所において、毎月勤労統計調査票(全国調査)を作成し、管轄する都道府県の審査を経て、厚生労働省に提出される。提出された調査票は、厚生労働省において集計し、調査結果は、概況・月報・年報という方法で提供する。毎月勤労統計調査票(地方調査)は、都道府県が集計・結果の公表を行っており、さらに、その結果をとりまとめて厚生労働省が季報という方法で提供している。 | 114,146 | 0 | 5 | 特別 | － | 12011 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_4 | | | | | | | | 該当 | |
| 2363 | 厚生労働省 | 14 | | 908 | | 独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費 | | 内外の労働問題や労働政策について、総合的な調査研究等を行うとともに、その成果を活用した行政職員等に対する研修を実施することにより、労働政策の立案や労働政策の効果的で効率的な推進に寄与し、労働者福祉の増進と経済の発展に資すること。 | ○労働行政分野の政策課題(雇用、労働条件、人材育成、労使関係等)や、国内・海外の労働現場の最新の事情・動向について、厚生労働省の要請に基づき公平・中立の立場から体系的・継続的な調査研究を実施し、労働政策の企画・立案をサポート。また、機構が蓄積した調査研究の成果を、労使関係者をはじめ広く国民に普及を図ることにより、労働現場における適正な労働条件の確保、良好な労使関係の形成に寄与。<br>○全国の労働基準監督署、ハローワーク等における労働行政の適確な遂行を担保するために労働行政職員(4,808人※)を対象に必要な専門知識・技能を付与。 | 406,542 | 0 | 1 | 一般 | － | 95 | 3 | － | － | － | － | 7_b_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 2364 | 厚生労働省 | 14 | | 908 | | 独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費 | | 内外の労働問題や労働政策について、総合的な調査研究等を行うとともに、その成果を活用した行政職員等に対する研修を実施することにより、労働政策の立案や労働政策の効果的で効率的な推進に寄与し、労働者福祉の増進と経済の発展に資すること。 | ○労働行政分野の政策課題(雇用、労働条件、人材育成、労使関係等)や、国内・海外の労働現場の最新の事情・動向について、厚生労働省の要請に基づき公平・中立の立場から体系的・継続的な調査研究を実施し、労働政策の企画・立案をサポート。また、機構が蓄積した調査研究の成果を、労使関係者をはじめ広く国民に普及を図ることにより、労働現場における適正な労働条件の確保、良好な労使関係の形成に寄与。<br>○全国の労働基準監督署、ハローワーク等における労働行政の適確な遂行を担保するために労働行政職員(4,808人※)を対象に必要な専門知識・技能を付与。 | 106,820 | 0 | 1 | 特別 | － | 12011 | 3 | － | － | － | － | 7_b_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 2365 | 厚生労働省 | 14 | | 908 | | 独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費 | | 内外の労働問題や労働政策について、総合的な調査研究等を行うとともに、その成果を活用した行政職員等に対する研修を実施することにより、労働政策の立案や労働政策の効果的で効率的な推進に寄与し、労働者福祉の増進と経済の発展に資すること。 | ○労働行政分野の政策課題(雇用、労働条件、人材育成、労使関係等)や、国内・海外の労働現場の最新の事情・動向について、厚生労働省の要請に基づき公平・中立の立場から体系的・継続的な調査研究を実施し、労働政策の企画・立案をサポート。また、機構が蓄積した調査研究の成果を、労使関係者をはじめ広く国民に普及を図ることにより、労働現場における適正な労働条件の確保、良好な労使関係の形成に寄与。<br>○全国の労働基準監督署、ハローワーク等における労働行政の適確な遂行を担保するために労働行政職員(4,808人※)を対象に必要な専門知識・技能を付与。 | 1,903,123 | 0 | 1 | 特別 | － | 12012 | 3 | － | － | － | － | 7_b_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 2366 | 厚生労働省 | 14 | | 909 | | 独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費 | | 独立行政法人労働政策研究・研修機構での業務の確実かつ円滑な遂行を図るため、施設の老朽化等を勘案し、計画的に改修、更新を行う。 | 独立行政法人労働政策研究・研修機構の本部及び労働大学校の整備又は改修のための経費。(補助率100%) | 48,708 | 0 | 1 | 一般 | － | 95 | 2 | － | － | － | － | 4_a1_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 2367 | 厚生労働省 | 14 | | 909 | | 独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費 | | 独立行政法人労働政策研究・研修機構での業務の確実かつ円滑な遂行を図るため、施設の老朽化等を勘案し、計画的に改修、更新を行う。 | 独立行政法人労働政策研究・研修機構の本部及び労働大学校の整備又は改修のための経費。(補助率100%) | 53,995 | 0 | 1 | 特別 | － | 12011 | 2 | － | － | － | － | 4_a1_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 2368 | 厚生労働省 | 14 | | 909 | | 独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費 | | 独立行政法人労働政策研究・研修機構での業務の確実かつ円滑な遂行を図るため、施設の老朽化等を勘案し、計画的に改修、更新を行う。 | 独立行政法人労働政策研究・研修機構の本部及び労働大学校の整備又は改修のための経費。(補助率100%) | 125,436 | 0 | 1 | 特別 | － | 12012 | 2 | － | － | － | － | 4_a1_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 2369 | 厚生労働省 | 14 | | 910 | | 失業中の退職政府職員等に対する退職手当に必要な経費 | | 国家公務員等が退職した後に失業している場合において雇用保険法の規定による失業等給付相当の保障を行うもの。 | 国家公務員退職手当法第10条に基づき国家公務員等が退職した場合に支給される退職手当の額が雇用保険法の規定による給付水準に達しないときに、その差額に相当する額を特別の退職手当として公共職業安定所を通じて支給す | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:○非該当:－) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:○非該当:－) | 競争的資金(該当:○非該当:－) | 独立行政法人向け財政支出(該当:○非該当:－) | SBIR対象(該当:○非該当:－) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2370 | 厚生労働省 | 14 | | 911 | | 中央合同庁舎第5号館施設整備等事業 | | 厚生労働省の庁舎等について、経年により老朽化した設備等の改修・整備を行うことにより、来庁者や職員の利便と公務の能率増進を図ることを目的とする。 | 厚生労働省の庁舎等については、築後21年以上経過しており、老朽化が進行している状況にある。このような状況を踏まえ、個々の設備等の不具合発生頻度(耐用年数)や緊急度により、時宜に応じた計画的な改修や更新等を実施している。<br>平成29年度においては、経年劣化による損傷が著しく、早急な改修が必要となっている、①中央合同庁舎第5号館電気中央監視装置RS盤更新工事、②中央合同庁舎第5号館電灯分電盤更新工事、③中央合同庁舎第5号館空調・衛生中央監視装置更新工事、④厚生労働省電話交換設備更新工事、⑤厚生労働省小川宿舎及び鶴見宿舎の給水給湯設備改修工事、⑥厚生労働省小川宿舎及び鶴見宿舎の排水 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2371 | 厚生労働省 | 14 | | 912 | | 独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等勘定運営費交付金 | | 医薬品等の品質、有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務を行い、もって国民保健の向上に資することを目的とする。 | 下記の業務に運営費交付金を充てている。<br>・審査関連業務のうち、手数料財源になじまない届出事項の処理、医薬品等の再審査やGMP査察等<br>・安全対策業務のうち、副作用情報の受理・収集・評価や情報提供業務の一部等<br>※GMPとは医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準のことを指す。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 7_b_7 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2372 | 厚生労働省 | 14 | | 912 | | 独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等勘定運営費交付金 | | 医薬品等の品質、有効性及び安全性の向上に資する審査等の業務を行い、もって国民保健の向上に資することを目的とする。 | 平成29年度までは、医薬品医療機器総合機構が構築してきた医療情報データベースについては、行政(同機構)のみにおいて試行的な使用を行ってきたが、平成30年度より、医薬品等の安全対策の高度化等に医療ビッグデータを利用できるよう機能向上を図るとともに、製薬企業や研究者等のより幅広いユーザーが使用することが可能な基盤として整備。(先進技術導入部分のみを転換対象として登録)<br><br>※独立行政法人医薬品医療機器総合機構審査等勘定運営費交付金分 | 19,406 | 19,406 | 1 | 一般 | － | 95 | 3 | － | － | － | － | 7_b_2 | 7_b_3 | | | | | | | 該当 | |
| 2373 | 厚生労働省 | 14 | | 913 | | 国立更生援護機関施設整備事業 | | 肢体不自由者等の社会的弱者を受け入れている国立更生援護施設の施設整備を図ることにより、先進的な保健・医療や福祉サービスを提供することを目的とする。 | 障害者リハビリテーションの中核的施設として国が設置する施設の整備工事 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2374 | 厚生労働省 | 14 | | 914 | | 地方厚生局の移転に必要な経費 | | 庁舎等使用調整計画等に基づく地方厚生局の移転等 | 地方厚生局における民間ビル入居部門の国の庁舎への移転に係る設計業務及び改修工事等 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2375 | 厚生労働省 | 14 | | 915 | | 賃金構造基本統計調査費 | | 主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的とする。 | 16大産業に属する常用労働者5人以上を雇用する民営事業所及び常用労働者10人以上を雇用する公営事業所を対象とし、総務省が実施している「事業所母集団データベース」から、産業別、事業所規模別及び都道府県別に抽出した事業所及び労働者について、事業所票及び個人票を用いて、都道府県労働局及び労働基準監督署の職員並びに統計調査員が実地自計の方法により調査を実施し、厚生労働省に提出される。提出された調査票は厚生労働省において審 | 148,992 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_4 | | | | | | | | 該当 | |
| 2376 | 厚生労働省 | 14 | | 916 | | 教育訓練講座受講環境整備事務費 | | ①講座指定に当たっての調査:教育訓練給付の対象講座の指定に当たり、各講座の教育訓練の内容等が指定要件に該当するか等を確認するために実施。<br>②指定講座に関する情報提供:指定講座の内容、実績等について、講座の受講希望者が的確な情報を得られるようにするために実施。 | ①指定申請書類について、書類の不備等を確認した上で、必要に応じて教育訓練施設に対し調査を行う。また、教育訓練施設からの相談対応も行う。<br>②「教育訓練講座検索システム」として、インターネット上で公開。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | 5_a4_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 2377 | 厚生労働省 | 14 | | 917 | | 過誤納保険料の払戻し等に必要な経費<br>(年金特別会計国民年金勘定) | | ・国民年金保険料を前納した被保険者に対し、厚生年金等の被用者年金制度の加入により生じた過誤納保険料の払戻し等を行う。<br>・外国居住者に対する年金の支払いにおいて、年金の送金時とその支払取消時による戻入時の為替レートの差額を日本銀行へ補填金として支払う。<br>・同一人に対して、厚生年金保険法による年金の給付の支給を停止して国民年金法による年金を支給する場合、国民年金法による年金を受ける権利が生じた月の翌月以降の分として既に支払われていた厚生年金法による年金は過払い分として国に納付することになるが、手続きの軽減から国民年金法による年金の給付の内払いとし、既に支払われていた当該額は支払調整金として国民年金勘定から厚生年 | ・過誤納に係る国民年金保険料の払戻し等については、納付者の請求に基づき随時払戻しを行う。<br>・日本銀行の請求(四半期毎に年4回)に基づき、為替取組上生じた差減に充てるための補填金を支払う。<br>・年金の最終支払月である3月に、支払調整金が確定することから3月末に国民年金勘定から厚生年金勘定等に繰り入れを行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2378 | 厚生労働省 | 14 | | 918 | | 過誤納保険料の払戻し等に必要な経費<br>(年金特別会計厚生年金勘定) | | ・事業主より徴収した厚生年金保険料について、過徴収が生じた場合の過誤納保険料の払い戻し等を行う。<br>・外国居住者に対する年金の支払において、年金の送付時とその支払取消による戻入時の為替レートの差額を日本銀行へ補填金として支払う。<br>・同一人に対して、国民年金法による年金の給付を停止して厚生年金保険法等による年金を支給する場合、厚生年金保険法等による年金を受ける権利が生じた月の翌月以後の分として既に支払われていた国民年金法による年金は過払い分として国に納付することになるが、手続きの軽減から厚生年金保険法等による年金の給付の内払いとし、既に支払われていた当該額は支払調整金として厚生年金勘定から基礎年金勘定等への繰り入れを行う。 | ・過誤納に係る厚生年金保険料の払戻し等については、納付者の請求に基づき随時払い戻しを行う。<br>・日本銀行の請求(四半期毎に年4回)に基づき、為替取組上生じた差減に充てるための補填金を支払う。<br>・年金の最終支払月である3月に、支払調整金が確定することから、3月末に厚生年金勘定から基礎年金勘定等に繰り入れを行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2379 | 厚生労働省 | 14 | | 919 | | 都道府県労働局等施設整備に必要な経費 | | 都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所の行政運営に必要な施設整備(老朽・狭隘化解消のための庁舎新営、安全確保のための改修等)を通じて、行政運営の効率化及び利用者利便の向上を図る。 | 主な事業内容は、庁舎新営、耐震改修工事、屋上防水工事、空調整備改修工事、太陽光発電設備設置工事等である。<br>事業実施の態様として、国土交通省各地方整備局に支出委任を行う場合と各労働局が直接実施する場合がある。<br>大規模工事を行う必要がある場合には、各労働局が国土交通省の各地方整備局(営繕事務所)に協議を行い、整ったものについて、厚生労働省の予算を支出委任して行っている。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2380 | 厚生労働省 | 14 | | 920 | | 障害福祉サービス等報酬改定影響検証事業 | | 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定等の影響について調査・分析することにより、次期報酬改定(平成30年度)の検討における基礎資料を得ることを目的とする。 | 次期報酬改定(平成30年度)の検討における基礎資料として、各事業所におけるサービス提供の実態や職員の処遇状況等を調査・分析する。<br>① 障害福祉サービス等報酬改定検証調査<br>② 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_3_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2381 | 厚生労働省 | 14 | | 923 | | 地域活性化雇用創造プロジェクト | | 地域においては、良質・安定的な雇用につながる生産性の高い事業の創出に向け、地域経済の新陳代謝と新事業へのチャレンジといったことが求められている。こうした地域の課題を解決するため、産業政策と一体となった安定的な正社員雇用機会の創出のための支援を行い、ひいては地域における生産性の向上や経済的基盤の強化に資することを目的とする。 | ①地域活性化雇用創造プロジェクト<br>各都道府県の提案する産業政策と一体となって雇用を創出する事業から、コンテスト方式により、安定的な正社員雇用の創造効果が高い事業を選定し、その費用について補助を行う(実施期間最大3年間、補助率8割(雇用創造効果に応じて年間上限10億円))。事業を選定された都道府県は、地域の関係者(自治体、経済団体、金融機関、教育・研究機関等)で構成する協議会を設置した上で事業を実施する。<br>②地域活性化雇用創造プロジェクト関連融資利子補給事業<br>地域活性化雇用創造プロジェクトに参加する企業であって、融資期間内に一定数以上雇用を増加させることを誓約したものに対し、金融機関に当該融資に係る利子補給(支給期間最大5年間、支給率最大1.0%)を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2382 | 厚生労働省 | 14 | | 924 | | 65歳超雇用推進助成金 | | 高年齢者の雇用の推進を図るため、高年齢者が健康で、意欲と能力がある限り、年齢に関わりなく働ける生涯現役社会を実現していくことを目的とする。 | 65歳以上への定年の引上げ等(65歳超継続雇用促進コース)や高年齢者の雇用環境整備の措置の実施(高年齢者雇用環境整備支援コース)、有期契約の高年齢者を無期雇用へ転換(高年齢者無期雇用転換コース)を実施する事業主に対して助成を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2383 | 復興庁(厚生労働省) | 8 | 新30 | 2 | | 長期避難者の早期帰還のための介護サービス提供体制再生事業 | | 避難指示解除区域へ帰還した後の生活に必要不可欠な介護サービスの確保を図り、住民の帰還を促進するため、生活環境整備のための施策の一つとして、復興・創生期間(平成32年度末まで)を終期として時限的に、介護事業者(入所施設及び居宅サービス(訪問系居宅サービス))に対する運営支援のための措置を講じ、同期間において、既に再開した施設の運営の維持及び震災前に行われていた介護事業の運営の回復を目指す。 | (1)入所施設<br>避難指示解除区域等の介護施設を対象に、長期避難者の受け入れに対応するサービス提供体制を構築することによる緊急的な財政負担の軽減を目的として、特例的に助成を行う。<br>(2)居宅サービス(訪問系居宅サービス)<br>避難指示解除区域の居宅サービスのうち、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、及び訪問リハビリテーションが安定的に提供されるよう、事業の再開を促進することを目的として、特例的に助成を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2384 | 復興庁(厚生労働省) | 8 | | 60 | | 保健衛生施設等施設・設備災害復旧費補助金(保健衛生施設等設備整備費補助金含む) | | 保健衛生施設等施設・設備災害復旧事業<br>東日本大震災により被害を受けた保健所、火葬場、精神科病院等の保健衛生施設等について、施設及び設備の早期復旧を支援し、地域住民の健康確保や疾病予防等、公衆衛生の確保を図る。 | 保健衛生施設等施設・設備災害復旧事業<br>東日本大震災により被害を受けた保健所、火葬場、精神科病院等の保健衛生施設等について、施設及び設備の復旧に必要な経費の一部を補助する。<br>【補助先】被災した保健衛生施設等を設置する都道府県、市町村、医療法人等<br>【補助率】定額、2／3、1／2、1／3(特別立法及び予算措置により補助率の嵩上げを行っている) | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_1_2 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額(千円) | 左記うち要望額うち科技予算額(千円) | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:〇 非該当:－) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:〇 非該当:－) | 競争的資金(該当:〇 非該当:－) | 独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－) | SBIR対象(該当:〇 非該当:－) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2385 | 復興庁（厚生労働省） | 8 | | 61 | | 国民健康保険団体連合会等補助金 | | 東日本大震災の被災者に対する一部負担金の免除等（以下「特別措置」という。）について、医療機関等に対して周知することにより、もって、国民健康保険事業の円滑な運営を期すことを目的とする。 | 〇補助対象事業（定額補助）<br>「被災者に対する特別措置についての周知事業」<br>　国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会が特別措置について、医療機関等に対して周知を行う事業<br>（平成24年度より） | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2386 | 復興庁（厚生労働省） | 8 | | 62 | | 災害臨時特例補助金（医療保険分） | | 東京電力福島第一原発事故により設定された避難指示区域等に住所を有する被保険者について、医療保険の窓口負担（一部負担金）及び保険料（税）免除等の特別措置を実施した医療保険者等に対して財政支援をすることにより、健康保険事業等の円滑・適正な運営を確保することを目的とする。 | 東京電力福島第一原発事故により設定された避難指示区域等に住所を有する被保険者に係る特別措置として、全国健康保険協会、健康保険組合については医療機関での窓口負担（一部負担金）の免除措置、市町村国保、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合については、医療機関での窓口負担（一部負担金）免除措置及び保険料（税）免除措置を実施した医療保険者等に対し、当該免除額に対して財政支援するものである。<br>【交付金額】<br>〇全国健康保険協会・・・免除総額の１０／１０以内の額<br>〇健康保険組合・・・免除総額に対し、健康保険組合の財政力に応じて１/３～３/３以内の額<br>〇市町村国保、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合・・・免除総額の６/１０以内の額 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2387 | 復興庁（厚生労働省） | 8 | | 63 | | 東日本大震災復旧・復興に係る特定健康診査・保健指導に必要な経費 | | 東日本大震災の被災者に係る特定健康診査の受診機会を確保するため、保険者に対し、特定健康診査事業に要する経費の一部を補助するもの。 | 東日本大震災の被災者である被保険者等に対する特定健康診査事業について、以下の助成を行う。<br>①被災者の特定健康診査に係る自己負担額を免除した保険者について、その免除した額に相当する額を助成する。<br>②被災者が避難元ではなく、避難先の保険者が契約する健診機関等で特定健康診査を受診した場合、避難先の保険者から避難元の保険者に特定健康診査に要した費用を請求する。これにより、避難元の保険者が自ら特定健康診査を実施したときよりも高額の費用負担をすることとなった場合、避難先の健診費用と避難元の健診費用の差額に相当する額を助成する。<br><br>実施主体：保険者（全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険組合、市町村） | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2388 | 復興庁（厚生労働省） | 8 | | 64 | | 食品汚染物質の安全性検証推進事業 | | 食品中の放射性物質の基準値（平成24年4月施行）について、食品中の放射性物質の含有状況や摂取状況を調査し継続的に検証を行うことにより、食品の安全性を確保す | 食品中の放射性物質の含有状況調査及び年齢、地域、季節ごとの実際の食品からの放射性物質の摂取量調査を行う。 | 76,272 | 0 | 5 | 特別 | 〇 | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_c_6 | | | | | | | 該当 | |
| 2389 | 復興庁（厚生労働省） | 8 | | 65 | | 輸入食品の監視体制強化等事業 | | 平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故を端緒とする食品の放射性物質の汚染について、各自治体が実施している食品中の放射性物質のモニタリング検査を補完し、飲食物に起因する放射性物質の危害防止、国民の健康保護を図るとともに市場に流通している食品について国民の安全・安心を高めることを目指す。 | 食品中の放射性物質のモニタリング検査の実施に際して検査機器の設置台数が少ない等の理由で実施が困難な自治体から、厚生労働省所管の試験研究機関及び検疫所で検査を受入れ、各地方自治体が必要とする検査を補完する。（平成26年度まで）<br>　また、市場への流通品等を対象に食品中に含まれる放射性物質の実態検査の実施・確認しているが、これらの検査結果も含め地方自治体で検査された結果を厚生労働省及び国立保健医療科学院のHP上に公表する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | 3_c4_5 | | | | | | | 非該当 | |
| 2390 | 復興庁（厚生労働省） | 8 | | 66 | | 株式会社日本政策金融公庫出資金 | | 株式会社日本政策金融公庫（以下、「公庫」という。）（国民一般向け業務）が、直接的または間接的に東日本大震災の被害を受けた生活衛生関係営業者等を対象とした生活衛生関係営業東日本大震災復興特別貸付等を積極的に実施することにより、被災した生活衛生関係営業者等における資金調達の円滑化を図る。 | 東日本大震災の発生に伴い、被災した中小企業者等に対する東日本大震災復興特別貸付等の実施を踏まえ、国は公庫に対し公庫（国民一般向け業務）の財政基盤強化を図るために必要な出資金を措置している。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2391 | 復興庁（厚生労働省） | 8 | | 68 | | 原子力災害対応雇用支援事業 | | 長引く原子力災害の影響により、福島県における雇用の復興にはなお時間を要するとともに、依然として多くの被災者が避難する状況が続いており、平成28年度以降、避難指示区域の解除等を契機に、県外避難者や、長期の非就労状態にあった方が労働市場に流入することが予想されるため、こうした方々の雇用が安定するまでの準備期間に限り、次の雇用までの一時的な雇用の場を確保し、生活の安定を図る。 | 福島県に造成している基金を積み増す等により、「原子力災害対応雇用支援事業」を創設。<br>福島県内の自治体は、国又は県から事業に要する経費の交付を受け、一定の要件を満たす事業を民間企業等に委託する。<br>事業実施期間：平成29年度末まで（平成29年度末までに開始した事業は平成30年度末まで）<br>実施地域：福島県全域<br>福島県被災求職者：①福島県に所在する事業所に雇用されていた者　②福島県に居住していた者　のいずれかに該当し、<br>　　かつ過去1年間に福島県内で震災等対応雇用支援事業または原子力災害対応雇用支援事業以 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2392 | 復興庁（厚生労働省） | 8 | | 69 | | 子育て支援事業設備等復旧支援事業費補助金 | | 東日本大震災により被災した児童福祉施設等について、当該事業の復旧に要する初期契約費用、再開等準備費用等の一部を補助することで事業再開に向けた支援を行い、もって東日本大震災の被災地における子育て支援サービスの確保等を図ることを目的とする。 | 被災した児童福祉施設等について、その復旧に要する礼金や手数料といった初期契約費用、再開等準備費用（賃金、移転料、改修費、備品費等）に対する補助を行うもの。<br><br>〇実施主体　県、指定都市、中核市<br>〇補助率　　定額 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2393 | 復興庁（厚生労働省） | 8 | | 70 | | 児童福祉施設整備費 | | 東日本大震災により被災した施設の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する経費の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保することを目的とする。 | 東日本大震災を受け、被災した児童福祉施設等の復旧事業について、実地調査等により被害額を確定した上で、その復旧に要する経費の一部を補助する。<br><br>〇国庫補助率の引き上げ<br>１／２　→　２／３　（例：児童相談所など）<br>１／３　→　１／２　（例：児童厚生施設など）<br><br>〇激甚法の対象施設（保育所、児童養護施設など）<br>１／２　→　１／２に加え一定率（※）を嵩上げ　　※自治体の復旧負担総額や財政状況に応じ決定され、通常の国の負担割合に加算 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2394 | 復興庁（厚生労働省） | 8 | | 71 | | 被災地における福祉・介護人材確保事業 | | 東日本大震災によって甚大な被害を受け、福祉・介護人材の確保が特に困難になっている福島県相双地域等における介護人材の確保に資する施策の一つとして、福島県外から当該地域への福祉・介護人材の安定的な参入及び定着促進を図ることを目的とする。 | 福島県外からの就職予定者に対し、福島県相双地域等の介護施設等における就労を条件とした奨学金（学費15万円（上限）、就職準備金30万円）の貸与や、貸付対象者が他地域から就労する者であることに配慮し、現地の住宅情報の提供等、住まいの確保を支援する。<br><br>補助率１０／１０ | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2395 | 復興庁（厚生労働省） | 8 | | 72 | | 社会福祉施設等施設整備 | | 東日本大震災を受け、被災した障害者施設等の復旧事業について、実地調査を行い被害額を確定した上で、その復旧に要する経費の一部を助成することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保すること | 東日本大震災により被災した障害者施設等を復旧しようとする場合、復旧に要する費用の３分の２を補助する。（通常の２分の１から嵩上げ） | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2396 | 復興庁（厚生労働省） | 8 | | 73 | | 障害者等災害臨時特例補助金 | | 東日本大震災により被災した者について、市町村が障害児通所給付費等及び介護給付費等の免除を行うことにより、障害児者が適切なサービス提供を受けられる環境整備を図ることを目的とする。 | 東京電力福島第一原子力発電所事故による避難指示区域等に住所を有する障害福祉サービス等の利用者について、市町村が利用者負担免除を行った場合は、利用者負担相当額について国がその全額を補助する。（補助率：10/10） | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2397 | 復興庁（厚生労働省） | 8 | | 74 | | 社会福祉施設等設備災害復旧費等補助金 | | 東日本大震災により被災した被災事業所等の事業再開に当たって必要な設備の復旧を行い、被災地における障害福祉サービスの確保を図るとともに、非常用自家発電機の設置に対する支援を行い、人工呼吸器等の機器を必要とする障害児・者の生命及び健康の保持に資することを目的とする。 | ●障害者支援施設等の事業復旧にかかる設備整備（補助率：１０／１０）<br>　被災地における障害福祉サービスを確保するため、今回の震災を受け被災した障害福祉サービス事業者に対し、事業再開に要する経費に関する、国庫補助事業を創設し、復旧支援を行う。<br>●障害者支援施設等における自家発電機の設置（補助率：１／２）<br>　障害者施設等には、発汗障害があることから自ら体温調整ができない者や人工呼吸器による呼吸管理が必要な者が入所しており、長期化する電力の需給調整下における不測の停電等により、生命をおびやかす事態が想定されることから、当該施設が非常用自家発電機の設置を進めるにあ | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2398 | 復興庁（厚生労働省） | 8 | | 75 | | 障害福祉サービスの事業再開支援事業 | | 被災障害福祉圏域ごとに障害福祉サービス復興支援拠点を設置し、福祉人材等のマンパワー確保、障害児施設の移行支援や就労支援事業所の活動支援等を行うことにより、被災地における障害児・者に対する福祉サービスが円滑に提供できる体制を整備し、被災地の事業所が復興期に安定的に運営されることを目的とする。 | 甚大な被害を受けた被災地の事業所が、復興期において安定した運営ができるようにするため、被災障害福祉圏域ごとに障害福祉サービス復興支援拠点を設置し、福祉人材等のマンパワー確保のための支援や就労支援事業所の活動支援等を行う被災３県に対して、必要な費用の補助を行う。（補助率定額10/10） | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 2399 | 復興庁（厚生労働省） | 8 | | 76 | | 精神障害者保健福祉対策 | | 平成２３年東日本大震災の発生直後より、被災者の精神保健面での健康支援（心のケア）のため、専門職種で構成する「心のケアチーム」が全国から派遣され、被災者の健康支援を行った。その後、徐々に活動を縮小し、被災地から撤退したが、震災によるPTSDやストレスは長期間継続することが過去の震災により明らかになっており、心のケアのニーズが強いことから、岩手、宮城、福島の３県に「心のケアセンター」を設置し、保健師、看護師、精神保健福祉士、臨床心理士などの専門職種による、心の不調を訴える被災者の心 | 岩手県、宮城県、福島県において、地域の医療機関や市町村等と連携しながら、被災者の心のケアのための相談支援等を実施する。<br>（補助率：定額[１０／１０]） | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成三〇年度当初予算案うち科技予算額[千円] | 左記うち要望額うち科技予算額[千円] | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当：〇 非該当：－） | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当：〇 非該当：－) | 競争的資金(該当：〇 非該当：－) | 独立行政法人向け財政支出(該当：〇 非該当：－) | SBIR対象（該当：〇 非該当：－） | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2400 | 復興庁（厚生労働省） | 8 | | 77 | | 介護保険災害臨時特例補助金 | | 東日本大震災により被災した介護保険の被保険者について、保険者である市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）が行う第一号保険料の減免や利用者負担の免除等の措置等に対して補助することにより、介護保険事業運営の安定化を図る。 | 東日本大震災により被災した介護保険の被保険者について、保険者である市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。）が第一号保険料や利用者負担を減免した場合に、当該減免額に対して全額財政支援を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |